

**平成 28 年度**

**主要施策の成果に関する調書**

決算・定額運用基金の付属資料



**広島県 安芸太田町**

# 目 次

## 決 算

概要	1 頁
財政の状況（一般会計）	2 頁
一般会計	
総務課 総務担当	9 頁
〃 財政管財担当	37 頁
地域づくり課	41 頁
企画課	52 頁
税務課	57 頁
住民生活課	62 頁
児童育成課	80 頁
産業振興課	85 頁
商工観光課	103 頁
建設課	116 頁
健康づくり課	132 頁
福祉課 福祉事務所	137 頁
議会事務局	153 頁
監査委員	154 頁
教育委員会 学校教育課	155 頁
〃 生涯学習課	178 頁
農業委員会	193 頁
選挙管理委員会	194 頁
国民健康保険事業特別会計	197 頁
後期高齢者医療事業特別会計	204 頁
介護保険事業特別会計	207 頁
介護サービス事業特別会計	215 頁
簡易水道事業特別会計	216 頁
農業集落排水事業特別会計	219 頁
特定環境保全公共下水道事業特別会計	221 頁
筒賀財産区特別会計	223 頁
定額運用基金の概要	226 頁

## 1 概要

平成 28 年度における国の経済情勢は、アベノミクスの取り組みの下、経済再生・デフレ脱却に向けた進展がみられた。同時に企業収益も高水準で推移し、人手不足感もみられる中で、春闘の賃上げ率も 3 年連続で 2 % を超える高い水準となるなど、雇用・所得環境が大幅に改善するに至った。加えて、名目 GDP、実質 GDP、GDP デフレーター等の経済指標も 18 年ぶりに揃って前年度プラスとなるなど、日本経済が再生する中、税収の増加等を中心に財政健全化が進んだ。

こうした景況を後押しするため、国は一億総活躍社会の実現を掲げ、平成 28 年度予算編成方針において、子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、地方創生の本格展開を進めることで国と地方が連携し、更なる経済再生と財政健全化を目指すことを謳っている。

本町においてもこれに足並みを揃える形で、まちづくりの基本計画である「第二次長期総合計画」及び安芸太田町の地方創生戦略「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定めるリーディング施策に重点的に予算を配分し、定住促進や産業の活性化を図ることで、地域再生に取り組んできた。また、従来から進めてきた財政健全化の取り組みを確固たるものとするため、平成 28 年 3 月に第 2 次行財政改革大綱を策定し、効率的な行政運営に向けて新たな取り組みを開始したところである。

平成 28 年度の一般会計決算状況を分析すると、歳入総額では△7.8%の減となった。これは小・中学校施設整備事業の順次完了による国庫支出金と町債の大幅な減が影響している。

一方歳出総額においても△6.5%の減となった。義務的経費については臨時福祉給付金の支給対象者の拡大により扶助費が 7.1%の増、公債費が元利償還金の減少により△1.8%の減となった。投資的経費については総額では△32.0%の大幅減となった。このうち補助事業が小・中学校施設整備事業の順次完了により△26.9%、単独事業についても同じく小・中学校施設整備事業に連動した単独事業の減少により△53.5%となった。

その他の経費は、物件費がふるさと納税推進事業等により 12.3%の増、補助費等が山県郡西部衛生組合の解散に伴う関連補助金の増により 6.3%の増となっている。

経常収支比率は、分母（財源）となる地方税、譲与税、交付金、地方交付税や臨時財政対策債等の自由に使える経常一般財源等の減により、前年度の 89.3%から 90.7%に悪化した。

今後は、引き続き普通交付税の特例措置である合併算定替の縮小により減収が見込まれるとともに、近年の大型事業である病院の改築や学校施設整備といった事業に充てた町債の償還が順次始まるため、厳しい財政運営が避けられない状況にある。

このため、地方創生の取り組みを加速化し、定住人口の増大を図るとともに、行財政改革を着実に進めることで、歳入の確保と行政経費の削減を図り、持続可能で効果的な財政運営に努めていく。

## 2 財政の状況（一般会計）

### （1） 決算収支

#### ① 歳入歳出総額

歳入総額は前年度に比べ△753,891千円、△7.8%の減となり、歳出総額は△588,560千円、△6.5%の減となった。

平成21～22年度は経済対策等によって増加に転じ、23年度が減額、24年度に微増した後、25～28年度は大型の普通建設事業により大幅な増となったが、28年度で大型の普通建設事業は終了した。

#### ② 実質収支（歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いたもの）

前年度と比較して△165,368千円、△37.1%の減となった。

#### ③ 単年度収支（当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもの）

△113,574千円、△219.3%の大幅減となった。

#### ④ 積立金

財政調整基金等に226,336千円を積み立て、前年度比では△32,219千円、△12.5%の減となった。

#### ⑤ 実質単年度収支（単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額及び地方債繰上償還額）を足し、実質的な赤字要素（財政調整基金取崩し額）を控除したもの）

63,368千円となり、前年度比では△143,393千円、△69.4%の減となった。

なお、以降の数値は決算統計のルールに基づいて集計した性質別のものであり、決算書との数値とは異なる場合がある。

（単位：千円，％）

区 分		平成28年度	平成27年度	差引額	前年度比
歳入総額	A	8,854,220	9,608,111	△753,891	△7.8
歳出総額	B	8,474,061	9,062,621	△588,560	△6.5
歳入歳出差引額(A-B)	C	380,159	545,490	△165,331	△30.3
翌年度に繰り越すべき財源	D	99,896	99,859	37	0.0
実質収支 (C-D)	E	280,263	445,631	△165,368	△37.1
単年度収支	F	△165,368	△51,794	△113,574	△219.3
積立金	G	226,336	258,555	△32,219	△12.5
繰上償還金	H	2,400	0	2,400	皆増
積立金取崩し額	I	0	0	0	—
実質単年度収支 (F+G+H-I)		63,368	206,761	△143,393	△69.4

## (2) 歳入

### ① 町税（現年課税分）

個人住民税において所得割が△4,419千円の減、法人住民税は法人税割が3,861千円の増で、町民税全体で△1,091千円、△0.5%の減となった。固定資産税は土地が△1,211千円の減、家屋が1,688千円の増、償却資産が△3,100千円の減、国有資産市町村交付金が△2,495千円の減となり、固定資産税トータルで△5,118千円、△0.9%の減となった。軽自動車税は課税額引上げにより3,764千円、18.3%の大幅増、市町村たばこ税は△1,521千円、△3.9%の減となった。

### ② 町税全体（滞納繰越分を含む）

滞納者の固定化により徴収率が△0.2%の減で97.8%と低下した。総額では前年度比△4,073千円、△0.5%の減となった。

### ③ 国庫支出金

小・中学校施設整備事業の順次完了に伴う学校施設環境改善交付金の減により、△304,944千円、△32.0%の大幅減となった。

### ④ 県支出金

新規事業である未来の地域づくり応援交付金等により、25,437千円、5.0%の増となった。

### ⑤ 町債

小・中学校施設整備事業が順次完了したことにより、△436,605千円、△23.4%の大幅減となった。

### ⑥ 歳入合計

前述の小・中学校施設整備事業の影響により、前年度比で△753,891千円、△7.8%の大幅減となった。

(単位：千円、%)

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	差引額	前年度比
町 税	865,081	869,154	△4,073	△0.5
地方譲与税	61,444	62,185	△741	△1.2
地方交付税	4,236,012	4,253,796	△17,784	△0.4
普通交付税	3,661,479	3,677,485	△16,006	△0.4
特別交付税	574,533	576,311	△1,778	△0.3
国庫支出金	649,483	954,427	△304,944	△32.0
県支出金	530,190	504,753	25,437	5.0
繰入金	94,350	108,696	△14,346	△13.2
町 債	1,428,082	1,864,687	△436,605	△23.4
その他	989,578	990,413	△835	△0.1
歳入合計	8,854,220	9,608,111	△753,891	△7.8

### (3) 歳入の推移

#### ① 町税

合併以来年々減少傾向にある。特に平成 23 年度以降は、東日本大震災を起因とした景気低迷の影響を受け、法人町民税を中心に大幅に減少した。今後も人口減少等により、緩やかな減少が続くものと見込まれる。

#### ② 町債

合併直後は新町建設事業により大幅な増となったが、平成 18 年度以降は財政健全化のために起債総額を抑制してきた。

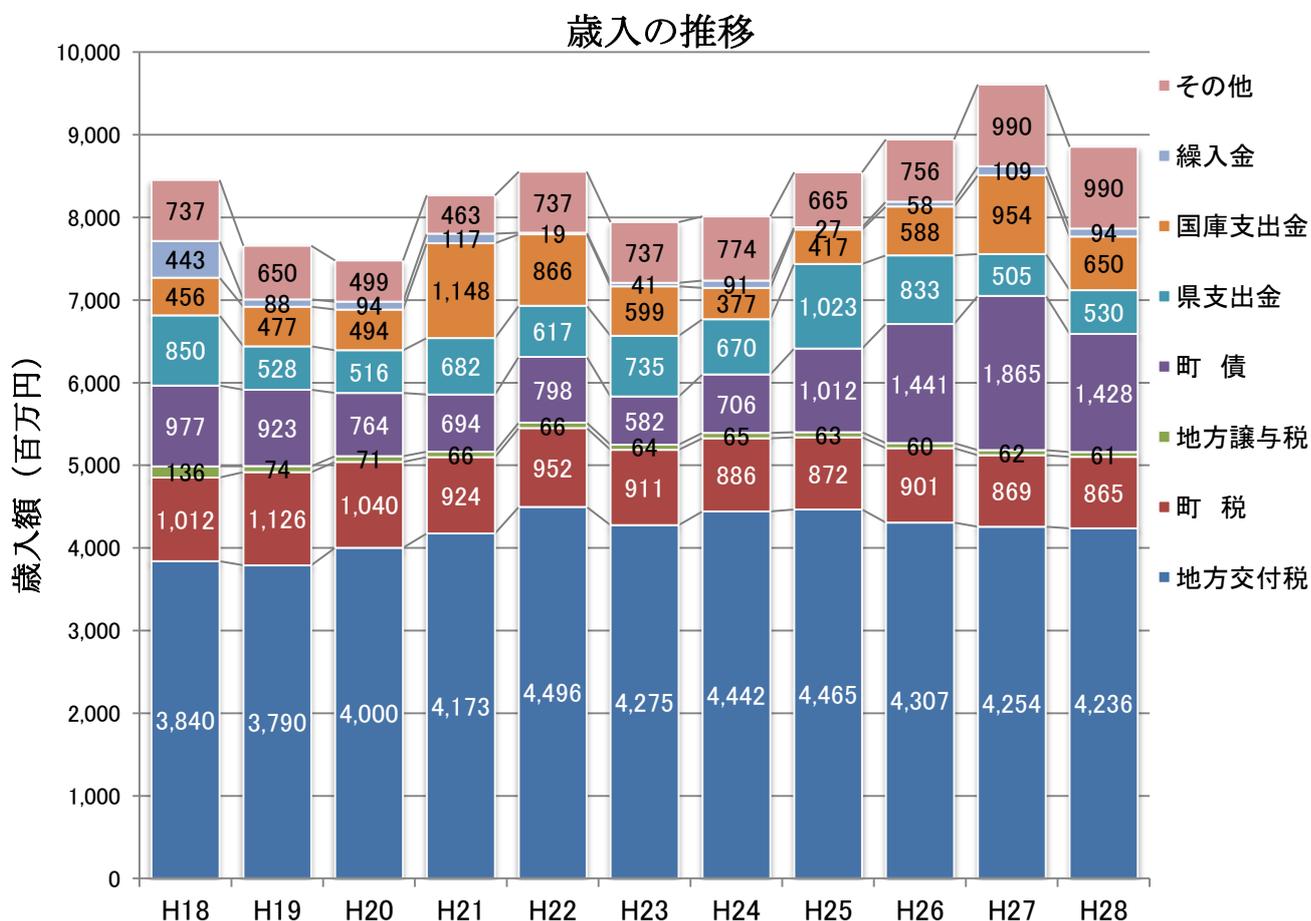
しかし平成 25 年度以降、光ファイバー網整備事業、病院改修事業、小・中学校施設整備事業といった大型事業のため再び大幅に増加した。ただし、平成 28 年度で小・中学校整備事業もほぼ終了したため、今後は起債総額を公債費の元金償還額以内に抑制し、起債残高を減らすことを目指す。

#### ③ 国庫支出金

平成 21～22 年度にかけて緊急経済対策関連交付金で大幅増となっており、平成 27～28 年度は学校施設環境改善交付金で再度大幅増となった。学校改修事業が終了したため、今後は減少していく見込みである。

#### ④ 県支出金

平成 25 年度に地域の元気臨時交付金により一時的に増額となり、平成 28 年度は新規事業である合板・製材生産性強化対策事業補助金や未来の地域づくり応援交付金により増となったが、今後は減少していく見込みである。



(4) 普通交付税の状況

- ① 平成 28 年度の普通交付税は、△16,006 千円、△0.4%減額
- ② 臨時財政対策債の発行可能額は、△52,805 千円、△21.7%減額
- ③ 平成 27 年度より、合併算定替措置が段階的に縮小

(単位：千円，%)

区 分		平成 28 年度	平成 27 年度	差引額	前年度比
基準財政需要額	A	4,506,961	4,532,640	△25,679	△0.6
基準財政収入額	B	841,775	855,155	△13,380	△1.6
交付基準額 (A-B)	C	3,665,186	3,677,485	△12,299	△0.3
交付調整額	D	△3,707	0	△3,707	皆減
交付決定額 (C+D)	E	3,661,479	3,677,485	△16,006	△0.4
臨時財政対策債発行可能額	F	191,082	243,887	△52,805	△21.7
普通交付税+臨財債 (E+F)		3,852,561	3,921,372	△68,811	△1.8

(5) 普通交付税の推移

安芸太田町での算定となる「一本算定」に加え、旧 3 町村が存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定する「合併算定替」の特例措置により、平成 26 年までは毎年 6 億円前後の普通交付税が加算されていた。

しかし合併算定替措置は、平成 27 年度以降 5 年間で順次減額され、平成 31 年度を最後に終了するものであり、平成 32 年度以降、合併に伴う交付税加算措置は完全に無くなる。

一方、新たな制度として「地域の元気創造事業費」や「人口減少等特別対策事業費」等の創設など、各地方自治体がまち・ひと・しごと創生に取り組んだ成果を交付税に反映させ、交付税の交付額にメリハリをつけた制度も生まれており、自治体の努力が試されているともいえる。

また、平成 28 年度より国調人口の著しい減少による影響を抑えるため、過去の国調人口を算定基礎とした 5 年間の緩和措置の補正が導入されている。



(6) 歳出

① 義務的経費

人件費は△0.5%の微減、扶助費は臨時福祉給付金等により 30,026 千円、7.1%の増、公債費は過年度起債償還の終了により△16,869 千円、△1.8%の減となった。義務的経費全体では 6,889 千円、0.3%の増となった。

② 投資的経費

補助事業は小・中学校施設整備事業の順次完了により△537,370 千円、△26.9%の大幅減、単独事業も補助事業に付随して実施した小・中学校施設整備事業の順次完了により△248,778 千円、△53.5%の大幅減で、全体で△792,353 千円、△32.0%の大幅減となった。

③ その他経費

物件費は急増したふるさと納税推進事業等により、128,769 千円、12.3%の増、補助費等が山県郡西部衛生組合解散に伴う新しい処理委託先である広島市の処理場周辺団体への補助金等により 89,724 千円、6.3%の増、積立金がまちづくり基金へ積み立てた広島県の未来の地域づくり応援交付金や、ふるさと未来夢基金へ積み立てたふるさと応援寄附金により 22,871 千円、6.3%の増額となった。

全体では 196,904 千円、5.1%の増となった。

④ 歳出合計

小・中学校施設整備事業による投資的経費の大幅減が影響し、△588,560 千円、△6.5%の減となった。

(単位：千円，%)

区分	平成 28 年度	平成 27 年度	差引額	前年度比
義務的経費	2,695,015	2,688,126	6,889	0.3
人件費	1,307,236	1,313,504	△6,268	△0.5
扶助費	455,267	425,241	30,026	7.1
公債費	932,512	949,381	△16,869	△1.8
投資的経費	1,686,243	2,478,596	△792,353	△32.0
うち補助事業	1,459,554	1,996,924	△537,370	△26.9
うち単独事業	216,153	464,931	△248,778	△53.5
その他の経費	4,092,803	3,895,899	196,904	5.1
うち物件費	1,179,271	1,050,502	128,769	12.3
うち補助費等	1,520,750	1,431,026	89,724	6.3
うち繰出金	789,411	821,844	△32,433	△3.9
うち積立金	357,159	334,288	22,871	6.8
歳出合計	8,474,061	9,062,621	△588,560	△6.5

(7) 歳出の推移

① 義務的経費

公債費は起債償還の減により引き続き減少傾向となっている。しかしながら近年の大型事業の据置期間が終了し、償還が始まる平成 30 年度頃から、しばらく元利償還金が増加することが見込まれている。

扶助費は、臨時福祉給付金の改正による支給対象者拡大により増となった。

人件費は、定年退職者の増加と、行政改革による職員数抑制により、引き続き縮小していく見込みである。

② 投資的経費

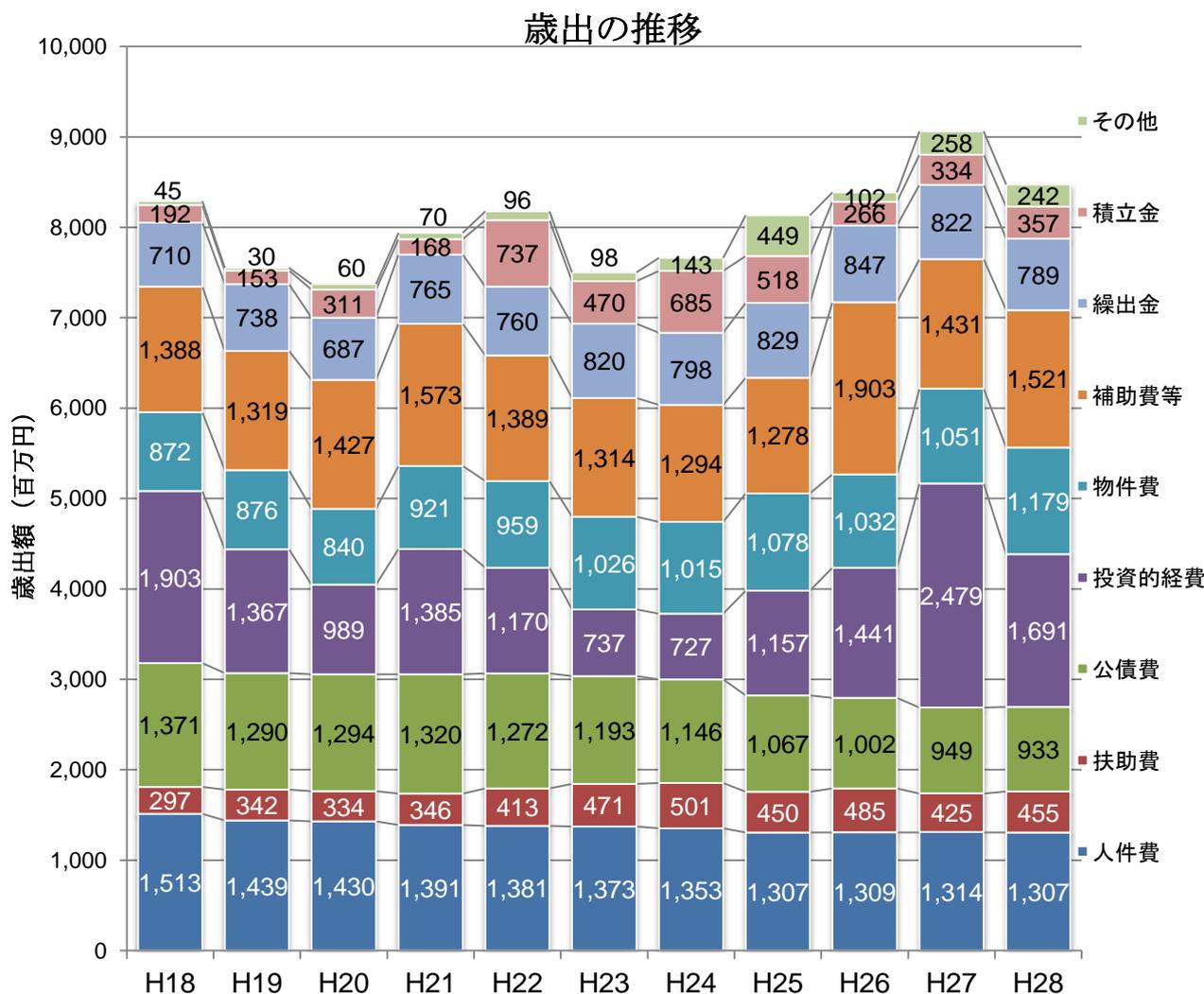
平成 25 年度より普通建設事業の光ファイバー網整備や安芸太田病院改修等で事業費が増加していたが、平成 26 年度から始まった小・中学校施設整備事業は平成 28 年度でほぼ終了したため、平成 29 年度以降の事業費は縮小していく見込みである。

③ 補助費等

山県郡西部衛生組合の解散に伴う広島市関係団体への補助金等により一時的に増となった。

④ 歳出合計

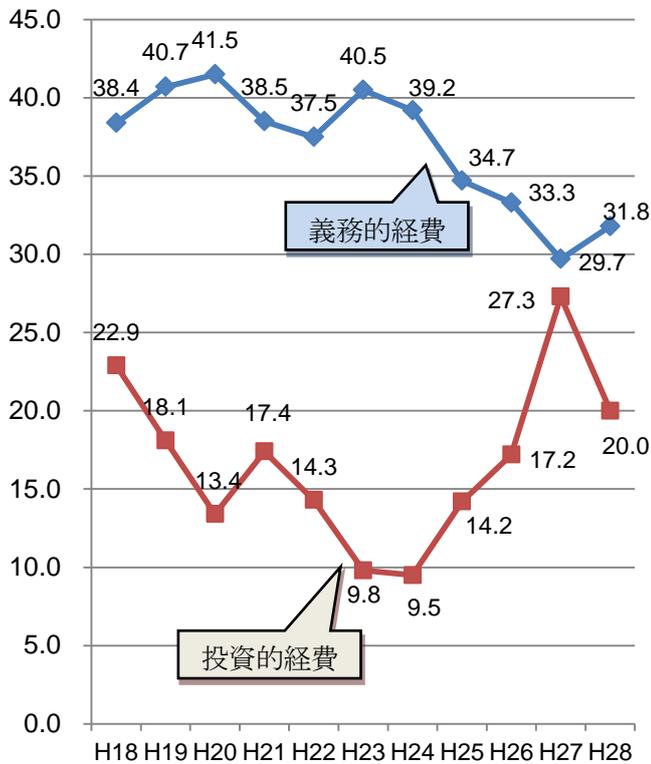
△588,560 千円、△6.5%減の 8,474,061 千円となった



(8) 主な財政指標

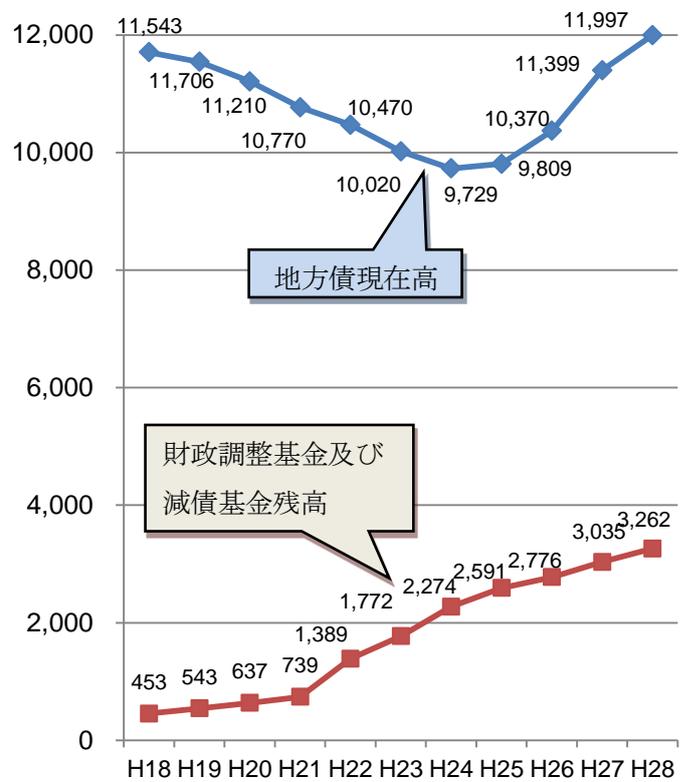
① 歳出構成比の推移

(単位：%)



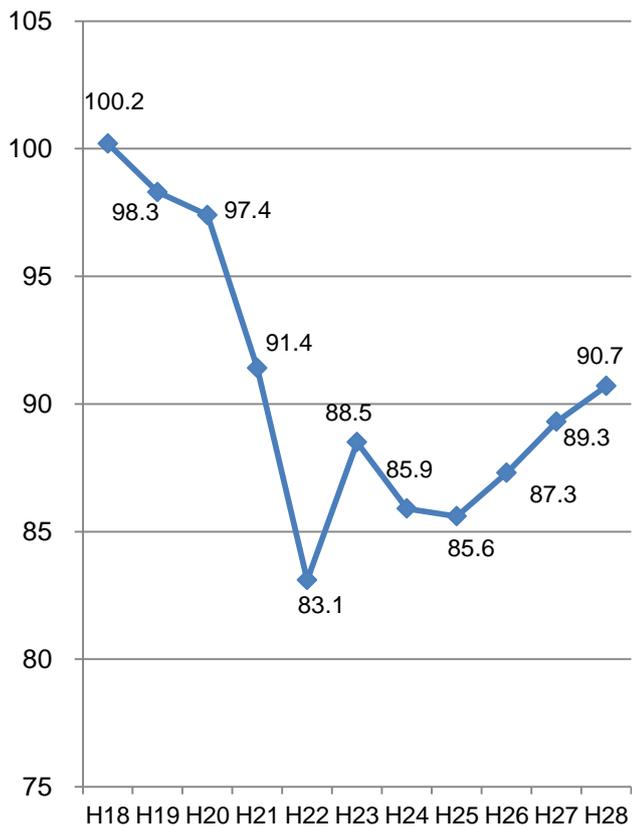
② 地方債現在高等の推移

(単位：百万円)

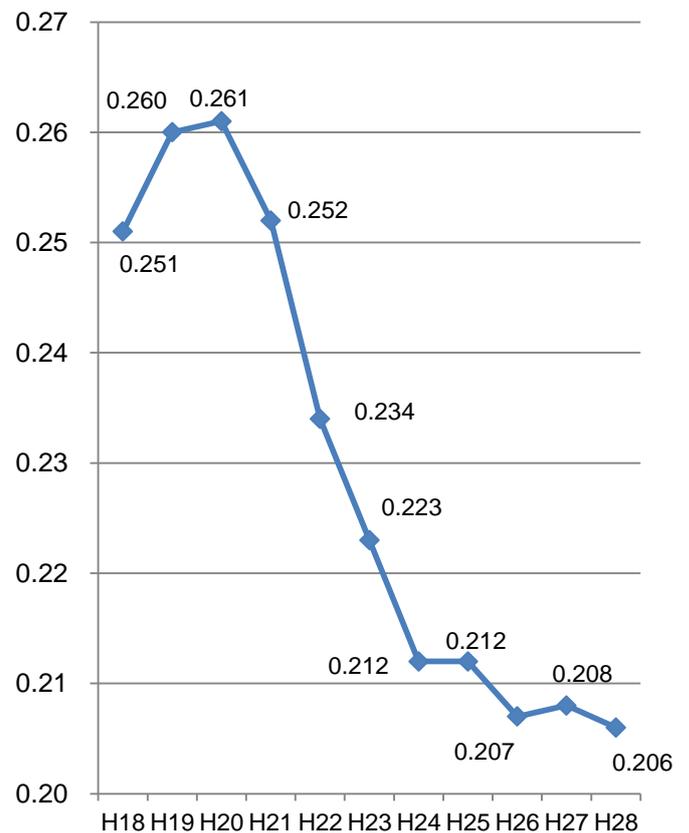


③ 経常収支比率の推移

(単位：%)



④ 財政力指数の推移



□ 一般会計

○ 総務課 総務担当

1 総務管理費

(1) 人事管理事業（決算書 P. 48）

- ・ 職員の定数管理について

① 事業の内容

職員定数は、平成 29 年 4 月 1 日現在、一般事務部局 156 人、その他部局 46 人で、全体では 202 人となっている。

実職員数においては、平成 29 年 4 月 1 日現在、一般事務部局 142 人、その他部局 22 人、全体で 164 人である。

職員定数と実数の状況

(単位：人)

区 分		定 数	実 数	備 考
一般事務部局		156	142	
小 計		156	142	
そ の 他 部 局	議 会	3	3	
	選挙管理委員会	4	(4)	併任
	監査委員の事務部局	3	(1)	併任
	農業委員会	4	(4)	併任
	教育委員会	32	19	
小 計		46	22 (9)	
合 計		202	164	

※ ( ) は、併任。県派遣職員等は除く。

- ・ 職員の定員管理について

① 事業の内容

平成 28 年 3 月に「安芸太田町第 3 次定員適正化計画」を策定し、歳出削減対策の一環として人件費の削減を念頭に置いた職員の定員適正化を推進している。

② 事業の成果と課題

「第 2 次定員適正化計画」においては、ほぼ目標は達成したところであるが、類似団体等との比較では依然として職員数が上回っており、平成 28 年 3 月に策定した「第 3 次定員適正化計画」において、平成 32 年度までに 10 人の職員削減を目標として取り組んでいくこととした（ただし本計画では山県郡西部衛生組合解散に伴う町への採用は加味していなかったため、本件を踏まえた取り組みが必要である）。

今後も、課長職の多くが定年退職を迎える状況であり、第 3 次定員適正化計画との整合性を保ちつつ、計画的な職員採用を実施していく必要がある。

さらに、平成 27 年度から本格運用を開始した再任用制度についても、適正な運用を行うこととする。

- ・ 給与制度について

① 事業の内容及び成果と課題

人事・給与制度改革については、地方公務員法の一部改正に伴い本格的な人事評価制度が義務化され、安芸太田町においても平成 28 年度から人事評価制度を本格実施している。

給与制度面では、人事院勧告を尊重する基本方針のもと、平成 28 年の人事院勧告に基づき、職員の俸給月額を平均 0.17%、勤勉手当 0.1 月の引上げを実施した。今後も、給与制度の適正な運用に努めていく。

#### ア 職員給与費の状況

職員給与費については、各種手当については国の制度を基本として運用している。これまで時間外手当等の削減を含め、給与費削減に努めてきたが、今後の交付税の減額を考慮すれば、前述の定員管理と合わせて引き続き給与費総額の抑制に努めていく必要がある。

#### ○ 給与費の状況（一般会計）

区分	職員数 (人)	給 与 費 (千円)				時間外手当 (再掲：千円)	時間外手当 一人1か月当 (118人) 円
		給 料	期末勤勉手当	その他手当	計		
平成 28 年度	142	542,646	198,441	72,652	813,739	36,404	25,709

#### ○ 職員手当の状況 [平成 29 年 4 月 1 日現在]

区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当
支給職員数	23 人	58 人	126 人	21 人	—
月支給額合計	920,000 円	1,328,200 円	1,650,600 円	382,200 円	—
1人1か月当	40,000 円	22,900 円	13,100 円	18,200 円	—

#### ○ 職員平均給料月額（平均給与月額及び平均年齢の状況）

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
平成 29 年 4 月	308,000 円	361,800 円	42.1 歳	311,100 円	318,700 円	56.5 歳

#### ・ 人事管理について

##### ① 事業の目的内容

人事管理については、平成 18 年 3 月に策定した「安芸太田町人材育成基本方針」により、計画的な人材育成を進めることとする。

##### ② 事業の成果と課題

人事評価制度については、平成 27 年度に制度設計終了後に試行を行い、平成 28 年度から本格的に運用開始した。

職員の能力開発と人材育成を進めるため、今後の運用について、さらに調査・研究を進めていく必要がある。

#### ア 職員数の状況

##### 一般行政職給料表適用職員数

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
29. 4. 1	16	12	25	27	22	21	123

##### 技能労務職給料表適用職員数

	合 計	内 訳
29. 4. 1	6	給食調理員 6

イ 職員の配置状況

職員の配置については、定員適正化計画の推進による職員数の減少により、支所に配置する職員が、合併時と比較して大幅に減少しているのが大きな特徴である。今後の管理職の大量退職を考慮して、職員の能力開発に努め、適材適所の職員配置を実施していく。

平成 29 年 4 月 1 日現在の職員の配置状況は、次のとおりである。

○ 本庁関係

平成 29 年 4 月 1 日現在

所属		職名		主査	主任	主任主事 主任技師等	主事 保育士 保健師	技能労務 育休・休 職派遣等	合計
		課長 主幹等	課長補佐 所長						
総務課		2	3	4	5	2	1	5	22
企画課		1	1		2				4
地域づくり課		1	1		2	1			5
税務課		1	1	1	4	1	1		9
産業振興課		1	1	2	1	1	1		7
商工観光課		1	1	2	1	1	1		7
建設課		1	3	1	2	3	1		11
住民生活課		1	1	2	1	1	2		8
福祉事務所（福祉課）		1	2	4		2			9
健康づくり課		2	1		2	2	2		9
児童育成課		1			1		1		3
保 育 所	加計認定こども園あさひ	1		1	2	1	2		7
	修道保育所		1	1			1		3
	筒賀保育所		2	1					3
	認定こども園とごうち	1		4			2		7
衛生対策室		1	3	2	1				7
会計課		1		1			1		3
議会事務局		1			2				3
小計		18	21	26	26	15	16	5	127
所属		職名		主査	主任	主任主事 主任技師等	主事 保育士 保健師	技能労務 育休・休 職派遣等	合計
		課長 主幹等	課長補佐 場長						
教 育 委 員 会	学校教育課	2	1	1	1		1		6
	生涯学習課	1	1	1			2		5
	幼稚園・学校			1					1
	学校給食		1					6	7
	小計	3	3	3	1		3	6	19
合計		21	24	29	27	15	19	11	146

○ 支所関係

所属 \ 職名	支所長 課長主幹	課長補佐	主査	主任	主任主事 主任技師等	主事 保育士 保健師	技能労務 育休・休職 派遣等	合計
加計支所住民生活課	1	1	4	2		2		10
筒賀支所住民生活課	1	1	3	2		1		8
小 計	2	2	7	4		3		18
総 合 計	23	26	36	31	15	22	11	164

- ・ 機構改革について  
平成 29 年度の組織体制について、山県郡西部衛生組合解散に伴う衛生対策室の設置及び企画部門の充実を図るため、企画課を増員することとした。
- ・ 条例、規則の制定・改廃状況
  - ① 条例の制定 7 件
    - ・ 安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
    - ・ 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
    - ・ 安芸太田町ごみ処理施設設置条例
    - ・ 安芸太田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
    - ・ 安芸太田町特別職及び一般職の旅費の特例に関する条例
    - ・ 安芸太田町衛生対策室設置条例
    - ・ 戸河内町内黒山財産区基本財産の一部を処分する条例
  - ② 条例の一部改正 16 件
  - ③ 条例の廃止 4 件
  - ④ 規則の制定 3 件
  - ⑤ 規則の一部改正 20 件
  - ⑥ 規則の廃止 1 件

(2) 職員不祥事案への対応について

安芸太田町職員は、町政の運営に当たり、公平・公正な立場で、的確かつ適正に業務を執行しなければならない。しかしながら、平成 27 年 1 月に詐欺・収賄事件により本町職員が逮捕されるという不祥事が発生した。そこで町は、町民の皆様の信頼回復に向けて職員の公務員としての意識改革、事務手続きの見直し等の再発防止の取り組みを続けてきた。

しかし、本年 3 月 4 日、当町職員が広島市内県道において単独事故を起こした際、警察の取り調べで酒気帯び運転であることが判明し、道路交通法違反で現行犯逮捕された。さらにその後の内部調査により、当該職員が担当していた平成 27 年度広島県補助金事業における不正処理（不正取得）が発覚した。これは県補助金の実績報告に対し、同時期に実施していた国事業の領収書等を「偽造・改ざん」して用い、補助金を不正に取得したというものであった。これにより全体の奉仕者である公務員としての公平・公正性を著しく損なわせ、町政に対する町民の皆様の信頼を著しく失墜させた。

今回の不祥事案において本人に責任があることはまぎれもない事実であるが、組織としても問題があったことも明らかとなった。それは、組織としてのチェック体制、とりわけ管理監督者の管理責任が全く果たされていないこと、事務手続きがずさん極まりない状態であること、課内の情報共有、職員間のコミュニケーションの欠如等、前回の不祥事と同様の構図が事案の背景にあったことである。これらのことから、前回の不祥事の反省が組織及び職員個々において、自分事としての取り組みになっていなかったことが明確となった。

よってまず、事案の調査により把握した事実関係等を踏まえ、検証結果を公表する。そして再発防止に向けて、より具体的な職員の意識改革・事務事業の改善策を「不祥事再発防止計画」としてまとめ、全職員一丸となって取り組みを進めていく。

**【事案の内容】**

① 事件の経過・概要

平成 29 年	内 容
1 3月4日(土)	元職員が道路交通法違反(酒気帯び運転)で現行犯逮捕
2 3月8日(水)	A団体における 県補助金不正処理(不正取得)事案が発覚 町担当課において調査開始(3月31日まで)
3 3月17日(水)	B団体における県補助金の不正処理(不正取得)事案が発覚
4 4月7日(金)	広島県担当課へ県補助金の不正処理(不正取得)正式報告
5 4月10日(月)	国補助金担当機関へ県補助金の不正処理(不正取得)報告
6	県補助金の不正処理(不正取得)に関して「報道発表」
7 4月17日(月)	第3回懲戒処分等審査委員会開催「町長へ処分量定通知」
8 4月18日(火)	町長における懲戒処分量定の決定
9 4月19日(水)	元職員及び管理監督者2人の懲戒処分発令
10 4月21日(金)	安芸太田町議会第4回臨時議会開催(返還金補正等) 「適正な行政事務確保調査特別委員会」設置
11 5月17日(水)	町監査委員から補助金不正取得調査報告書提出

12	5月26日(金)	町議会「適正な行政事務確保調査特別委員会」開催
13	5月31日(火)	広島県から補助金等返還通知が送達される。
14	6月14日(水)	町議会「適正な行政事務確保調査特別委員会」開催
15	6月16日(金)	平成29年度安芸太田町一般会計補正予算第2号及び第3号議決 (補助金返還金及び加算金)
16	6月27日(火)	広島県へ補助金返還及び加算金支払 合計 902,043円
17	7月3日(月)	第1回安芸太田町職員不祥事防止対策会議開催
18	7月12日(水)	安芸太田町職員説明会開催(全職員対象)

## ② 道路交通法違反(酒気帯び運転)での逮捕の概要

### ア 事件の概要

元職員は、平成29年3月4日(土)午前5時40分過ぎ、広島市南区大須賀町の県道37号において、自家用車で走行中中央分離帯へ衝突する単独事故を起こし、通報後警察の取り調べの際「酒気帯び運転」が判明、現行犯逮捕された。

これは3月4日(土)・5日(日)で予定していた長野県への出張のため、集合場所の広島駅へ自家用車で向かう途中の事故であった。

### イ 道路交通法違反(酒気帯び運転)の詳細内容

#### (ア) 当初視察研修行程以外の行動について

役場内部で決裁を受けていた出張命令(空き家活用先進地視察・長野県長野市)における行程表では、4日(土)早朝に安芸太田町を出発する計画であった。しかし、自己の都合で2～3週間前に友人との懇親会への出席を計画し、前日の3日(金)夜は広島市内の当該懇親会に出席、市内ホテルに宿泊後、4日(土)早朝に他の視察研修メンバーと合流するため広島駅へ向かった。

#### (イ) 飲酒の状況について

- ・飲酒時間：3日(金)19時30分から午前0時頃までの約4時間30分程度
- ・飲酒場所：広島市中区の飲食店2店舗で飲酒
- ・酒類・量：生ビール(中)3杯、日本酒3～4合程度

#### (ウ) 本人からの聞き取り調査

町では、3月5日(日)に本人の聞き取り調査を行った。本人は酒気帯び運転による交通事故であると全面的に認めた。

## ③ 広島県補助金不正処理(不正取得)の概要

### ア 広島県補助金の不正処理(不正取得)の経過

元職員は、平成27年度の広島県補助金4事業に係る事業実績報告書において、同じ地区で採択されていた国の補助金事業の領収書等を偽造して添付し、事業を実施していないにも関わらず、不正に広島県から補助金を受けていた。

### イ 広島県補助金の不正処理(取得)に係る事務の処理状況について

#### (ア) 広島県補助金の名称

平成27年度地域課題解決支援事業補助金

#### (イ) 補助金事業の内容

- ・大学・地域協働による地域課題の解決支援事業

地域リーダー及び住民自治組織等における地域活動を支援するため、大学等の人材派遣等に要する経費を支援する。

区分	概要
補助対象者	中山間地域指定 19 市町の住民自治組織等 (県 → 市町 → 地域団体)
対象経費	大学教員・学生等の旅費、地域活動参画経費 (保険料等)
補助率	10/10 (限度額 300 千円)

(ウ) 地域づくり支援事業

・地域課題の解決を目指した、住民自治組織等 (住民) 主体による「地域づくり計画 (実施計画)」の策定と、その計画の実施経費を支援する。

区分	概要	
	地域づくり支援事業 (計画策定)	地域づくり支援事業 (事業実施)
補助対象者	中山間地域指定 19 市町の住民自治組織等 (県 → 市町 → 地域団体)	
対象経費	計画策定に要する経費 (アンケート調査・アドバイザー旅費等)	計画策定に実施に要する経費 (ハード・ソフトの両方可)
補助率	1/2 (限度額 200 千円)	1/2 (限度額 2,000 千円)

(エ) 不正処理 (不正取得) が行われた補助金事業

No.	事業名	事業費 (円)	県補助金 (円)	不正処理の内容
1	平成 27 年度 A 地区地域づくり支援事業	402,516	200,000	国事業の領収書を偽造して添付
2	平成 27 年度 A 地区大学・地域協働による地域課題の解決支援事業	275,190	275,190	〃
3	平成 27 年度 B 地区地域づくり支援事業	400,140	200,000	〃
4	平成 27 年度 B 地区大学・地域協働による地域課題の解決支援事業	127,764	127,764	領収書を偽造して交付決定前着手を隠ぺい
計	4 事業	1,205,610	802,954	

(オ) 不正処理の具体的内容と発覚経緯

- 元職員は平成 27 年度の 4 事業について、県の補助金の申請のため、国の事業で実施した領収書等を改ざんして県に実績報告書を提出し、交付を受けた。
- 元職員が酒気帯び運転をしたことにより自宅謹慎となっている間、地域団体の会計担当者から収入事由の不明な入金があると町に相談があり、町が確認作業をする中で不正が発覚した。

**【事件の要因と分析】**

① 今回の補助金事務の問題点 (不正事項)

今回の補助金事務では、実績報告書の添付書類を偽造・改ざんしていた。当該行為は当然不正行為であるが、申請事務等の手続きにおいても、申請日及び交付決定事務等に日付の遡及等の不正事案が散見された。つまり、全ての事務において不適切な手続きが行われていた。このため、当該不正行為に対する管理監督業務及び組

織上の問題点も浮き彫りとなった。

- ア 補助金事務手続き上の問題（起案等文書事務における不適切事案）
  - ・ 地元団体から町への当初申請は無く、事後手続きを実施。
  - ・ 地元団体へは県補助金について詳細説明をしておらず、元職員が、申請書類、実績報告書等全ての書類を作成しており、地元団体は事業内容を把握していなかった。
  - ・ 当該補助金事業を実施するに当たり、「起案」等関係書類はほとんど課内・庁内回覧及び決裁手続きを受けていない。このため、課長、課員のチェックが入る機会が失われている。
- イ 補助金事務のスケジュール上の問題
  - ・ 全ての事務手続きにおいて、補助金申請日・交付決定日等が遡及されている。
- ウ 不正行為の時期
  - ・ 報告書等の必要書類は平成 28 年 3 月に集中して作成されている。
- エ 公印管理における問題
  - ・ 起案文章がない公印押印があり、公印の無断使用の可能性があるなど公印管理に問題がある。

## ② 元職員による補助金不正処理（不正取得）の動機

- ア 同時期に実施した、国の補助事業の執行で手いっぱいであった。
- イ 3月11日(金)に広島県から、当該補助事業について県の財源事情により例年より早く実績報告の提出依頼があり、年度末を控えて「かなわんぐるい」で、偽りの実績報告書を提出した。
- ウ 当該補助事業は、初年度「計画策定」、次年度「事業実施」の2年継続事業との認識が元職員にあった。当時、次年度事業の具体的な協議が進められており、平成 27 年度(初年度)の実績を県に報告しないと、平成 28 年度の県補助金 200 万円が受けられなくなり、事業を断念することになるので、どうしても 27 年度実績が必要であった。

## ③ 元職員による補助金不正処理を防止できなかった原因

- ア 元職員の公務員倫理の欠如
- イ 他の課員が協力を申し出ても受け付けないといった元職員の姿勢
- ウ 担当課長の管理監督責任の不履行
- エ 元職員と担当課長の意思疎通の希薄化
- オ 元職員と他の職員とのコミュニケーション不足（課内での情報共有不足）
- カ 課内で情報共有するための業務運営ができていない
- キ 元職員の事業執行に疑問を持って上司に相談していない

今回の不祥事は元職員の公務員倫理の欠如を発端とするが、事件発生を未然に防止又は早期に発見できなかった組織にも大きな問題がある。

特に管理監督者は、県事業の存在について採択後に補正予算で議会説明をしており、十分把握していたはずである。それにも関わらず、事業実施のための「起案」等必要書類や県からの交付決定通知等が元職員から提出されないことに関して、元

職員への問いかけや報告を求めるといふ管理監督者として当然の責務を果たしていない。

とりわけ厳正であるべき補助金申請事務において、元職員が当該補助事業の事務を一人で行うことを放置し、管理と点検を怠ったことが、組織として今回の事案を防止できなかった最大の原因である。

### 【対応と再発防止に向けて】

#### ① 広島県への報告、現地調査及び不正取得補助金の返還

##### ア 広島県の調査

今回の不正について4月7日（金）に広島県（中山間地域振興課）に正式報告した。4月18日（火）、27日（木）に広島県担当課職員3人が来町し、当該県補助事業の書類審査を行うとともに、補助事業実施地区の現地調査を行い、平成27年度4事業の補助金について、交付決定の取り消しを受けた。

その後、当該補助金4事業について、返還金、加算金の補正予算の議決を受け、6月27日に広島県へ返還した。

##### イ 広島県への補助金返還

項 目	金額（円）
不正処理（不正取得）4事業計	802,954
加算金	99,089
計	902,043

##### ウ 平成28年度県補助事業への対応

広島県地域課題解決支援事業補助金事業は、1年目（平成27年度）の計画策定事業実施を前提として2年目（平成28年度）の計画実施段階の補助金の申請が可能となっており、本町においては平成28年7月22日に以下の2事業について補助金交付申請を行い、交付決定を受けていた。

しかしながら、平成27年度分の不正な事務処理により策定された計画に基づく事業実施であることを踏まえ、平成28年度の県補助金220万円については、県へ辞退届を提出した。一方、事業実施団体への補助金については町の財源を充当することとした。

No.	事業名	事業実施団体	県からの補助金 交付決定額
1	平成28年度地域課題解決支援事業 （地域づくり支援事業）	地域活動団体	2,000,000円
2	平成28年度地域課題解決支援事業 （地域づくり支援事業）	地域活動団体	200,000円
計	2事業	2団体	2,200,000円

#### ② 町の損害額の元職員への求償について

今回の県補助金の不正処理（不正取得）事案による町の損害額については現在最終整理中であり、損害額確定後、弁護士等と協議の上、元職員へ求償する予定としている。

③ 処分等

ア 元職員（本人）に対する処分

- ・ 処分内容 懲戒免職
- ・ 根拠法令 地方公務員法第 29 条第 1 項
- ・ 処分日 平成 29 年 4 月 19 日

イ 管理監督職員等に対する処分等

(ア) 懲戒処分

今回の不祥事案等に関して、管理監督者であった職員について、「監理監督上の職務怠慢」等を理由として、次のとおり処分を行った。

○ 総務課課長（事案発生時 地域づくり課課長）

- ・ 処分内容 減給 10 分の 1 3 か月間
- ・ 根拠法令 地方公務員法第 29 条第 1 項
- ・ 処分日 平成 29 年 4 月 19 日

○ 企画課課長（事案発生時 地域づくり課主幹）

- ・ 処分内容 減給 10 分の 1 1 か月間
- ・ 根拠法令 地方公務員法第 29 条第 1 項
- ・ 処分日 平成 29 年 4 月 19 日

ウ 特別職の給与減額について

今回の事件は、町民の皆様をはじめ関係の方々の町行政に対する信頼を著しく失墜させた。このことを組織の長として重く受け止め、責任の所在を明確にするため、次のとおり町長・副町長の給与を減額することとし、平成 29 年 4 月 21 日（金）に特例条例案を議会に提案した。

◇提案条例の内容

職名	減額率	期間	適用期間
町長	給料月額 30%	3 か月	平成 29 年 5 月～平成 29 年 7 月
副町長	給料月額 15%	〃	〃

◇臨時議会審議結果

事件の詳細内容の検証及び再発防止策の徹底を図るため、議会で「適正な行政事務確保調査特別委員会」を設置し、調査を行うこととした。

また「町長及び副町長」の給与減額条例についても、当該特別委員会へ「付託」して継続審査することとなった。その後の 6 月の定例議会において、当該給与減額条例の適用期間の一部が既に経過していることなどから、条例の撤回申し出を行い、承認された。今後、特例条例の内容を精査して早期に再提出する予定としている。

エ 懲戒処分等審査委員会

元職員の道路交通法違反による逮捕を受け、早期に懲戒処分を決定するため、3 月 6 日（月）に第 1 回委員会を開催し、事件の概要説明と今後の方向性を協議した。しかし、3 月 8 日に県補助金の不正処理（不正取得）が発覚したため、委員会運営について方針転換し、補助金の不正所得の全容確定後に審査委員会を開催することとした。

④ 町民の皆様へのお詫びと説明・公表

今回の事件発生内容について、経過・町の取り組み及び調査で明らかとなったことを取りまとめた「最終報告書」を作成し、町民の皆様へ公表していく。

ア 町広報及び町HPで事件の概要や職員処分について公表

イ 平成29年4月24日（月）自治振興会連絡協議会代表者会議において、事件に関するお詫びと概要説明を実施

ウ 町民の皆様が参加される各種会議の冒頭に、事件に関してお詫びを表明

エ 平成29年度「行政懇談会」において、お詫びと説明を実施

⑤ 再発防止への取り組みについて

今回は、平成27年1月に発生した職員による詐欺・収賄事件を受け、再発防止に取り組む中で発生した事件であり、前回の事件以上に町行政に対する町民の信頼を大きく損なうものとなった。

今後二度とこのような事件を起こさないためには、全体の奉仕者である公務員としての自覚や高い倫理観の保持などを徹底していくとともに、不正行為をさせない・起こさせないための環境づくりを早急に再整備する必要がある。特に重点的に取り組む課題及びその対策は下記のとおりである。

ア 職員の意識改革

自治体職員として当然に有すべき知識等を身に付けるための研修

・初任研修を含む階層別研修制度の創設

・職場内研修の充実

イ 法令等に準拠した適正な事務処理（事務処理のルール化・マニュアル化など）

・業務手順書の作成

・事務引き継ぎ要綱の制定による引継ぎ事務の明確化

・文書事務の徹底

ウ 組織の危機管理体制及び管理監督者の責任の明確化

・行政マネジメントシステムの運用の徹底（自律的運用）

・安芸太田町不祥事防止計画の策定

・安芸太田町職員不祥事防止行動指針の策定

・安芸太田町職員倫理規程の制定

・安芸太田町職員不祥事防止対策会議の設置

エ 風通しの良い職場風土づくり

・職員面談の実施

・課長会議、課長間の情報共有の徹底

・あいさつの徹底

加えて、5月17日に町に提出された町監査委員からの報告事項で指摘された事項について、すぐに実施できるものから早期に取り組みを開始する。

なお月例監査等においても、町監査委員と情報共有して再発防止の取り組みを強化するものとする。

(3) 平和行政管理事業（決算書 P. 50）

・ 戦没者追悼・平和祈念式典

① 事業の目的内容

戦没者の霊を慰め、併せて恒久平和の実現を祈念する。

平成 28 年 8 月 15 日（月）

午前 9 時 30 分から

場所 戸河内ふれあいセンター

概要 式典開催 参加者 130 人

② 事業の課題

遺族会等関係団体の参加が主となり、一般参加者が少ない状況であるとともに、参加者の高齢化が進んでおり、事業内容を検討する必要がある。

③ 歳出決算額 218,690 円

(4) ふるさと納税推進事業（決算書 P. 50）

① 事業の目的内容

ふるさと納税制度とは、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすための制度である。平成 27 年度に行われた税制改正により、ふるさと納税に係る税制が大幅に拡充され、寄付金の 2 千円を超える部分について個人住民税所得割の概ね 2 割を上限に、所得税と併せて全額が控除されることとなった。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度のふるさと納税の実績は、寄附件数 4,769 件（前年度比 663%）、寄附額 6,265 万 2 千円（前年度比 345%）と大幅増加となり、大きな成果をあげた。

寄附内訳として、直接寄附が、88 件、503 万 5 千円、ネット経由が、4,681 件、5,761 万 7 千円となり、平成 27 年 11 月 10 日から開始したふるさと納税のインターネット受付（さとふる）が大きく貢献している。

地域別では、広島県内が 396 件の 690 万 9 千円、県外が 4,373 件の 5,574 万 3 千円と寄附額の 89%が県外の方からの寄附となっている。

また総務省から広島県下初の計画認定を受けた本町の地域再生計画により、加計高校などに用途を限定した企業版ふるさと納税制度を開始した。この結果、3 社の企業体から 280 万円の寄附を受領している。平成 29 年度においても 2 つのプロジェクトの目標達成に向けて、積極的に募集活動を展開していくこととしている。

報道等で話題となっているふるさと納税の収支については、当町から他市町村への寄附は、28 件、144 万円で、平成 29 年度の町民税減収影響額は 68 万円となり、収入が大きく上回っている状況である。

平成 28 年度中のふるさと納税のお礼品は、5,009 件（前年度比 489%）、1,683 万円（前年度比 484%）の販売額となり、町内事業者の方の売上げ増加につながった。

また平成 28 年度末には、全国的にふるさと納税制度のお礼品について話題となった。本町でも平成 29 年 4 月 1 日の総務省通知を受けて、換金可能な商品券や寄附額の 3 割を越えるお礼品などの見直しを実施することとした。

平成 28 年度の「ふるさと納税」各種指標は以下のとおりである。

ア 平成 28 年度ふるさと納税実績内訳

単位 (件、円)

区 分	住所地	寄付者数	寄付金額 (円)	平 均
直接寄附	安芸太田町内	2	111,000	55,500
	広島県内	50	2,538,000	50,760
	広島県外	36	2,386,000	66,277
	小計 ①	88	5,035,000	57,215
ネット寄附 (さとふる)	広島県内	344	4,260,000	12,383
	広島県外	4,337	53,357,000	12,302
	小計 ②	4,681	57,617,000	12,308
合計 ①+②		4,769	62,652,000	13,137

イ 企業版ふるさと納税額等

No.	プロジェクト名	事業内容	事業費 (円)	寄附額 (円)	寄附 企業
1	県立加計高校支援 プロジェクト	総合支援事業外 3事業	11,938,563	2,500,000	2社
2	特別名勝三段峡・ 太田川環境保全 プロジェクト	太田川の環境の現 状調査委託事業	300,000	300,000	1社
合 計			12,238,563	2,800,000	

ウ 平成 28 年度ふるさと納税経費内訳

経費	金額 (円)
お礼品代金	16,833,896
さとふる委託料	7,839,503
配送料	4,025,590
合計	28,698,989

エ 平成 28 年度ふるさと納税お礼品の状況

(H28. 4. 1~H29. 3. 31)

No.	お礼品名	出荷数	取扱い事業者
1	ハム・ソーセージ	1,376	グリュクスシュバイン
2	鯛焼き	671	鯛焼き屋よしお
3	見浦牛	599	見浦牧場ミートセンター
4	戸河内ウイスキー	534	安芸太田町観光協会
5	ヒノキまな板	312	ぬくい工芸センター
6	あきろまん 10 kg	237	JA 広島市
7	ヒノヒカリ・コシヒカリ	230	百姓屋
8	トチの木天然はちみつ	214	安芸太田町観光協会
9	祇園坊あおし柿	103	百姓屋
10	杵つき餅 3種セット	103	百姓屋
その他	安芸太田町産いちご、安芸太田町産とうもろこし、広島県指定伝統的工芸品 戸河内剝物浮上お玉、橡餅セット、カープ「広島針」ソーイングセット、恐羅漢スノーパークリフト券と食事券セットペアチケット、風炎窯シーサー、安芸太田町産ほうれんそう、ハートフル商品券等		

(5) 一般広報事業（決算書 P. 50）

① 事業の目的内容

安芸太田町の様々な情報を分かりやすく町民の方へ伝える、「広報安芸太田」を月1回発行し、全戸配布した。

② 事業の成果と課題

町内全世帯と近隣市町、行政機関や報道関係機関へ配布した。

平成28年度は、広報掲載内容の誤りがあった。今後、原稿締切りや提出方法の見直しや工夫するなど、掲載ミスの根絶を図っていく。

企業や商店などの事業所の広告を広報紙に有料で掲載し、自主財源の確保や町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図った。

今後は、さらにわかりやすく親しみのある広報紙づくりを行い、子どもから高齢者まで幅広く手にとってもらえる広報となるよう、イラストや写真を多用し、わかりやすい言葉（カタカナ言葉の使用自粛）を用いるとともに、フレッシュで個性のある情報を提供していく予定である。

また、行事、休日当番医、粗大ごみの収集日などをお知らせする「広報カレンダー」を月1回各戸へ配布した。

ア 広報紙発行状況（実績）

名称	広報安芸太田
紙面の大きさ	A4版
1部あたりのページ数 ( )内はその内カラーページ	24(2)
年間発行回数	12回
発行日	毎月5日
発行部数	3,550部
年間経費（製作費）	4,168千円

※総務課担当分

配布方法 (%)	
直接郵送	6
自治会等経由	84
その他（職員・保管等）	10

有料広告収入	
広報・ホームページ	209千円

(6) 防犯対策事業（決算書 P. 54）

① 事業の目的内容

防犯対策事業では、子どもや高齢者など犯罪弱者の被害防止や少年の非行防止のため、各種防犯ボランティア活動を支援し、山県防犯連合会その他組織と連携して安全・安心なまちづくりに取り組んでいる。

前年に引き続き、全国的に多発している高齢者をターゲットにした特殊詐欺事案が町内でも増加傾向にある。よって町内で事件性のある事案が発生した際には、町広報やホームページに防犯活動情報を掲載し、防災行政無線では随時被害防止と注意喚起を行うなど情報提供に努めている。

この特殊詐欺は、今後も多種多様な形態で増加することが予想されるため、山県警察署が主催する、交通死亡事故ゼロ、特殊詐欺被害ゼロ運動「00y（ゼロゼロ

山県)」と連携し、その根絶をめざして取り組んでいく。

② 事業の成果

ア 主な取り組み状況

事業名	事業内容
防犯パトロールカー運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 青色回転灯を点灯させて地域を巡回することによって、犯罪機会の抑制や防犯広報活動を行う。</li> <li>－ あなパト1号による町内巡回継続</li> </ul>
減らそう犯罪・交通安全フラッグリレー	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 春と秋の「全国交通安全運動」において、防犯フラッグをリレーし、町内をパレードした。 (平成28年4月5日、9月20日)</li> </ul>
交通安全・防犯グラウンドゴルフ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 山県交通安全協会と山県防犯連合会が連携して、交通安全と悪質商法などの犯罪被害防止を呼びかける運動の一つとしてグラウンドゴルフ大会を開催した。 (平成28年10月11日：北広島町 千代田グラウンド)</li> </ul>
第9回山県防犯少年野球・ソフトボール大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 山県防犯連合会と連携して青少年の健全育成を目的に開催。安芸太田町内からは1チーム参加した。 (平成28年8月23日：豊平どんぐりスタジアム)</li> </ul>
第11回山県防犯少年剣道大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 郡内小中学生の規範・社会連帯意識の向上のための剣道大会を後援。青少年の健全育成と非行防止に役立てた。 (平成28年11月23日：戸河内ふれあいセンター体育館)</li> </ul>

(7) 交通安全対策事業 (決算書P.56)

① 事業の目的内容

平成28年度においては、安全で安心できる交通社会を実現するため、一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーを実践することによって、交通事故の防止を図り、交通死亡事故0(ゼロ)を目的として事業を展開した。

また、山県警察署が主催する、交通死亡事故ゼロ、特殊詐欺被害ゼロ運動「00y(ゼロゼロ山県)」と連携し、交通死亡事故ゼロ運動を展開した。

② 事業の成果

山県警察署や交通安全協会と連携し、年4回の交通安全運動期間中、交通安全テント村の開催、フラッグリレー及び町内主要交差点での交通安全街頭指導等を実施し、平成28年度中の交通死亡事故ゼロを達成した。

ア 交通安全運動の活動状況

<年間スローガン> 「思いやり ゆとりは無事故へ つづく道」

運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」

重点 「自転車の安全利用の推進」

「すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」

「飲酒運転の根絶」

イ 主要事業一覧

行 事 等	内 容
春の全国交通安全運動	期間－平成28年4月6日～15日 活動－交通安全テント村 交通安全・減らそう犯罪パレード、フラッグ リレー {安芸太田町～北広島町} (4月5日) －交通安全街頭指導 (4月6日～15日)
広島県夏の交通安全運動	期間－平成28年7月11日～20日 活動－交通安全街頭指導 (7月11日～20日) －交通安全テント村 (7月8日：本庁前)
秋の全国交通安全運動	期間－平成28年9月21日～30日 活動－交通安全街頭指導 (9月21日～30日) －交通安全テント村 {本庁前} 交通安全・減らそう犯罪パレード、フラッグ リレー {北広島町～安芸太田町} (9月20日)
年末交通事故防止県民総ぐるみ運動	期間－平成28年12月1日～10日 活動－交通安全街頭指導 (12月1日～10日) －筒賀交通安全ツリー点灯式 (12月2日)

(8) 電算管理費 (決算書P.56)

① 事業の目的内容

行政サービスを迅速かつ正確に執行する目的のもと、電算システムは大きく「基幹系業務」「情報系業務」及び「各課個別契約システム」の3区分に分類し、業務を行っている。

○ システム一覧

NO	区分	大項目	中項目
1	基幹系業務 (共同クラウド)	住民基本	住民記録
2		台帳	住基ネット
3		印鑑登録	
4		選挙	選挙
5			農業委員会選挙
6			期日前投票システム
7		宛名・納付	
8		固定資産税	
9		個人住民税	個人住民税
10			確定申告支援システム
11			国税連携支援システム
12		法人住民税	
13		軽自動車税	
14		収滞納管理	収滞納管理
15			滞納整理支援システム
16			簡易収納システム

17		国民健康保険	
18		国民年金	
19		障害者福祉	
20		後期高齢者医療	
21		介護保険	介護保険
22			認定支援システム
23		児童手当	
24		生活保護（資格情報のみ）	
25		福祉医療	乳幼児医療
26			ひとり親医療
27			重度心身障害者医療
28		就学	
29		住登外管理	
30		児童扶養手当	
31		保育料	
32		農家台帳	
33		住宅使用料	
34		被爆者台帳	
35		畜犬管理	
36		給食	
37		こども医療	
38	情報系	外部接続システム	L G W A N
39			公的個人認証
40			広島県メイプルネットアクセスポイント
41		庁内LAN	グループウェア
42			メール
43			インターネット
44			ウィルス対策
45			ホームページ
46		人事給与	人事
47			給与
48		財務会計	財務会計
49			備品管理
50			起債管理
51		各課個別 契約 システム	総務課
52	電子入札等システム		
53	契約管理システム		
54	セーブエイド・サービス		
55	防災関連情報等蓄積・共有システム		
56	J－A L E R Tシステム		
57	安芸太田町例規管理システム		
58	電子申請システム		
59	土地情報総合管理システム		

60		公有財産システム
61		財務諸表作成システム
62		臨時福祉給付金・子ども子育て世帯臨時特例給付金システム
63		公会計システム P P P
64	税務課	住民税申告受付支援システム
65		土地評価システム
66		土地共有者台帳システム
67		口座振替伝送システム
68		地方税ポータルシステム (e L T A X)
69		固定資産家屋補充台帳ファイル管理システム
70	住民生活課	国民健康保険国保ライン・調整交付金システム
71		戸籍業務電算システム
72		I C 旅券窓口交付システム
73		特定健診等データ管理システム
74		保険者レセプト管理システム
75		マイナンバーカード裏面印字システム
76		マイナンバーカード顔認証システム
77		し尿汲取り手数料徴収システム
78	産業振興課	農地地図情報システム
79		森林計画情報システム
80		森林 G I S システム
81	建設課	工事積算システム
82		美土里情報システム
83		戸河内簡易水道遠隔監視システム
84		上下水道料金システム
85	加計支所 住民生活課	加計簡易水道遠隔監視システム
86	筒賀支所 住民生活課	筒賀簡易水道遠隔監視システム
87	建設課 加計支所 住民生活課 筒賀支所 住民生活課	上下水道台帳システム
88	健康づくり課	健康管理システム
89	福祉課・ 福祉事務所	地域包括支援センターシステム
90		介護保険事業状況報告システム
91		認定支援ネットワークシステム
92		国保中央会介護伝送送信システム
93		介護保険事業者情報管理システム
94		介護認定審査会システム
95		障害者自立支援システム
96		障害福祉サービス請求内容チェックシステム

97		障害者総合支援事業者情報管理システム
98		生活保護システム
99		特別児童扶養手当システム
100		身体障害者手帳システム
101		災害時要援護者支援システム
102	生涯学習課	図書館システム
103	学校教育課	教育系ネットワークシステム

注：NO,2「住基ネット」は、連携機能のみ共同クラウド

注：NO,36「給食」は、一部共同クラウド（江田島市と安芸太田町）

注：NO,37「こども医療」は、安芸太田町のみクラウド

## ② 事業の成果と課題

### ア 基幹業務共同クラウド

共同クラウドの利用により、マイナンバー等法改正改修経費圧縮や共同市町間の情報連携がより強化されたなどのメリットがあり、今後も広島県及び各団体と連携を密にし、メリットを最大限享受できるよう取り組んでいく。

（1 団体が共同クラウドへの参加を検討中）

### イ 社会保障・税番号制度に係るシステム改修

平成 29 年 7 月開始予定の自治体間情報連携へ向けて、住民記録等該当のシステムについて改修及びテスト等を行った。

次年度以降も国・その他機関との情報連携テスト等が予定されており、引き続き実施予定である。

## ③ 金額

（単位：円）

区 分	基幹・情報系	各課個別	計
機器購入・導入費用	0	22,388,400	22,388,400
レンタル・リース	26,315,258	20,138,334	46,453,592
回線使用料	453,492	5,214,286	5,667,778
機器・ソフトの保守料	5,996,123	12,229,016	18,225,139
委託費	5,356,152	2,136,996	7,493,148
サービス利用料	25,401,600	3,657,312	29,058,912
その他（消耗品・修繕費等）	3,756,086	—	3,756,086
計	67,278,711	65,764,344	133,043,055

うち「社会保障・税番号制度にかかるシステム改修」に係る経費

- ・システム改修費 2,220,912 円（特定財源：574,000 円）
- ・中間サーバ負担金 1,426,000 円（特定財源：124,000 円）

## (9) 地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業

### ① 事業の内容

昨今の個人情報流出事案や、平成 29 年 7 月からの国・地方自治体のネットワーク上でのマイナンバーを活用した情報連携開始に先立ち、三層の構えで万全の自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化が必要とされている。

「三層の構え」とは

- ・ 個人番号利用事務系ネットワークからの情報の流出を徹底して防ぐこと。
- ・ インターネット（外部）と L G W A N 接続系ネットワーク（内部）との分

離を図ること。

- ・ インターネットの出口を、県と市町が協力して1本化し高度なセキュリティ対策を実施。

※出口構築は県が平成28年度実施し、各市町は平成29年7月までに参加。

## ② 事業の成果と課題

個人番号利用事務系ネットワークは他の領域と通信できないようにしたうえで必要最小限の外部媒体接続制限や認証方法（ICカードとパスワードを用いた二要素化）を実施した。これによりインターネットへの流出防止や外部媒体からの情報漏洩の防止を一層図ることができた。

インターネットとLGWAN接続系の分離を実施し、インターネット（外部）からのメールについて無害化したうえでLGWAN接続系（内部）へ取り込む仕組みを構築した。このことで、職員が通常業務で扱う内部情報のインターネットへの情報漏洩の防止を一層図ることができた。

## ③ 金額

- ・ 二要素認証等導入及びメール無害化・ネットワーク分離等導入 11,990,160円  
(特定財源 5,550,000円)
- ・ インターネット接続系仮想端末（100台、5年リース） 総額 27,041,040円

# (10) 高速ブロードバンド基盤整備促進事業（決算書P.54）

## ① 事業の内容

### ア 光設備運営

光設備の維持（保険・支障移転・電柱等使用料）保守（定額・スポット）等光サービス継続に必要な諸手続きを実施した。

- ・ 平成28年度末時点のインターネット加入件数：1,432件数

### イ 加入促進補助

工事実施遅延などの理由で平成27年度内に申請ができなかった方のために平成28年度においても加入促進補助金を実施した。

加入補助は平成26年度から実施してきたが、平成28年度で終了する。

- ・ 補助金対象者：6件

## ② 事業の成果と課題

高速情報通信インフラが整備され、企業や個人が都市部と変わらない高速ブロードバンドを享受できる環境である。

利活用については、NTT西日本と「情報化に関する包括情報連携協定」を平成28年8月22日締結した。ICT分野で培った知見や最新の技術を生かした地域活性化支援策について、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の施策実施に連携・協力して検討を進めていくものである。

インターネット加入促進とともに契約解除抑制につながる働きかけが必要である。しかし毎月必要になる使用料が、特に高齢者加入者には負担となることが課題となっている。

## ③ 金額

- ・ 維持・保守 …………… 25,324,091円（特定財源：13,353,997円）
- ・ 加入促進補助 ……… 31,104円

(11) 福祉医療教育支援奨学基金管理事業（決算書P.52）

① 事業の目的内容

将来、町内の医療機関等に勤務しようとする者に対し、就学に必要な資金を貸し付けることにより本町の医療・福祉を支える人材を育成し、本町の地域医療等の確保及び充実を図ることを目的とする。

② 事業の成果と課題

ア 平成29年3月末現在の医療奨学金貸付者数（累計）

医学生3人 薬剤師1人 看護学生14人 理学療法士1人 作業療法士1人  
計20人

イ 医療奨学金年度別貸付者数、金額（単位：人、千円）

資格別	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		
	貸付額	新規	貸付額	新規	貸付額	新規	貸付額	返還額	新規
医学生									
薬剤師									
看護学生	2,400	2	2,900	1	5,900	3	10,040	600	6
理学療法士	900	1	600		600		600		
作業療法士					900	1	600		
福祉職									
計	3,300	3	3,500	1	7,400	4	11,240	600	6

資格別	H27年度			H28年度			合計（累計）	
	貸付額	返還額	新規	貸付額	返還額	新規	貸付額	返還額
医学生	6,800		2	8,200		1	15,000	
薬剤師				1,700		1	1,700	
看護学生	12,840	135	3	6,500	180	1	40,580	915
理学療法士							2,700	
作業療法士	600			600			2,700	
福祉職							0	
計	20,240	135	5	17,000	180	3	62,680	915

③ 奨学金貸付の状況（単位：千円）

貸付金	平成27年度末 現在高	平成28年度中の収支		平成28年度末 現在高
		貸付高	返還高	
	44,945	17,000	180	61,765

④ 奨学金受給者町内医療施設就職状況（単位：人）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
看護学生	1	0	1	1	6	1	10
理学療法士	0	0	0	1	0	0	1
作業療法士	0	0	0	0	0	1	1

(12) 地上デジタル放送共聴施設整備事業（決算書 P. 54）

（新たな難視地域共聴組合施設維持費補助）

① 事業の目的内容

国が推進した地上デジタルテレビ放送以降、地形的理由から新たな難視地域が生じた。これに伴い、都市部や町中心部との情報通信格差を是正するため、施設維持費の大きな部分を占める電柱共架料の一部を補助するものである。対象は、辺地地域に新たに設立された共聴組合や、受信点を大幅に変更する等必要が生じた既設共聴組合のうち、他に比較して特に大きな負担が発生することとなった一定の基準を満たす共聴組合である。

ア 補助の相手方と対象

新難視新設共聴組合：テレビ用光ファイバーケーブル延長のため、電力会社等の電柱を利用することにより生じる1年間分の共架料

新難視既設共聴組合：施設改修（受信点変更）に伴い、テレビ用光ファイバーケーブル延長により電力会社等の電柱へ共架が新たに必要となった場合、当該延長分に係る1年間分の共架料

イ 補助率

共架料に係る1戸当たりの年間負担額が3,600円以上：年間共架料の2/3

共架料に係る1戸当たりの年間負担額が3,600円未満：年間共架料の1/2

ウ 補助対象基準

加入戸数が30戸未満であること。（小規模共聴組合）

1戸当たりの年会費（維持管理経費）が、年3,600円以上であること。

② 歳出決算額

平成28年度補助実績額

共聴組合名	対象共架本数	補助率	補助額	備考
小板テレビ共聴組合	155本	2/3	134,000円	
空谷テレビ共聴組合	16本	1/2	9,000円	3本はH27年度分
川登下テレビ共聴組合	6本	1/2	3,000円	
野影名護木テレビ共聴組合	28本	2/3	24,000円	
津浪東谷テレビ共聴組合	10本	1/2	6,000円	
深入山テレビ共聴組合	54本	2/3	46,000円	H27年度分
計	269本	—	222,000円	

2 統計調査費

(1) 指定統計調査事業（決算書 P. 64）

- ・ 学校基本調査……………調査日：平成28年5月1日

① 事業の目的内容

学校教育行政に必要な、学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的としている。学校教育行政の基礎資料として、また地方交付税算定の基礎資料として利用される。

② 事業の成果と課題

- ア 小学校 学校数： 4校、 児童数：197人
- イ 中学校 学校数： 3校、 生徒数：116人
- ウ 幼稚園 幼稚園数： 1園、 園児数： 7人

- ・ 人口移動統計調査……………調査日：毎月末日

① 事業の目的内容

広島県人口の移動状況の実態を把握することを目的とするもので、本調査は市町村別人口の推計資料として、また、各種行政施策のための基礎資料として利用される。

② 事業の成果と課題

調査は、乙調査として市区町外転出者及び県外転入者並びに市区町長が職権により、住民票の記載・消除を行った者を調査する。

- ・ 平成28年経済センサス-活動調査……………調査日：平成28年6月1日

① 事業の目的内容

全国すべての事業所・企業を対象に、全作業分野について売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する国が実施する調査。調査結果は国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として利活用されるもの。

② 事業の成果と課題

平成28年6月1日を基準日とし、5月から6月末にかけて平成28年経済センサス-活動調査を実施した。この度の調査ではオンライン（インターネット）回答及び調査票回答の同時方式で実施された。町内のオンライン回答率は約24%であった。

町全体の調査票回収率が75%に留まった要因として、この度の調査で2回目となる経済センサスの認知度が広がっていないこと、個人事業主においても、詳しい経理項目を問う内容であったため、回答が難しかったことが挙げられる。

調査対象事業所							
名簿登録 事業所数 (A)	新規 事業所数 (B)	廃業等 事業所数 (C)	対象事業 所数 (D)=A+B- C	調査員 回収数	オンラ イン 回収数	調査票 回収数	調査票 回収率
418	34	44	408	289	99	306	75.00%

3 消防費

(1) 常備消防運営事業（決算書P.102）

① 事業の目的内容及び成果

広島市消防局へ町の消防業務を委託している。

② 歳出決算額 広島市消防局委託料 205,514,208円

(2) 非常備消防運営事業（決算書P.102）

① 事業の目的内容及び成果

ア 地元施工消防施設整備補助金

各地域において消防施設整備と屯所運営に係る補助事業を実施した。

No.	事業名	補助金額	地区名
1	屯所修繕事業	978,015 円	戸河内地区 3 か所
2	消防屯所電気・水道料金	475,383 円	殿賀地区外 24 地区
合 計		1,453,398 円	

② 消防団の定数等

消防団員定数は 580 人となっているが、平成 29 年 3 月 31 日現在の実員は 455 人となっており、新入団員の確保とともに定数と実員のかい離（125 人）の解消が大きな課題となっている。

階 級	実員( )は女性
団 長	1
副 団 長	5
分 団 長	17
副分団長	22
部 長	39
班 長	95 (1)
団 員	278 (5)
合 計	455 (6)

・ 消防団員の状況

① 年齢別消防団員数（平成 29 年 3 月 31 日）

区分	18 歳～ 30 歳	31 歳～ 40 歳	41 歳～ 50 歳	51 歳～ 60 歳	61 歳～ 以上	合計	平均
団員数	44	83	142	126	60	455	47.2

② 在職年数別消防団員数（平成 29 年 3 月 31 日）

区分	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上	合計
団員数	125	108	135	87	455

③ 退職消防団員の状況（平成 28 年度）

区分	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上	合計
団員数	2	2	1	3	8

④ 新入消防団員の状況（平成 28 年度）

区分	30 歳未満	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上	合計
団員数	6	4	2	4	16

・ 主な消防団活動の状況

平成 28 年度において、広島県消防団規律訓練大会等下記のとおり消防団活動を実施した。

実施期日	行 事 名	出動人員
4/10	深入山山焼きまつり警戒	81 人
4/18	第 1 回幹部会議	21 人
5/7～8	郡内訓練指導員教育訓練	延べ 26 人
5/24	夜間団員教育訓練	67 人
5/29	山県支部合同訓練	82 人
6/12	資機材使用訓練	85 人
8/30	第 2 回幹部会議	20 人
9/24	広島県消防団規律訓練大会（3 位入賞）	17 人
11/9～15	秋の全国火災予防運動	全団員
11/21	第 3 回幹部会議	22 人
12/28～30	年末特別警戒	全団員
1/8	安芸太田町消防出初式	全団員
1/29	文化財防火訓練（木坂 下筒賀の社倉）	26 人
3/1～7	春の全国火災予防運動	全団員
3/5	防火パレード	72 人
3/17	第 4 回幹部会議	20 人

・ 消防団出動状況

- ① 平成 28 年度における火災消火・防災等消防団出動状況は下記のとおりである。

出動期日	出 動 事 件	出動人員
4/11	吉和郷その他火災	51 人
8/3	津浪その他火災	57 人
9/18	9 月 17 日発生大雨警戒	235 人
12/30	上殿行方不明者捜索	13 人
2/15	恐羅漢行方不明者捜索	26 人
3/3	上殿住宅火災	109 人
4/1～3/31	消防団本部命令外独自活動	延べ 5,314 人

・ 現有消防施設の状況

- ① 指揮車等(本部) 3 台 (指揮車 1、司令車 1、防災活動車 1)
- ② 消防ポンプ自動車 3 台
- ③ 小型動力ポンプ積載車 35 台
- ④ 小型動力ポンプ 40 台
- ⑤ 防火水槽 40 m<sup>3</sup>級 (公設) 144 基
- ⑥ 防火水槽 20 m<sup>3</sup>級 (公設) 13 基
- ⑦ 消火栓 (公設) 183 基

・ 消防団活性化事業

- ① 目的 近年の団員が減少傾向にある中、優良団員の評価及び育成を目的として活性化を図り、地域住民が安心して快適に暮らせる生活環境の醸成、また、

新入団員の確保対策と待遇改善を行う

- ② 方法 該当する団員に対し、町内で使用可能な商品券を交付する  
 ③ 対象 下表のとおり

項目	交付基準
子ども支援	満18歳以下の子どもを養育する団員に対し交付
家族団員支援	家族内における親子、兄弟が団員であるもの
結婚祝い	団員が結婚した場合に交付
優秀団員支援	県大会出場者や表彰受賞者に対し交付
新入団員	年度内新入団員に交付

(3) 防災行政無線管理運営事業（決算書P.104）

① 事業の概要

防災行政無線の運営管理を行っている。

ア 同報系

- ・親局 1局
- ・中継局 2局
- ・簡易中継局 5局
- ・屋外拡声子局 25局
- ・個別受信機 3,870台

イ 移動系

- ・親局 1局
- ・中継局 2局
- ・前進基地局 1局
- ・移動局 119局

ウ J-ALERT（全国瞬時警報システム）

平成28年度は、内閣官房（国民保護情報）や気象庁（緊急地震速報）から訓練電文を3回受信し、いずれも異常なく防災行政無線放送が自動起動した。

	年月日	区分	内容	状況
1	H28. 6. 23	緊急地震速報	伝達訓練	異常なし
2	H28. 11. 4	緊急地震速報	伝達訓練	異常なし
3	H28. 11. 29	国民保護情報	伝達訓練	異常なし

エ 情報伝達の多重化

防災行政無線を補完する伝達手段として、緊急速報メール、ツイッターのほか安芸太田町行政情報メール配信サービス（登録制防災メール、職員参集メール、小中学校保護者メール）を運用している。

	伝達手段	金額	運用開始日
1	エリアメール（ドコモ）	無償	H24. 7. 30
2	緊急速報メール（KDDI）	無償	H24. 8. 7
3	緊急速報メール（ソフトバンク）	無償	H24. 8. 10
4	ツイッター	無償	H26. 3. 26
5	安芸太田町行政情報メール配信サービス ①一般向け防災情報②職員向け参集情報 ③小中学校保護者向け学校情報 ※危機管理情報共有システム附属サービス	1,944,000円	H26. 10. 1

(4) 減災・防災・備蓄事業 (決算書P.104)

① 事業の目的、内容及び成果

ア 自主防災組織育成・強化事業

地域の防災力向上のため、自助・共助意識の普及啓発を図り、自主防災組織の結成を促すもので、平成29年3月31日時点で8組織、組織率は36.19%である。

イ 備蓄物資整備事業

(単位：円)

	整備物資	金額	備考
1	追加備蓄物資	777,600	避難所用アルミマット
2	追加備蓄物資	181,440	搬送用コンテナ
	合計	959,040	

ウ 消防屯所兼備蓄倉庫整備事業

(単位：円)

	設置場所	金額	備考
1	加計川北地区	30,186,000	多目的備蓄倉庫

4 民生費

(1) 臨時福祉給付金給付事業 (決算書P.66)

① 事業の目的内容

消費税率の引上げに伴う低所得者の負担緩和及び「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者を支援するため、暫定的・臨時的な措置として、3つの「臨時福祉給付金」を支給した。

ア 高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

給付対象者：基準日(平成27年1月1日)に住居基本台帳に記録されている者。

平成27年度住民税(均等割)が課されていない者。

平成28年度中に65歳以上となる者(昭和27年4月1日以前に生まれた者)。

ただし、平成27年度住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族及び生活保護の被保護者は対象外。

給付金額：給付対象者1人当たり30,000円

イ 平成28年度臨時福祉給付金

給付対象者：基準日(平成28年1月1日)に住居基本台帳に記録されている者

平成28年度住民税(均等割)が課されていない者。

ただし、平成28年度住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族及び生活保護の被保護者は対象外。

給付金額：給付対象者1人当たり3,000円

ウ 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

給付対象者：原則として「平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象者。

平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者。

ただし、「高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金」の受給者は対象外。

給付金額：給付対象者1人当たり30,000円

② 事業の成果と課題

給付実績は以下の通りである。

ア 高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

申請者数	1,331 人
却下者数	15 人 (住民税課税者の被扶養者及び給付対象者死亡)
給付者数	1,316 人
給付金額	39,480,000 円

イ 平成 28 年度臨時福祉給付金

申請者数	1,722 人
却下者数	15 人 (住民税課税者の被扶養者及び給付対象者死亡)
給付者数	1,707 人
給付金額	5,121,000 円

ウ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)

申請者数	- 人
却下者数	- 人
給付者数	55 人
給付金額	1,650,000 円

③ 歳出決算額

ア 繰越明許予算

臨時福祉給付金事務費	3,781,212 円
ア 職員手当等	100,000 円
イ 賃 金	654,000 円
ウ 需用費	301,812 円
エ 役務費	263,000 円
オ 委託料	2,462,400 円

イ 現年度予算

臨時福祉給付金事務費	7,280,214 円
ア 職員手当等	268,474 円
イ 賃 金	1,036,544 円
ウ 需用費	627,614 円
エ 役務費	314,782 円
オ 委託料	4,644,000 円
カ 使用料及び賃借料	388,800 円
キ 償還金	750,000 円

(※平成 27 年度臨時福祉給付金給付事業  
補助金交付超過分の返還によるもの)

## ○ 総務課 財政管財担当

### 1 財産管理費

#### (1) 普通財産等管理事業（決算書 P. 52）

##### ① 事業の目的内容

普通財産及び法定外公共物に係る維持管理業務を主とし、土地の公売、賃借料等の支払いや嘱託登記事務を実施している。

また、更なる人口減少社会を見据え、公共施設の総量削減等の計画づくりに取り組んでいる。

##### ② 事業の成果と課題

###### ア 成果

平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し住民に公表するとともに、個別計画の整備に向けて庁内に公共施設等マネジメント推進会議を設置し、施設類型別に長寿命化や適正配置の在り方を協議した。

普通財産及び法定外公共物を対象とした、各手続きの処理実績については、以下のとおりであり、引き続き適正管理に努める。

土地売払い	10 件
行政財産使用許可（新規分）	6 件
普通財産貸付（新規分）	9 件
登記件数（一般）	12 件
"    （旧町からの承継）	94 件
官民境界確認立会	11 件
建物解体除却工事	2 件

###### イ 課題

利用率の少ない施設や老朽化が顕著な施設等、費用対効果の観点から利用の休止や統廃合により経費の削減を進めるとしているが、地元調整もあるため、実際のニーズに即した適正な配置について理解を得る必要がある。

小中学校の跡地利活用については、地域づくり課と共に対応する。

##### ③ 金額

ア 歳入決算額                      30,774,175 円   （注：下記主要分の合計）

###### 主なもの

行政財産使用料（土地使用料 18 件）	143,030 円
土地建物貸付収入（50 件）	2,449,572 円
土地売払収入（10 件）	5,887,318 円
地域振興基金繰入金（旧 J R 跡地管理費用相当）	6,880,495 円
過疎地域自立促進特別対策基金繰入金（普通財産建物解体工事費用相当）	15,413,760 円

イ 歳出決算額                      27,577,494 円   （注：下記主要分の合計）

###### 主なもの

登記専門委員賃金	1,778,171 円
----------	-------------

旧 J R 跡地除草に係る地先地権者等への報償金	2,510,378 円
普通財産除草及び支障木伐採委託料	4,537,524 円
公売に伴う測量業務委託料	552,960 円
土地借上料	200,261 円
旧二郷生活改善センター解体除却工事	2,916,000 円
旧平見谷小学校解体除却工事	9,149,760 円
旧松原小学校解体除却工事（前払金）	3,348,000 円
定住促進用賃貸住宅周辺整備工事	2,584,440 円

ウ 基金関係分 357,154,040 円（注：下記主要分の合計）

財政調整基金積立金（前年度歳計剰余金・預金利子）	226,335,062 円
減債基金積立金（預金利子）	564,575 円
地域振興基金積立金（旧 JR 土地売払分・預金利子）	4,289,991 円
まちづくり基金積立金（普通財産売払分、県補助金、預金利子）	30,381,378 円
福祉医療教育支援奨学基金積立金（過疎債ソフト・預金利子）	20,212,472 円
過疎地域振興対策基金積立金（過疎債ソフト・預金利子）	12,523,969 円
ふるさと未来・夢基金積立金（ふるさと納税・預金利子）	62,846,593 円

(2) 新公会計制度導入推進事業（決算書 P. 52）

① 事業の目的内容

単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等）を説明する必要性が高まってきており、複式簿記による発生主義会計を導入することで情報の把握が可能となる。

② 事業の成果と課題

総務省改定版での財務四表を作成し、ホームページ上で公開しているところだが、平成 29 年度からは統一的な基準による地方公会計の整備を行う。

統一的な基準の導入初年度においては、固定資産台帳が整備されている必要があり財産台帳の確認、各担当課へのヒアリングを通じて基礎情報の収集（取得原価等）を行い、それを評価（開始時簿価の算定）したものをデータベース化して固定資産台帳システムを整備した。

③ 歳出決算額 9,514,800 円（注：下記主要分の合計）

主なもの

固定資産台帳基礎調査業務委託料	4,536,000 円
固定資産台帳システム作成業務委託料	3,963,600 円
連結財務諸表作成システム更新業務委託料	1,015,200 円

(3) 土地情報システム管理事業（決算書 P. 52）

① 事業の目的内容

国土調査による地図の成果や土地情報総合システムのコンピュータ管理を行う。

これを用いて町民や測量業者及び土地家屋調査士の閲覧申請等への対応と、各種作成図面の交付及び町の事業計画に応じた図面の出力、現地確認のための地図の作成等を行う。

② 事業の成果と課題

土地情報システムは、平成 21 年度に整備されたものであり耐用年数を超えているため、平成 29 年度で更新を予定している。

③ 金額

ア 歳入決算額	402,300 円	
土地利用規制等対策費交付金		11,000 円
総務手数料－税務手数料－閲覧手数料 (144 件)		391,300 円
イ 歳出決算額	1,590,516 円	(注：下記主要分の合計)
主なもの		
土地情報システム保守点検業務委託料		304,560 円
土地情報システム異動修正作業委託料		1,285,956 円

(4) その他 (補助金事業の適正化) (非予算事業)

① 事業の目的内容

補助金等交付事務の適正化を図り、事務の公平性・透明性を高めるとともに、成果の乏しい施策について、事業廃止や予算規模の見直しを行うことで、行政コストの縮減を図る。

② 事業の成果と課題

本年度は、補助金等交付事務の適正執行に必要な交付基準等をまとめた基本指針 (ガイドライン) を策定し、当該指針に基づき担当課で検証作業を行い、課題抽出や対応方針の整理に当たった。また、事業評価委員による評価結果を踏まえ、当初予算査定で事業予算の適正化を図った。

今後も、取り組みを継続することとし、平成 29 年度はイベント系事業の見直しを中心に関係者との調整を進める。

2 環境衛生費

(1) 次世代自動車振興事業 (決算書 P. 80)

① 事業の目的・内容

災害等の際の非常用電源や、太陽光発電等の再生可能エネルギーの調整電源としても期待される電気自動車は、政府目標では保有台数を 2020 年に 100 万台とするとされている。

この次世代自動車の更なる普及、及び電気自動車等を所有する来訪者への利便性向上を目的に、来夢とごうち及びぷらっとホームつなみに電気自動車急速充電器を設置し、維持管理を行っている。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度における利用状況は、来夢とごうちが年間 350 件、29.2 台/月 (前年

度 26.3 台/月)の微増、ふらっとホームつなみは年間 110 件、9.2 台/月 (前年度 14.0 台/月) で減となった。トータルの充電件数は微増であるが、都市部を中心に電気自動車の普及は拡大している。機種改良による航続距離の増加とともに都市部から本町への電気自動車での来訪者が増加すると予想されるため、急速充電器の P R を強化によって利用率向上を図り、周辺観光施設の利用増につなげていく。

③ 金額

ア 歳入決算額	857,057 円	
次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金		857,057 円
イ 歳出決算額	1,560,764 円	
充電器電気代		755,884 円
電気自動車用急速充電器故障修理保守委託料		328,320 円
電気自動車用急速充電器運用管理サービス委託料		466,560 円
電気自動車用急速充電器火災保険料		10,000 円

## ○ 地域づくり課

### 1 総務費

#### (1) 地域自治振興交付金事業（決算書 P. 54）

##### ① 事業の目的内容

地域コミュニティの活性化、地域の特色を活かした魅力ある地域の形成、地域の発展に向けた活動財源として自治振興会に地域自治振興交付金を交付した。

平成 25 年度の自治振興会連絡協議会支部会及び同理事会等において、同制度の見直しについて議論を行い、平成 26 年度から一部見直しを実施した。

##### ② 歳出決算額

交付対象	算出項目	交付総額
自治振興会	地域活動費、行政協力費、高齢者福祉費、活動拠点の維持管理費、安全安心費等	19,748,000 円

#### (2) 集会所施設整備管理事業（決算書 P. 54）

##### ① 事業の目的内容

安芸太田町集会所等整備事業補助金交付要綱に基づき、地域活動の拠点施設である集会所の整備に要する経費に対し補助金を交付した。

今年度から補助率の段階的な減率に着手しており、補助率を 6 割とした。

##### ② 歳出決算額

施設名	整備内容	交付金額
至誠文化センター	エアコン設置工事	842,000 円
向光石集会所	屋根修理工事	263,000 円
黒峠集会所	床修繕工事	142,000 円
中筒賀公民館	下屋腐食葺き替え修繕工事	149,000 円
坪野ふれあいセンター	外壁補修工事	609,000 円
タレソツ集会所	床修繕工事	240,000 円
合 計		2,245,000 円

#### (3) 防犯灯施設整備事業（決算書 P. 54）

##### ① 事業の目的内容

安芸太田町防犯灯設置等補助金交付要綱に基づき、防犯灯の設置・改修等に要する経費に対し、補助金を交付した。

中国電力による菅球交換無料事業の廃止（有料化）対応や、自治振興会及び町双方の維持管理経費（電気料等）負担軽減のため、各自治振興会に呼びかけてきた防犯灯の LED 化については、平成 28 年度も更新分はすべて LED になるなど一定程度進んできている。今後も更新分については LED 化以外認めないなど、地域及び町の将来にわたる維持管理経費の削減のための政策誘導を推進する。

② 歳出決算額

【防犯灯新設及び更新】

交付対象	事業内容	交付金額
中央福祉会	電灯更新 2 基	28,000 円
中央自治会	電灯更新 5 基、電灯新設 1 基	78,000 円
安野振興会	電灯更新18基、電灯新規 4 基、 柱及び電灯新設 2 基	363,000 円
川北振興会	電灯更新16基	144,000 円
三郷連絡協議会	電灯更新 3 基、電灯新設 1 基 電灯更新 4 基 (街路灯)	228,000 円
浄善福祉会	電灯更新12基	158,000 円
遊谷自治会	電灯更新 2 基	27,000 円
上田吹自治会	電灯更新 3 基	42,000 円
北部開発協議会	電灯更新24基	312,000 円
猪山自治会	電灯更新 1 基	13,000 円
修道振興協議会	電灯更新10基、電灯新設 2 基	154,000 円
与一野自治会	電灯更新 1 基、電灯新設 2 基	42,000 円
殿賀振興会	電灯更新 3 基、柱及び電灯更新 2 基、 柱及び電灯新設 1 基	208,000 円
川手自治会	電灯更新 4 基、電灯新設 5 基	126,000 円
川西振興会	電灯更新 6 基	66,000 円
香南振興会	電灯更新 5 基、電灯新設 2 基、 柱及び電灯更新 1 基	150,000 円
坪野地区連絡協議会	電灯新規 2 基	26,000 円
至誠連合会	電灯更新17基、柱及び電灯新規 1 基	277,000 円
才中得自治会	電灯更新10基	130,000 円
市・三谷振興会	電灯新設 1 基	13,000 円
梶ノ木自治会	電灯新設 3 基	39,000 円
尚志振興会	柱及び電灯新規 1 基	51,000 円
合 計		2,675,000 円

2 企画費

(1) 地域支援事業（地域おこし協力隊派遣事業）（決算書 P. 56）

① 事業の目的内容

人口減少や高齢化が著しく進む本町において、地域の活力を維持するためには地域活性化や、全町的な課題解決に向けた取り組みを行う必要がある。その際に必要な人材を地域外から「地域おこし協力隊（以下「協力隊員）」として多彩な人材を積極的に採用し、任期終了後にはその経験とスキルを活かした起業及び定住を図り、

地域力の維持と強化、活性化に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度は、地域活性化支援事業（フリーミッション）に 3 名、安芸太田ファンクラブ設立等支援及び情報発信事業、アウトドア活動コーディネーター、産直市・小規模農家支援事業にそれぞれ 1 名ずつ、計 6 名を新たに採用した。

隊員の人数も増え、隊員同士の協力や相談窓口の確保が困難となっている状況である。また、隊員が増えたことで職員の事務業務や対応業務の過多となっている状況であり、早急に対応が必要である。

しかしながら、協力隊員の増加により認知度が向上し、様々な経験や技術を持った人材が応募してくるようになった。そこで地域活性化支援事業として、地域の課題を自ら洗い出し、課題解決に向けた支援や取り組みを行う事業を取り入れた。

平成 26 年度に採用した隊員が任期満了となり、平成 29 年度から自伐型林業事業として町内に起業・定住した。

また、平成 27 年度に井仁地域活性化事業において採用した隊員が、井仁で町内外の方々が交流する場として（仮称）井仁カフェの来年度のオープンに向けて始動し、定住・起業を実現しようとしている。

今後は、更に各協力隊員のサポートを強化するとともに、住民への活動状況報告など実施し、理解を深めたうえで活動しやすい環境を整え、町の活性化を図る。

③ 歳出決算額

事業費合計 42,652,382 円

(2) 地域支援事業（集落支援員派遣事業）（決算書 P.56）

① 事業の目的内容

本町では、急速な少子高齢化により一部の自治振興会では、地域活動が困難になりつつある。一部では、複数自治振興会の連携により、地域活動の支援を行っている地域もある。

このため、地域活動が困難になってきている周辺部の自治振興会を対象に、「地域内の見守り・点検」、「自治振興会事務作業」等の必要な支援を行う体制を構築する。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度から、旧町村ごとに 1 名ずつ導入した。

活動としては、集落点検や見守りが中心ではあるが、複数の自治振興会や社会福祉協議会と連携を行い、サロンを開催するための支援を行った。また、地域の課題について協議やアドバイスをを行い、行政や関係機関との橋渡しを行った。

その結果、活動した自治振興会等から評価の声が寄せられるなど、一定の成果が見られる。

③ 歳出決算額

事業費合計 5,326,381 円

(3) 地域づくり事業 (決算書 P. 56)

・ 地域マスタープラン策定支援事業

① 事業の目的・内容

平成 22 年度に設置した未来戦略会議では、「地域 (自治振興会) の活性化」や「安全・安心な地域づくり」を行うためには、町民と町行政がそれぞれの役割を確認・認識したうえで『協働』により「地域づくり」を行っていく必要があるとの提言がなされた。これを受け、当町では、『地域マスタープラン』の策定とその実現のための地域住民の主体的取り組みを支援することとした。『地域マスタープラン』とは、各地域 (自治振興会) 自身が地域の現状を踏まえ、各地区の 5 年後・10 年後を想定し、地域に何が必要であり何を行っていくのかを明確にする、地域づくりの基本計画である。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度については、マスタープランに取り組みたいといった地域の声が寄せられなかった。このことから、地域マスタープラン事業についてはある程度の軌道修正あるいは全く違った観点からの支援事業を検討する必要がある。

【地域マスタープランの取り組み状況】

区分	地区	自治振興会	団体数
策定済・策定中	加計	修道振興協議会、安野振興会、坪野地区連絡協議会、津浪振興会、香南振興会、尚志振興会、川北振興会、川西振興会、殿賀振興会、浄善振興会、北部開発協議会	11
	筒賀	市・三谷振興会、三郷自治振興会、井仁自治会	3
	戸河内	下本郷自治会、上本郷自治会、下田吹自治会、吉和郷自治会、土居自治会、上殿連合自治会 (箕角・中央・長田)、平見谷自治会	9
合 計			23

・ 地域課題解決支援事業

① 事業の目的内容及び金額

地域課題の解決、地域活性化を目的とした事業である。

地域づくり支援事業

【補助対象】 住民自治組織等による「地域づくり計画」の策定とその実行に要する経費

【補助率等】 10/10 (上限額 200 万円)

平成 27 年度に引き続き、井仁自治会及び市・三谷振興会において活動を行い、それぞれの地域課題の解決に取り組んだ。

自治振興会名	事業内容	事業費	助成金額
井仁自治会 (いにびちゅ会)	ア. 地域づくり支援事業 【地域外人材活動拠点施設整備事業】 H27年度の計画に基づき、誰もが気軽に利用できる『シェア拠点施設』を整備。 (上限額)	7,032,908円	2,000,000円
市・三谷振興会	ア. 地域づくり支援事業 【市・三谷若者による地域応援事業】 H27年度に作成した若者目線による地域づくり計画に基づき、休耕田を活用し野菜作りを行った。野菜の耕作は地元の高齢者に習い、また収穫等は地元の子どもたちも参加した。 その野菜を地元の祭りに出店・加工し販売することで、来年度からの活動費をねん出する働きも行った。	400,000円	400,000円
合 計		7,432,908円	2,400,000円

・ 地域づくり活動つなぎ資金貸付事業

① 事業の目的・内容及び金額

安芸太田町における協働の地域づくりを推進し、地域の活性化が期待できる公益的な事業を行う団体に対し、その団体が、国、県又はその他の団体の補助金等の交付決定を受け、その補助金等を受け取るまでの間、補助対象事業の経費の支払に必要な資金の貸付けを行った。

対象団体	事業内容	貸付金額
井仁棚田 周辺地域 活性化協議会	農村集落活性化支援事業（農林水産省） 外部人材の手を借りながら、地域住民が中心となった活動を行っていく取り組みを行った。 学生との交流や棚田体験会を通じて外部との交流を強める。また、そういった人材が多く行き来できるようにするため、井仁地域に外部人材シェア拠点ハウス運営計画を策定した。整備後には、井仁地域で活動する地域おこし協力隊が常駐する予定。	3,500,000円
合 計		3,500,000円

② 事業の成果と課題

貸付金は、期限まで全額償還された。

今後も広く制度の周知を行い、自治振興会等に対して、国、県等の補助金の積

極的な活用を促進していく必要がある。

・ 大学連携事業

① 事業の目的内容

安芸太田町と大学とが連携し、協力して地域社会の発展と学術振興に寄与することを目的としている。

また、連携協定は未締結であっても様々な分野で複数の大学と連携し、地域活性化や地域課題解決の取り組みを行った。

② 事業の成果

ア 共同研究

相手方	区分	主な連携・共同研究分野
学校法人加計学園	包括連携	好適環境水を利用したサケ・マス類の陸上養殖試験事業 (事業費：4,999,228円)

イ 地域連携

相手方	区分	主な連携・共同研究分野
広島国際学院大学	地域振興	筒賀地域集落対策（井仁の棚田保全等）
広島国際大学	包括ケア	地域包括ケアシステム
広島大学	単独研究	集落対策（生物生産学部：井仁地区）
広島大学	地域連携	知の拠点（生物生産学部：井仁地区）事業
広島女学院大学	地域振興	カゴメ(株)と共同した学校給食メニュー開発
安田女子大学	地域連携	修道振興協議会へのイベント参加・支援

・ 個性ある地域づくり事業

① 事業の目的・内容及び金額

住民参画のまちづくりとして、地域の特性・資源を活かした活動に対する支援制度であり、平成28年度より補助率を2/3、補助限度額を30万円に増額して公募を行い、2団体が申請し実施した。

団体名	対象地域	事業概要
天上山結クラブ	筒賀エリア	都市部の方を対象として、ウォーキングを通して筒賀地区の伝統ある風土を満喫した後、特製ケーキ、猪汁等の調理・会食を実施することにより、都市と地域の交流促進に貢献
奥安芸の鉄物語 たたら楽校 実行委員会	町全域	「たたら製鉄」の歴史文化に着目し、安芸太田町の豊かな自然を舞台とした教育プログラム、紙芝居、陶芸、クラフト体験等により、地域伝統文化の継承、交流促進に貢献

- 安芸太田しわいマラソン支援事業

- ① 事業の目的・内容

地域住民の連携、地域の活性化等を図るため、安芸太田しわいマラソン実行委員会に対して、実行委員会事務局人件費及びコース沿線のエイドステーションを設置する自治振興会等に対する地域支援費部分について助成金を交付した。

しかし、台風の影響により中止となった。

- ② 歳出決算額

助成金額 1,350,000 円

- 高齢者等除・排雪事業

- ① 事業の目的内容

自力による住宅周辺の雪かきや屋根の雪下ろしが困難と認められる満 75 歳以上の高齢者、障がい者、要介護・要支援認定者のいずれかで構成される世帯等に対し、事業者に依頼して行った自宅周辺の雪かきや雪下ろしに要した経費の一部を助成するものである。豪雪地帯に暮らす低所得世帯の高齢者等の雪かき、雪下ろし等の除・排雪作業に取り組みやすい環境を整備することで、緊急時等の戸外出入り路確保、落雪等による事故防止、豪雪による家屋崩壊防止等を図り、安全・安心な地域づくりを実現する。

平成 28 年度補助実績額

No.	地区名	件数	補助額	備考
1	筒賀	1 件	10,000 円	雪下し, 雪かき
計	1 地区	1 件	10,000 円	

- ② 事業の成果と課題

屋根からの落雪等による事故防止と豪雪による家屋崩壊防止等住民の身体・生命・財産の保護を達成し、安心・安全な地域づくりに対し、一定の成果を上げている。

(4) 定住促進事業 (決算書 P. 58)

- 空き家確保支援事業

- ① 事業の目的・内容及び金額

空き家バンク登録に係る自治振興会の役割は重要であるため、その活動を奨励する空き家確保支援事業を実施した。

対象団体	事業内容	報償費支給額
川北振興会	空き家登録数 1 件	20,000 円
合 計		20,000 円

- 空き家活用モデル事業

- ① 事業の目的内容

空き家を活用したリノベーション（大規模改修）住宅を提案することにより、自然豊かな環境で子育てをしたいと考えている子育て世代の獲得を目指す。

組織づくり、ビジネス展開に向けた各種勉強会を開催した。

- ② 事業の成果

活動組織である「安芸太田町空き家活用検討協議会」が設立され、協議会の開催や先進地視察、リノベーション住宅候補物件の調査等を行った。

- ③ 歳出決算額

助成金額 1,078,436 円

- 定住促進事業

- ① 事業の目的内容

定住促進による町の活性化を目的とする。

定住促進は、第二次長期総合計画におけるリーディング施策の一つでもあり、平成36年（2024）年度5,800人を計画目標として取り組んでいく。

また、平成27年5月から定住専用サイトを開設し、情報発信を行っている。

空き家バンク事業を充実させるとともに、定住促進空き家活用事業として、空き家を改修し定住された方に、改修費の1/2（上限75万円）を助成した。

さらに、定住促進奨励事業（新築住宅にかかる固定資産税の1/2助成）、高速道路通勤費補助事業（別項）として定住者に対し補助金を交付した。

また、子育て世帯の定住をターゲットとして子育て世帯定住応援補助金制度と親族と同居する方を対象にUターン世帯定住応援補助金制度を設けている。

町内事業者を利用してもらうことで地域経済の活性化にもつなげていく。

- ② 事業の成果

- ア 空き家バンク

借手希望	貸手希望	契約成立 件数	契約成立世帯人員内訳		
			総人員	転入者	町内転居者等
77件	23件	19件	33人	22人	11人

- イ 定住促進空き家活用事業補助金（75万円、1/2修繕費）

件数	補助金額
9件	5,206,000円

- ウ 定住促進奨励事業（固定資産税1/2、10年間助成）

今年度分	過年度分	合 計	
		件 数	補助金額
3件	21件	24件	872,302円

エ 子育て世帯定住応援補助金

転入者	転入者以外	合 計	
		件 数	補助金額
5 件	3 件	8 件	8,750,000 円

オ Uターン世帯定住応援補助金

件数	補助金額
3 件	2,550,000 円

・ 上殿定住促進団地分譲事業

① 事業の目的内容

定住促進は町の最優先課題となっており、本事業は定住促進対策の一環として、30～40 歳代の子育て世帯の I Uターンの促進を図るため、町内で生活利便性の高い上殿地域に定住促進団地を整備し、平成 25 年度から分譲を開始している。

各イベント時にチラシの配布等を行い販売促進活動を行った。

概 要	金 額
定住促進団地草取り業務委託料	24,624 円

② 事業の成果と課題

新規に P R チラシの作成や情報誌への掲載など P R 活動を行った。

平成 28 年度に 1 区画の新規契約があり、5 区画中 4 区画の住宅建設が完了した。残り 1 区画についても、引き続き住宅展示場や定住フェアなどのイベントにおいて販売促進活動を行っていく。

・ 結婚新生活支援事業

① 事業の目的内容

低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引っ越し費用の一部を補助した。

② 事業の成果

件数	補助金額
1 件	109,000 円

(財源：県支出金 結婚新生活支援事業補助金 3/4 81,000 円)

・ ひろしま里山ウェーブ拡大プロジェクト 2016

① 事業の目的内容

広島県主催事業であり、地域貢献に意欲のある首都圏の人材と、町内において実践活動に取り組んでいる人材とのマッチングや、具体的な課題解決を通じた繋がりを創ることにより、中山間地域内における地域活動の担い手の確保と実践活動の拡大を図るものである。

(参加市町 府中市、庄原市、東広島市、江田島市、神石高原町、安芸太田町)  
本町のねらいは、ソーシャル人材を対象としたセミナーにより、町の認知度向上や関心層の拡大、地方貢献を目指す人材を本町へ誘引、U・I ターン希望者の獲得、さらには高い志を持ったソーシャル人材の獲得である。

② 事業の成果

首都圏のソーシャル人材を獲得する事業であるため、事業費の多くは東京への旅費となった。

内 容	月 日	場 所
オープンセミナー	7/9	東京都
首都圏でのワークショップ 市町長プレゼン・地域実践者プレゼン・セミナー	8/20～9/24 (3回)	〃
現地実習・交流(2泊3日)	10/21～23	安芸太田町内
丸の内マルシェ	11/25	東京都
受講プランプレゼン	2/18	〃

首都圏在住の5名が本町に興味、関心を持ち、受講生による課題解決プランの提案を受けた。(テーマ：安芸太田町のつなげるプロジェクト)

③ 歳出決算額

助成金額 1,202,440 円

(5) 高速道路通勤費補助事業 (決算書 P. 58)

① 事業の目的内容

定住を促進し、人口の増加を図ることを目的として実施した。

高速道路利用料金の西日本高速道路株式会社が実施する平日朝夕割引で約 50%還元された後の通行料金相当額及び、広島高速道路公社が実施する時間帯割引適用後の金額の 1 / 2 で 1 カ月 20 日を限度として助成する。

② 事業の成果

今年度分	過年度分	合 計	
		人 数	補助金額
5 人	9 人	14 人	693,900 円

(6) まち・ひと・しごと創生事業（決算書P.58, 再掲）

・ 地方創生加速化交付金事業

① 事業の目的内容

6月から暮らし移住アドバイザーを2人雇用し、相談窓口の強化を行った。

森林セラピー基地である安芸太田町の豊かな自然を体験し、移住の先輩や住民と交流を通して人と自然の魅力を感じ、安芸太田ファンになってもらうことを目的に、田舎暮らし体験ツアーとして二種のツアーを実施した。

「農ある暮らしと森育（森林セラピー）WORKS」では、広島市内の親子を対象に日帰りの「森育」「食育」を中心とし、子育て世代に対してPRを行った。また、「都会に住む女性のために『知る』を集めた1泊2日田舎体験」では首都圏及び広島市内の女性を対象とした。

② 事業の成果

概 要	金 額
暮らし移住アドバイザー賃金（2人）	2,480,005円
田舎暮らし体験ツアー ・ 農ある暮らしと森育（森林セラピー）WORKS 開催日：11月3日 参加者16人 ・ 都会に住む女性のために『知る』を集めた1泊2日田舎体験TRIP2016 開催日：11月4～5日 参加者5人	500,000円
情報発信（パンフレット印刷、雑誌への広告掲載）	789,480円
PR用消耗品	532,160円
定住フェア出展負担金	86,400円
計	4,388,045円

## ○ 企画課

### 1 総務管理費

#### (1) バス路線運行事業（決算書 P. 54）

##### ① 事業の目的内容

人口減等により、今後更に利用が減っていくと考えられる公共交通の維持に取り組み、最少経費による住民の移動機会の確保を目指す。

安芸太田町地域公共交通網形成計画を策定し、計画に基づいた交通再編による将来に渡り持続可能な公共交通を確立する。

##### ② 事業の成果と課題

公共交通に関する地域との意見交換の場として「公共交通を考える会」を町内11ヶ所で開催した。地域の声を聞く中で利用実態を把握し交通施策に反映することができた。具体的には、デマンド交通あなたく安野線の安芸太田病院直通便の新設や坂原線、松原・小坂線のダイヤの改正を行い、実情に沿った運行により、利便性を向上させた。

一方、那須・打梨線では利用者の減少による稼働率の低下を鑑み、利用者に対し利用意向の聞き取りを実施したうえで、運行日を縮小して効率性を向上させ、運行経費を削減することができた。

バス路線では、安芸太田病院玄関前にバス停留所を新設し、町内バスのロータリー乗入を開始し利用者の利便性を向上させた。また、バス車両の乗降時における負担を軽減するため、補助ステップを整備し、満足度の向上に努めた。

平成29年3月に、「安芸太田町地域公共交通網形成計画」を策定した。今後目標達成と課題改善に向け、計画に沿って事業実施を行っていく。

##### ③ 歳出決算額

###### ア あなたく運行業務委託費

事業者	路線数	路線名	運行委託費	利用者数
加計交通	3	① 塩明	6,873,500円	1,764人
		② 井仁・東区	6,873,500円	1,825人
		③ 猪山・平見谷	6,873,500円	1,687人
		小計	20,620,500円	5,276人
三段峡交通	4	① 坂原	6,873,500円	3,790人
		② 寺領・北部	6,873,500円	2,806人
		③ 松原・小坂	6,873,500円	2,530人
		④ 田吹・打梨・那須・横川	5,708,500円	369人
		小計	26,329,000円	9,495人
安野タクシー	1	① 安野	6,873,500円	722人
		小計	6,873,500円	722人
計	8		53,823,000円	15,493人

イ あなたく追走運行業務委託費

路線名	人数	追走料金①	利用者負担②	町負担運行委託費①－②
坂原	16人	21,420円	3,300円	18,120円
猪山・平見谷	8人	14,000円	1,000円	13,000円
計(2路線)	24人	35,420円	4,300円	31,120円

ウ 在来バス・廃止代替運行費補助金

事業者	路線数	補助対象路線	補助金額	乗車人員
広島電鉄	3	① 在来線	9,356,972円	98,786人
		② 可部線代替	10,109,484円	14,571人
		③ 高速	4,123,515円	29,175人
		小計	23,589,971円	142,532人
加計交通	3	① 病院線	15,657,562円	4,647人
		② 加計高速線	16,416,769円	3,463人
		小計	32,074,331円	8,110人
三段峡交通	2	① 寺領線	5,118,832円	2,730人
		② 坂原線	16,477,124円	5,559人
		小計	21,595,956円	8,289人
総合企画	1	① 芸北線	8,889,000円	4,929人
		小計	8,889,000円	4,929人
計	9		86,149,258円	163,860人

※バス事業会計年度による算出

エ 拠点バス停等維持管理経費

項目	内容	支出額
需用費	バス停トイレ等光熱水費、修繕費等	348,107円
建物共済(3か所)	殿賀・戸河内待合所・三段峡入口 広島電鉄乗務員詰所	24,583円
清掃管理費(4か所)	殿賀・加計中央(上下)・戸河内・津浪	594,112円
バス停待合所建物使用料 (2か所)	加計中央(上下)	600,000円
土地借地料(2か所)	筒賀八幡原バス停・殿賀バス停	8,687円
計		1,531,066円

オ 公共交通再編に係る現状分析資料策定業務

「安芸太田町地域公共交通網形成計画」の策定に向け素案のブラッシュアップ作業及び、公共交通の再編に向けた課題整理や再編計画などを検討した。公共交通網体系の最適化に向けた具体的施策や再編計画を見据え、持続可能な便利な公共交通を構築していく。

委託事業	委託料
公共交通再編に係る現状分析資料策定業務	1,134,000 円

(2) まち・ひと・しごと創生事業（決算書 P.58）

・ 地方創生加速化交付金事業（繰越明許分）

① 事業の目的内容

地方創生加速化交付金は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議決定）を踏まえ、「地方版総合戦略」に位置づけられた先駆的な取り組みの円滑な実施を国が支援するものである。

安芸太田町では、「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27 年 10 月 30 日策定）に位置付けられた取り組みのうち『安芸太田町版「生涯活躍のまち」プロジェクト』が先駆性を有する事業として国からの交付決定（平成 28 年 3 月 29 日付）を受け、平成 28 年度、同交付金を活用し以下の事業を実施した。

事業名	内容	金額（円）
安芸太田町版「生涯活躍のまち」事業計画の策定	安芸太田町版「生涯活躍のまち」モデルエリア運営実証事業業務委託料 （安芸太田町版「生涯活躍のまち」事業計画の策定）	6,372,000
安芸太田町版「生涯活躍のまち」実証事業 （サテライトモデル施設整備実証事業）	安芸太田町「生涯活躍のまち」モデルエリア運営実証事業業務委託料 （安芸太田町版「生涯活躍のまち」加計拠点実施計画）	12,204,000
安芸太田町版「生涯活躍のまち」実証事業 （サテライトモデル施設整備実証事業）	安芸太田町「生涯活躍のまち」モデルエリア運営実証事業業務委託料 （安芸太田町版「生涯活躍のまち」モデルエリア運営実施事業）	16,200,000
安芸太田町版「生涯活躍のまち」実証事業 （産業活動支援事業）	がんばるビジネス応援補助金（6 件）	9,443,000
安芸太田町版「生涯活躍のまち」実証事業 （産業活動支援事業）	安芸太田町版地域商社設立検討等計画策定業務	5,400,000
安芸太田町版「生涯活躍のまち」実証事業 （定住促進事業）	移住・定住アドバイザー賃金	2,480,005

事業名	内容	金額（円）
安芸太田町版「生涯活躍のまち」実証事業 (定住促進事業)	移住・定住啓発用品等	532,160
	移住・定住パンフ印刷	198,720
	移住・定住PR広告掲載	590,760
	移住お試しツアー開催補助	500,000
	定住フェア出店負担金	86,400
合計	(国費：54,007,045円)	54,007,045

## ② 事業の成果と課題

地方創生加速化交付金を活用し、総合戦略に位置づけている安芸太田町版「生涯活躍のまち」の基本となる事業計画の策定及び各実証事業を実施することができた。今後の施策推進にあたっては、関係機関が連携し、推進組織を構築する等推進体制の整備が課題といえる。

なお、平成28年度実施事業の成果と課題については、現在庁内で実施中の施策評価（自己評価）を踏まえ、平成29年8月1日に開催した「安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」においてその評価検証を行った。

### ・ 企業版ふるさと納税事業

#### ① 事業の目的内容

平成28年12月13日付けで、地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画「特別名勝「三段峡」と「食」のブランディングプロジェクト」に位置付けている太田川流域の環境保全事業の一環として、企業版ふるさと納税の特例を活用し、調査事業を実施した。

事業名	内容	金額（円）
安芸太田町内太田川河川環境写真撮影業務	太田川流域の環境保全調査の資料とするため町域の太田川の写真撮影を行った。	324,000

## ② 事業の成果と課題

河川の樹林化が顕著な箇所等を記録することができた。このデータを関係機関と情報共有を図り、今後の河川環境保全の取り組みの検討資料とする。

### (3) 企業誘致推進事業（決算書P.58）

#### ・ 大規模太陽光発電所（メガソーラー）事業

#### ① 事業の目的内容

再生可能エネルギーの活用による自立・分散型エネルギーシステムである大規模太陽光発電所（メガソーラー）を平成24年度に誘致し、整備後、平成25年10月より発電を開始しており、概ね計画どおり稼働している。

進出企業	概要	金額	
株式会社ウエストエネルギーソリューション	旧黒峠スポーツ広場に 1.99mwh のメガソーラー発電所を整備し、土地使用料として、売電価格の3%相当額を受け取った。 受け取った金額の一部は、黒峠造成地利用計画組合に土地賃借料として支払った。	歳入	2,609,040 円
		歳出	2,572,513 円

② 事業の成果と課題

太陽光発電施設については、環境教育の教材として利用可能であることから、引き続き内外に広く周知する必要がある。

また、土地の一部に未利用地があることから、引き続き有効活用策の検討を進める。

## ○ 税務課

### 1 徴税費

#### (1) 税務総務管理事業（決算書 P. 58）

##### ① 事業の目的内容

賦課課税事務の適正を期するとともに徴収体制の整備を行う。また、更正還付事務を行う。

##### ② 事業の成果と課題

家屋調査補助員（48名）を自治振興会単位で配置し、家屋増減状況の適正把握に努めた。

年度	新築（居宅）	増改築	付属家他	計（戸）
23	7	8	14	29
24	14	4	11	29
25	9	5	13	27
26	6	6	7	19
27	6	2	12	20
28	5	2	8	15

更正還付状況は、確定又は修正申告等に基づき、10法人と個人26名に対して、町県民税等において総額725,668円を還付した。

#### (2) 賦課徴収管理事業（決算書 P. 60）

##### ① 事業の目的内容

地方税法及び町税条例等に基づき、適正かつ公正な賦課徴収業務を行うと共に、徴収率の向上対策を図る。

町県民税4期、固定資産税4期、国民健康保険税10期、後期高齢者医療保険料9期及び軽自動車税全期で徴収を行う。法人町民税、入湯税、たばこ税は申告納付によって徴収を実施する。

##### ア 賦課・徴収の状況

確定申告を町内28会場で実施し、申告受付（2,535件）を行った。

個人町民税の納税義務者は、3,212人で現年度収入額は209,203,760円（対前年比2.06%減）となった。

法人町民税の納税義務者数は、196法人で現年度収入額は、33,079,400円（対前年比11.11%増）となった。

固定資産税の現年度収入額は、449,144,130円（対前年比0.58%減）で構成比は、土地24.6%、家屋31.6%、償却資産43.8%であった。

国有資産等所在市町村交付金の現年度収入額は、103,833,600円（対前年比2.35%減）で内訳は、国土交通省中国地方整備局100,576,800円、近畿中国森林管理局2,795,100円、広島県知事401,400円、中国財務局60,300円であった。

軽自動車税の現年度収入額は、24,303,200円（対前年比18.33%増）で主な

車種別課税台数は四輪貨物 1,398 台、四輪乗用 1,770 台、農耕作業用 804 台、原付 1 種 401 台、その他 248 台で、総数 4,621 台（減免後）となった。

平成 28 年度の税制改正により、軽自動車税の税率引上げ、新たに三・四輪車に重課税率やグリーン化特例の導入がされた。また平成 28 年度から軽自動車税の納期限を、4 月 30 日から 5 月 31 日に変更した。

町たばこ税の収入額は、37,376,125 円（対前年比 3.91%減）で、主に日本たばこ産業（株）・TS ネットワーク（株）の製造・卸売販売業者より申告納付されている。

入湯税の現年度収入額は、5 施設（28,601 人利用）の 4,290,150 円（対前年比 8.00%減）で主には、グリーンスパつつが 1,125,900 円、温泉スプリングス 2,232,600 円であった。

国民健康保険税については、現年度収入額 129,613,500 円（対前年比 1.39%減）で徴収率は 96.56%となった。

後期高齢者医療保険料については、現年度収入額 80,539,358 円で徴収率は 99.97%となった。

不納欠損処分については、地方税法に基づき町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税において、合計 2,060,144 円実施した。

延滞金は、町税 749,755 円、国保税 387,700 円、後期高齢者医療保険料 22,400 円で、合計 1,159,855 円となった。

#### イ 委託料の状況 (円)

業務名	契約額	業務名	契約額
評価替えに係る標準宅地の不動産鑑定業務	8,846,820	土砂災害警戒区域データ作成業務	2,605,716
確定申告支援システム機器保守業務	106,272	土地評価システム評価計算業務	635,040
法人向けパソコンサービス利用料	7,776	固定資産評価システム保守業務	172,800
状況類似区域変更に伴う評価システム修正	830,520	標準宅地の時点修正業務	123,444
		総 計	13,328,388

#### ② 事業の成果と課題

景気の低迷、生産年齢人口減少の中、町税収入の確保に向け、適正な賦課、徴収率の向上に向け取り組んでいる。

町税収入は、865,081,367 円（対前年比 0.47%減）で、一般会計決算総額の 9.05%（対前年比 1.02%減）となった。

法人町民税と軽自動車税は税収増となったが、それ以外の税においては税収減となった。住民税は国税との連携、電子申告が導入されており、ふるさと応援寄附金のワンストップ特例制度の導入などもあり、年々申告者の利便性が図られている。

固定資産税（特に土地）については、平成 30 基準年度の評価替えに係る標準宅地の不動産鑑定評価委託業務を行った。これは、平成 29 年 1 月 1 日を基準日とし

て、町内に 128 地点ある標準宅地の鑑定評価および、5 地点の県地価調査基準地に対する地価調査標準化補正後の価格を広島県不動産鑑定士協会に委託し、適正な価格として鑑定評価額等を求めたものである。

また 8 地点の標準宅地については、土砂災害特別警戒区域に指定され、2 地点の標準宅地については、家屋の取壊しにより更地化となったため、合計 10 地点の選定替えを行った。

結果としては、平成 27 基準年度評価替え時の鑑定価格より、総じて $\Delta 20\%$ に近い下落となっている。特に加計商業地区は $\Delta 18.6\%$ の下落、また戸河内の集団地区については、公売による鑑定評価額での土地取引が行われたため、 $\Delta 21.1\%$ と最も高い下落率での鑑定評価となった。この公売価格に基づく取引が常態化すると、更なる下落評価傾向に拍車を掛けることから、今後の普通財産処分における売却価格の決定には、留意が必要である。

滞納金徴収対策としては、7 月及び 1 月に一斉催告を実施し、6 月、9 月、12 月、3 月には納付相談窓口を開設し、徴収対策の充実と強化を図った。

徴収率は、町税は現年度分が 0.1 ポイント減、滞納繰越分が 0.6 ポイント増となり、国民健康保険税は現年度分が 0.2 ポイント減、滞納繰越分が 11.4 ポイント減となり、総じて微減したが、県内市町の徴収率比較では、依然上位の取り組みである。今後は、より一層の徴収の向上に向け、徴収体制や人員の強化が求められる。

また町内の小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象とした租税教室を開催し、次代を担う児童生徒に税の役割や納税者の権利、義務について理解してもらい、将来における納税意識の向上に努めた。

なお電算基幹クラウドサービス利用の税業務については、より一層効率的な運用と正確性を期するため、更なる研鑽と協議を重ねる必要がある。特に国税連携事務においては、マイナンバー制度の導入により、所得・課税情報と連動して個人番号が付与されたことに伴い、データ漏洩対策などセキュリティ機能を強化する必要がある。確定申告時においても、ペーパーレスで専用回線を通じたデータ連携体制を早期に構築していく必要がある。

## 2 町税等の徴収実績

### 一 一般会計

上段：27年度 下段：28年度

(単位：円・%)

区分	納税義務者数	調定額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減
現年度分	町民税 (個人)	3,193	215,261,714		213,600,231		0	1,661,483	99.23	
		<b>3,212</b>	<b>211,145,820</b>	▲ 1.91	<b>209,203,760</b>	▲ 2.06	<b>0</b>	<b>1,942,060</b>	16.89	▲ 0.15
	町民税 (法人)	188	29,822,400		29,772,400		0	50,000	99.83	
		<b>196</b>	<b>33,229,400</b>	11.42	<b>33,079,400</b>	11.11	<b>0</b>	<b>150,000</b>	200.00	99.55
	固定資産税	5,804	454,463,493		451,768,273		69,700	2,625,520	99.41	
		<b>5,794</b>	<b>452,285,690</b>	▲ 0.48	<b>449,144,130</b>	▲ 0.58	<b>53,200</b>	<b>3,088,360</b>	17.63	99.31
	国有資産等所在 市町村交付金	4	106,328,400		106,328,400		0	0	100.00	
		<b>4</b>	<b>103,833,600</b>	▲ 2.35	<b>103,833,600</b>	▲ 2.35	<b>0</b>	<b>0</b>	-	100.00
軽自動車税	4,661	20,722,800		20,539,300		0	183,500	99.11		
	<b>4,621</b>	<b>24,650,500</b>	18.95	<b>24,303,200</b>	18.33	<b>0</b>	<b>347,300</b>	89.26	98.59	▲ 0.52
町たばこ税	4	38,897,130		38,897,130		0	0	100.00		
	<b>4</b>	<b>37,376,125</b>	▲ 3.91	<b>37,376,125</b>	▲ 3.91	<b>0</b>	<b>0</b>	-	100.00	0.00
入湯税	5	4,663,200		4,663,200		0	0	100.00		
	<b>5</b>	<b>4,290,150</b>	▲ 8.00	<b>4,290,150</b>	▲ 8.00	<b>0</b>	<b>0</b>	-	100.00	0.00
小計		870,159,137		865,568,934		69,700	4,520,503	99.47		
		<b>866,811,285</b>	▲ 0.38	<b>861,230,365</b>	▲ 0.50	<b>53,200</b>	<b>5,527,720</b>	22.28	99.36	▲ 0.11
滞納繰越分	町民税 (個人)	116	6,832,863		1,781,271		82,328	4,969,264	26.07	
		<b>89</b>	<b>6,631,413</b>	▲ 2.95	<b>2,001,819</b>	12.38	<b>52,044</b>	<b>4,577,550</b>	▲ 7.88	30.19
	町民税 (法人)	1	41,600		0		41,600	0	0.00	
		<b>1</b>	<b>50,000</b>	20.19	<b>0</b>	-	<b>0</b>	<b>50,000</b>	-	0.00
	固定資産税	160	9,380,749		1,596,719		70,800	7,713,230	17.02	
		<b>142</b>	<b>10,340,250</b>	10.23	<b>1,807,583</b>	13.21	<b>162,700</b>	<b>8,369,967</b>	8.51	17.48
軽自動車税	65	490,866		207,000		0	283,866	42.17		
	<b>61</b>	<b>467,366</b>	▲ 4.79	<b>41,600</b>	▲ 79.90	<b>21,600</b>	<b>404,166</b>	42.38	8.90	▲ 33.27
入湯税	0	0		0		0	0	-	-	-
	<b>0</b>	<b>0</b>	-	<b>0</b>	-	<b>0</b>	<b>0</b>	-	-	-
小計		16,746,078		3,584,990		194,728	12,966,360	21.41		
		<b>17,489,029</b>	4.44	<b>3,851,002</b>	7.42	<b>236,344</b>	<b>13,401,683</b>	3.36	22.02	0.61
合計		886,905,215		869,153,924		264,428	17,486,863	98.00		
		<b>884,300,314</b>	▲ 0.29	<b>865,081,367</b>	▲ 0.47	<b>289,544</b>	<b>18,929,403</b>	8.25	97.83	▲ 0.17
延滞金		27年度		1,287,097		28年度	<b>749,755</b>			▲ 41.75

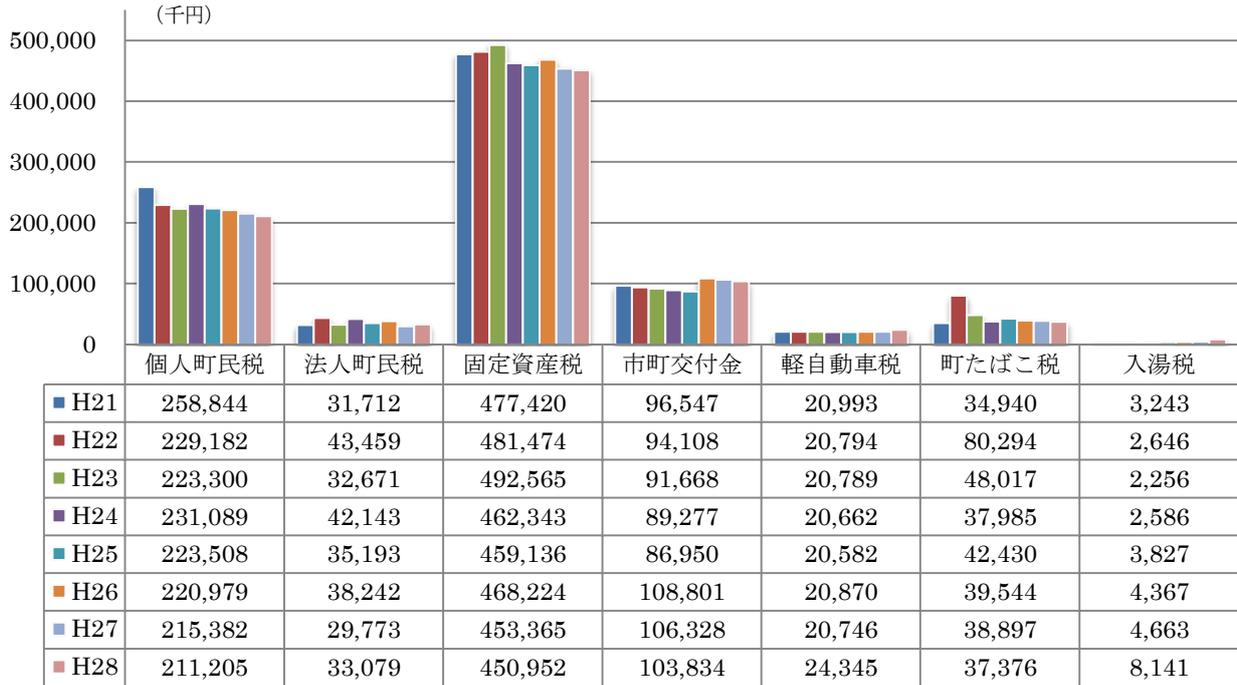
### 国民健康保険事業特別会計

区分	納税義務者数	調定額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減
国民健康保険税 (現年度分)	1,156	135,750,700		131,440,441		0	4,310,259	96.82		
	<b>1,174</b>	<b>134,234,000</b>	▲ 1.12	<b>129,613,500</b>	▲ 1.39	<b>0</b>	<b>4,620,500</b>	7.20	96.56	▲ 0.26
国民健康保険税 (滞納繰越分)	88	17,884,056		4,227,563		199,600	13,456,893	24.75		
	<b>75</b>	<b>17,641,152</b>	▲ 1.36	<b>2,146,357</b>	▲ 49.23	<b>1,770,600</b>	<b>13,724,195</b>	1.99	22.20	▲ 2.55
合計		153,634,756		135,668,004		199,600	17,767,152	88.44		
		<b>151,875,152</b>	▲ 1.15	<b>131,759,857</b>	▲ 2.88	<b>1,770,600</b>	<b>18,344,695</b>	3.25	87.92	▲ 0.52
延滞金		27年度		937,192		28年度	<b>387,700</b>			▲ 58.63

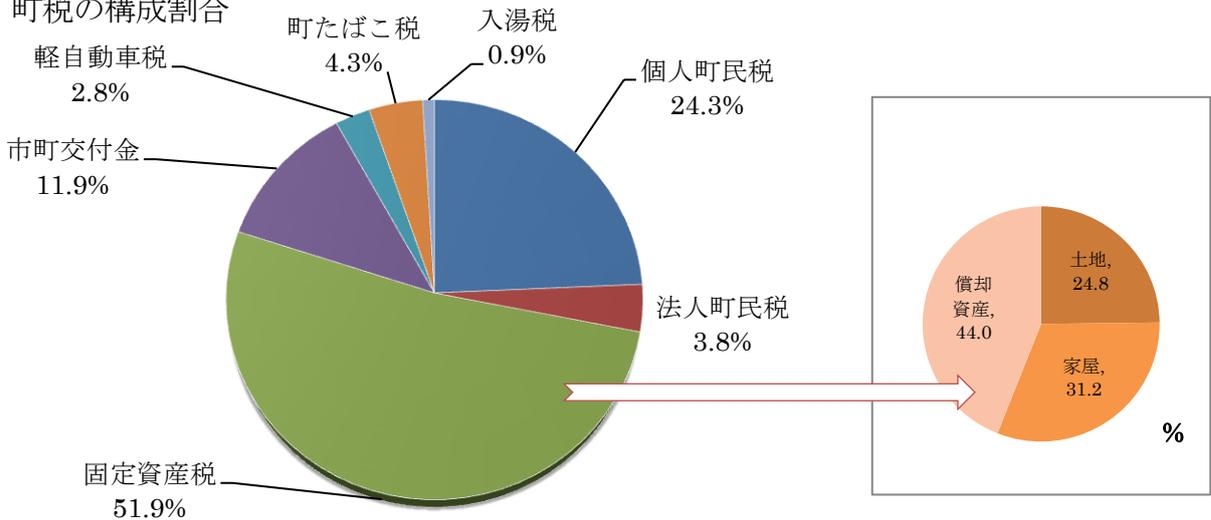
### 後期高齢者医療事業特別会計

区分	納税義務者数	調定額	対前年	収入済額	対前年	不納欠損及び ▲還付未済額	収入未済額	対前年	徴収率	増減
後期高齢者医療保険料 (現年度分)	2,090	78,723,960		78,355,006		0	368,954	99.53		
	<b>2,099</b>	<b>80,561,855</b>	2.33	<b>80,539,358</b>	2.79	<b>0</b>	<b>22,497</b>	▲ 93.90	99.97	0.44
後期高齢者医療保険料 (滞納繰越分)	15	248,680		116,486		0	132,194	46.84		
	<b>5</b>	<b>574,594</b>	131.06	<b>482,794</b>	314.47	<b>0</b>	<b>91,800</b>	▲ 30.56	84.02	37.18
合計		78,972,640		78,471,492		0	501,148	99.37		
		<b>81,136,449</b>	2.74	<b>81,022,152</b>	3.25	<b>0</b>	<b>114,297</b>	▲ 77.19	99.86	0.49
延滞金		27年度		1,000		28年度	<b>22,400</b>			2,140.00

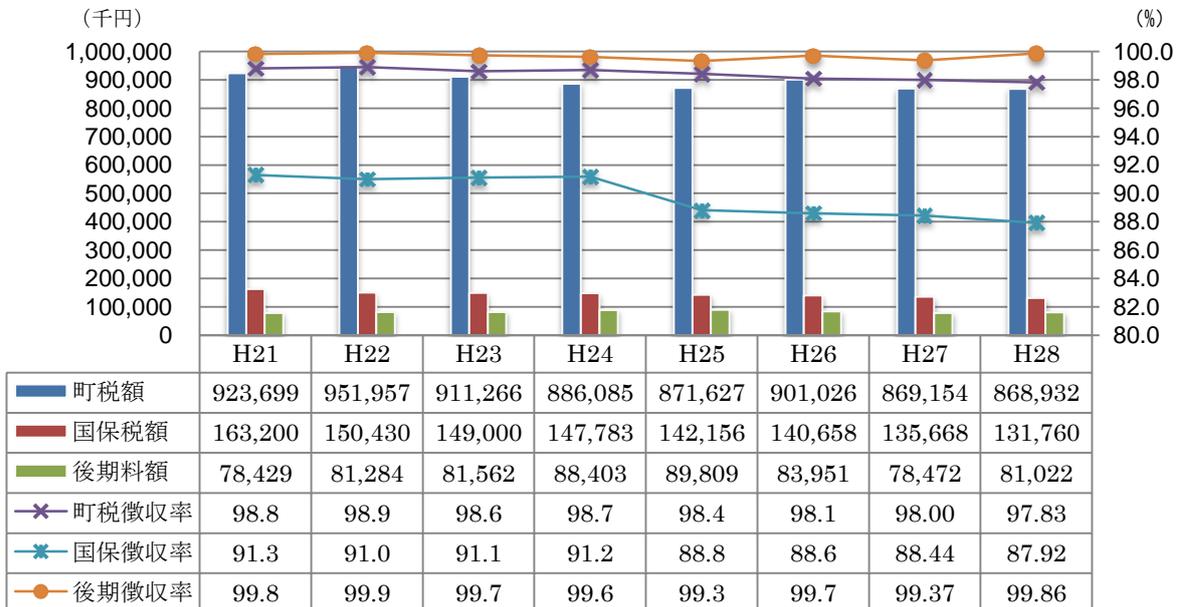
### 3 町税決算額の推移 (税目別)



### 4 町税の構成割合



### 5 町税・国保税・後期医療保険料の推移



## ○ 住民生活課

### 1 戸籍住民基本台帳費

#### (1) 戸籍住民基本台帳管理事業（決算書 P. 60）

##### ① 事業の目的内容

町民及び本籍人に関する戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等を整備し、正確で迅速な対応による住民サービスの向上に努める。

##### ② 事業の成果と課題

住民基本台帳人口（月報値）は、平成 29 年 3 月 31 日現在 6,591 人であり、前年に対して、自然減 147 人、社会減 19 人、計 166 人の減となった。うち 65 歳以上は 3,216 人で、48.79%を占めている。その他については次表のとおりである。

平成 24 年 7 月 9 日に住民基本台帳法の一部改正が施行され、外国人登録法が廃止されたことにより外国人住民は住民基本台帳へ記載される。

#### ア 戸籍

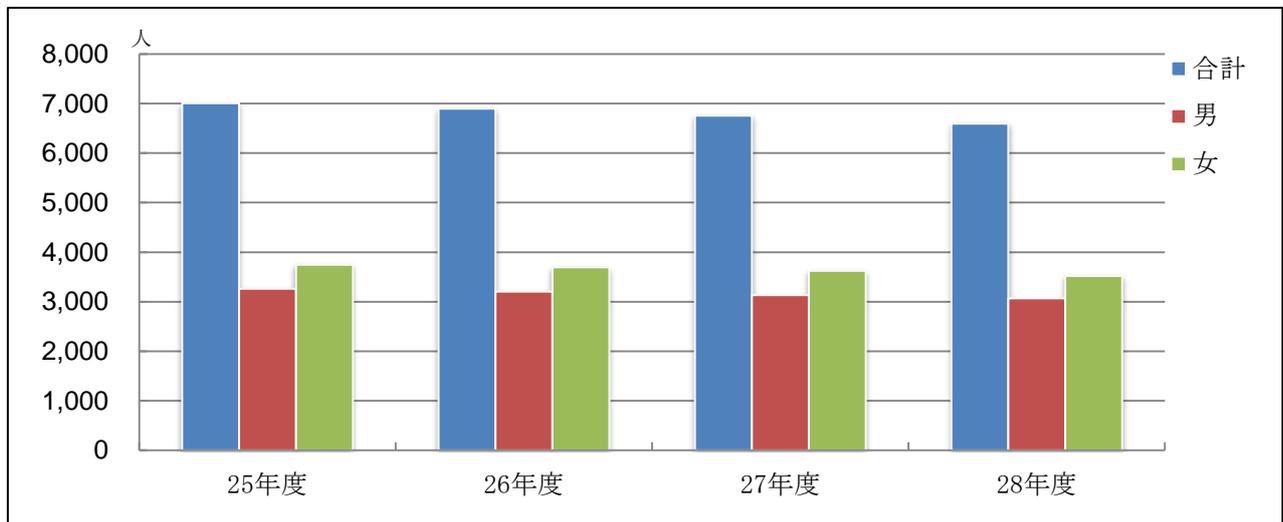
（平成 29 年 3 月 31 日現在）

戸籍数 （戸籍）	本籍人口 （人）	届出件数（件）					
		出生	婚姻	離婚	死亡	その他	合計
8,328 (△151)	19,379 (△463)	101 (△34)	209 (17)	35 (2)	310 (24)	153 (2)	808 (11)

（ ）内は対前年増減

#### イ 住民基本台帳年度末人口の推移

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

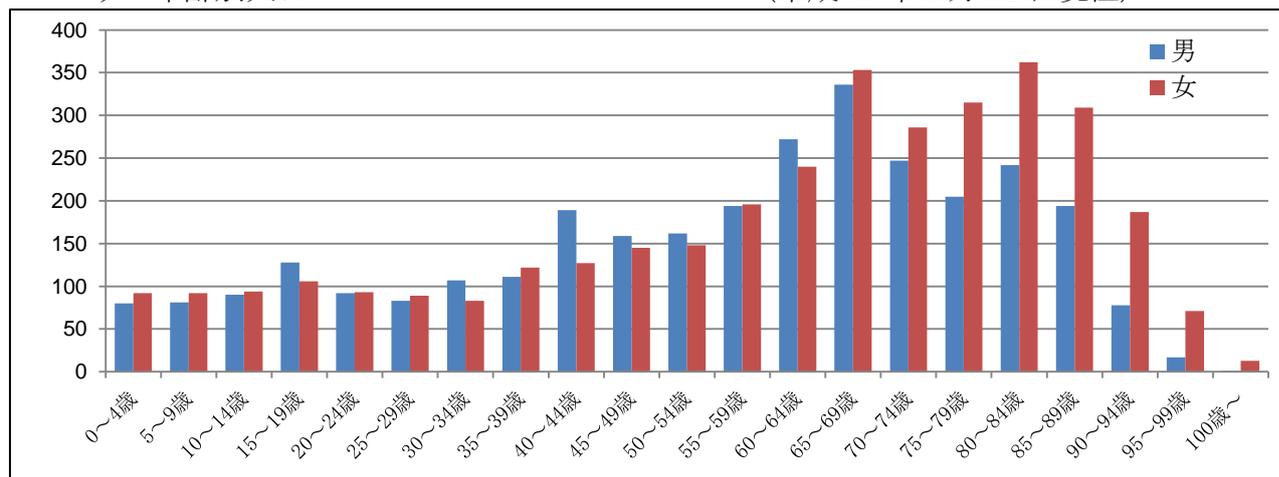


	25年度*	26年度*	27年度*	28年度*
合計	7,006人 (20人)	6,895人 (23人)	6,757人 (24人)	6,591人 (25人)
男	3,261人 (4人)	3,202人 (5人)	3,134人 (5人)	3,068人 (6人)
女	3,745人 (16人)	3,693人 (18人)	3,623人 (19人)	3,523人 (19人)

\*（ ）内は外国人住民再掲

ウ 年齢別人口

(平成 29 年 3 月 31 日現在)



65 歳以上の人口

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

人 口	男	女	高齢化率
3,216 人	1,320 人	1,896 人	48.79%

エ 人口移動状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	社会動態			自然動態		
	転入等	転出等	増 減	出 生	死 亡	増 減
平成 25 年度	170 人	288 人	△118 人	34 人	133 人	△99 人
平成 26 年度	214 人	213 人	1 人	32 人	144 人	△112 人
平成 27 年度	184 人	200 人	△16 人	31 人	153 人	△122 人
平成 28 年度	218 人	237 人	△19 人	26 人	173 人	△147 人

オ 手数料 (決算書 P. 18)

	戸 籍		住民票		個人番号カード関係	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
本 庁	3,955	2,255,300	1,270	381,000	27	13,500
加計支所	2,373	1,332,500	1,353	405,900	21	10,500
筒賀支所	669	384,150	315	94,500	3	1,500
合 計	6,997	3,971,950	2,938	881,400	51	25,500

	印鑑登録・証明		その他		合 計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
本 庁	847	254,100	23	6,900	6,122	2,910,800
加計支所	966	289,800	50	31,650	4,763	2,070,350
筒賀支所	207	62,100	3	900	1,197	543,150
合 計	2,020	606,000	76	39,450	12,082	5,524,300

③ 歳出決算額 7,958,764 円

(2) 旅券等交付管理事業 (決算書 P. 60)

① 事業の目的内容

広島県からの権限移譲により、平成 19 年 6 月から本庁住民生活課において、旅券申請等を取り扱っている。

② 事業の成果と課題

旅券申請・交付件数 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

	10 年用	5 年用	子供用	訂 正	増 補	紛 失	合 計
申請件数	43 件	55 件	8 件	2 件	0 件	1 件	109 件
交付件数	47 件	54 件	8 件	2 件	0 件		111 件

③ 歳出決算額 92,392 円

(3) マイナンバー通知カード関連事業 (決算書 P. 60)

① 事業の目的内容

マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) は、住民登録のある方に一人ひとり異なる 12 桁のマイナンバー (個人番号) を付番し、社会保障、税、災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤である。

本町においても平成 27 年 11 月 20 日から「マイナンバー通知カード」を世帯ごとに転送不要の簡易書留で送付し、平成 28 年 1 月から申請された方に顔写真付きの「マイナンバーカード」を交付している。

② 事業の成果と課題

平成 28 年 1 月から、保健・医療・福祉等の手続きにはマイナンバーの記入が必要である。

マイナンバーカードはプラスチック製の IC チップ付きのカードで、本人確認のための身分証明書としても利用できるほか、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請に利用できる。

マイナンバーカードの申請件数は平成 29 年 3 月 31 日現在で 643 件、交付件数は 574 件となっている。今後もカードの普及促進のため引き続き広報等を行う必要がある。

③ 歳出決算額 1,376,400 円

2 社会福祉費

(1) 社会福祉総務管理事業 (決算書 P. 66)

・集会所管理事業

① 事業の目的内容

地域住民の集会及び各種グループ活動等のコミュニティ活動の場である、上殿コミュニティセンター及び戸河内交流センターの適切な管理運営を実施する。

② 事業の成果と課題

上殿コミュニティセンター、戸河内交流センターともに平成 30 年度まで指定管

理契約を締結している。両施設とも指定管理者において適正に管理運営を実施した。

施設の老朽化に伴い修繕費が年々増加傾向にある。今後厳しい財政状況を踏まえながら施設の安全性や利便性を確保していく必要がある。

#### 指定管理委託料及び土地賃借料

施設名	指定管理者	委託料	土地賃借料
上殿コミュニティセンター	中央自治会	376,837円	588,000円
戸河内交流センター	地縁団体上本郷自治会	316,278円	373,923円

上殿コミュニティセンター天井修繕費 1,069,200円

上殿コミュニティセンター玄関入口外構修繕費 298,620円

③ 歳出決算額 3,473,052円

#### ・ 後期高齢者医療広域連合負担金事業

##### ① 事業の目的内容

後期高齢者医療被保険者に係る医療費負担金を支出する。

##### ② 事業の成果と課題

後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町で構成する広島県後期高齢者医療広域連合において実施している。

後期高齢者医療被保険者に係る平成28年3月から平成29年2月までの医療費町負担金を、運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合に支出した。(医療費の1/12を負担)

なお負担額は概算払いであり、医療費が確定する翌年度において精算を行う。

③ 歳出決算額 173,542,220円

#### (2) 民生指導事業 (決算書P.66)

##### ① 事業の目的内容

民生委員児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の向上を図る。

##### ② 事業の成果と課題

民生委員児童委員活動費の交付等による支援を行い、民生委員児童委員活動が円滑に実施され、地域福祉の向上に寄与した。

民生委員児童委員は平成28年12月1日の一斉改選において、定数どおり45名(新任13名、継続32名)の委員が厚生労働大臣より委嘱され、地域福祉活動の担い手の中心として日々活動されている。

一方で、高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、地域の福祉ニーズが高まる中、民生委員児童委員の役割は非常に大きく負担も増加している。今後も能力向上のための研修会の開催等、活動を支えていく取り組みが必要である。

③ 歳出決算額 9,161,088円

(3) 人権相談・啓発事業（決算書 P. 66）

① 事業の目的内容

町民一人ひとりが人として尊重され、誰もが明るく住みよい地域社会を形成していくという視点に立ち、人権尊重の理念に関する正しい理解と啓発の推進に取り組む。

② 事業の成果と課題

これまでの人権啓発等の取り組みにより、住民の人権問題への関心は高まりつつある。

しかしながら、依然として思い込みや偏見による人権課題が存在していることや、インターネットによる人権侵害等、新たな人権問題が発生しており、一層効果的で実情に合った取り組みが求められている。

ア 人権問題に関する町民アンケート調査

人権問題に対する町民の意識の現状を把握し、今後の人権行政を推進していくうえでの基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施した。

調査対象：満 20 歳以上の男女 1,000 人

抽出方法：住民基本台帳の中から無作為抽出

有効回答数：414 人（男 193 人、女 212 人、不明 9 人）

イ 「人権の花」運動

児童がお互いに協力し合って花を育て、この体験を通じて他人を思いやる心や優しさを醸成することを目的として、町内 4 小学校、5 保育園等に水栽培用ヒヤシンスセットを贈呈した。あわせて、人権擁護委員による「人権の花」贈呈式を戸河内小学校で行い、人権教室及び人権紙芝居等を実施した。

ウ 「くらしの総合相談」

社会福祉協議会が開催している「くらしの総合相談所」に、人権擁護委員、民生委員児童委員が出席し、人権相談を行った。

エ 「人権フェスタ」の開催

人権週間によせて、町民の人権意識の高揚を図るため、人権フェスタを開催した。

日時、場所：平成 28 年 12 月 10 日（土）川・森・文化・交流センター

内容：人権講演会、町内小学 6 年生による人権標語展、啓発パネル展示等

講演会講師 桂 七福さん（落語家）

参加者数：約 145 名

オ 運営費及び啓発事業補助金 2 団体に交付

カ 広報啓発活動

広報安芸太田に人権啓発記事「一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり」をシリーズで毎月掲載し、町民の人権意識の高揚を図る取り組みを行った。

また、人権週間の取り組みとして、人権擁護委員による巡回広報を実施した。

キ 人権相談

人権相談員（広域隣保館活動）については、平成 25 年度をもって廃止してお

り、現在は住民生活課長・各支所長が業務にあたっている。

ク 住宅改修資金貸付金回収

地域改善対策事業による住宅改修資金貸付金（滞納繰越分）の回収を行った。

③ 歳出決算額 1,798,395 円

(4) 国民健康保険特別会計繰出金事業（決算書 P.66）

① 事業の目的内容

国民皆保険制度を維持し、持続可能な国民健康保険事業を運営するため、法令等で定める繰出しを行う。

② 事業の成果と課題

保険基盤安定負担金（保険料軽減分）	24,612,150 円
〃（保険者支援分）	13,017,991 円
職員給与費等	18,568,049 円
出産育児一時金	560,000 円
保健事業分	20,642,742 円
保険財政安定化支援	10,000,000 円

③ 歳出決算額 87,400,932 円

(5) 敬老祝い金事業（決算書 P.68）

① 事業の目的内容

敬老の日行事の一環として、高齢者に敬老金を贈呈し長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことに感謝し、併せて老人福祉の増進を図る。

② 事業の成果と課題

88 歳の方に 20,000 円分のハートフル商品券、100 歳の方に 50,000 円の祝い金を贈呈した。

対象区分	88 歳	100 歳	計
人数	94 人	6 人	100 人
所要額	1,880,000 円	300,000 円	2,180,000 円

88 歳（昭和 3 年 4 月 1 日から昭和 4 年 3 月 31 日までに生まれた者）

100 歳（大正 5 年 4 月 1 日から大正 6 年 3 月 31 日までに生まれた者）

また、町内 2 つの特別養護老人ホームにおいて実施された敬老行事に対し、補助金を交付した（補助金額 282,900 円）。

③ 歳出決算額 2,466,513 円

(6) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金事業（決算書 P.70）

① 事業の目的内容

後期高齢者医療事業の事務に要する費用及び、後期高齢者医療保険料の低所得者等に係る保険料軽減額の繰出しを行う。

② 事業の成果と課題

保険基盤安定負担金（保険料軽減分）	43,456,683 円
職員給与費等	8,014,105 円
広域連合納付金	8,118,000 円

③ 歳出決算額 59,588,788 円

(7) 身体障害者福祉医療費給付事業（決算書 P.70）

① 事業の目的内容

重度心身障がい者に対する医療費の一部を支給することにより保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

ア 対象者

身体障害者手帳 1～3級所持者

療育手帳 ㊤、A、㊦所持者

イ 支給額

医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における、保険適用総医療費と保険給付額との差額を支給する。

ただし、重度心身障害者医療における一部負担金、入院時食事療養費に係る食事標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を控除した額とする。

ウ 一部負担金

（入院） 医療機関ごとに1日200円（医療機関ごとに月14日を限度とする）

（入院外） 医療機関、指定訪問看護事業者又は施術所（治療院・接骨院等）ごとに1日200円（医療機関等ごとに月4日を限度とする）

② 事業の成果と課題

内 訳		医療費等	備 考
一 般 (65歳未満)	受給者数	65人	平成29年3月末現在
	受診件数	1,655件	
	支給額	12,806,429円	
後 期 (65歳以上)	受給者数	213人	平成29年3月末現在
	受診件数	6,128件	
	支給額	25,072,838円	
合計支給額		37,879,267円	

※福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の1/2を県が補助する。

③ 歳出決算額 39,321,147 円

(8) 国民年金事業（決算書 P. 70）

① 事業の目的内容

国民年金制度は、全ての国民を対象に老齢、障害または死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度である。

本制度は国が事業主体となって運営し、一部の届出事務等を町が委託を受け実施している。

② 事業の成果と課題

第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格関係事務等、法定受託事務を中心に事業を行った。高齢化が進む中、老後の所得保障を担う大きな柱となる公的年金制度の役割は、今後一層重要となる。

ア 国民年金被保険者数

年金種別	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末現在)	平成 28 年度 (平成 29 年 3 月末現在)
1 号被保険者	596 人	564 人
任意被保険者	3 人	3 人
3 号被保険者	227 人	210 人

イ 申請・届出取扱状況

内 容	件 数		内 容	件 数	
	27 年度	28 年度		27 年度	28 年度
老齢基礎等年金裁定請求	1	7	20 歳到達予定適用対象者一覧	12	12
障害・遺族基礎裁定請求	1	0	年金手帳記号番号登録処理票	0	1
死亡届・未支給年金請求	91	134	付加保険料申出	2	2
選択申出書	0	0	口座振替（変更）申出	11	8
障害現況確認（診断書）	5	7	特例高齢者・任意加入	0	0
手帳・証書再交付申請	13	12	保険料免除・納付猶予申請	171	149
資格取得届	103	104	免除理由該当届（89-1・89-2）	0	0
種別変更	24	23	保険料学生納付特例申請	28	28
資格喪失届	6	3	国民年金支給繰下げ申請	0	0
氏名変更（訂正）届	8	8	第1号・3号被保険者該当勧奨	0	0
住所変更届	71	52			

ウ 年金相談の状況

相談方法	平成 27 年度	平成 28 年度
来庁相談	126 件	129 件
電話相談	35 件	33 件
計	161 件	162 件

エ 普及・啓発事業の状況

町民広報に制度周知の掲載を毎月（年 12 回）行った。

③ 歳出決算額 325,076 円

3 児童福祉費

(1) 乳幼児医療費給付事業（決算書 P.72）

① 事業の目的内容

乳幼児（0～6歳までの未就学児）の医療に要する費用の一部を、乳幼児を養育している者に支給することにより、乳幼児の疾病の早期発見及び治療を促進し、もって乳幼児の健やかな育成を図ることを目的とする。

さらに、6歳（就学児）～18歳までの子どもを対象として町独自で医療費の給付事業を行い、子ども医療費給付事業として子育て支援策の充実に取り組む。

ア 対象

乳幼児医療費給付事業： 0歳児から6歳児（未就学児）

子ども医療費給付事業： 6歳児（就学児）から18歳（満18歳到達後最初の3月31日まで）

イ 支給額

医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における、保険適用総医療費と保険給付費との差額を支給する。

ただし、乳幼児・子ども医療における一部負担金及び入院時食事療養費に係る食事標準負担額を控除した額とする。

ウ 一部負担金

（入院） 医療機関ごとに1日500円（医療機関ごとに月14日を限度とする）

（入院外） 医療機関、指定訪問看護事業者又は施術所ごとに1日500円（医療機関等ごとに月4日を限度とする）

② 事業の成果と課題

ア 乳幼児医療費支給事業

対象者 0～6歳（未就学児）

内 訳		医療費等	備 考
県	受給者数	200人	平成29年3月末現在
	受診件数	3,571件	
	支給額	5,190,689円	
単 町	受給者数	1人	平成29年3月末現在
	受診件数	0件	
	支給額	0円	

※福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の1/2を県が補助する。

（所得制限により対象外となる方については、町単独で助成）

イ 子ども医療費支給事業（町単独事業）

対象者 6歳～18歳

内 訳	医療費等	備 考
受給者数	370 人	平成 29 年 3 月末現在
受診件数	3,884 件	
支 給 額	8,476,956 円	

③ 歳出決算額 14,262,079 円

(2) ひとり親家庭等医療費給付事業（決算書 P.74）

① 事業の目的内容

ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

ア 対象者

父子家庭の父及び子（18歳到達後最初の3月31日まで）、母子家庭の母及び子（18歳到達後最初の3月31日まで）

イ 支給額

医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における、保険適用総医療費と保険給付費との差額を支給する。

ただし、ひとり親家庭等医療における一部負担金、入院時食事療養費に係る食事標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を控除した額とする。

ウ 一部負担金

（入 院） 医療機関ごとに1日500円（医療機関ごとに月14日を限度とする）

（入院外） 医療機関、指定訪問看護事業者又は施術所ごとに1日500円（医療機関等ごとに月4日を限度とする）

② 事業の成果と課題

	内 訳	医療費等	備 考
県	受給者数	68 人	平成 29 年 3 月末現在
	受診件数	603 件	
	支 給 額	1,375,948 円	
単 町	受給者数	42 人	平成 29 年 3 月末現在
	受診件数	556 件	
	支 給 額	1,329,015 円	

※福祉医療費公費負担事業費補助金により事業費の1/2を県が補助する。

（所得制限により対象外となる方については、町単独で助成）

③ 歳出決算額 2,818,060 円

#### 4 災害救助費

##### (1) 災害救助事業 (決算書 P. 78)

###### ① 事業の目的内容

罹災された住民に災害見舞金を支給し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

###### ② 事業の成果と課題

町内の家屋火災 1 件に対して、見舞金を支給した。

###### ③ 歳出決算額 200,000 円

##### (2) 災害救助基金管理事業 (決算書 P. 78)

###### ① 事業の目的内容

災害による被災者の救助及び町の防災対策の強化に必要な資金に充てるため、安芸太田町災害救助基金を設置している。

###### ② 事業の成果と課題

平成 28 年度はこの基金を充てる事なく、利子を基金へ積み立てた。

なお、当基金は、平成 29 年 3 月をもって廃止し、残額は翌年度の防災対策の経費に充当するため一般会計へ繰入を行った。

###### ③ 歳出決算額 849 円

#### 5 保健衛生費

##### (1) 保健衛生総務管理事業 (決算書 P. 78)

###### 献血推進事業

###### ① 事業の目的内容

血液確保のため献血の推進を行い、400ml 献血を実施する。

###### ② 事業の成果と課題

血液が常時不足している中、献血の適応可能条件に制限が設定されているため、参加者の人数は伸び悩んでおり、平成 27 年度から加計地区のみでの実施となった。

平成 27 年 10 月より、実施会場を加計高校に変更し、若年世代の献血への関心を高め、協力を推進している。

今後も広報、防災無線等で啓発活動を行い、特に 20～30 歳代の世代の協力者を増やすことが必要である。

実施会場	加計高校	
実施日	5 月 18 日	11 月 8 日
参加者	100 人	101 人
実施者	83 人 (うち 1 人は高校生による 200ml 献血)	88 人

###### ③ 歳出決算額 63,093 円

(2) 公衆衛生推進事業（決算書 P. 80）

① 事業の目的内容

各地域の推進委員 48 名を中心に、町民の「環境」と「健康」をコミュニティで守るため、地域社会の健全化を目指して活動されている安芸太田町公衆衛生推進協議会の活動を支援するため、補助金の交付を行う。

② 事業の成果と課題

安芸太田町公衆衛生推進協議会は、平成 28 年度の活動として、年 2 回の一斉清掃の実施や、各地域のごみ収集箱設置事業等補助金の交付（設置 4 件、修繕 1 件）、また、不法投棄対策として啓発看板の設置と不法投棄防止啓発パトロールを実施し、地域の環境美化と環境保全に取り組まれている。

さらに、学社融合的な取り組みとして、小学 3 年生を対象に環境啓発標語募集を行い、応募があった 34 作品について、町内行事、公共施設等への展示、町広報誌へ掲載し紹介をされている。

「健康」についての取り組みとしては、より多くの町民の方へ健診を受診していただくことを目的に、健診機関から講師を招き、健康診査講演会を開催されている。

そのほか、ごみ分別 P R 事業（指定ごみ袋配布）では、子育て世帯 28 世帯と転入世帯 94 世帯に指定ごみ袋等を配布されている。この事業は、子育て世帯と町内へ転入された世帯に対して、家庭ごみの適正な処理の啓発を推進するとともに、広く公衆衛生推進協議会の活動内容の周知を図ること、また、子育て世帯の経済的負担を軽減し、健やかな子育てを支援することを目的として平成 27 年度から取り組まれている。

また、安芸太田町公衆衛生推進協議会は発足から 10 年を迎えたことから、これを記念して、公衛協の事業や取り組みを紹介する広報誌を発行された。

今後も引き続き「環境」と「健康」それぞれの分野において、町の担当課と連携した地域のコミュニティを守るための活動が期待される。

③ 歳出決算額 245,000 円

(3) 環境衛生管理事業（決算書 P. 80）

① 事業の目的内容

生活環境保全は、住み良い町づくりには必要不可欠である。

地域の環境美化及び環境保全、また太田川上流域の清らかな河川環境の保全は、本町の豊かな自然環境を維持していくためには極めて重要な役割を担っている。

よって、より安全で快適な生活環境づくりの構築に取り組む。

② 事業の成果と課題

ア 不法投棄対策及び野焼きの防止

不法投棄対策については、地域住民、警察、公衆衛生推進協議会及び関係機関と連携を図り、パトロールや啓発活動、清掃活動を行い、悪質な案件については、警察へ通報した。

平成 28 年度において、県の地域廃棄物対策支援事業を活用し、不法投棄の多

く見られる場所1カ所へ啓発看板を設置し、不法投棄防止に取り組んだ。

また、野焼きの煙等による苦情が後を絶たないため、町広報誌や防災行政無線による啓発を行った。野焼きは、法律により農業を営む場合等やむを得ない場合を除き禁止されている。

不法投棄、野焼きともに、より安全で快適な生活環境づくりを構築するため、今後も引き続き継続的な啓発活動に取り組む必要がある。

#### イ 水環境保全

水環境保全の取り組みとして、生活排水・トイレの水洗化と浄化槽の適切な維持管理の普及啓発に努めた。

平成28年度に新たに9基の合併浄化槽設置届出が提出され、県担当課において適切な人槽の設置指導と審査が行われた。

また、浄化槽管理者においては、適切な維持管理のために「保守点検」、「清掃」、「法定検査」の3つの維持管理が必要となるが、「法定検査」について実施されていない浄化槽が多くある。本町では、県内でも先進的な取り組みとして、対象となる浄化槽に対して法定検査の費用を町で負担する制度があり、平成28年度法定検査受検率は89.5%（概算値）と県内では高い水準となっている。

しかし、未だ未受検の浄化槽もあり、その多くは検査の必要性がないとの認識である。そのため、未受検（受検拒否を含む）の浄化槽管理者に対して、法定検査を促すチラシとともに、県の指導事務の取扱い方針に基づき受検勧奨通知や訪問指導を行った。

県廃棄物処理計画においても、平成32年度法定検査受検率目標値を75%とされており、今後も引き続き浄化槽の適切な維持管理のため、未受検者への取り組みが必要とされている。

#### ウ 狂犬病予防事業

狂犬病の発生等を防止するため、5月に町内を巡回し狂犬病予防注射の集合接種を行い、秋には未接種の飼い主に対し、勧奨通知を行った。町内の接種率は80.2%となっている。引き続き、犬の登録、狂犬病予防接種率が100%に近づくよう、予防注射の実施等の周知に積極的に取り組んでいく。

また、犬の糞の後始末や放し飼い、野良猫へのエサやり等に対する苦情が多いため、町広報誌や防災行政無線を活用し、ペットの飼い主マナーの向上に取り組んだ。さらに野良猫対策として、忌避対策道具の貸出しを行った。

しかし、苦情が後を絶たない状況であるため、今後も引き続き継続的な啓発活動に取り組む必要がある。

犬の登録件数 (H29. 3. 31 現在)

地 区	登録頭数
安芸太田町全体	426 頭

平成 28 年度接種率

区 分	接種率
安芸太田町	80.2%

※参考

広島県	69.8%	平成 27 年度実績
全 国	71.8%	平成 27 年度実績

手数料

(単位：件、円)

項 目	単 価	件 数	合 計
犬の新規登録件数	3,000	21	63,000
鑑札再交付件数	1,600	1	1,600
狂犬病予防注射済票交付件数	550	342	188,100
狂犬病予防注射済票再交付件数	340	1	340
合 計		365	253,040

野良猫忌避対策道具貸出件数 10 件

エ 山県郡西部衛生組合解散後の一般廃棄物処理に向けた準備

山県郡西部衛生組合（以下「西部衛生」という。）解散後の平成 29 年度から、一般廃棄物処理に関する業務は本町の事務となるため、円滑に移行できるよう準備を進めた。

平成 29 年度から可燃ごみの処理を広島市へ委託することから、ごみの分別を変更する必要があるため、県の地域廃棄物対策支援事業を活用し、不法投棄防止啓発と合わせ新たな分別パンフレットと分別ポスターを作成して、各世帯や事業所への配布を行った。

作成したパンフレット等により、町民や町内事業所に対して西部衛生解散後の一般廃棄物処理に向けた説明会の開催や町広報誌による周知を行った。

また、西部衛生解散後の一般廃棄物処理に必要な条例や規則の整備を行い、固形状、液状一般廃棄物における許可業務、委託業務について関係者と協議を行った。

なお、直営業務を継続するし尿収集業務については、し尿収集車両 1 台の購入と、し尿汲取手数料の徴収事務の効率化のためのシステムを導入した。

○西部衛生解散後の一般廃棄物処理に向けた説明会の開催状況

対象	回数	延べ参加人数	備考
地元	各 1 回	26 名	坂根、澄合、公害防止委員会
町民	31 回	779 名	自治振興会、地域サロン、女性連合会等
事業所	2 回	51 社	事業所説明会

○西部衛生解散後の一般廃棄物処理に向けた準備に係る費用

内容	金額	備考
各種伝票	381,132 円	指定袋納品伝票 等
ごみ分別パンフレット・ポスター	1,389,960 円	各 5,000 部
施設内排水水質検査	291,600 円	排水処理方法検討用
粗大ごみ利用券作成	340,200 円	
ごみ指定袋作成	6,998,495 円	家庭用・事業所用
指定袋等販売店用ステッカー	340,200 円	
し尿収集車両表示	168,480 円	既存 3 台
し尿汲取手数料徴収システム	5,767,200 円	
し尿収集車両	9,264,710 円	経費含む (3 t 架装車 1 台)
合 計	24,941,977 円	

オ 山県郡西部衛生組合解散後の燃えるごみ、し尿及び浄化槽汚泥の広島市への処理委託に関する基本協定の締結

西部衛生解散後は、現施設の修繕対応や新たな施設建設等を比較検討した結果、安定処理に資するとともに処理費等経費の抑制が図れることから、燃えるごみとし尿及び浄化槽汚泥は広島市へ処理委託し、燃えるごみ以外のごみは、引き続き現施設において中間処理を行い、民間業者等へ処理委託することを決定し、平成 28 年 12 月 28 日に「一般廃棄物の処理に関する基本協定書」を広島市と締結した。

広島市への処理委託に際し、広島市の受託条件である、広島市処理施設の地元関係者からの要望への対応として、廃棄物処理施設周辺地域環境整備事業補助金を 2 漁業関係団体へ支出した。これにより、将来にわたり本町の安定した一般廃棄物処理の実現が可能となる。

なお、漁業関係団体の事業については、資材準備に期間を要することや事業実施場所周辺のかき出荷時期を避ける必要性から、年度内の事業完了が困難となったため、補助金の一部を繰越した。

○二漁業関係団体の要望事業の内容

団体名	事業名	事業費 (補助額)	平成 28 年度 支出 (概算) 額	平成 29 年度 繰越額
草津漁業組合	草津港浮棧橋更新事業	34,560,000 円	13,824,000 円	20,736,000 円
草津かき組合	濾過水圧送ポンプ場補修事業	42,207,372 円	16,882,000 円	25,325,372 円

③ 歳出決算額 56,431,731 円

※平成 29 年度への繰越明許費 46,062,000 円

(4) 火葬場管理事業 (決算書 P. 80)

① 事業の目的内容

町の火葬業務については、指定管理契約により千風苑（火葬炉 2 炉）で業務運営を行っている。

富士建設工業株式会社と平成 26 年度から平成 30 年度まで指定管理契約を締結し、適正な施設の維持管理と安定した施設運営に努めている。

② 事業の成果と課題

適正な施設の維持管理と安定した施設運営に努めるとともに、情報交換と課題に対する協議のため、指定管理者と町において、年 4 回連絡調整会議を行った。

施設については、計画に沿った火葬炉等の修繕を行い、要望のあった授乳室・更衣室を新たに設置した。また、老朽化した霊柩車を 1 台更新した。

今後も、施設の長寿命化を図るため、計画的に修繕等を行う。

ア 千風苑利用状況

平成 28 年度	火葬件数	130 件	(再掲)町外火葬 4 件	(再掲)手術肢体等 0 件
イ 指定管理委託料		14,140,000 円		
ウ 火葬炉修繕工事費		1,998,000 円		
エ 授乳室・更衣室設置工事費		788,400 円		
オ 霊柩車購入費（経費含む）		4,229,000 円		

③ 歳出決算額 21,574,072 円

(5) 生活用水取水施設整備事業 (決算書 P. 80)

① 事業の目的内容

町営水道未普及地域における、生活用水確保のため取水施設整備事業への補助を行う。

補助対象

ア 地下水取水施設及び表流・伏流水取水施設整備事業  
(事業費の 1 / 3 : 25 万円を限度)

イ 給水戸数 2 戸以上の水道組合等が行う施設整備事業  
(事業費の 1 / 2)

② 事業の成果と課題

地区名	件数	地下水取水施設及び表流・伏流水取水施設	給水戸数 2 戸以上の水道組合等が行う施設	補助金額 (円)
加計	2	0	2	202,000

③ 歳出決算額 202,000 円

(6) 病院事業会計補助金 (決算書 P. 82)

① 事業の目的内容

地方公営企業法第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に基づき、病院事業会計に対する補

助金を交付する。

② 補助金内訳

内 訳	補 助 金 (円)
安芸太田病院補助金	360,000,000
戸河内診療所補助金	14,000,000
合 計	374,000,000

③ 歳出決算額 374,000,000 円

6 清掃費

(1) 清掃総務管理事業 (決算書 P. 82)

① 事業の目的内容

町内の一般廃棄物 (ごみ、し尿 (浄化槽汚泥含む)) の処理を安定的かつ適切に行うため、山県郡西部衛生組合に対して負担金を支出する。

山県郡西部衛生組合 (以下「西部衛生」という) は、昭和 40 年に当時の加計町、戸河内町、筒賀村、芸北町により設立し、その後、昭和 47 年に吉和村、昭和 52 年に湯来町が加入し、一時は 4 町、2 村で運営していた。これまで、加計 (黒峠) に平成 4 年にし尿処理施設、平成 8 年にごみ処理施設を建設し、管内の一般廃棄物 (ごみ、し尿 (浄化槽汚泥含む)) 処理を行ってきた。

しかし、市町村合併により、平成 17 年に廿日市市 (旧吉和村)、平成 19 年に広島市 (旧湯来町) が脱退し、現在では安芸太田町と北広島町 (旧芸北町) の 2 町での運営となっていた。

② 事業の成果と課題

西部衛生は、一般廃棄物処理排出量の減少に伴い処理施設の効率性が非常に悪化している事、また、経年劣化に伴う施設の維持修繕費の増加等を踏まえ、平成 28 年度末を目途に解散する方向で協議を進めてきたが、関係機関との協議、調整が整ったため、平成 28 年 9 月 30 日に、構成町である北広島町と、平成 29 年 3 月 31 日で西部衛生を解散することに関し、協議書を締結した (解散、財産処分、事務承継に関する協議書)。

このことから、解散後における本町の一般廃棄物処理が安定的かつ適切に実施できるよう、解散後本町が使用する施設の改修・修繕等を西部衛生において実施し、その費用相当額を西部衛生へ支出した。

運営負担金

区 分	負 担 金 (円)
し尿処理	14,412,000
ごみ処理	58,137,000
合 計	72,549,000

※負担金の算出は、人口割 30%、実績割 70%により算出されている。

改修・修繕分負担金

内 容	負 担 金 (円)
中継基地化（可燃ごみ）改修工事費用	59,400,000
ごみクレーン修繕費用	2,966,760
粗大ごみ処理施設回転破砕機修繕費用	2,275,560
浄化槽整備費用	2,432,160
合 計	67,074,480

③ 歳出決算額 139,623,480 円

## ○ 児童育成課

### 1 児童福祉費

#### (1) 児童手当給付事業（決算書 P. 72）

##### ① 事業の目的内容

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

中学校終了まで（15歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に対し、3歳未満が一律15,000円、3歳以上小学校終了前（第3子以降15,000円）、小学校終了後中学校修了前が一律10,000円、所得制限以上に該当する世帯は当分の間の特例給付として月額一律5,000円の支給である。平成28年度においては、平成28年2月分から平成29年1月分の手当を支給した。

##### ② 事業の成果と課題

一定の経済的支援により、保護者の養育費負担の軽減につながった。

##### ③ 給付額及び歳出決算額（平成28年2月分から平成29年1月分）

区 分		延人数（人）	金額（円）
3歳未満	被用者	735	11,025,000
	非被用者	271	4,065,000
3歳以上 小学校修了前	被用者第1子・第2子	1,844	18,440,000
	被用者第3子以降	469	7,035,000
	非被用者第1子・第2子	640	6,400,000
	非被用者第3子以降	140	2,100,000
小学校修了後中学校修了前		1,125	11,250,000
特例給付		70	350,000
合 計		5,294	60,665,000

#### (2) 子ども・子育て支援事業（決算書 P. 72）

##### ・ 子ども・子育て支援事業

##### ① 事業の目的内容

子ども・子育て新制度に対応し、平成27年3月に策定した「安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」の適正な推進と、進行管理を行うための策定委員会を平成29年3月に開催した。

また子ども・子育て支援業務システム（保育料等の算定）の改修、チャイルドシート等の助成事業等を行った。

##### ② 事業の成果と課題

住民参画により構成された策定委員会を中心に計画の適正な推進と進行管理を行っており、今後とも様々な子育て支援への意見を聞き推進を図っていく必要がある。

##### ③ 歳出決算額 804,364円

- ・ 虐待防止ネットワーク事業（児童虐待対策部会）

- ① 事業の目的内容

虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るため、啓発に努めるとともに、関係機関が子どもと家庭に関する情報や考え方の共有及び適切な連携を強化し対応する。

- ② 事業の成果と課題

児童虐待の通告があった際は、さまざまな虐待に総合的に対応する安芸太田町虐待防止ネットワーク会議の中に設置している児童虐待対策部会において、個別事例検討会議を開き、関係者による状況確認や支援内容について協議を行う。

平成 28 年度については、10 月に実務者会議を開催し関係機関が出席し、事例検討、対応等を協議し意識統一を図っている。個別の案件については、いずれも引き続き見守りを各機関連携し行っていくことを確認した。

今後も要保護児童に関し注意深く見守り、関係機関が密接な連携をしながら早期発見に努め、適切な支援を行うことが必要である。

- (3) 子育て支援センター運営事業（決算書 P. 72）

- ① 事業の目的内容

核家族化や出生率の低下が進む中、地域の子育て拠点として育児相談や子育てサークル等の支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

- ② 事業の成果と課題

継続的な取り組みの中で、未入園の親子が支援センターを利用することで、園の行事や季節の遊び、園の子どもの成長を身近に感じることができ、子育ての不安の解消や、保護者同士の交流がさらに活発になり、親同士のコミュニケーションづくりができた。

さらに、自主サークル活動も活性化してきており、活動範囲も広がり、支援センター事業の着実な成果が感じられる。

年度によって利用の増減はあるものの、保育所の園解放とともに、地域の子育て拠点としての認知度は高まっている。利用状況は下表のとおりである。

施設名	利用人数	開設日数	平均利用者数
加計のびのび 子育て支援センター	延べ 2,168 人	231 日	保護者 4 人/日 子ども 5 人/日
戸河内 子育て支援センター	延べ 906 人	230 日	保護者 2 人/日 子ども 2 人/日

- ③ 歳出決算額 3,729,392 円

(4) 児童センター運営事業（決算書 P. 74）

① 事業の目的内容

放課後および夏休み等の長期休業中において、児童に生活の場を提供し、指導員の保護や支援のもとで、温かい雰囲気の中での「生活」や「遊び」を通じて児童の心身ともに健全な育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援する。

② 事業の成果と課題

児童センターでは、毎月行事計画を立て、自然を活用しながらの創作活動や体験活動など多彩な行事を展開し、さまざまな体験や学習を通して健康かつ情操豊かな児童の育成を図った。

また、児童センターまつりでは、地域の方や幼児その保護者や高校生・大学生ボランティアなど 69 人を超える参加があり、世代間の交流を深めることができた。

平成 28 年度は、前年度に比べ放課後児童クラブの利用人数は 746 人、1 日平均利用者数は 2.8 人増加した。また児童センター全体での利用人数は 690 人、1 日平均利用者数は 2.7 人の増となった。

「夢づくり交流館」は、児童センター事業の活動場所としてはもちろん、地域住民のコミュニティ活動の場や中学生等のスポーツ利用、町内保育所（園）児の憩いの場として利用された。

ア 利用状況

事業名	利用人数	開館日数	平均利用者数
筒賀児童センター	延べ 9,176 人	291 日	31.6 人/日
筒賀放課後児童クラブ（内数）	延べ 7,114 人	291 日	24.5 人/日

イ 放課後児童クラブ利用料状況（単位：円）

利用児童数	収入金額	未収入金額
584 人	538,500	0

③ 歳出決算額 11,144,935 円

(5) 保育所（園）管理事業（決算書 P. 74）

① 事業の目的内容

児童福祉法と就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、乳幼児を保育する。

町内 2 認定こども園、2 認可保育所で保育を実施した。

② 事業の成果と課題

町内 4 保育所・こども園全体で共通のめざす子ども像を掲げ、また保育まつりなどを通じ、幼保連携も積極的に行い、引き続き一体的な安芸太田町の就学前の子ども幼児教育・保育を推進した。

さらにマーチングバンド・和太鼓演奏などの幼児の情操教育と、集団による社会

性の向上に寄与する特色ある教育にも取り組んでいる。平成 28 年度はふるさと納税を原資とした基金よりマーチングバンドの楽器、樽太鼓等の購入を行った。また、さらなる保育所・こども園同士の交流保育の充実に努め、小規模施設においても多くの友達や保育士との触れ合いの中で、児童の健全な成長への効果をあげるとともに、人間関係や活動の広がりを体験することができた。

保育料軽減事業の効果について入所児童の内訳から推察すると、3 月末現在の総数で前年比 7 人増、0～2 歳児においては前年比 4 人増、全体の 39.8%を占め、働く母親の社会復帰に寄与したと思われる。

保育料の収納状況では、前年度からの滞納繰越分はなかったが、現年度分の未収額 9,540 円が発生した。

入所児童数（平成 29 年 3 月末現在） ( ) 内広域入所受託児童数

保育所・こども園名	定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	充足率
加計認定こども園あさひ	60	7	7	10	14(1)	12	12	62(1)	103.3%
修道保育所	20	1	3	4(1)	2	5	2	17(1)	85.0%
筒賀保育所	30	0	3(1)	5	5	5	5(1)	23(2)	76.6%
認定こども園とごうち	60	6	7	10	10	14	9	56	93.3%
合計	170	14	20(1)	29(1)	31(1)	36	28(1)	158(4)	92.9%

③ 歳出決算額 84,485,498 円

④ 収納状況

現年度保育料 (単位：円)

保育所・こども園名	調定金額	収入金額	未収入金額
加計認定こども園あさひ	4,460,220	4,450,770	9,450
修道保育所	1,445,100	1,445,100	0
筒賀保育所	1,970,270	1,970,270	0
認定こども園とごうち	5,092,120	5,092,120	0
合計	12,967,710	12,958,260	9,450

一時保育料

保育所・こども園名	利用児童数 (延べ) (人)	収入金額 (円)	未収入金額 (円)
加計認定こども園あさひ	14	128,860	0
修道保育所	17	84,210	0
筒賀保育所	8	44,000	0
認定こども園とごうち	17	221,220	0
合 計	56	478,290	0

時間外保育料

保育所・こども園名	利用児童数 (延べ) (人)	収入金額 (円)	未収入金額 (円)
加計認定こども園あさひ	106	65,900	0
修道保育所	1	800	0
筒賀保育所	11	7,960	0
認定こども園とごうち	119	109,670	0
合 計	237	184,330	0

広域入所

受託市町名	受入児童数 (延べ) (人)	利用保育所・こども園	受託金額 (円)
広島市	9	あさひ5, 修道2, とごうち2	2,933,410
北広島町	2	筒賀2	2,384,340
合 計	11		5,317,750

⑤ 広域利用委託 (歳出)

委託市町名 (保育所名)	委託児童数 (人)	委託金額 (円)
広島市 (河戸こども園)	1	494,080
安芸高田市 (ふなさ保育所)	2	494,460
合 計	3	988,540

## ○ 産業振興課

### 1 労働諸費

#### (1) 労働金庫預託事業（決算書 P. 82）

##### ① 事業の目的内容

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、中国労働金庫労働者金融福祉対策預託を行うことを目的とする。

##### ② 事業の成果と課題

貸付金 3,000,000 円

労働費貸付金元利収入（労働金庫預託金元利回収金） 3,000,000 円

毎年度当初一定金額を資金として預託することで、これを原資に町内勤労者に対して低利で貸付けや勤労者福祉の向上・増進に寄与している。

##### ③ 歳出決算額 3,000,000 円

#### (2) 無料職業紹介事業（決算書 P. 82）

##### ① 事業の目的内容

定住促進・地域産業経済の充実を図るため、「安芸太田町無料職業紹介所」を開設し、町内居住の方または町内居住希望の方と、町内事業所等との雇用関係あっせんを行う。

##### ② 事業の成果と課題

開所から7年目となる安芸太田町無料職業紹介所は、地域の職業紹介所として認知されてきている。

町内事業者からの求人情報は庁舎内掲示板で掲示すると共に、ホームページで随時公開しており、ホームページを見てからの問い合わせや来庁も多い。また、雇用保険の手続きに定期的に利用される方も増加している。

新卒者の町内雇用への取り組みとして、加計高等学校と連携を取りながら、町内業者の雇用情報の提供を行うことで就職活動の支援を行っている。

##### ア 利用者数等

項目	H27	H28
求人登録事業所数	84 件	84 件
求職登録者数	48 人	49 人
3月末有効求人倍率	3.8	3.5

##### イ 今後の課題

雇用の成立数（マッチング数）を高めるために、求人情報の収集を行い、個々の事情に応じたきめ細やかな対応が必要である。

また、U・Iターン者の町内雇用等の促進などについては、関連部署と連携をとり、定住につながる斡旋が必要である。

##### ③ 歳出決算額 26,000 円

## 2 農業費

### (1) 農業総務管理事業（決算書 P. 84）

#### ① 事業の目的内容

町有施設の維持管理及び土地賃借料の支払い・庁用車管理・農業関係各種団体への負担金等の支払いと集会所等の指定管理委託など管理事業を行う。

#### ② 事業の成果と課題

集会所及び広場等修繕 563, 263 円

集会所及び広場指定管理委託料 902, 978 円

各種施設等委託料（直営委託分） 722, 400 円

わんぱく広場根株処理工事 626, 400 円

農業各種団体への負担金

全国中山間地域振興協議会中国四国支部協議会 10, 000 円

町民広場(猪山広場、寺領地区農村広場)の管理については、他の広場も含め指定管理にする必要がある。

#### ③ 歳出決算額 5, 532, 972 円

### (2) 農業振興事業（決算書 P. 84）

#### ① 事業の目的内容

地域の特性に応じた地域農業の活性化と経営体の育成を図るため、農業生産の維持発展に努める。

##### ア 営農指導等推進事業

広島市農業協同組合に営農指導員 2 名を配置し、経営体の育成と経営管理の指導、産直市の生産者に対して栽培技術の高度化を図るための事業である。

##### イ 営農用施設機械器具整備事業

水稲に代わる作物の栽培定着と、生産調整の促進に努めるための事業である。

##### ウ 転換水田整備事業

水田の生産基盤維持に努めるための、明暗渠排水の整備事業である。

##### エ 畦畔改良整備事業

水田としての機能維持に努めるための、畦畔の改良整備事業である。

##### オ 産地づくり栽培資材補助事業

生産調整の促進に向け、町推奨作物かぼちゃ(雪化粧)の栽培管理に伴う専用マット購入に対する補助事業である。

##### カ 営農団体育成事業

農作物の安定収量確保に努めるための機械導入事業である。

##### キ 祇園坊柿更新植栽による苗木購入補助事業

安芸太田町の特産品である祇園坊柿の産地育成と、年数経過による老木の改植による産地化を図り、地域特産物の振興対策を進める事業である。

##### ク 6次産業化推進支援事業（未来創造計画フォローアップ事業関係）

町内の地域資源を活用し、新たに特産品を開発するための支援事業である。

- ケ 農産物栽培省力化マルチ整備事業  
転作等による畑作マルチ作業の軽減を図るための作業委託補助事業である。
- コ 遊休農地解消対策事業  
遊休農地の解消と発生防止の有効活用対策として、ホンモロコ養殖活動に伴う種苗購入に対する補助事業である。
- サ 祇園坊柿加工衛生管理改善事業  
安芸太田町の特産品である祇園坊柿製品の生産工程等における衛生管理を整備し、マニュアルを構築することにより、品質の安定した製品作りに努めるための事業である。
- シ 祇園坊柿買取価格補償事業  
祇園坊柿の生産量確保のため、地域特産物の振興対策を進める事業である。

② 事業の成果と課題

補助対象事業

事業名		件数	補助金額（円）
ア	営農指導員等推進事業	1	1,000,000
イ	営農団体育成補助金	1	766,800
エ	畦畔改良整備事業	10	664,500
キ	祇園坊柿更新植栽による苗木購入補助事業 (苗木購入 303 本)	1	159,600
コ	遊休農地解消対策事業 (ホンモロコ種苗購入)	1	50,000
サ	祇園坊柿加工衛生管理改善事業 (HACCPシステム導入)	1	1,080,000
シ	祇園坊柿買取価格補償事業	1	1,932,335
計		16	5,653,235

- ・ひろしまフードフェスティバル 出展負担金 112,000 円

「食」をキーワードに、安芸太田町の魅力を情報発信することで、県内外から来場される人々への関心を高め、安芸太田町の食文化を周知する。

③ 歳出決算額 5,777,635 円

(3) 農村地域総合推進事業 (決算書 P.84)

① 事業の目的内容

経営力の高い経営体の育成を図るため、農業生産の維持発展に努める。

ア 担い手確保・経営強化支援事業

地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化する事業である。

イ ひろしま活力農業経営者育成事業

農業経営者として独立し、意欲のある若い農業者を育成支援する。

② 事業の成果

事業名		件数	金額(円)
ア	担い手確保・経営強化支援事業(パイプハウス整備)	1	4,750,000
	担い手確保・経営強化支援事業(コンバイン購入)	1	2,450,000
イ	ひろしま活力農業経営者育成事業(基礎研修負担金)	1	486,966
	ひろしま活力農業経営者育成事業(施設整備事業)	1	15,900,000
	ひろしま活力農業経営者育成事業(施設リース事業)	1	1,531,144
計		5	25,118,110

【認定農業者】株式会社2、個人経営2(ひろしま活力生)、農事集落法人1

③ 歳出決算額 25,385,705円

(4) 中山間地域等直接支払事業(決算書P.86)

① 事業の目的内容

中山間地域において耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を行うことで、農用地の持つ多面的機能の確保に努める。

農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、耕作放棄の原因となる農業生産条件の不利性を直接補正する直接支払を実施することで、適正な農業生産活動の継続を通じ農用地の持つ多面的機能の確保を図るため、当該事業の取り組みを行う。

本町のような山間棚田が多い中山間地域農用地の耕作放棄の発生を防止し、農業生産活動の集落維持と営農の活性化支援策として、平成27年度から平成31年度までの5年間において取り組むもので、第4期目として始まり2年目となる。

対象農用地の現地確認、交付金の支払いを行い、水路農道等の共同管理及び電気柵や棚田の維持管理に交付金を活用して、農地を保全し集落維持に努めている。

集落協定締結、交付状況

区分	協定締結数	参加農家数	協定面積	交付金額
集落協定	51協定	1,157戸	3,516,919㎡	46,985,139円

② 事業の成果と課題

協定に沿った農業生産、集落維持活動の結果、農地が適正に保全されている。

多くの協定では、水路・農道の維持管理活動は行っているが、生産性の向上を視野に入れた共同による取り組みが行われていない。今後は、機械・農作業の共同化や水路・農道の整備、棚田の石垣補修など農業生産条件の強化に努めてもらう。また、積立て・繰越金がある協定集落には、交付金の効果的な使用方法についての指導が必要である。

③ 歳出決算額 47,005,983円

(5) 経営所得安定対策等推進事業(決算書P.86)

① 事業の目的内容

農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、食糧自給

率の向上を図るとともに、農地が有する多面的機能が将来にわたって発揮されるようにするための経営所得安定対策の推進活動及び要件確認等に関する事務を行う。

② 事業の成果と課題

申請者数と交付金額

申請者数(人)	交付金額 (円)			
	米	戦略作物	産地資金	計
262	7,942,500	768,035	2,252,592	10,963,127

平成 30 年で経営所得安定対策の米の直接支払交付金が廃止となるため、主食用水稲以外の農作物への転換誘導と推奨品目の選定を図ることが必要である。

・補助金（安芸太田地域農業再生協議会） 309,000 円

③ 歳出決算額 769,366 円

(6) 人・農地問題解決推進事業（決算書 P. 86）

① 事業の目的内容

力強い農業構造を実現していくために、集落・地域での話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を将来においても確保していく展望を作る必要がある。そのため、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農組織）の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取り組みを支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業の実現を図る。

② 事業の成果と課題

平成 25 年度に策定した町全域をエリアとするプランの見直しにより、プランの中心経営体に位置付けられた意欲のある担い手が、補助事業等の支援策を受けることが可能となった。

補助金額

事業名	件数	金額
平成 28 年度青年就農給付金（経営開始型）事業	1	1,500,000 円
合計	1	1,500,000 円

③ 歳出決算額 1,791,460 円

(7) 多面的機能支払事業（決算書 P. 86）

① 事業の目的内容

農業生産活動を通じて農地を保全していくには、畦畔や水路、農道等を良好な状態で維持する必要がある。高齢化や過疎化の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難になり、集落共同で保全管理活動を行うことが求められている。

このため、集落共同による農地の耕作放棄地発生防止、水路・農道等の保全、農地周辺における景観形成の保全活動等への取り組みに対する支援策として、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に於いて取り組むもので、第 2 期目の 3 年目と

なる。

対象農用地の確定や協定の締結、現地確認、交付金支払いを行う。水路・農道等の共同管理に交付金を活用して、農地等の保全と集落維持を図る。

協定締結、交付状況

区分	協定締結数	協定面積	交付金額
活動組織	37 組織	3,298,600 m <sup>2</sup>	12,372,268 円

② 事業の成果と課題

協定に沿った活動組織による保全管理活動の結果、農地等が適正に保全されている。ただし多くの協定では農地、水路・農道の保全管理活動は行っているが、農業生産条件の強化には至っていない。よって今後は機械・農作業の共同化や水路・農道の整備補修などに努めてもらうとともに、交付金の効果的な活用を図るため、協定内容についての指導が必要である。

③ 歳出決算額 12,383,260 円

(8) 水田農業構造改革対策事業 (決算書 P. 86)

① 事業の目的内容

米政策改革大綱の趣旨に沿って、需要に即応した売れる米づくり、水田を利用した特色ある産地づくり、効率的かつ安定的な農業経営体の育成など、水田農業の構造改革の加速化が求められているなかで、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るために関係機関と一体となって、本地域水田農業の構造改革を推進する。

② 事業の成果と課題

取り組みの結果、作物別面積は次のとおりの作付けとなった。

作物等名	作付面積 (m <sup>2</sup> )
水稻	2,428,117
保全管理	1,462,637
野菜	282,380
果樹	194,170
飼料作物	63,980
花き、花木	43,440
豆類	12,290
杜中茶他薬用作物	8,890
そば	3,010

・補助金(安芸太田地域農業再生協議会) 38,000 円

③ 歳出決算額 287,200 円

(9) 畜産振興事業 (決算書 P. 86)

① 事業の目的内容

畜産業の振興に必要な諸事業を活用して、畜産農家(肉用牛・乳用牛)の経営安

定と環境整備を図り、農家負担の軽減に努める。

ア 補助対象事業

・家畜共済事業

家畜の疾病及び死廃事故の発生率が高いため、家畜共済金額に対して補助することで、農家負担の軽減に努めるための事業

・循環型農業推進事業

畜産農家が堆肥施設によって発生する有機堆肥を有効活用し、農家の土壌改良等を図るための事業

イ 畜産関係団体への負担金（家畜診療所運営負担金）

② 事業の成果と課題・畜産関係団体への負担金

広島県西部地域家畜診療所運営負担金（農業共済組合連合会） 319,000 円

・補助金事業

家畜共済事業（広島県西部農業共済組合） 332,687 円

循環型農業推進事業 13,608 円

悪性伝染病（口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等）発生時には農家、住民の財産及び健康を確保するため、国、県、近隣市町、関係団体及び農家が共通の認識のもとで連携を図り、迅速かつ的確な防疫措置を講ずることにより早期終息に努める必要がある。

また、畜産農家の高齢化や乳価の下落により、畜産農家が廃業の危機にあるため、担い手の育成や生産コストの低減等、経営の安定化を図る必要がある。

③ 歳出決算額 665,295 円

(10) 圃場整備償還金補助事業（決算書 P. 88）

① 事業の目的内容

・土地改良事業借入償還金事業

耕地の区画の変更・用水・排水・農道等の整備により、農業機械の効率的な運用と合理的な水管理ができるよう生産性の高い農業基盤に整備する。

町内3地区（松原、与一野・才中得、寺領・長原）において実施した土地改良事業に伴い、地元が借入れた資金の元利償還金に対して補助することにより、農家経営負担の軽減に努める。

② 事業の成果

事業量 換地面積 66.6ha 補助金額 2,013,470 円

③ 歳出決算額 2,013,470 円

(11) 上水路管理・改修事業（決算書 P. 88）

① 事業の目的内容

上殿地区の農業用水及び防火用水として使用されている上殿上水路の適正な維持管理を図る。

上殿上水路 昭和7年6月竣工 延長 6,241m 取水口：寺領川

② 事業の成果と課題

上水路の適正な維持管理を行うため監視員を配置し、通年にわたり安定した通水を確保する。

- ・委託料支払額（樋門監視・見回り） 47,200 円

中央地区の一部で漏水があり、通水に支障があるため改修工事を行う。

- ・上殿上水路柵蓋修繕 10,800 円

町が所管している唯一の水路である上殿上水路は、平成 28 年度使用料が 93,286 円で、使用料徴収事務、見廻り監視業務委託、通水点検見廻りなどの業務に携わっているが、田の遊休化や転用により年々使用料金が減少しており、今後上水路を維持管理していく上で業務量等を考慮し、使用料の徴収免除や地元移管等も含め検討が必要である。

- ③ 歳出決算額 58,000 円

3 林業費

(1) 林業総務管理事業（決算書 P. 88）

① 事業の目的内容

林地残材を搬出してバイオマスボイラーの熱源として利用する事業を実施した。町内産木材の利用を促進するため、新築住宅への木材使用量に応じて町内産木製品をプレゼントする事業を実施した。

林業関係施設の維持管理を行い、林業関係団体へ負担金の支払を行った。

② 事業の成果

杉・桧の林地残材を搬出・出荷した人にハートフル商品券を支給し、搬出を奨励した。

太田川森林組合が木質チップに加工し、木質バイオマスボイラーの燃料として活用している。

報償金（53.7 <sup>3</sup> 分）	158,000円
買上金（新築2戸）	274,420円
林業総合センター指定管理料	905,400 円
太田川森林組合及び林業総合センター土地賃借料	1,722,663 円
林業総合センター電力メーター設置工事	669,600 円
団体負担金	

団 体 名	負担金（円）
（公社）広島県みどり推進機構	50,000
全国森林環境税創設促進連盟	20,000
太田川流域森林整備センター	438,000
計	508,000

- ③ 歳出決算額 4,946,349 円

(2) 森林病虫害駆除事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的内容

松くい虫及びナラ枯れ被害から重要な森林資源を守るため、必要な事業を実施し、森林の有する公益的機能の確保に努める。

ア 松くい虫防除事業

松林の保全及び健全な森林を維持していくために必要な事業である。

本町では、松くい虫による被害が継続的に発生しているため、保全松林に対して、効率的かつ効果的な伐倒駆除等の被害対策を実施する。

イ ナラ枯れ防除事業

ナラ枯れ被害の拡散を防ぐため、被害木に薬剤注入し、ナラ類穿孔性害虫(カシノナガキクイムシ)の駆除を行う。

② 事業の成果と課題

ア 松くい虫防除事業

防除事業を継続して実施することにより、松くい虫被害の発生を最小限に抑えている。今後は、公益的機能の高い守るべき松林を優先して防除を行うと同時に、周辺市町と連携し、広域的な対策の検討が必要である。

イ ナラ枯れ防除事業

平成 22 年度に温井地区において急速に広がったナラ枯れ被害の対策として、県内で初めてナラ枯れ防除事業を開始し、現在まで継続して実施することにより、被害は減少してきている。

病虫害の防除方法については国、県において様々な方法が検証されているが、抜本的な対策については確立されていない。松くい虫及びナラ枯れ被害を効率的に撲滅できる防除方法の確立を国、県に強く要望し、合わせて周辺市町と連携し広域的に防除を行う必要がある。

補助対象事業及び委託料

事業名	防除方法	防除量 (m <sup>3</sup> ・本)	事業費 (円)	補助金額 (円)
松くい虫 防除事業	伐倒防除	戸河内地区 90 m <sup>3</sup>	1,778,760	889,380
ナラ枯れ 防除事業	立木くん蒸	平見谷地区 142 本	475,200	237,600
合 計			2,253,960	1,126,980

③ 歳出決算額 2,261,320 円

(3) 環境貢献林整備事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的内容

人工林対策事業・被害木の処理事業である。手入れが十分にされず放置された人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させることを目的として、切り捨て間伐と積雪による人工林被害木伐倒整理を実施した。

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため、平成 19 年から導入された「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする。

② 事業の成果と課題

これまで放置され緊急に整備が必要な森林において間伐を行い、森林の持つ公益的機能を回復することができた。

今後も、ひろしまの森づくり事業により森林保全活動を進めるとともに、地域住民等が里山を再生させる地域資源保全活用事業などを引き続き行い、この活動を町内各地域に普及させていくことが必要である。

具体的な事業内容については以下の通りである。

作業区分	事業量	補助金額 (円)
人工林健全(間伐)	85.0 ha	24,151,500
被害木の処理	1.8 ha	1,774,500
事業推進調査	491.3 ha	1,507,680
事務費	一式	294,139
計		27,727,819

③ 歳出決算額 27,727,819 円

(4) 安芸太田町森づくり事業 (決算書 P. 90)

① 事業の目的内容

手入れが不十分な里山林等について、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣害防止等の生活環境及び景観等を保全するため、下草刈り、伐採整理による里山林整備を実施した。

また、森林・林業体験活動の支援として、森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の多面的機能や林業について学ぶ体験活動等を実施した。

加えて県産材木製品の利用促進として、間伐した太田川材を使用した木製品を公共施設へ整備することにより木材の良さをアピールし、間伐材の利用を促進した。

環境貢献林整備事業と同様、「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする。

また、県内 15 会場で開催するひろしま「山の日」県民の集い安芸太田会場として、森林セラピー体験や木工体験などを恐羅漢エコロジーキャンプ場で開催した。

② 事業の成果と課題

木材価格の低迷と高齢化の進行による山離れなどの要因により、手入れがされない里山林が増加している。また不在地主と境界の不明瞭な山林が増加しているため、森林整備に必要な施業同意が得られないことも、手入れがされない山の増加に拍車をかけている。

手入れが必要な里山林の整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能が回復し、

景観が改善された。

森林・林業体験活動への支援、公共施設へ町内産木製品として間伐材の利用促進を行い、里山の再生に向けて森林の保全と活用を実施した。

今後も、ひろしまの森づくり事業により森林保全活動を進めるとともに、地域住民等が里山を再生させる地域資源保全活用事業などを引き続き行い、この活動を町内各地域に普及させていくことが必要である。

具体的な事業内容については以下の通りである。

・里山林整備事業

作業区分	事業量	補助金額（円）
里山林整備事業地測量	9 件	252, 720
放置森林整備事業(天然林間伐)	2.4 ha	2, 354, 400
バッファゾーン整備事業	1.0 ha	264, 600
松くい虫被害跡地等整備事業	410 m <sup>3</sup>	4, 110, 480
事務費	一式	304, 222
計		7, 286, 422

・森林・林業体験活動支援事業 事業費 1, 063, 283 円

種 別	参加者数	内 容
5/28 ひろしま「山の日」県民の集い安芸太田会場	400 人	会場：恐羅漢エコロジーキャンプ場 森林セラピー、木工体験、森のコンサート外
10/28 林業体験教室	11 人	上殿小、筒賀小、戸河内小5年生
11/ 8 林業体験教室	21 人	加計小5年生
11/22 スギ植栽体験	34 人	戸河内小

・間伐材利用対策事業 事業費 4, 262, 760 円

納品場所	内容
戸河内小学校	児童用ロッカー・掃除用具入れ（杉材） 2 台 W6.6m×D0.5m×H1.8m 木製ベンチ（桧材）1 台 W1.8m×D1.8m×H0.3m
筒賀小学校	下駄箱（杉材）一式 W5.4m×D0.4m×H1.0m

③ 歳出決算額 12, 612, 465 円

(5) 森づくり事業基金管理事業（決算書 P. 90）

① 事業の目的内容

森林の公益機能を持続的に発揮させるために、森林保全事業を推進するため基金を設ける。

② 事業の成果と課題

基金を活用して事業資金である基金に対する利子を支出した。

③ 歳出決算額 125 円

(6) 森林バイオマス熱利用普及促進事業 (決算書 P. 90)

① 事業の目的内容

二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止対策、森林の多面的機能の向上、地域資源循環システムの構築及び木材関連事業の活性化に寄与するため実施する。

② 事業の成果と課題

ア ペレットストーブ等購入促進補助事業

補助金交付実績 3 件 536,000 円

町内のバイオマス資源が有効活用されるよう、継続して普及促進する必要がある。

③ 歳出決算額 536,000 円

(7) 町有林整備事業 (決算書 P. 90)

① 事業の目的内容

町保有林の多くを占める人工林に対して、適正に森林施業を実施し、健全な森林の育成に努める。計画的な森林施業を実施することにより、優良木の育成及び森林の持つ公益的機能を発揮させるとともに、計画的な木材利用を進めていく。

② 事業の成果と課題

施業履歴に基づいた計画的な森林施業として、内黒山町有林の再造林を実施し、町有林の健全な育成が図られた。

今後の町有林経営は搬出間伐施業を主体的に実施する予定であるが、そのためには木材を搬出する作業道の整備と合わせ、急傾斜地については作業道の整備が困難であるため、架線集材等による搬出を検討する必要がある。

また、町有林材を公共施設に利用する取り組みとして内黒山町有林を伐採し、戸河内小学校の建築用材として利用した。

③ 歳出決算額 5,116,523 円

・町有林管理用車両購入 (トヨタ) 3,644,244 円

施業内訳

(単位：円)

区 分		施 業 地		面 積	事業費
種別	作業種	経営林名	所 在		
単層林	再造林	内黒山	大字戸河内字内黒山 880-2、-3、-4	1.53ha	928,800
合 計				1.53ha	928,800

(8) 流域森林整備事業 (決算書 P. 92)

① 事業の目的内容

健全な森林造成の推進を事業の目的に、森林組合と連携し、民有林で実施される森林整備に対して事業費の一部を補助し、林家の負担軽減を図る。

② 事業の成果と課題

近年の林業不振によりいわゆる「林業離れ」が進行し、荒廃した林分が残されており、本町の大切な森林資源を守り育てるため県標準単価の1割を補助することにより、林家の負担軽減及び森林施業の推進が図られた。

引き続き、計画的な施業を推進していくために、森林経営計画策定の面積を増加させていくことが必要である。

・流域森林整備事業による保育事業の実施状況

(単位：円)

作業区分	面積	事業費	補助金額
雪起こし	12.50ha	2,818,270	281,827
下刈りA	23.02ha	3,752,260	375,226
2m枝打ち	4.30ha	666,500	66,650
4m枝打ち	1.52ha	598,880	59,888
低コスト再造林	5.01ha	2,985,960	298,596
保育間伐(刈払い)	4.52ha	967,280	96,728
合計	50.87ha	11,789,150	1,178,915

③ 歳出決算額 1,178,915 円

(9) 合板・製材生産性強化対策事業 (決算書 P. 92)

① 事業の目的内容

間伐材等の供給力の強化を図り、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展を実現し、森林所有者の収益性の向上を図る。

ア 林内路網整備

森林整備(間伐)のために開設する、林業専用道及び森林作業道に対し補助を行う。

- ・林業専用道 2路線
- ・森林作業道 7路線

イ 間伐(搬出)

林内路網整備を行った受益範囲において実施した間伐に対し補助をする。

- ・間伐面積 43.0ha

② 事業の成果と課題

林内路網の開設により、高性能林業機械を活用した木材の低コストでの搬出が容易となり、搬出間伐の推進及び木材の安定供給に取り組むことができた。

今後は、整備した森林作業路等を利用して集約化施業を図り、計画的な素材生産量を確保する。

・ 林業専用道開設状況 (単位：円)

路線名	事業主体	区分	延長	幅員	事業費	補助金額
高果東山馬頭線	太田川	規格	316m	3.5 m	8,894,000	8,894,000
松原北線	森林組合	相当	219m	3.5 m	4,540,000	4,540,000
計			535m		13,434,000	13,434,000

・ 森林作業路開設状況 (単位：円)

路線名	事業主体	区分	延長	幅員	事業費	補助金額
下中山線	太田川 森林組合	森 林 作業道	1,633m	3.0m	2,798,000	2,798,000
松原南5線			3,342m	3.0m	6,667,000	6,667,000
梶ノ木線			2,861m	3.0m	3,760,800	3,760,800
川手東平線			2,214m	3.0m	4,343,000	4,343,000
仕形ヶ谷山線			683m	3.0m	1,365,200	1,365,200
松原北2線			882m	3.0m	1,764,000	1,764,000
松原南線			1,358m	3.0m	2,330,000	2,330,000
計					12,973m	

・ 間伐（搬出） (単位：円)

施業地	事業主体	面積	事業費	補助金額
民有林	太田川森林組合	43.0ha	18,444,000	18,444,000

③ 歳出決算額 54,906,000 円

(10) 鳥獣捕獲事業（決算書 P. 92）

④ 事業の目的内容

鳥獣による農林水産物への被害防止及び農林水産業者の生産意欲の向上を図るため、安芸太田町有害鳥獣捕獲実施計画に基づき有害鳥獣の捕獲に努める。

有害鳥獣の捕獲体制を強化するため、鳥獣被害対策実施隊による集中捕獲活動と合わせ、狩猟免許取得費用を補助することにより捕獲従事者（実施隊員）の確保を図る。

また、平成 27 年度から稼働している安芸太田食肉処理加工場の利用促進と加工された食肉の販路拡大に努める。

⑤ 事業の成果

・ 鳥獣被害対策実施隊の任命、出動状況

	任命数	出動時間	報酬額
鳥獣被害対策実施隊員	71 名	403 時間	584,350 円
鳥獣被害対策実施隊補助員	7 名	19 時間	21,374 円
計	78 名	422 時間	605,724 円

・鳥獣別捕獲実績数

	捕獲数
イノシシ	75 頭
サル	10 匹
シカ	1 匹
タヌキ	25 匹
アナグマ	9 匹
キツネ	0 匹
ヌートリア	0 匹
カラス	49 羽
アオサギ	68 羽
カワウ	34 羽
ドバト	21 羽

・安芸太田食肉処理工場 処理加工頭数 14 頭 (イノシシ)

1 頭当たり利用料 2,000 円

主なもの

- ・有害鳥獣捕獲報償金 918,000 円
- ・捕獲班員傷害保険料 (72 人) 540,000 円
- ・有害鳥獣対策団体育成補助金 (捕獲班) 2,616,200 円
- ・狩猟免許取得奨励事業補助金 (1 名) 20,900 円

⑥ 歳出決算額 4,782,123 円

(11) 野生生物被害対策事業 (決算書 P. 92)

① 事業の目的内容

野生鳥獣による、人畜、農林水産物等への被害を防止し、農業・畜産・林業の振興を図るために設置される電気柵・トタン等の設置に要した費用に対して補助を行う。

なお、町が一集落を囲む設備を国・県の補助事業として設置した地区の設備修繕も事業の対象とし補助を行う。

対象要件： 対象補助額 資材費に対して 1 / 2 を補助する。

補助対象費用 資材費 1 万円以上 40 万円まで

また、鳥獣害に強い集落づくりの実践及び普及啓発を行う。

② 事業の成果と課題

補助制度の周知により町全域で補助制度が活用され、圃場等への鳥獣被害防止柵等の設置が普及してきた。

また、経年劣化や自然災害等で設備の安全性が危惧されていた集落で取り組む被害防止柵の改修も補助対象とし、農産物の被害防止だけでなく、人身の被害防止にも努めた。

補助要件として、生産された農産物等については産直市や市場等へ出荷することを条件としているため、補助事業完了後の確認調査を行うことも必要である。

- ・有害鳥獣被害防止対策事業補助金 1,111,233 円  
補助件数 22 件 (うち集落改修事業は 2 件)

③ 歳出決算額 1,111,233 円

(12) 野生生物保護管理事業 (決算書 P. 92)

① 事業の目的内容

県の保護獣となっているツキノワグマの出没時に住民の安全確保、農林水産物への被害防除対策の強化に努める。

ツキノワグマの管理対策を円滑に実施するため、広島県ツキノワグマ対策協議会の構成町となり、被害防止対策や個体群管理等の体制強化に努める。

- ・傷害見舞金制度

広島県ツキノワグマ対策協議会が実施する制度で、ツキノワグマにより負傷した場合に見舞金を支給する事業

- ・被害防除対策

人身被害及び農林水産物等の被害防止対策を推進する。

② 事業の成果と課題

ツキノワグマの出没時に住民の安全確保上、迅速な情報提供と安全策の対応が求められており、防災無線による周知と町で組織するクマレンジャーの出動強化により被害防止対策に努めた。

引き続き、ツキノワグマを集落近くに誘引しないよう、集落内の不要な果樹のもぎ取りやコンポスト等の撤去を指導する必要がある。

また、ツキノワグマの被害対策については、町民からの出没情報により、現地確認を行い、人身被害の恐れがある場合は積極的に捕獲を実施している。

ツキノワグマは県の保護獣として指定されているが、その生息範囲と個体数は拡大・増加しており、国・県に対し狩猟の解禁を含め個体数管理の徹底を強く要望していく。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ツキノワグマ 捕獲頭数	32	3	8	2	10	2	1

③ 歳出決算額 73,993 円

(13) 有害鳥獣被害防止総合対策事業 (決算書 P. 92)

① 事業の目的内容

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息活動区域の拡大、また、高齢化による遊休農地の発生など深刻化している。この鳥獣被害を防止するため国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、箱わなに侵入したイノシシ等を

センサーにより捕獲できる装置を整備する。

② 事業の成果と課題

町有害鳥獣捕獲対策協議会が事業実施主体となり、箱わなに侵入したイノシシ等をセンサーにより捕獲できる装置を整備した。

センサーの導入に伴い、効率的に捕獲を行うことが可能になった。

また、捕獲従事者を対象とした箱わな研修会に参加し、捕獲技術の向上を図った。

事業実施主体	事業内容	補助金額
安芸太田町有害鳥獣捕獲対策協議会	アニマルセンサー 2 3基	226,800円

③ 歳出決算額 226,800円

4 水産業振興費

(1) 水産業振興事業 (決算書 P. 92)

① 事業の目的内容

町内に漁業権を有する太田川上流漁業協同組合及び三段峡漁業協同組合が、河川清掃等による美化活動を中心に清流「太田川」を保全することや、鮎の生産加工施設を利用し、干し鮎や鮎うるか等の特産品化事業に対して活動補助をした。

② 事業の成果と課題

土地賃借料(ビオトープ川登) 466,601円

あまご稚魚購入(筒賀川放流) 99,792円

広島県栽培漁業協会会費 65,000円

各漁業協同組合補助金

太田川上流漁業協同組合 補助金額 80,000円

三段峡漁業協同組合 補助金額 80,000円

各漁業協同組合とも稚魚の放流事業や河川清掃等を実施するなど、漁業振興及び環境保全事業が図られた。

しかし、水質の悪化や不良藻類等、生息条件の悪化が推察されることから、水質の詳細な調査や藻類生産阻害の原因解明が急がれる。

また、近年は鮎等の漁獲量の減少と併せ、釣り人も減少しているため、観光資源としての対応策も必要である。

③ 歳出決算額 791,393円

5 商工費

(1) 消費生活相談事業 (決算書 P. 96)

① 事業の目的内容

地方消費者行政活性化基金を用いて、主に消費者(特に高齢者)の教育・啓発に重点をおき各種啓発事業を行う。

また、消費者被害に遭いやすい高齢消費者等を地域で見守るため、関係機関(県

消費生活課、民生委員、警察、福祉関係など）と連携を一層強化することにより被害の防止・迅速な解決を図る。

相談窓口の周知や、広報等により被害情報等の発信を行う。

② 事業の成果と課題

ア 消費生活相談総件数 36 件

相談内容別件数

項目	医療健康	寝具等	多重債務	契約金融	架空請求	物品	通信	訪問購入	その他一般
件数	3	2	2	2	3	9	12	1	2

イ 関連事業

事業内容	参加人数
地域サロン出前講座（8月9日, 1月12日）	17
高齢消費者等見守りサポーター養成研修会（2月23日）	70

啓発事業として町民広報で被害情報の発信を行うとともに、一人暮らしの高齢者を対象としたリーフレットの配布や、小・中学生を対象とした消費者教育資料の配布を行い、世代に応じた啓発活動を実施した。また、高齢者の消費者被害防止のため、地域サロンに出向き啓発講座を行った。

町内において、高齢者の消費者被害が発生し、高齢者を見守る立場の方々（民生委員・介護職場・女性会・シニアクラブ・社会福祉協議会・警察等）を対象とした研修会を実施している。今年度は健康づくり課が進めている高齢者等地域見守り活動事業と連携し、見守り協定締結事業者へも参加を呼び掛け、見守りの重要性和今後の被害防止について学んだ。

消費生活に係る相談や問い合わせは県担当課、町内関係機関と連携して対応し、より深刻な被害については県の消費生活相談員へ相談し、被害解決を図った。

今後も、地方消費者行政活性化基金事業を活用し、事業の一層の充実を図るとともに、高齢者の消費者被害防止と対象者を若年者層にも広げて消費者教育・啓発を行うことが必要となる。

【地方消費者行政活性化基金事業】

- ・消費生活相談員等レベルアップ事業 18,760 円
- ・地域社会における消費者問題解決力強化事業 642,734 円

③ 歳出決算額 661,494 円

## ○ 商工観光課

### 1 企画費

#### (1) 企業誘致推進事業 (決算書 P. 58)

##### ① 事業の目的内容

町独自の企業誘致事業である。町内への企業誘致の促進、既存企業の活性化を図るため、町内に商工業施設等を新設又は増設する者に対して、奨励の措置を行って企業の進出又は規模拡大の誘発を図り、雇用機会の創出による定住促進及び本町経済の活性化につなげる目的で創設された。

奨励金は以下の3種類である。固定資産税相当額を補助する「固定資産税に関する奨励金」、機械や建物の設備取得を補助する「設備取得等に関する奨励金」、事業開始に当たり町内在住の方を新規に雇用した際に補助する「新規雇用者に関する奨励金」である。

##### ② 事業の成果と課題

成果は下表のとおりである。今後も商工事業者向けホームページに事業メニューの情報を掲載し提供するなど、当該奨励金事業の周知を積極的に行い、町に企業進出をしたいと考える事業主を増やすことで、更なる企業誘致を行う。

#### 【固定資産税に関する奨励金】

(単位：千円)

企業名	内 容	金額
株式会社恐羅漢	H23 取得 5 年目 60%	1,387
株式会社筒賀総合サービス	H24 取得 4 年目 70%	617
株式会社後藤商店 (温井スプリングス)	H24 取得 4 年目 70%	3,631
株式会社大江石油	H25 取得 3 年目 100%	798

#### 【設備取得等に関する奨励金】

(単位：千円)

企業名	内容	金額
株式会社三國屋	H25 取得	6,791
株式会社筒賀総合サービス	H24 取得	13,811

#### 【新規雇用に関する奨励金】

(単位：千円)

企業名	内容	金額
株式会社三國屋	H25 取得 (町内新規雇用者 3 名)	600
株式会社筒賀総合サービス	H24 取得 (町内新規雇用者 3 名)	600

##### ③ 歳出決算額 28,235,000 円

(2) まち・ひと・しごと創生加速化交付金事業（決算書 P. 58）

- ・ 安芸太田町版「生涯活躍のまち」実証事業（産業活動支援事業）  
がんばるビジネス応援補助金

① 事業の目的

町内の中小企業の活力を高め、地域経済を活性化させることで、安定的な雇用や所得の確保を図ることを柱とし、地域産業振興と経済振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度の交付決定件数は 6 件（9,443,000 円）であった。内訳は、新たな起業が 4 件、新分野への進出が 2 件である。

新分野の進出や起業の促進は、町内の地域経済を活性化させ、雇用・就業の場が増えたことを意味することから、一定程度の成果があったといえる。

今後は、起業した事業者が継続的に営業活動を行えるよう商工会等と連携を密にし、フォロー体制を構築・強化することが課題である。

また、この補助金制度の存在を広く町外の方へも情報発信が届くように、町外の関係機関との連携を進めていく必要がある。

起業化促進	4 件
新分野進出	2 件
事業継承	0 件
I T 活用ビジネス	0 件

③ 歳出決算額 9,443,000 円

## 2 商工費

(1) 商工会育成事業（決算書 P. 94）

① 事業の目的内容

商工会による経営改善普及事業及び商工業者資金利子補給事業等を通じて、町内商工業の振興支援を行うことを目的とする。

② 事業の成果と課題

平成 22 年 4 月 1 日からスタートした安芸太田町商工会において、町内の会員数は 21 社減少している。町内全域の商工業者に対して経営改善普及事業及び商工業振興に取り組み、いかに新規会員数を増やす活動や、商工業の活性化を図ることができかが課題である。

プレミアム付き商品券は、37,400,000 円発行し、37,340,000 円の町内消費を促すことができた。更なる既存の商品券の普及により、継続的な町内消費拡大を図ることが課題である。

③ 歳出決算額 16,938,759 円

- ・ 経営改善普及事業補助金 10,873,917 円（▲654,408 円【前年度比】）
- ・ 商工者事業資金利子補給事業  
利子補給額 2,064,842 円（85,474 円【前年度比】）
- ・ プレミアム商品券発行事業 4,000,000 円

(2) 商工施設事業 (決算書 P. 94)

① 事業の目的内容

道の駅パークおよび町内商業施設内の維持管理を行うとともに、商業施設誘致および施設の充実を図る。

② 事業の成果と課題

適切な管理により、道の駅パークは有効に活用されている。

③ 金額

ア 歳入決算額		4,784,451 円
道の駅パーク内土地賃貸料		
ジュンテンドー	3,139,008 円	} 計 4,784,451 円
J A広島市戸河内支店	888,501 円	
安芸太田町社会福祉協議会	199,572 円	
安芸太田町商工会	557,370 円	
イ 歳出決算額		2,748,726 円
需用費		
水道光熱費		327,647 円
修繕料		539,160 円
道 <small>の</small> 駅 <small>パ</small> ーク <small>ト</small> イ <small>レ</small> ット <small>ペ</small> ー <small>パ</small> ー <small>ホ</small> ル <small>ダ</small> ー <small>交</small> 換 <small>修</small> 繕	240,000 円	}
戸 <small>河</small> 内 <small>IC</small> バス <small>停</small> 待 <small>合</small> 所 <small>倉</small> 庫 <small>修</small> 繕	299,160 円	
役務費		24,592 円
委託料		
道の駅パークエリア清掃業務委託料		1,039,000 円
使用料及び賃借料		
商業施設誘致の用に供する土地賃借料		818,327 円

(3) 観光管理事業 (決算書 P. 94)

① 事業の目的内容

広域連携による観光振興を進め、西中国山地へ誘客することを目的としている。またヘルスツーリズム推進協議会を主体とした森林セラピーの推進により、「健康」「癒し」のまちとしてのイメージ定着による町の魅力向上を目指す。

そのためには、観光の必要性(意義)を明確し、町が目指す観光の形を具体的に示す必要がある。

② 事業の成果と課題

第二次安芸太田町長期総合戦略におけるリーディング施策(まちづくり施策)に確かな寄与を果たす横断的観光振興に取り組むことを目的とした「安芸太田町観光振興基本計画」を策定した。本計画の期間は、平成29(2017)年度から平成38(2026)年度までの10年間である。実施事業についてはP D C Aサイクルの構築を念頭に、観光統計資料及びK P I・K G Iを用いて継続的に評価を行い、時代の変化に応じて3年ごとの検証および計画の見直しを行う。

これまでの取り組みにより、本町のヘルスツーリズム事業の基盤を固めることができた。平成 28 年度の森林セラピー体験者数は 996 名であった。今後は、体験者数を増やすと共に、更なる活性化（地域経済振興）に向け、商品のブラッシュアップによる高付加価値化によって当町での滞在時間の拡大を図る。加えて企業への積極的な営業と効果の検証により、企業、団体の誘客を進めていく。

また、近年瀬戸内エリアを中心に人気が高まり、山県郡内でも多数見かけるようになった「サイクリング」に着目し、北広島町と安芸太田町の 2 町で「やまがたサイクルマップ」を作成した。これによって自転車愛好家に西中国山地の美しい景観を満喫して頂き、交流の促進を図るとともに、地域の活性化を高める。

③ 歳出決算額	11,246,442 円	
ア 報酬		168,000 円
イ 旅費		106,040 円
うち費用弁償		89,200 円
普通旅費		16,840 円
ウ 需用費		1,841,079 円
うち消耗品費		1,099,494 円
燃料費（公用車ガソリン代）		469,360 円
修繕料		272,225 円
エ 役務費		394,936 円
うち通信運搬費		221,876 円
手数料		58,780 円
自動車損害保険料		114,280 円
オ 委託料		
安芸太田町観光振興基本計画策定支援業務		2,477,736 円
カ 使用料及び賃借料		1,503,051 円
キ 備品購入費		
公用車 軽トラック購入（車両本体）		855,800 円
ク 負担金		

参加団体名	金額（円）
中国「道の駅」連絡会	40,000
全国「道の駅」連絡会	20,000
やまがたサイクルツーリズム推進協議会	300,000
秋季交通対策に対する町負担金	190,000
秋季交通対策に対する道の駅第 2 駐車場交通整理	226,800
森林セラピーソサエティ年会費	50,000
「森林セラピー基地全国ネットワーク会議」年会費	50,000
計	876,800

ケ 補助金	
ヘルスツーリズム推進協議会活動事業補助	3,000,000 円
コ 公課費	23,000 円

#### (4) 観光宣伝事業（決算書 P. 94）

##### ① 事業の目的内容

町内観光地及び周辺観光地との連携による誘客促進のためのPRを目的とする、町独自及び広域観光パンフレット（ひろしまさんぽ）を作成し配布を行う。

また、広島県観光連盟主催の着地型旅行商品のワークショップにより、観光素材の磨き上げ、地域連携のモデルコース作りを行い、観光素材集「旅の素」と「広島県モデルコース」として取りまとめ、旅行会社・観光情報出版社等を対象とした大阪・名古屋・東京・福岡会場へ参加した。

また、大都市圏の旅行会社を直接訪問して開峡100周年を迎える三段峡を中心にPRし、周辺市町との周遊プランの提案を行うことで、旅行商品造成へ結びつくようプロモーション活動を展開した。

広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会として、世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン2016」に参加し、宮島や平和公園など広島を代表する観光地と同様に、三段峡や温井ダムなど町内の魅力を旅行業界関係者や来場者へ発信した。

広島県観光課では「広島県“みんなでおもてなし宣言”の登録者を募集している。来町される方々を温かくお迎えし、ホスピタリティあふれる安芸太田町の魅力のさらなる発信、外国人観光客のニーズに応じた多くの情報提供や受入環境の向上を目的とし、町内事業者等に広め、継続した取り組みとする。

##### ② 事業の成果と課題

町の合併後から使用されてきた観光パンフレット「安芸太田ナビ」が初版より10年以上経過したことから、新たなパンフレット作成に取り組んだ。

パンフレットのテーマを「ぷらっと絶景」とし、心が動く景色に出合うため、絶景スポットや廻り方、遊び方を提案し、「安芸太田町ってこんな景色があるんだ！」と心身ともに浄化され、健康になり、明日からのエネルギーにしてもらう、豊かな大自然を誇る町の魅力が詰まった保存版とした。

「豊かな自然」「絶景スポットを中心とした観光地紹介」「具体的な遊び方、周遊の提案」「ヘルスツーリズム・森林セラピーの認知度UP」「体験談・ロコミ紹介で親近感を感じる」など町が発信したい情報と、お客様が知りたい情報を重ねる工夫に心がけた。

インバウンド対応の三段峡パンフレット（英語・フランス語版）の作成、「安芸太田町散策マップ」の多言語版の改訂等を行い外国人観光客への誘致及び受入に活用した。

雪山誘客事業は、平成29年2月5日に開催予定であった第5回世界イグルー選手権は、天候不良のため中止となった。全種目予定されていた参加チーム数は31チーム、参加者は230名の予定であった。各チームリーダーからは次年度大会への

参加表明も頂き、当イベントの企画から準備を介して、日本最南端の豪雪地帯のスノーリゾートであることをPRした。

○観光地入込客数暦年調査結果 (単位：千人)

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	昨年比 (%)
三段峡	145	134	130	121	140	148	151	102.0
深入山	88	82	83	79	81	76	81	106.5
恐羅漢山	90	86	90	90	97	83	57	68.6
温井ダム	254	83	92	103	110	128	121	94.5
その他	110	101	104	112	133	157	188	119.7
計	687	486	499	505	561	592	598	101.0

③ 歳出決算額 7,183,126 円

ア 旅費 106,176 円

イ 需用費 13,506 円

ウ 役務費 300,000 円

    広告料 『FLAG! Vol.5 (GO North けんほくはもっと楽しくなる)』

エ 委託料 (単位：円)

三段峡黒淵渡舟運行時間延長業務 (広島県魅力ある観光地づくり事業)	51,300
外国語版三段峡パンフレット作成業務(広島県魅力ある観光地づくり事業)	388,800
安芸太田町観光パンフレット原版データ作成業務	2,195,640
安芸太田町観光パンフレット印刷業務	799,200
安芸太田町散策マップデータ修正 (日本語・英語・中国語・韓国語版)	79,704
安芸太田町散策マップ印刷業務 (英語版)	64,800
計	3,579,444

オ 負担金 (単位：円)

広島県観光連盟会費	90,000
広島県観光連盟キャンペーン事業	360,000
観光連盟 広域情報誌「広島さんぽ」負担金	330,000
ひろしま観光ナビホームページ広告負担金	30,000
広島県観光ガイドナップ「広島県の宝」負担金	52,000
広島県観光ボランティアガイド協議会	10,000
広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業負担金	510,000
ひろしま雪山誘客促進協議会負担金	1,792,000
広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会費	10,000
計	3,184,000

(5) 観光施設整備事業（決算書 P. 94）

① 事業の目的内容

町所有の商工観光施設を活用するため、施設を整備する事業である。

② 事業の成果と課題

旧町村で施設整備され、竣工後 20 年を経過した施設が多く、機器修繕等で経費も増加している。今後は、安芸太田町公共施設等総合管理計画による施設の適正化に努めつつ、利用促進や施設寿命の延長に繋がる改修等を実施する必要がある。

ア 工事請負費

筒賀交流の森龍頭峡便所改修工事 3,942,000 円

イ 備品購入費

グリーンスパつつが厨房コンベクションオープン購入 1,296,000 円

③ 歳出決算額 5,238,000 円

(6) 観光施設管理事業（決算書 P. 94）

① 事業の目的内容

観光施設の通常の管理運営に関する事業を行うことを目的とする。

内容としては、町所有の観光施設を適切に維持管理する業務と西中国山地国定公園内の維持管理を県から受託する業務に分けられる。

② 事業の成果と課題

指定管理者制度による運営の 13 施設と直営管理施設の維持管理を中心に、管理運営事業を行った。施設及び機器類の経年劣化による修繕は、件数・金額とも年々増加している。厳しい財政状況を考慮した経常経費の見直しを行い、事業の優先順位、管理施設の安全対策、また管理施設の処分等について総合的に判断する必要がある。

また、公の施設の指定管理者については、年度内に管理期間が満了となる施設の指定管理料を含む管理運営条件を見直し募集を行ったが、筒賀地区の龍頭ハウス及び筒賀交流の森については申請がなく、町の直営管理となった。建物・機器類の状況、施設利用状況等を検証し、施設運営方針の見直しを含め施設の在り方を検討する。

指定管理者制度については、「弾力性や柔軟性のある施設運営」という部分を誤って拡大解釈することがないように、指定管理者が公共サービスの履行に関する各種法令、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する「指定管理モニタリング制度」（安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）するもの）の導入を検討し、町民への指定管理業務の「可視化」を実現する必要がある。

三段峡内の遊歩道や黒淵公衆トイレなど、西中国山地国定公園内の県所有施設を管理受託しているが、施設の経年劣化が進んでおり、利用者に危険や不便を強いている状況にある。施設利用促進を県と協力して進めるとともに、劣化した施設の改修等を継続して強く要望していく必要がある。

③ 金額

ア 歳入決算額 10,149,141 円 (19 款 4 項 4 目 3 節)

平成 28 年 3 月末に「いこいの村ひろしま」の管理運営から撤退した、一般財団法人広島勤労福祉事業団が平成 28 年 9 月 30 日に解散した。

同法人の残余財産の帰属先を安芸太田町とし法人の清算が完了した。

イ 歳出決算額 85,478,305 円

・ 需用費 15,747,051 円

消耗品費 (観光施設内トイレ消耗品等)	193,965 円
燃料費 (黒淵仮設トイレ発電機)	133,277 円
光熱水費	3,053,943 円
修繕料	12,365,866 円

修 繕 箇 所	修 繕 費 (円)
太田川交流館かけはし外溝修繕	2,077,920
グリーンスパつつが専用水道水槽周り保温管修繕	1,134,000
筒賀ふれあい農園ケビン修繕	1,080,000
道の駅来夢とごうち2階レストラン扉アルミ建具修繕	716,040
いこいの村ひろしま便所修繕	615,600
道の駅わくわくランドテント遊具修繕	469,800
上井仁公衆便所駐車場舗装修繕	432,000
道の駅来夢とごうち事務所空調機修繕	399,600
グリーンスパつつが厨房修繕	399,600
温井ダム周辺環境施設 (夢の丘公園) 複合遊具修繕	388,800
道の駅来夢とごうちレストラン空調機修繕	363,355
グリーンスパつつが給水ポンプ点検及び電源修繕	324,000
いこいの村ひろしま消防設備修繕	266,760
温井ダム周辺環境施設温井夢の丘公園公衆トイレ修繕	265,032
三段峡交流館横公衆トイレ修繕	217,080
グリーンスパつつが消防設備修繕	204,120
深山峡遊歩道修繕	183,600
深山峡木橋天板等修繕	181,440
深山峡遊歩道 (第2工区) 修繕	166,320
グリーンスパつつが自動ドア修繕	162,000
温井ダム周辺環境施設暖房用灯油タンク更新修繕	138,910
グリーンスパつつが換気扇修繕	129,600
杉の泊ホビーフィールドサニタリー棟下男子シャワー室ガス給湯器修繕	117,498
グリーンスパつつが浴室修繕	105,300
筒賀交流の森森林館トイレ修繕	102,060
太田川交流館かけはし温熱便座修繕ほか31件	1,725,431
計	12,365,866

・役務費	1,856,553円	
・通信運搬費（デジタルサイネージ用光回線使用料）		27,216円
・手数料（公衆トイレ浄化槽等汚泥引き抜き他）		246,627円
・火災保険料（建物共済分担金）		1,582,710円

・委託料 (単位：円)

形態	業務名	委託料
指定	道の駅来夢とごうち管理業務委託	6,970,000
指定	三段峡交流広場管理業務委託	1,160,000
指定	杉の泊ホビーフィールド管理業務委託	2,106,000
指定	筒賀交流の森木工陶芸館管理業務委託	1,420,000
指定	深入山グリーンシャワー管理業務委託	3,182,000
指定	地域体験交流館かけはし管理業務委託	1,600,000
指定	温井ダム周辺環境施設管理業務委託	7,020,000
指定	グリーンスパつつが管理業務委託	7,618,000
指定	龍頭ハウス管理業務委託	3,780,000
指定	筒賀交流の森管理業務委託	5,540,000
指定	筒賀ふれあい農園管理業務委託	449,000
一般	温井ダム周辺環境施設管理委託（猪山自治会委託分）	1,500,000
一般	登山道刈払い業務委託（深入山、内黒山、恐羅漢山、猪山展望台、立岩山）	867,000
一般	いこいの村ひろしま建築設備定期点検検査及び報告書作成業務	572,400
一般	深入山山焼き事業（翌年度の山焼き事業のための下刈作業）委託	618,000
一般	板ヶ谷チェーン着脱場清掃管理委託	584,000
一般	安野花の駅公園施設清掃業務委託料	240,000
一般	温井テニスコート周辺法面草刈・剪定業務委託	150,530
一般	深山峡施設等管理業務委託	135,000
一般	三段峡内落石処理及び清掃委託	120,000
一般	龍頭峡内道路落葉等処理業務委託	43,696
一般	明神公衆便所清掃管理委託	94,500
一般	月ヶ瀬公園草刈業務委託	28,713
一般	柴木川ダム公園草刈り及び植木剪定委託	77,568
一般	消防施設保守点検（ホビーフィールド・セリエ戸河内）	74,940
一般	セリエ戸河内清掃委託	70,356
一般	セリエ戸河内自家用電気工作物保守管理業務委託	57,000
一般	鍛冶屋館清掃業務委託	40,590
一般	三段峡トイレ秋季対策清掃	11,620
一般	西中国山地国定公園内清掃委託	1,146,600
一般	西中国山地国定公園内公衆便所浄化槽清掃業務委託	968,760
一般	西中国山地国定公園内公衆便所浄化槽保守点検業務委託	82,080

形態	業 務 名	委託料
一般	板ヶ谷チェーン着脱場ほか浄化槽清掃業務委託	855,360
一般	板ヶ谷チェーン着脱場ほか浄化槽保守点検業務委託	118,800
一般	わくわくランド整備複合遊具保守点検業務委託	194,400
一般	温井ダム周辺環境施設複合遊具保守点検業務委託	156,600
一般	筒賀交流の森龍頭峡清流広場前便所解体撤去業務委託	259,200
一般	筒賀交流の森龍頭峡遊具解体撤去業務委託	231,120
一般	セリエ戸河内排水管詰まり修繕業務委託	32,400
一般	三段峡葎ヶ原支障木伐採業務委託	136,080
一般	道の駅パーク駐車場植栽剪定業務委託	52,920
一般	温井ダム周辺環境施設自然生態公園ケビン横支障木伐採業務委託	176,040
一般	龍頭峡悠久の森支障木伐採業務委託	90,720
一般	鍛冶屋館雨漏り応急処理業務委託	108,000
一般	安野花の駅公園案内看板枠製作業務委託	59,400
一般	安野花の駅公園周辺ロープ張り業務委託	6,188
一般	食材供給施設前公衆トイレ駐車場周辺雑木伐採業務委託	65,544
一般	龍頭峡道路清掃業務委託	49,308
一般	龍頭峡霊泉表示看板更新業務委託	25,920
一般	三段峡柴木温泉スタンド表示看板更新業務委託	37,800
一般	セリエ戸河内駐車場看板更新業務委託	13,500
一般	深入山テニスコート下法面雑木処理業務委託	49,680
計		51,047,333

・使用料及び賃借料（観光施設土地賃借料等） 5,892,148 円

・工事請負費 (単位：円)

工事名	工事請負費
温井遊歩道復旧工事	3,252,960
天神町駐車場舗装工事	5,526,360
鍛冶屋館屋根外修繕工事	1,782,000
計	10,561,320

・備品購入費 (単位：円)

機械器具名	購入費
セリエ戸河内厨房内ガス給湯器	87,100
筒賀ふれあい農園ケビン用冷蔵庫	145,152
筒賀ふれあい農園ケビン用テーブルコタツ	60,000
筒賀ふれあい農園ケビン用洗濯機及び交流館用テレビ	81,648
計	373,900

④ 歳出決算額 85,478,305 円

(7) 観光団体育成事業（決算書 P. 94）

① 事業の目的内容

観光イベント実施団体への支援を通じて、より魅力ある観光地の情報発信を行い、実施団体の育成を図ることを目的として、各種イベントに対し補助金を交付する。

観光協会活動事業は、第二次長期総合計画に定められた町が目指す「姿」に向けて、域内経済波及効果に関する分野について、町や町民及び各組織と協働しながら、積極的に活動して具体的効果を上げること目的とする。

また観光協会が事務局である“三段峡 Re-Born プロジェクト委員会”が、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」（国土交通省観光庁公募）に採択された。総事業 6,100 千円のうち 3,000 千円分を観光庁（中国運輸局）が実施主体となって事業を行い、それ以外の 2,600 千円分の事業を交付申請者である三段峡 Re-Born プロジェクト委員会が実施した。当該委員会に対し町は 2,500 千円の補助金を交付した（100 千円は委員会の自己資金）。

なお、予算残の 500 千円は峡内矢印案内看板を外国語併記に板面変更する費用として町が事業を実施した。

② 事業の成果と課題

町の観光振興を図るため、平成 28 年度には 2 度目の全国公募により観光協会に新たな常務理事（事務局長）が就任した。

前事務局長がさまざまな事業を通じ町に活力を与える組織として変化させ、協会内の仕事力が備わったことで、自信をもった事業推進ができた。

このことを礎とし、過疎化・高齢化にめげることのない堅牢な町、経済が循環し潤う強い町に向かうべく協会事業進め、事業の継続展開と町が一步新しいステージに発展し経済が潤う具体的な事業展開を進めている。

三段峡をインバウンド戦略、観光の重要拠点と考え事業プランを進める一方、加計地域・道の駅周辺を町の教育ビジネス拠点ととらえ、百年先を見据えた人物をつくる教育事業を進める。

○安芸太田町観光協会の具体的取り組み事業

- ・町に外貨を集める事業
- ・町に知恵を集める事業
- ・町に注目を集める事業
- ・道の駅収益事業

事業ごとに目標内容を定め、K P I（重要業績評価指標）評価を行った。

町に賑わいと稼ぐ力、そしてお金が回る仕組みづくりを確立するため、法人化に向けて協議を進めている。

○三段峡 Re-Born プロジェクト委員会の具体的取り組み事業

- ・Re-Born 委員会経費
- ・奥入瀬自然研究会講師招待
- ・三段峡魅力発信冊子企画費
- ・三段峡憲章策定 事務局経費
- ・ヘルスツーリズム推進協議会 SUP 購入

## ア 委託料

(単位：円)

業 務 名	委託料
平成 28 年度観光庁事業地域資源を活用した観光地魅力創造事業 三段峡水梨口インフォメーション看板設置	200,000
平成 28 年度観光庁事業地域資源を活用した観光地魅力創造事業 インバウンド支援看板設置	295,596
計	495,596

## イ 補助金 (イベント・その他)

合計

42,760,005 円

## 補助金(イベント等)

(単位：円)

事 業 名 等	主 催 者	補助金額
安野花まつり	安野花まつり実行委員会	50,000
深入山山焼きまつり (中止)	安芸太田町観光協会	117,221
与一野しだれ桜保全活動事業	与一野自治会	100,000
井仁の棚田地域保全活動事業	いにびちゅ会	180,000
第 50 回三段峡春まつり	三段峡観光同業組合	290,000
吉水園一般公開イベント	吉水園一般公開実行委員会	276,000
三段峡ホテルまつり	三段峡観光同業組合	290,000
第 50 回納涼加計まつり	納涼加計まつり実行委員会	354,000
深山峡滝と風のまつり	深山峡運営委員会	157,000
第 30 回龍頭峡まつり	安芸太田町商工会	642,000
第 26 回ふれあい戸河内まつり	ふれあい戸河内まつり実行委員会	1,150,000
龍姫湖まつり in 温井ダム 2016	龍姫湖まつり実行委員会	966,000
第 19 回五サー市と秋の吉水園 一般公開	五サー市実行委員会	710,000
つつがふるさとまつり	ふるさとまつり実行委員会	785,000
つつが神楽祭	安芸太田町商工会	331,000
三段峡冬季誘客イベント事業	安芸太田町観光協会	200,000
計		6,598,221

## 補助金 (その他)

(単位：円)

事 業 名 等	補助金額
安芸太田町観光協会活動事業	33,661,784
平成 28 年度観光魅力創造事業 三段峡 Re-Born プロジェクト委員会	2,500,000
計	36,161,784

## ③ 歳出決算額

43,255,601 円

(8) 都市交流推進事業 (決算書 P. 94)

① 事業の目的内容

都市住民との体験交流の促進を図ることを目的とした事業であり、太田川清流塾の活動等の支援をする。

② 事業の成果と課題

本町のヘルスツーリズム事業である森林セラピーや教育旅行と連携し、田舎体験を通じた都市部住民との交流を進めることができた。

平成 18 年に設立された太田川清流塾は、「体験観光による都市交流事業」を目的として太田川交流館かけはし (通称：かけはし) を拠点に運営され、一定の成果を果たしてきた。しかしながら、近年稼働している講座は絞られ、塾自体の事業が縮小している。また、ヘルスツーリズム推進協議会事業と重なっている事業については一本化するなど、精査すべき時期にある。

③ 歳出決算額 1, 223, 926 円

(9) 教育旅行事業 (決算書 P. 96)

① 事業の目的内容

過疎高齢化の進んだ町に“人情田舎体験”を通じ、都会の生徒という対極にある交流を促進することで、住民には「地域の魅力の再発見による誇りの再生」、生徒には「心の教育効果」、当町には「経済活動を通じた地域活性化」という「三方よし」の仕組みを実現させる。

また、広島県の事業活用や広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会に加盟し、体験型修学旅行を誘致するため関東、中部、関西、九州各地域でプロモーション活動を行うことで、誘客を行う。

② 事業の成果と課題

民泊新規登録家庭 11 軒 (登録 139 家庭)、平成 30 年度民泊・体験予約 12 校の成果となった。

首都圏・中部圏・関西圏・九州の旅行会社と、関西・神奈川・九州の中学校にセールスし、人情田舎体験を広めた。

平成 28 年度は、民泊体験 16 団体、ホームステイ受け入れ 6 団体、日帰りラフティング体験 2 団体、日帰り家業体験 3 団体の計 27 団体、2, 313 名 (前年度 1, 886 名) の受け入れがあった。

今後とも安定的に都会の生徒を受け入れるには新規 12 軒、実働受け入れ家庭 90 軒 (現状 78 軒) の民泊登録が必要となり、さらには広域的な取り組みが求められる。

③ 歳出決算額 399, 628 円

ア 旅費 206, 988 円

イ 需用費 消耗品費 192, 640 円

## ○ 建設課

当課では農林土木事業、公共土木事業、住宅事業等を所管し、これに係る建設事業を執行するとともに、道路、河川、住宅、上下水道等の維持管理を行っている。

その他、町としての要望の集約や、統一的な事業執行をすべき事案について調整している。

### 1 農業費

#### (1) 農業施設整備補助事業（決算書 P. 86）

##### ① 事業の目的内容

国や県の補助対象とならない公共用道路の維持修繕や灌漑水路改修等に関して、地域住民の負担を軽減するため「安芸太田町土木・耕地事業等補助金交付規程」に基づき補助を行う。

##### ② 事業の成果と課題

地域の道、地域の水路は自分たちで守るという気概の一助を担っており、重要な役割を果たしている。

しかし、国や県の補助対象とならない事業を本事業の対象としているため、小規模事業を想定しているが、近年、県費補助の対象枠が縮小されているため、これまで県費事業で対応していた事業が本事業へ移行している。地域住民の負担増もさることながら、本町単独費の増加も懸念される。

また、予算の有効的な活用を図るため、舗装事業の優先順位を下げている実質凍結状態となっている。

##### ③ 補助金交付状況

(単位：円)

種 別	件数	補助対象事業費	補 助 金	備 考
灌漑用排水施設（改良）	11	5,500,205	2,195,000	
公共用道路整備（改良）	2	1,564,023	781,000	
合 計	13	7,064,228	2,976,000	

#### (2) 小規模農業基盤整備事業（決算書 P. 86）

##### ① 事業の目的内容

当水路は老朽化が著しく進んでおり、漏水箇所が多く管理に労力を要しているため、水路を改良することにより水管理を容易にする。

##### ② 事業の成果と課題

水路改良を実施したことにより水の管理は容易となり、稲作の生産向上へ繋がる。

##### ③ 事業の執行状況

(単位：円)

工 事 名	概 要	事 業 費		備 考
来女木水路改良工事	L=39.3m 現場打水路 400×300	工事費	1,350,000	

(3) 芸北地区広域農道整備事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的内容

県営土地改良事業で実施している芸北地区広域農道は、当町内の工事を既に完了し合併前に引継ぎを受けているが、計画区間全線について関係自治体が按分して負担することになっており、次のとおり事業分担金を支出している。

また、舗装に傷みがあるため部分的に補修工事を実施した。

② 事業の成果と課題

広域農道は、供用開始して 10 年近く経過し、また貨物トラックなどの大型車両の通行も多く舗装が傷んでいるため、計画的な補修工事を実施している。

③ 事業の執行状況 (単位：円)

工 事 名	概 要	事 業 費		備 考
農道畑ヶ谷溝口線舗装工事	W=7.0m L=105.0m	工事費	1,944,000	

④ 分担金支出状況 (単位：円)

種 別	支 出 額	備 考
芸北 4 期 一般	410,000	
芸北 4 期 繰越	111,000	
計	521,000	

2 林業費

(1) 林業施設管理事業 (決算書 P. 88)

① 事業の目的内容

本町が管理する林道 91 路線、総延長約 204km の維持管理事業である。

主な事業内容は、除草や側溝・路面清掃、舗装補修等である。

また、緑資源機構によって実施された緑資源幹線林道大朝・鹿野線に係る事業負担金及び補助金の支出を行う。

② 事業の成果と課題

除草作業や側溝・路面清掃等の維持管理を定期的実施することにより、林道機能の維持はもとより災害発生の未然防止に効力を発揮している。

大規模林道については、一般車両の通行量が多く舗装が傷んでいるため、計画的な補修工事を実施している。

③ 事業の執行状況 (単位：円)

委 託 名	事 業 費	備 考
横川トンネル非常警報設備保守点検業務	756,000	

(単位：円)

路線名	工種	事業費	備考
道路環境整備工事(路線委託)	道路維持	10,444,680	
大朝鹿野線外2路線	舗装補修	9,560,160	
上田吹西平線	路面補修	928,800	
道路除草工事	除草工事	20,732,760	
計		41,666,400	

負担金及び補助金の支出状況

(単位：円)

種別	支払相手方	金額	備考
事業負担金	(独)森林総合研究所	4,870,324	
事業補助金	戸河内受益者組合	11,582,842	
計		16,453,166	

## (2) 林道開設改良事業 (決算書 P. 90)

## ① 事業の目的内容

林道横川西平線は安芸太田町大字横川と廿日市市吉和を結ぶ、延長 522m、利用区域内の森林面積 491ha の林道である。

未改良区間の改良を実施することにより、大規模林道との連携が発揮でき森林の管理及び施業に大きく貢献し維持管理費の軽減にも繋がる。

## ② 事業の成果と課題

改良を実施することにより森林の管理及び施業を容易にする。改良完了後においては、全線の舗装の要望を県に行う。

## ③ 事業の執行状況

(単位：円)

工事名	概要	事業費		備考
林道横川西平線 改良工事	W=4.0m L=50.5m	工事費	9,883,080	県単独林道整備事業補助金 補助率 50% 補助対象 10,000,000 補助金 5,000,000
		事務費	117,520	
		計	10,000,600	

## (3) 林業専用道整備事業 (決算書 P. 90)

## ① 事業の目的内容

林業専用道上田吹西平線の施業エリアは、田吹地区から打梨地区にかけて計画している。総延長 2,880m、利用区域内の森林面積 189ha であり、立木は搬出の時期を迎えており、この施業に利用が期待される。

今年度は、前年度からの繰越分を執行するとともに、今年度分の一部を翌年度へ繰越した。

## ② 事業の成果と課題

事業が進むにつれて搬出や間伐の計画を随時行う必要がある。

## 事業の執行状況

(単位：円)

工事名	概要	工事費	備考
(繰越明許) 林業専用道上田吹 西平線開設工事	W=3.5m L=526.56m	15,520,000	民有林林道整備事業補助金 補助率 65% 補助金 10,088,000

(単位：円)

工事名	概要	工事費	繰越額	備考
林業専用道 上田吹西平線 開設工事	W=3.5m L=1,281m	30,326,000	16,330,000	民有林林道整備事業補助金 補助率 65% 補助対象 30,326,000 補助金 19,712,000

## (4) 小規模崩壊地復旧事業 (決算書 P. 90)

## ① 事業の目的内容

本町の民家の多くは山沿いにあり、落石や山腹崩壊等によって被災する恐れのある危険箇所が数多くある。

当事業は、このような危険箇所のうち、県の急傾斜地崩壊対策事業や治山事業の対象とならない少数散在した箇所について、防災工事及び県営治山事業(溪間工事)の流末処理による流路工を実施し、災害の未然防止を図る。

## ② 事業の成果と課題

本年度は山腹工1地区を執行し、翌年度へ一部を繰越しした。当工事は6月の大雨により民家の裏山が崩壊したもので、早急に対応することで被害の拡大を防ぎ、住民の生命と財産を守ることに貢献した。

## ③ 事業の執行状況

(単位：円)

地区名	工種	概要	事業費		繰越額	備考
龍川	山腹工	L=8.0m	工事費	0	1,215,000	県補助金 (補助率 50%) 243,000
			委託費	486,000	0	
			事務費	0	40,000	
			計	486,000	1,255,000	

## 3 道路橋梁費

## (1) 道路台帳整備業務 (決算書 P. 96)

## ① 事業の目的内容

道路台帳は道路法で備付けが定められており、交付税の措置を受ける基礎資料として必要となるため、町道認定が行われた路線については台帳の新規作成を行い、路線廃止・区域変更が行われた路線などについては台帳の加除修正を行う。本年度は、道路台帳の資料修正の調査業務を発注し、事業の一部を翌年度へ繰越しした。

## ② 事業の成果と課題

本町の町道は、平成29年3月末現在で377路線、248,085mである。道路改良が完了した路線については台帳の新規作成及び修正を行っているが、部分的な改良済

区間において、台帳の修正が必要な区間が多数存在しているため、引き続き整理し、道路台帳を修正する必要がある。

③ 事業の執行状況 (単位：円)

種 別	委 託 費	繰 越 額	概 要
町道道路台帳 作成業務委託	0	15,000,000	台帳の資料修正の調査

(2) 町道維持管理事業 (決算書 P. 98)

① 事業の目的内容

本町が管理する町道の維持管理事業である。

本年度においては、地域住民の要望による道路構造物、舗装の維持修繕、交通安全施設の設置、車両の離合等に支障をきたしている箇所雑草木の刈払工事を行った。

② 事業の成果と課題

町道は住民生活に直接影響する路線であるため、道路の安全かつ円滑な交通の確保に努めているが、生活環境の多様化による要望、車両の重量化に伴う道路の損傷が著しく、年々維持管理費用が増大する傾向にある。

③ 歳出決算額 (単位：円)

工 事 名	工 種	事 業 費	備 考
道路環境整備工事(路線委託)	道 路 維 持	44,730,360	
高下中央線維持工事外	道 路 維 持	13,084,200	
舗装維持修繕工事	道 路 舗 装	3,724,920	
昌原線舗装工事外	道 路 舗 装	5,974,560	
交通安全施設設置工事	交 通 安 全	2,869,560	
道路除草工事	除 草 工 事	22,189,680	
計		92,573,280	

(3) 県道維持事業 (決算書 P. 98)

① 事業の目的内容

広島県西部建設事務所安芸太田支所が管理する県道維持の軽微な維持工事について、安芸太田町が広島県から権限の移譲を受けて行う事業である。

主な事業内容は、除草、側溝・路面清掃、舗装補修、倒木・落石処理、動物死骸処理、道路照明や植栽の維持、凍結防止剤の設置、安全施設の設置等である。

② 事業の成果と課題

この事業により、県道における安全で円滑な車両交通の確保に寄与した。

③ 歳出決算額 (単位：円)

工 事 名	工 種	事 業 費	備 考
県道道路施設等維持	道 路 維 持	47,705,571	県支出金 47,700,000

(4) 除雪事業 (決算書 P. 98)

① 事業の目的内容

主に町道の冬期における除雪事業である。また、広島県西部建設事務所安芸太田支所が管理する国道の歩道及び県道の一部についても、除雪を受託している。

② 事業の成果と課題

本事業により生活道路の確保、交通の安全が図られた。

除雪作業については、主に町内業者に委託しているが、受託業者の経営状況の悪化による規模縮小や人員の削減、保有機械の処分等もあり広範囲かつ早急な対応が困難な状況にある。

また、町・受託業者所有の除雪機械も年々老朽化しており、現在の除雪体制を今後も維持するためには、町が所有する除雪機械を新規導入するか、町が除雪機械をリースし、受託業者に機械を貸与する方法を検討する必要がある、これによりリース機械の賃料が増大すると思われる。

③ 歳出決算額

(単位：円)

種 別	金 額	備 考
道路除雪委託費	122,375,880	町内業者 19 社、町外業者 1 社に委託 国県道除雪に係る収入 1,939,980 雪寒路線除雪に係る収入 3,178,000
除雪機械賃借料等	7,226,778	トラクターショベル 6 台 5,544,041 除雪機保険料 367,110 除雪機修繕料 1,315,627
合 計	129,602,658	

(5) 町道整備事業 (決算書 P. 98)

・ 町道周川榎ヶ原線道路改良工事

① 事業の目的内容

周川地区から榎ヶ原地区を縦断する当路線は、全体延長 1.5 km のうち 1.3 km が改良済みであるが、0.2 km が狭小な幅員のまま未改良となっていた。このため、離合が困難な区間 0.2 km について幅員を 5.0m に改良し、離合及び交通の安全を確保する計画である。

② 事業の成果と課題

平成 24 年度から継続している事業であり、本年度は昨年度からの繰越を含めて上部工を施工し全ての工事が完了となり、通行車両の安全が確保された。

③ 歳出決算額

(単位：円)

工 事 名	概要	事 業 費		備 考
(繰越明許) 町道 周川榎ヶ原線 道路改良工事	W=5.0m L=200m	工事費	17,341,240	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 15,232,000 補助金 9,900,000

- 町道梅ノ木線外道路舗装工事

- ① 事業の目的内容

舗装修繕は該当する補助事業がなく、単独費の修繕での対応で予算的に厳しい状況にあった。

平成 25 年度に実施した道路ストック点検により、1・2 級路線においては修繕の必要性がある路線について国庫補助事業での対応しており、またその他路線を含む路線においても舗装状態が著しく悪い箇所及び地元要望の強い路線については交付金事業での対応が可能となった。

点検の結果及び通勤、通学、医療、福祉等の公共機関等への主要な道路を優先に、舗装修繕を行い、交通の安全を確保する。

- ② 事業の成果と課題

舗装修繕工事を実施し交通の安全を確保した。

引き続き修繕の必要な路線の舗装修繕工事を実施する。

- ③ 歳出決算額

(単位：円)

工 事 名	概 要	事 業 費		備 考
町道梅ノ木線 舗装工事	L = 289m A = 1,710 m <sup>2</sup>	工事費	8,110,800	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 7,800,000 補助金 5,070,000

(単位：円)

工 事 名	概 要	事 業 費		備 考
(繰越明許) 町道打梨那須線 舗装工事	L = 384m A = 1,974 m <sup>2</sup>	工事費	6,381,720	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 6,060,000 補助金 3,939,000

(単位：円)

工 事 名	概 要	事 業 費		備 考
町道松原山ノ廻線 舗装工事外 2 路線	L = 1,087m A = 5,208 m <sup>2</sup>	工事費	28,746,360	電源立地地域対策交付金 交付金 26,028,000

- 町道船場来見線船場隧道調査補修設計業務委託

- ① 事業の目的内容

平成 25 年度に実施した、道路施設（トンネル）点検業務により補修が必要と判断された船場隧道において、調査補修設計業務を実施し補修工事を実施する。

- ② 事業の成果と課題

工事の完了により歩行者、通行車両の安全が確保できる。

③ 歳出決算額

(単位：円)

業務名	事業費		備考
(繰越明許) 町道船場来見線 船場隧道調査補修設計業 務委託	委託費	11,340,000	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 11,340,000 補助金 7,371,000

・ 町道船場来見線船場隧道補修工事

① 事業の目的内容

昭和18年に供用開始された船場隧道は、平成25年度に実施した道路施設（トンネル）点検業務により補修が必要と判断された。そこで調査補修設計業務を繰越で完了させ、補修工事に着手し、事業の一部を翌年度へ繰越した。

② 事業の成果と課題

工事の完了により歩行者、通行車両、路線バスの安心・安全が確保できる。

③ 歳出決算額

(単位：円)

工事名	概要	事業費		繰越額	備考
町道船場 来見線 船場隧道 補修工事	W=4.5m L=203.7m	工事費	23,760,000	35,640,000	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 24,640,000 補助金 16,016,000
		委託費	880,200	0	
		使用料 及び 賃借料	0	260,000	
		計	24,640,200	35,900,000	

・ トンネル定期点検業務

① 事業の目的内容

本業務は、トンネルの変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行車両への被害の防止を図るための維持管理に必要な基礎資料を得るために点検を行うものである。橋梁と同様に5年に一度の定期点検が義務づけられた。

② 事業の成果と課題

今年度は鬼後トンネルの点検を行い、今後の維持管理及び修繕に向けての計画ができた。引き続き、定期点検業務を実施していく。

③ 歳出決算額

(単位：円)

業務名	概要	事業費		備考
道路施設（トンネル） 点検業務 （鬼後トンネル）	L=190m A=3,148 m <sup>2</sup>	委託費	2,295,000	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 2,295,000 補助金 1,491,000

(6) 国県道改良事業（決算書P.98）

① 事業の目的内容

西部建設事務所安芸太田支所で執行された本町内の国県道の改良事業について、

本町が当該事業の負担金を支出するものである。

② 歳出決算額

(単位：円)

種 別	事 業 費	負 担 金	備 考
一般国道 433 号外道路改良	42, 184, 635	4, 218, 463	負担率 1/10

(7) 橋梁施設改良事業 (決算書 P. 98)

① 事業の目的内容

本町が管理する橋梁は、全 323 橋 (15m以上 : 86 橋、15m未満 : 237 橋) であり、昭和 40 年から昭和 60 年頃に集中して建設された橋梁が多く、平成 26 年度より 5 年に一度の定期点検が義務付けられている。

このため、橋梁の点検結果及び長寿命化修繕計画策定結果を反映させるアセットマネジメントシステムを活用しながら、橋梁毎の損傷状況及び修繕費用の長期的予測を行い、交通の安全を図りながら計画的に修繕工事を行う必要がある。

② 事業の成果と課題

平成 23 年度に行った橋梁長寿命化修繕計画策定結果によると、予防保全としての橋梁修繕を早期にかつ大規模に実施すると、結果として全体の修繕及び架替え費用が抑制できる。そのため、今後は財政的な平準化を図りながら、大規模な修繕を実施する必要がある。今年度は、早期に修繕を要する橋梁について補修工事を行った。

③ 歳出決算額

(単位：円)

業 務 名	概要	事 業 費		備 考
道路施設 (橋梁) 定期点検業務	90 橋	委託費	17, 753, 040	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 17, 159, 000 補助金 11, 153, 000

(単位：円)

工 事 名	概要	事 業 費		備 考
(繰越明許) 鑪橋、本郷橋外 3 橋 大原線 1 号橋外 3 橋 橋梁補修工事	L=13.7m L=46.1m 外 L=7.5m 外	工事費	11, 465, 000	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 11, 465, 000 補助金 7, 452, 000

(単位：円)

工 事 名	概要	事 業 費		繰 越 額	備 考
大原線 1 号橋 外 橋梁補修工事	L=7.5 m 外	工事費	1, 491, 800	3, 530, 000	社会資本整備総合交付金 補助率 65% 補助対象 1, 484, 000 補助金 964, 000
旭橋外橋梁補 修等設計業務	L=75m 外	委託費	0	7, 270, 000	
計			1, 491, 800	10, 800, 000	

#### 4 住宅費

##### (1) 住宅管理事業・定住促進住宅管理事業（決算書P.100）

町が平成 28 年度末現在で管理している住宅は、公営住宅 93 戸・特定公共賃貸住宅 24 戸・単独住宅 7 戸・定住促進賃貸住宅 12 戸の計 136 戸である。

##### ・ 町営住宅管理について

##### ① 事業の目的内容

公営住宅は公営住宅法に基づく低所得者のための住戸である。その他、公営住宅法の所得制限を超える者が入居できる特定公共賃貸住宅、所得制限を設けず町の裁量で運営する単独住宅、さらに定住促進を目的とした定住促進賃貸住宅がある。

近年では低迷する経済状況の中、収入が著しく減少した者や生活扶助を受けざるを得ない者の入居が多くなっている。今後も住居に困った者に対応すべく、安定した住宅の供給を行う。

##### ② 事業の成果と課題

本町の管理する住宅のうち約 4 割程度が耐用年数を経過したものであり、長寿命化もしくは建物の更新が必要である。

一部は昭和 20 年代に建築された建物であり、老朽化が激しく修繕の施しようのない建物も存在している。このような耐用年数を大きく経過している建物については、空室となり次第解体除却を行っている。

それ以外にもその建物の使用料による年間収入より、1 回の軽微な修繕費用の方が高額となる場合もある。よって長寿命化計画を基本に維持管理を行う。

平成 28 年度末の調定戸数及び、使用料調定額、収納状況は次のとおりである。

使用料の徴収状況

(単位：円)

住宅の種類	調定戸数	使用料 調定額	収入済額	不納 欠損額	未収戸数	未納額
公 営 住 宅	88 戸	16,595,481	15,070,296	0	8 戸	1,525,185
単 独 住 宅	7 戸	874,025	874,025	0	0 戸	0
特定公共賃貸住宅	21 戸	10,412,446	10,336,846	0	1 戸	75,600
定住促進賃貸住宅	12 戸	4,763,982	4,308,522	0	2 戸	455,460
計	128 戸	32,645,934	30,589,689	0	11 戸	2,056,245

※ 駐車場については公営住宅 6 団地 42 台分を管理しており、現在契約があるのは 34 台分である。

※ 未納使用料については、未収戸数 11 件のうち 1 件の分割納付を認めている。法的整理も視野に入れて事務を行っているが、本人及びその連帯保証人が生活扶助を受けていたり、死亡して請求できなかつたりといった案件も発生している。そのため提訴しても裁判に応じることができない可能性も踏まえて、取扱要領を整備する必要がある。

##### ・ 町営住宅維持管理事業

##### ① 事業の目的内容

入居者が安心・快適に暮らせるよう、町営住宅の維持管理を行う。

現在、多くの住宅で老朽化が進んでおり、特に水回り設備や室内の床下地の劣化

が著しい。このような住宅に対しては修繕を行う。

② 事業の成果と課題

修繕を施すことにより、建物が長寿命化され、入居者の安全が確保されている。  
しかしながら、築年数を大きく経過した建物については、更新等行う必要がある。

③ 歳出決算額（維持管理費）

ア 公営住宅・単独住宅・特定公共賃貸住宅

需用費	4,148,202 円
光熱水費管理費	207,338 円
修繕費	3,863,630 円
消耗品	77,234 円
役務費	563,208 円
委託料	279,653 円
使用料及び賃借料	1,496,676 円
工事請負費	7,807,320 円

事業名	事業費	事業内容	備考
安芸太田町営住宅 解体除却工事	1,865,160	住宅解体工事 (下土居住宅2棟)	補助率 45% 補助金 839,300
安芸太田町営住宅 明装工事	4,961,520	壁塗装工事 (天神原住宅・土居住宅)	補助率 45% (対象：4,644,000) 補助金 2,089,000
坂原住宅	980,640	石垣補修	

※ 解体、明装工事は社会資本整備総合交付金（国交省）を受けた負担金（日本住宅協会広島県支部） 13,000 円

イ 定住促進賃貸住宅

需用費	196,844 円
光熱水費管理費	2,404 円
修繕費	154,440 円
消耗品	40,000 円
役務費	40,492 円
委託料	100,332 円

・ 民間賃貸住宅建設事業補助金

① 事業の目的内容

賃貸住宅運営事業を実施する民間事業者に対し賃貸住宅の供給を促進するため、民間活力による賃貸住宅の整備等に要する経費に対し補助（建築費用の5分の1以内）を行う。これをもって子育て世代や若者層を対象とした人口の減少を防ぎ、地域の若返りと活性化を図り、定住の促進に寄与することを目的としている。

② 事業の成果と課題

町有地を有効活用し民間活力を利用した優良な賃貸住宅を加計地区へ建設・提供したことにより、安芸太田町への移住定住の促進及び町民の町外流出を防ぐこととなり、定住人口の確保・人口の増加及び住環境の向上に繋がった。

③ 歳出決算額（補助金） （単位：円）

賃貸住宅の仕様	補助対象金額	補助金額	補助率
2棟12戸 1戸当たり2台の駐車場 各戸に上下水道、玄関、台所、 水洗便所、浴室の完備	140,388,800	25,920,000	社会資本整備 総合交付金 補助率 45% 補助金 11,664,000

(2) 地域未来活力づくり事業（決算書P56）

① 事業の目的内容

個人の所有する住宅の改修工事に対し住宅改修助成金を交付し、住環境の向上に資することを目的とする。

② 事業の成果と課題

地元業者が施工することを条件としており、地域経済の活性化を図ることに寄与している。

下記の決算額のとおり、34,895千円の経済効果があったと判断できる。

③ 歳出決算額 （単位：円）

交付人数	事業費（工事費総額）	交付対象金額	交付金額	助成率
18名	34,895,311	32,696,580	1,739,000	50万円以上の 工事10/100

(3) 空き家対策総合支援事業（決算書P.100）

① 事業の目的内容

当事業は、適切な管理が行われていない空家等に対する法律である「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、安芸太田町空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の策定や、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断基準等の協議を行うものである。

② 事業の成果と課題

協議会は、町・自治振興会長・町会議員・弁護士等13名の委員で構成している。

今年度は第1回目が開催された。来年度は、空家対策に向け、具体的な計画・判断基準を策定する。

③ 歳出決算額

委員報酬等 43,390円

5 河川費

(1) 河川総務管理事業（樋門操作委託）（決算書P.100）

① 事業の目的内容

当業務は、異常気象等による河川の増水時に国土交通省・広島県が設置した樋門を開閉し、内外水位を調整するものである。

② 事業の成果と課題

国土交通省管理施設4箇所・広島県管理施設2箇所の樋門管理業務を当町が受託し、緊急時に素早く対処できるよう近隣住民に操作員を委嘱して、定期点検や非常

時の操作を委託している。

③ 歳出決算額 (単位：円)

種 別	金 額	備 考
操 作 委 託 料	708,856	受託事業収入 708,856

(2) 河川維持事業 (決算書 P. 102)

① 事業の目的内容

町が管理する普通河川の維持管理事業である。主な事業内容は、未改修河川や護岸の補修等である。

② 事業の成果と課題

町が管理する普通河川の大部分は未改修河川であり、護岸改修等が必要である箇所が多い。しかしながら、整備が必要な箇所が多く十分に対応できていないのが実情であり、砂防事業や災害復旧事業に頼っている状況である。

③ 歳出決算額 (単位：円)

工 事 名	工 種	事 業 費	備 考
坪野川堆積土砂浚渫工事外	河川維持	4,504,680	

(3) 河川改良事業 (決算書 P. 102)

① 事業の目的内容

町が管理する普通河川の改良事業である。主な事業内容は、護岸の改修等である。

② 事業の成果と課題

町が管理する普通河川の大部分は未改修河川であり、護岸改修等が必要である箇所が多い。しかしながら、整備が必要な箇所が多く十分に対応できていないのが実情で、砂防事業や災害復旧事業に頼っている状況である。

その中でも平成 28 年度においては、1 箇所ほど改修工事を行う事ができた。

③ 歳出決算額 (単位：円)

業 務 名	事 業 費		備 考
(繰越明許) 高下川護岸改修工事	工事費	7,320,000	
計		7,320,000	

(単位：円)

業 務 名	事 業 費		繰 越 額	備 考
高下川護岸改修工事	工事費	1,156,360	8,843,000	
計		1,156,360	8,843,000	

6 急傾斜地対策費

(1) 急傾斜地対策事業 (決算書 P. 102)

- ・ 急傾斜施設維持工事

① 事業の目的内容

広島県西部建設事務所安芸太田支所が管理する急傾斜地施設の軽微な維持管理について、安芸太田町が広島県から権限の移譲を受けて行う事業である。

主な事業内容は、倒木などにより損傷した施設の復旧・施設に影響のある支障木の伐採、急傾斜施設排水路の修繕等である。

② 事業の成果と課題

本年度は、急傾斜施設排水路の修繕及び施設内の支障木の伐木などを行った。当該事業により、急傾斜施設の維持保全に寄与することができた。

③ 歳出決算額

(単位：円)

工 事 名	工 種	事 業 費	備 考
急傾斜施設維持	急傾斜維持	900,000	県支出金 900,000

・ 負担金

① 事業の目的内容

西部建設事務所安芸太田支所で執行された本町内の急傾斜地対策事業について、本町が当該事業の負担金を支出するものである。

② 歳出決算額

(単位：円)

種 別	負 担 金	備 考
(繰越明許) 急傾斜地崩壊対策事業	585,000	負担率 1/20 遅越地区外対象事業費
計	585,000	11,700,000

(単位：円)

種 別	負 担 金	繰 越 額	備 考
急傾斜地崩壊対策事業	3,861,808	2,575,000	負担率 1/20 筒賀松原地区外 対象事業費
計	3,861,808	2,575,000	77,236,164

7 農林水産施設災害復旧費

(1) 農地災害復旧事業 (決算書 P. 116)

① 事業の目的

平成 28 年 9 月 17 日～18 日発生 の 9 月 豪雨 災害 により 被災 した 農地 の 復旧 事業 に ついて、2 箇所 の 災害 復旧 を 完了 した。

② 事業の執行状況

(単位：円)

工 事 名	事 業 費		備 考
猪山農地災害復旧工事外 (2 箇所)	工事費	1,479,600	補助率 50% 補助金 739,800
	委託費	540,000	
	計	2,019,600	

(2) 林道施設災害復旧事業 (決算書 P. 118)

① 事業の目的内容

平成 28 年 9 月 発生 の 台風 16 号 災害 により 被災 した 林道 施設 の 復旧 事業 に ついて、2 路線 2 箇所 の 災害 復旧 事業 を 実施 し、一部 を 翌 年度 へ 繰越 し した。

② 事業の執行状況

(単位：円)

工事名	事業費		繰越額	備考
林道渡畑線 災害復旧工事外 (2路線2箇所)	工事費	1,360,000	3,986,000	国補助金 (補助率 83.1%) 1,130,000
	委託費	992,520	0	
	計	2,352,520	3,986,000	

8 公共土木施設災害復旧事業

(1) 公共土木施設災害復旧事業

① 事業の目的内容

平成26年7月7日～8日発生(平成27年度完了)の梅雨前線豪雨災害により被災した町道施設の復旧事業について、施越分の補助金を受け入れるものである。

また、平成29年2月1日発生(平成29年度完了)の融雪災害により被災した町道施設の復旧事業について調査及び設計等委託するものである。

② 事業の成果と課題

平成26年度(既完了)施越分の補助金を受け入れた。

1路線1箇所の災害復旧事業の調査を行った。

③ 歳出決算額

(単位：円)

工事名	事業費		繰越額	備考
(施越) 町道巴町鬼後線災害復旧工事 (1路線1箇所)	工事費	0	0	補助率 66.7% 補助金 358,000
町道榎平山線(渡谷橋) 道路災害復旧工事査定 設計書作成業務委託 (1路線1箇所)	委託費	0	6,000,000	
計		0	6,000,000	

9 保健衛生費

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業(決算書P.80)

① 事業の目的内容

下水道等集合処理整備区域外において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、小型合併処理浄化槽を設置する個人に対し設置整備補助金を交付する。

平成24年度に10ヶ年の「生活排水処理基本計画」を策定した。

これは個人設置型浄化槽への国庫補助を受けるため、要望している循環型社会形成推進交付金事業について、事業要綱に基づき作成する地域計画であり、最終年度となる平成33年度における生活排水処理率88.4%、浄化槽整備区域における浄化槽設置人口75%を目標としている。

② 事業の成果と課題

本年度は5人槽7基、7人槽2基の設置補助を実施した。

地区別にみると加計地区：7基、戸河内地区：2基となっている。

浄化槽設置基数（補助対象外と単独浄化槽含む総基数）

加計	H27年度末	H28年度設置	H28年度廃止	計
設置基数	682	9	5	686
戸河内	H27年度末	H28年度設置	H28年度廃止	計
設置基数	349	2	1	350
筒賀	H27年度末	H28年度設置	H28年度廃止	計
設置基数	5	1	0	6
全体	H27年度末	H28年度設置	H28年度廃止	計
設置基数	1,036	12	6	1,042

集合処理されていない地区においては、この事業があることで水洗化が容易となり定住促進につながっている。

浄化槽設置費以外に、宅内配管及び家屋の改修に多額の経費を要することから、後継者不在の高齢者世帯等においては、浄化槽の設置に消極的であるが、環境への負荷軽減を図るため、理解を得て浄化槽の普及促進を図る。

③ 歳出決算額

小型浄化槽設置整備事業補助金 4,276,000円

事業費内訳

(単位：円)

国費	県費	地方債	一般財源	事業費計
929,000	953,000	2,300,000	94,000	4,276,000

(2) 浄化槽維持管理費補助事業（決算書P.82）

① 事業の目的内容

下水道等集合処理区域外で、居住されている専用住宅（主として居住を目的とする住宅（店舗等を併設するものを含む）をいう）に設置された合併処理浄化槽に対して、下水道料金との格差是正と浄化槽法第11条で定められた法定検査受検率の向上を目的とし、法定検査手数料の補助を行う。

② 事業の成果と課題

今後も、下水道等集合処理区域との格差是正を図り、浄化槽管理者の負担を軽減する為にも浄化槽維持管理費補助事業の継続が必要である。

③ 歳出決算額

浄化槽維持管理費補助事業補助金 4,263,000円

事業費内訳

	効率化検査	ガイドライン検査	合計
補助金額	0円	4,263,000円	4,263,000円
受検基数	0基	609基	609基

## ○ 健康づくり課

### 1 社会福祉費

#### (1) 修道介護予防拠点施設事業（決算書 P. 68）

##### ① 事業の目的

高齢者等に対して介護予防並びに生きがい活動の場を提供し、各種事業を通じ町民福祉の向上を図る施設として、適切な運営管理を実施する。

##### ② 事業の成果と課題

施設の管理については、修道振興協議会に直営委託しているが、地域の診療所としての役割も担っている。

##### ③ 歳出決算額

716,092 円

### 2 保健衛生費

#### (1) 保健衛生総務管理事業（決算書 P. 78）

##### ・ 地域包括ケアシステム推進事業

##### ① 事業の目的内容

平成 27 年の介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの導入を促していくために、地域住民との協働による地域での自主的な支え合い活動などが提唱されている。「安芸太田町地域包括ケアシステム構築計画」に基づき、関係機関等と多職種連携・強化を図る必要があり、介護保険事業計画や長期総合計画との整合性をとり、早期にケアシステムの構築をする必要がある。

また、医師が地域においてやりがいを感じながら医療活動を行うためには、行政・地域住民の理解・協力が不可欠であることから設立された住民組織「安芸太田町地域医療を守る会」とともに、医療を取り巻く環境が厳しい状況となる中、安心して健康に生活できる地域を目指す活動を行っている。

##### ② 事業の成果と課題

今後の高齢社会を乗り切る取り組みに向け、「病んでも老いても暮らせるまち」をテーマに医療と介護のこれからを考えるシンポジウムを開催し、住民への広報及び啓発を図った。

高齢者等地域見守り活動においては、新たに広島銀行加計支店、J A 広島市加計支店・安野支店・殿賀店・戸河内支店との活動協定を締結した。また、この活動を広く周知するためのステッカーを作成し、協力事業者に掲示を依頼した。

支援している安芸太田町地域医療を守る会においては、町との協働で活動を行っており、全国シンポジウムへの参加、病院の清掃事業等の実施や、医療機関の適正受診への理解を求めることを目的に全戸配布した「救急受診ガイド」の作成にも協力している。今後も、地域の現状を正しく理解し、住民への啓発や医療従事者との交流、同じような取り組みを行っている市町への視察等、具体的な計画を展開していく。

##### ③ 歳出決算額

救急受診ガイド及び概要版作成	990,360 円
高齢者等地域見守り活動事業ステッカー作成	192,240 円
安芸太田町地域医療を守る会補助金	200,000 円

- ・ 健康づくりポイント事業

- ① 事業の目的内容

平成 28 年度から、町民個人の疾病予防や健康づくりへの取り組みに対する動機づけを目的に、安芸太田町商工会の「ぽっぽカード」を活用した健康づくりポイント事業を開始した。山ゆり健診を始めとする健診事業や町が主催する健康づくり事業に参加することで、ぽっぽカードにポイントを付与し、楽しみながら健康づくりに関心を持つきっかけづくりと地域での買い物の機会を増やす。

- ② 事業の成果と課題

健診受診や月例ウォーキングへの参加、町主催のシンポジウムへの参加に対しポイントを付与したものは、延べ 1,328 人であった。また、ヘルスマイスターとしてサロンなどで運動指導のボランティア活動を行っている人に対してポイントを付与したものは、延べ 191 人であった。今後も継続することで、健診受診率や事業への参加率への効果を検証していく。

- ③ 歳出決算額

109,200 円

- ・ 医師確保

- ① 事業の目的内容

地域医療の確保に向け、医師配置調整や人材育成等の取り組みに対し支援する。

- ② 事業の成果と課題

住民の安全と安心を確保するために、地域医療体制の整備、安定した医師の確保が必要である。また、町内には無医地区・準無医地区が 8 地区あり、これら地区の医療提供体制についての対策も課題である。

- ③ 歳出決算額

地域保健医療確保対策負担金（内科医 1 名分） 1,561,000 円

- ・ 安芸太田ウォーキング大会、運動クラブ連絡協議会

- ① 事業の目的内容

有酸素運動であるウォーキングの普及と健康のまちづくりを目指し、安芸太田ウォーキング大会を開催している。町内だけでなく町外からの参加者も多く、ウォーキングの普及とともに町の魅力を伝える場にもなっている。

健康運動の普及団体として支援している運動クラブ連絡協議会は、町内自主運動講座を組織として運営され、運動を中心とした健康づくりの自主活動を展開している。また、地域の安心・安全を守るための活動や、サロン等へのヘルスマイスターの派遣により、健康運動の普及・介護予防事業を行っている。

- ② 事業の成果と課題

ウォーキング大会は、今年度で 10 年目の開催となり、町外からの参加者が 8 割を占める。今後、大会を開催するにあたって、実行委員会のあり方や運営体制等見直しが必要である。また、町内参加者が増加するような工夫が必要である。

運動クラブ連絡協議会は、町内で 13 の自主運動クラブが活動している。町内だけでなく町外での活動により「健康のまち」を PR する良い機会となっている。しかし、高齢化が進み、人数が減少しているクラブもあるため、健康運動の普及につ

いては、今後も人材の確保が課題である。

③ 歳出決算額

安芸太田ウォーキング大会開催補助金	1,000,000 円
運動クラブ連絡協議会補助金	400,000 円

(2) 疾病予防事業 (決算書 P. 80)

① 事業の目的内容

各種の感染症に対する免疫を持たない乳幼児から高齢者を対象として、予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、症状の軽減及び病気のまん延防止等を目的として予防接種を実施している。

② 事業の成果と課題

乳幼児については、出生時・転入時に保健師が個別訪問し、接種券を直接手渡し、説明をすることで接種勧奨を行った。また、平成 28 年 10 月から、B 型肝炎予防接種が定期接種として追加された。

就学児及び高齢者については、個別通知及び広報等で接種勧奨を行った。未接種者については乳幼児健診や健康相談、個別通知、サロン等での指導を行い、接種率の向上に努めた。予防接種関連及び感染症関連の国の情報について素早く情報提供や対応ができるよう県及び医師会と連携し、地域住民の健康・安全を確保する体制を強化する。

③ 歳出決算額 (委託料)

予 防 接 種 名	接種人数	委託料
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	31 人	144,770 円
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	108 人	1,209,600 円
不活化ポリオ	1 人	9,150 円
麻しん・風しん混合	63 人	655,470 円
日本脳炎	171 人	1,232,960 円
ヒブワクチン	103 人	879,620 円
小児用肺炎球菌	104 人	1,232,400 円
BCG (結核)	24 人	175,440 円
水痘	51 人	455,430 円
B 型肝炎 (平成 28 年 10 月から定期接種)	37 人	236,800 円
子宮頸がん予防ワクチン (積極的勧奨差し控え中)	0 人	0 円
高齢者肺炎球菌	374 人	2,730,260 円
予診のみ	9 人	27,450 円
インフルエンザ (中学生以下)	379 人	1,198,180 円
インフルエンザ (65 歳以上)	1,817 人	6,759,240 円
インフルエンザ (予診)	13 人	23,920 円
おたふくかぜ (任意)	37 人	244,250 円
合 計	3,322 人	17,214,940 円

(3) 母子保健事業（決算書 P. 80）

① 事業の目的内容

妊産婦及び乳幼児とその保護者や家族に対し、必要に応じ育児相談・保健指導・集団教育等を行い地域住民の健康保持及び増進に努める。

乳幼児期の健康診査は、乳児期（2回）・1歳6か月・2歳6か月・3歳児を対象に実施し、広島市立安佐市民病院小児科医の派遣を受け、疾病の早期発見・早期治療・早期療育につなげる。健診未受診者に対しては、個別訪問や再度健診受診勧奨を行うことで受診率の向上を図っている。

また、専門家による相談・指導を行うことで発育・発達の確認と育児不安を解消し、乳幼児の健やかな発育を支援する。

出生児・転入児は全戸訪問を実施し、安心して子育てができるように支援を行うとともに、町内2か所の子育て支援センターを利用し育児相談・離乳食指導・妊婦相談等を実施している。

② 事業の成果と課題

平成28年度母子保健事業 実施状況

事業名	対象者	実施回数	対象者数	実施者数
乳幼児健康診査	生後4か月児	5回	23人	22人
	生後9か月児	5回	39人	39人
	生後1歳6か月	5回	45人	43人
	生後2歳6か月	5回	33人	33人
	3歳児（小児科・歯科）	3回	48人	45人
	3歳児（耳鼻咽喉科）	随時	44人	27人
妊婦健康診査	妊産婦	随時	42人	（延）342人

子育ての悩みや不安をひとりで抱え込まないように各種事業を実施し、子どもが健やかに育つための支援や、子育てに関する知識を得る機会の増加を図った。

また、発達障がいに対する相談や虐待等の事例については、各種機関との連携を通して課題の解決を図った。

今後も各事業を実施する中で、安心して子育てができる体制を構築するとともに、発達・発育に関する相談体制を確立させていく。

③ 歳出決算額

母子保健各種事業 4,235,061円

(4) 住民検診事業（決算書 P. 80）

① 事業の目的内容

健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、基本健診をはじめ、各種がん検診等を実施し、生活習慣病やがんの早期発見・早期治療に努めることを目的とする。

集団健診（山ゆり健診）に加え、年間対応できる個別健診（人間ドック健診及びクーポンによるがん検診）を実施し、受診機会を増やすことにより受診率の向上を図っている。さらに、平成27年度から働き盛り（40歳～74歳）を対象として、土曜日に健診を実施する「働き盛り応援健診」を新設し、受診機会を増やすことで受診のきっかけづくりを行っている。

また、若年層から健診受診が習慣化するよう20歳から基本健診を受診できる体制を整えている。

## ② 事業の成果と課題

住民に対し効率的ながん対策を目指すためには、予防や早期発見の取り組みを重点的に行うことが必要である。医療費適正化の観点からも全体の経費を圧縮することにもつながる。

引き続き、病気の正しい理解と受診の必要性を伝え、受診率の向上と健診を受けるという行動化への普及啓発に努める。

健診結果送付後には健診結果説明会を開催し、健診結果に対する適切な指導による重症化予防と早期受診勧奨を目的にフォローを行った。

### 平成28年度がん検診等受診者の概要

	基本健診	胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん	子宮がん	乳がん
対象者数	5,153人	5,153人	5,153人	5,153人	2,316人	3,225人	2,837人
集団健診	831人	326人	699人	728人	277人	253人	361人
個別健診	165人	131人	165人	165人	96人	11人	6人
合計	996人	457人	864人	893人	373人	264人	367人
受診率	19.3%	8.8%	16.7%	17.3%	16.1%	8.1%	12.9%

※ 対象者数は地域保健・健康増進報告（平成28年度分）から算出

※ 対象者の算出方法が平成28年度から変更となったため、前年度と比較し対象者数が増加している。

## ③ 歳出決算額（委託料）

12,955,406円

内訳

山ゆり健診

10,336,021円

人間ドック健診

1,779,980円

働き盛り応援健診

155,250円

個別がん検診

129,905円

歯科検診

554,250円

## ○ 福祉課 福祉事務所

### 1 企画費

#### (1) まち・ひと・しごと創生事業（決算書 P.58）

- ・ 安芸太田町「生涯活躍のまち」構想実現化モデルエリア運営実証事業

##### ① 事業の目的内容

本町では、人口減少と高齢化が加速的に進行している。特に周辺集落においては高齢化が進んでおり、保健・医療・福祉のサービスにかかる新たな提供システムの構築や、これまでの地縁コミュニティの枠組みを超えたエリアでの生活サポートの仕組みづくりが必要となっている。

昨年3月に策定した安芸太田町「生涯活躍のまち」構想（素案）の実現に向けて、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができる環境を創生するため、「保健・医療・福祉のサービスの新たな提供システムの構築」と「集落運営の新たな担い手組織の構築」に向けた実証事業に取り組む。

また、本事業を実施することにより、本町の地域資源の有機的な連携による強固な地域生活の支援の仕組みを構築し、住民の満足度を向上させること、併せて本町への新たな移住への機運醸成を図り、定住促進、地域の活力づくりへも繋げていくものとする。

##### ② 事業の成果と課題

「生涯活躍のまち」構想を早期に、しかも高精度での実現を目指すためには、既に実績のある「成功モデル」とその成功する「要素」を取り込んでいくこと、更に年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、地域でいっしょに、しかも「ごちゃまぜ」に楽しく生き生きと暮らせる町づくりが重要である。

まず、本事業の実施にあたり、プロポーザル方式によって公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）に業務委託を行った。

昨年度に収集した各地域（集落）の実態や高齢者を対象とした生活支援サービスの実態を把握するための基礎データを再整理して、町内の3か所を本事業のモデルエリアとして選定した。特に、モデルエリアとして想定している加計中央、三郷地区においては、自治振興会役員や地域活性化委員会のメンバーと意見交換を行い、本計画に係る事業概要を説明するとともに、本構想の進展に努めた。

また、町内3か所の各拠点エリアについて、その内容（拠点となる施設の構想）を検討し、事業報告書としてまとめた。

今後は、実証事業の成果・課題をふまえ、各拠点における体制の整備等について、より具体化させるべく、地域での意見交換・協議を重ねていくとともに、具体的な施策展開や体制整備に関する手順・スケジュール等を示し、本格的な実施へと事業を展開していく。

##### ③ 歳出決算額 34,776,000円

## 2 社会福祉費

### (1) 社会福祉総務管理事業（決算書 P. 66）

#### ・ 虐待防止ネットワーク事業

##### ① 事業の目的内容

児童虐待、配偶者虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の早期発見及び虐待の防止、並びに虐待被害者の保護及び適切な支援を行うため、関係機関・団体が情報の共有・連携強化に努め、虐待防止の啓発を行うとともに、虐待事例の調査と解決への取り組みを行う。

##### ② 事業の成果と課題

各関係機関の代表者で構成する代表者会議の在り方を検討し、虐待への対応状況、困難事例への協議を行った。

各種虐待への個別対応については部会形式をとらず、状況に応じて関係者が迅速に取り組むこととしている（児童虐待は児童育成課、配偶者虐待は福祉事務所、高齢者虐待は地域包括支援センター及び福祉課、障がい者虐待は福祉課が対応する）。

虐待事例は表面化しにくく、発見されない事案が潜在的にあると考えられ、昨今は複雑化・多様化がみられ、特に認知症高齢者への経済的虐待や配偶者虐待などは、虐待に対する概念の啓発、早期発見等の対応が課題となっている。

また、各虐待対応における個別事案に対して、組織的連携のマニュアル化が図られていないことから、マニュアルの整備も必要である。

虐待対応件数（平成 28 年度）

項 目	相談・通報 件数	虐待と判断		主な虐待の種類
		した もの	でないと 判断した もの	
児童虐待	2 件	2 件	0 件	心理、身体
配偶者虐待	0 件	0 件	0 件	
高齢者虐待	3 件	1 件	2 件	身体、経済、心理
障がい者虐待	1 件	1 件	0 件	身体、経済
計	6 件	4 件	2 件	

#### ・ 原爆被爆者援護事務

##### ① 事業の目的内容

被爆者援護法に基づき、被爆者に対する保健・医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を行うことを目的として、事業の推進を図る。

##### ② 事業の成果と課題

被爆者の高齢化に伴う死亡等により、手帳所持者数は年々減少している。

健康管理手当受給者は手帳と同じように減少傾向にあるが、医療特別手当や特別手当、保健手当の受給者には、ほぼ変動がない。

また、平成 25 年度から始まった「黒い雨体験者相談・支援事業」における巡回相談会を平成 28 年 10 月 20 日に川・森・文化・交流センターで実施し、医師への

相談等により対象者の不安等の軽減を図った。(参加者：10名)

被爆者健康手帳等の状況（平成28年度中）

項目	新規申請件数	新規認定件数	喪失件数	総数
被爆者健康手帳	11件	1件	34件	339人
健康診断受診者証	11件	1件	1件	0人
医療特別手当	0件	0件	4件	8人
特別手当	0件	0件	0件	2人
健康管理手当	3件	3件	29件	309人
保健手当	1件	1件	1件	10人

※新規認定件数は、平成29年度に入り認定されたものを含む。

・ 団体運営事業補助金

① 事業の目的内容

社会的に弱い立場にある人やその家族が、交流や親睦等の活動を通じて社会参加を促すために組織された団体に対して運営補助を行い、社会福祉事業の推進を図る。

② 事業の成果と課題

社会生活の中で孤立しがちな会員にとって、同じ境遇にある会員の存在は大きく、相互理解のもと、交流や親睦会などを通じた社会参加が促されている。

しかし、各種団体の会員は、高齢化の進行、多様化する価値観による会員の固定化などに伴い、年々減少の傾向にあり、会の運営も困難な状況になってきている。

団体運営事業補助金の状況（平成28年度）

団体名	金額	備考
安芸太田町原爆被害者の会	179,000円	会員数 309人
安芸太田町遺族会	99,000円	会員数 346人
安芸太田町母子寡婦福祉会	75,000円	会員数 59人
安芸太田町身体障害者福祉協会	239,000円	会員数 135人

・ 福祉事業補助金

① 事業の目的内容

生活における心配ごとの解決、高齢者及び障がい者等の権利擁護、ボランティア活動の促進などを目的として行う事業に対して補助を行い、住民生活における安心の向上と社会貢献の促進を図る。

② 事業の成果と課題

定期的開催される心配ごと相談所は、社会情勢的に心配ごとや悩みごとが複雑化し、専門的な知識を有する相談窓口が望まれているなか、気軽に相談できる場所としてその役割を担っている。

しかし、相談件数が近年伸びていないことから、他事業と合同で実施することも検討する必要がある。

認知症の増加が問題となっている今日、高齢者や障がい者等の権利擁護は大きな

課題であり、福祉サービス利用援助事業（かけはし）などの事業展開は権利擁護における手段の一つとして利用されている。高齢化の進行に伴う認知機能の低下等により、生活費等の管理が困難になる状況が増加傾向にあり、福祉サービス利用援助事業（かけはし）への相談件数も増えていく傾向にある。

また、ボランティア活動などを通じた社会貢献に対する住民意識が高まっており、ボランティアの養成、主旨理解等の調整を図るなど、事業展開の核となるべき団体の活動が重要になっている。

#### 団体運営事業補助金の状況（平成 28 年度）

事業名	金額	備考
心配ごと相談所運営事業	202,000 円	年 12 回開催、相談延 19 件
権利擁護サポート事業	578,000 円	相談 21 件、法定後見受任 4 件、任意後見契約 1 件
ボランティアセンター運営事業	639,000 円	ボランティア活動者 312 名 (14 団体)

### (2) 社会福祉協議会育成事業（決算書 P. 66）

#### ① 事業の目的内容

安芸太田町社会福祉協議会は、「地域福祉の増進を図ることを目的とする団体」であり、公共性・公益性の高い民間非営利団体として、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉事業従事者の人材育成など多岐にわたる事業を実施しており、これらの取り組みを支援するために人件費に対する補助金を交付する。

#### ② 事業の成果と課題

安芸太田町社会福祉協議会では、第 3 次地域福祉活動計画（5 年計画）の 5 年目が終了し、新たに第 4 次地域福祉活動計画（5 年計画：平成 29 年度から平成 33 年度）を策定した。本計画は、多種多様な視点から町が抱える課題を解決することを主眼におき、①住民が主役の地域福祉活動を推進、②暮らし続けられる福祉のまちづくりを推進、③町と両輪となり地域福祉の推進を目的とした内容となっている。

地域や高齢者、障がい者、生活困窮者等の様々な問題を解決するため、福祉の推進を図る担い手として各種事業に取り組んでいる。しかし法人運営等に関しては、評価の基準を設けていないことから、各種事業における成果指標が図られていないという課題がある。

#### ③ 歳出決算額 28,405,000 円（補助金）

### (3) 老人福祉管理事業（決算書 P. 68）

#### ・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業

#### ① 事業の目的内容

本事業は、既存の高齢者福祉施設等の防犯対策の強化を目的とした施設等の整備事業であり、近年全国的に発生している高齢者又は障がい者施設等への不審者侵入

事案に対応したものである。国の第二次補正予算における単年度事業であり、事業実施した施設に対し、事業費の半分を（町を經由し）補助金として交付する。

② 事業の成果と課題

グループホームなごみの里（認知症対応型共同生活介護）が、本事業を活用して当該施設内外に防犯カメラを設置した。このことにより、施設外からの不審者侵入防止が図られ、施設利用者も安心して生活することができるようになった。

今後は、町内に所在する他の施設についても、防犯対策の強化を目的とした施設等の整備を促していく必要がある。

③ 歳出決算額 482,000 円

・ 高齢者生活支援移動活発化補助金事業

① 事業の目的内容

高齢者の外出支援及び社会参画の促進、また福祉の増進を図るため『あなたく』の運行区域外において、一定要件を満たす高齢者が外出する際に利用するタクシー運賃の一部（1回500円：上限48回）を助成する（平成28年度から本事業の所管が、地域づくり課から福祉課へ移管された）。

② 事業の成果と課題

制度の定着等により、延べ利用回数等が微増している。

認定要件として、最寄りバス停からの距離要件（400メートル以上）が設けられているが、高齢者にとって400メートルの歩行が困難であるとの声（民生委員等）も寄せられたことから、平成29年度より距離要件の撤廃を実施する。

高齢者生活支援移動活発化補助金の状況（平成28年度）

登録者数	利用状況			補助金額 (回数×@500)
	事業者名	延べ利用回数	平均利用回数	
61名	加計交通	1,139回	18.67回	569,500円
	三段峡交通	120回	1.97回	60,000円
	安野タクシー	1回	0.02回	500円
	合計	1,260回	20.66回	630,000円

(4) 在宅福祉事業（決算書P.68）

・ 移送支援事業

① 事業の目的内容

身体機能の低下により、公共交通機関等の利用が困難な高齢者及び重度の身体障がい者等に対し、車いす専用車両による移送支援サービスを行うことにより、当該利用者の社会参加の促進と、より豊かな在宅生活と福祉の向上を図る。

② 事業の成果と課題

車いすレベルの重度の障がい者や認知機能の低下により、公共の交通機関を利用できない人が年々増加し、福祉有償運送の必要性は益々高くなっている。

しかし、利用者の殆どは、社会参加・福祉向上という本来の事業趣旨よりも通院

手段の一つとして利用されている状況にあることから、事業本来の趣旨の啓発及び、より社会参加しやすい環境づくりを構築していく必要がある。

移動支援事業の状況（平成 28 年度）

項目	実績
利用者実人数	80 人
延利用日数	607 日
輸送回数	1,174 回
輸送回数 1 回あたりの移送距離	6.35 km

③ 歳出決算額 5,145,000 円（委託料）

・ 配食サービス事業

① 事業の目的内容

65 歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯及び身体障がい者であって、心身の障がい及び傷病等の理由により調理ができない者に対し、定期的な食事を提供する。

② 事業の成果と課題

利用者ニーズの高まりから提供を週 2 回から週 3 回へと日数を増加した。高齢者等の食を確保するとともに、安否確認や困りごとの早期発見等にも寄与しており、利用者にはとても喜ばれている。また、担当民生委員や女性会等のボランティアの参画により、事業を通じて地域で支え合う地域福祉の活動にもつながっている。

しかし、ボランティアへの参画者が高齢化しており、調理及び配達ボランティアの確保が急務となっている。また、配食数の増加により、本事業の継続性及び持続性について現在の体制では限界が生じており、食の確保・安定供給を見直す時期となっている。

配食サービス事業の状況（平成 28 年度）

項目	実績	※利用者負担
配食数	3,931 食	①450 円/食
ボランティア数	延 1,205 人	(おかず+ごはん)
調理	延 399 人	②400 円/食 (おかずのみ)
配達	延 760 人	※週 3 回 (火・水・木)
業者調理	延 46 人	※木は、業者による調理

③ 歳出決算額 2,610,000 円（委託料）

・ あんしん電話

① 事業の目的内容

緊急通報電話を整備することにより、一人暮らしの高齢者及び重度身体障がい者の不安を解消するとともに、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、高齢者及び障がい者の福祉の推進に資することを目的とする。

② 事業の成果と課題

本事業の利用申請については、民生委員の協力を得て行うことで、設置対象者の

把握に努めており、今後もより一層の対象者の把握に努めていく。

利用者の入所や入院等の把握や、協力員（近隣住民、親族）の現状把握が的確に行われていない状況が少なからず発生しており、契約内容等について見直す必要がある。

あんしん電話の状況（平成 28 年度）

前年度末登録台数	新規登録	撤 去	28 年度末登録台数
142 台	4 台	16 台	130 台

③ 歳出決算額 3,069,090 円（運営委託料※）

・ シニアクラブ連合会運営費補助

① 事業の目的内容

シニアクラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的な団体である。少子高齢化が進む本町にとって明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めるべく大きな役割を担っており、高齢者を支える諸活動に取り組んでいることに対する効果を目的としている。

② 事業の成果と課題

町シニアクラブ連合会は、文化部、厚生部、体育部、交通安全部、女性部からなり、各種研修会をはじめ健康づくりのためのスポーツ活動、また交通安全街頭指導等を行っている。

合併当時は 49 クラブ、会員数 2,259 人であったが、平成 28 年度末においては 38 クラブ、会員数 1,294 人となり、クラブ数・会員数とも年々減少している。会員の加入促進を図るためにも、高齢者の豊かな経験を活かした活動を行うことにより、生きがいのもてる魅力ある組織づくりが重要となっている。

③ 歳出決算額 2,700,000 円（補助金）

(5) 高齢者福祉推進事業（決算書 P. 68）

・ シルバー人材センター

① 事業の目的内容

定年退職者等に高齢者の知識・経験・能力を活かした臨時的・短期的な就業機会を提供することを通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化を図る事業運営に対し、国庫補助と同額の補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

高齢化社会を迎え、現役を退いた方々の生きがい対策や社会貢献の場としての使命を果たしているが、より成果を上げるため、会員の増強（特に女性会員並びに未加入地域への声掛けなど）や就業機会の開拓及び拡大に向けて努力しているものの、会員数及び受注金額も伸び悩んでいるのが現状である。

今後とも、会員や就業機会の確保に務めるものとされているが、継続雇用や定年制の延長等により、ますます困難な状況が予想される。

また、厳しいセンター運営の状況が続いている中で、町の運営費補助金は重要な支援策となっている。当該シルバー人材センターに対する国庫補助金（直接）額は、

本町の補助金額と同額となることから、事業の充実及び見直しを図る必要がある。

シルバー人材センターの状況（平成 28 年度）

項目	実績
会員数	131 人
就業率	81.6%
就業実人員	107 人
受託件数	933 件
就業延人員	5,985 人

③ 歳出決算額 6,000,000 円（補助金）

・ さんさんネット

① 事業の目的内容

日常生活の中での困りごとが起きて、困りごとがある者と「さんさんネット」にボランティア登録された協力員とが一緒に解決していくことを通して、隣近所や地域で解決できるような力をつけるとともに、助け合える地域づくりを推進する。

② 事業の成果と課題

子守りや見守り、介助など不定期におこる小さな困りごとに対応していくなど、日常生活で起きる諸々の問題の隙間を埋める役割を果たすなど、その活動は必要とされ成果も上げているが、人的不足から要望に対して対応できないことも多々ある。

これらの問題の解決のため、事業の趣旨等の周知をより一層行い、新たな協力員を確保に努める必要がある。

さんさんネットの状況（平成 28 年度）

項目	実績	主な活動利用件数（計 194 件）
利用者		・通院付添い 93 件
高齢者	延 161 人	・洗濯・掃除等 40 件
障がい児者	延 25 人	・その他（電球交換等）26 件
児童	なし	・草取り 10 件
その他	延 8 組	ほか

③ 歳出決算額 1,200,000 円（補助金）

・ ふれあいサロン

① 事業の目的内容

高齢者の社会からの孤立が問題となっている今日、地域にある集会所や公民館等に誰もが気軽に集まり、ふれあい支え合える「集いの場」づくりをめざし、各自治会集会所等で高齢者と児童・生徒との交流や男性料理教室等、多種にわたる事業を行う。

② 事業の成果と課題

53 か所ある既設サロンのうち、休止中のサロンが 9 サロンある。休止中サロンの再開を促すことと併せ、シニアクラブ・保育所・幼稚園・学校・常設サロン等との

連携により、誰でも気軽に立ち寄れるサロンの展開が求められる。

ふれあいサロンの状況（平成 28 年度）

項目	実績
研修・講座	5 回（延 132 名）
町内サロン・多世代交流	9 回（延 389 名）
ボランティア派遣数	24 カ所（延 176 名）
サロン実施数	40 カ所（延 452 回）
サロン参加者数	延 5,579 名

関係機関との連携（平成 28 年度）

項目	実績	
食生活改善推進協議会との男性料理教室（新規）	7 回	（延 84 人）
介護予防体操普及活動事業（ヘルスマイスター） 地域サロンへの派遣	12 回	（延 293 人）
舌圧トレーニング事業（モデルケース）	8 回	（延 74 人）
集落支援者会議（地域包括、集落支援員、JOCA）	12 回	

③ 歳出決算額 1,285,000 円（補助金）

(6) 老人ホーム措置事業（決算書 P. 68）

① 事業の目的内容

養護老人ホームでは、原則 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由と経済的な理由により居宅での生活が困難な人に対し、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置を講じる。また、虐待等の理由により、緊急避難を目的とした短期間を目処に措置する場合もある。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度において、新規入所者及び退所者等の異動は無かったが、今後は高齢化率の上昇や単身高齢者世帯の増加に併せ、措置者も微増していくと予測する。

また、措置者の増加に伴い、国庫及び県費補助金等の措置がないため、一般財源も増加するものと考えられる。

老人ホーム措置の状況（平成 28 年度）

区分	人数	措置費	備考
入所措置者	8 人（県内外 6 施設）	18,663,152 円	（決算書 P. 68）
入所者負担金	8 人（負担金なし 1 人）	3,522,000 円	（決算書 P. 16）

(7) 特別障害者手当等給付事業（決算書 P. 70）

① 事業の目的内容

在宅における日常生活の負担の軽減を図るため、次のとおり手当を支給する。

ア 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介

護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者

イ 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者

ウ (経過的) 福祉手当

20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者

② 事業の成果と課題

平成29年1月27日付けで、平成28年全国消費者物価指数の実績値(対前年比が▲0.1%)が公表され、平成28年4月に額改定が行われた。

入所又は長期入院に至った場合(特別障害者手当のみ)、手当の停止となるため、手当支給該当者の現状把握等に注意が必要である。

特別障害者手当等給付の状況(平成28年度)

区分	受給者数 (H29.3.31現在)	支出内訳	支出額
特別障害者手当	7人	@26,620円×延16人 +@26,830円×延77人	2,491,830円
障害児福祉手当	2人	@14,480円×延4人 +@14,600円×延20人	349,920円
(経過的)福祉手当	1人	@14,480円×延2人 +@14,600円×延10人	174,960円
合計	10人		3,016,710円

※平成28年4月から額改定あり。

(8) 障害者自立支援対策事業(決算書P.70)

・ 障害者自立支援給付等事業

① 事業の目的内容

身体、知的、精神(発達も含む)に障がいのある人及び難病を持つ人々に対し、手帳の交付や用具の給付、障がい福祉サービス等を提供することなど、地域社会における共生の実現に向けて日常生活の便宜を図るとともに、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常及び社会生活を営むことができるよう、総合的に支援を行う。

② 事業の成果と課題

平成27年度から平成29年度までを計画期間とした「第4期安芸太田町障害者計画・障害福祉計画」に基づき、本町の現状・課題を踏まえて障がい者(児)の施策を進めた。この計画においては、「相談支援体制の確立」、「障がいに対する理解促進」、「地域生活の支援」を重点課題と位置付けており、総合的で適切な支援を行うために専門的な相談窓口の設置を目指しているが、受託事業所の確保などの課題により平成28年度末現在において設置に至っていない。

また、障がい福祉サービス等を利用するすべての者に対し作成が義務付けられている「サービス等利用計画」については、計画が作成できる事業所は依然として町内に1事業者のみで、平成28年度末現在の作成率（障がい者分）は97.2%となっているものの、町外の事業所に依頼しているケースもあり、利用者すべての計画作成について町内の事業者で行えるよう、専門相談の窓口設置を含めた相談支援体制の確保が課題となっている。

#### ア 障害者手帳

身体障害者手帳事務は、平成20年に広島県から権限委譲され、現在は町で申請受付、認定及び交付の事務処理を行っている。ただし申請にかかる診断書を発行できる指定医師（身体障害者福祉法15条）は、広島県が指定を行う。

なお、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の認定は広島県が行っており、町は申請の受付及び手帳交付事務が主な業務である。

身体障害者手帳の所持者は昨年と比べ減少しており、平成26年4月1日からのペースメーカー及び人工関節における認定基準の変更も減少している一つの要因と考えられる。

療育手帳の所持者数及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、新規取得があるものの、ほぼ横ばいである。

##### 手帳所持者数

区 分	新規認定	更新認定	変更認定	資格喪失	総 数
身体障害者手帳	24件	1件	12件	49件	515人
療育手帳	3件	9件	0件	8件	67人
精神障害者保健福祉手帳	2件	27件	0件	1件	62人

#### イ 障害者自立支援認定審査会

審査会 開催回数 4回 審査件数 13件

##### 認定状況

区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
新規申請	0件	1件	1件	1件	0件	0件	3件
更新申請	1件	4件	0件	3件	0件	1件	9件
区分変更申請	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件
合 計	1件	5件	1件	5件	0件	1件	13件

#### ウ 障害者相談事業

相談支援専門員による「お陽さま相談」を年6回実施し、相談支援体制の充実を図った。

お陽さま相談 実施回数 6回

相談件数	(内 訳)				
	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成 人
25件	19件	2件	1件	0件	3件

一般相談

項目	件数	項目	件数
訪問相談	323 件	電子メール	0 件
来所相談	451 件	個別支援会議	29 件
同行訪問	30 件	関係機関協議	3 件
電話相談	62 件		

エ 計画相談支援

障がい福祉サービス等利用計画作成状況（平成 29 年 3 月末現在）

障害者総合支援法分			児童福祉法分		
障がい福祉サービス受給者数	計画作成済人数	達成率	障がい児通所支援受給者数	計画作成済人数	達成率
72 人	70 人	97.2%	2 人	2 人	100%

オ 障がい者サービス給付事業

項目		件数	金額
介護給付	居宅介護	122 件	7,110,565 円
	療養介護	84 件	21,659,830 円
	療養介護 医療費	84 件	11,629,584 円
	障害児施設医療費	12 件	206,340 円
	生活介護	325 件	62,082,237 円
	短期入所	43 件	2,843,678 円
	施設入所支援	270 件	29,620,191 円
	基準該当生活介護	64 件	3,943,211 円
訓練等給付	共同生活援助	72 件	7,067,267 円
	就労移行支援	1 件	30,965 円
	就労継続支援 A 型	24 件	2,934,958 円
	就労継続支援 B 型	228 件	20,593,948 円
	基準該当自立訓練（機能訓練）	12 件	741,051 円
	基準該当自立訓練（生活訓練）	5 件	57,243 円
特定障害者特別給付費		305 件	4,169,032 円
高額障害福祉サービス費		81 件	526,778 円
サービス計画作成費		114 件	1,927,313 円
補装具費		16 件	1,570,715 円
更生医療		70 件	612,066 円
育成医療		14 件	189,056 円
障害児通所給付費		6 件	150,407 円

項 目		件 数	金 額
援 地 事 域 業 生 支 活 支	移動支援	14 件	87,505 円
	日常生活用具給付等	181 件	2,027,424 円
	日中一時支援	17 件	63,200 円
重度・重複障がい児特別支援学校高等部登下校支援		12 件	1,159,200 円
合 計		2,176 件	183,003,764 円

### 3 児童福祉費

#### (1) 児童扶養手当給付事業（決算書 P. 76）

##### ① 事業の目的内容

母子及び父子家庭の生活の安定と自立の促進を通して、児童の福祉の増進を図ることを目的として事業を実施する。

手当の支給にあたっては、所得による支給制限があり、手当を請求する者（父母又は養育者）若しくは、扶養義務者の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全部又は一部を支給しない。

##### ② 事業の成果と課題

平成 23 年度からは父子家庭への支給が開始されるなど、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ってきている。

増加傾向にあるひとり親家庭が、安心して子育てと仕事との両立ができるよう、事業を実施していく必要がある。

##### ア 受給者（平成 29 年 3 月末現在）

対 象 世 帯	支 給 世 帯	全部停止世帯
36 世帯	29 世帯	7 世帯

##### イ 給付額

区 分	延月人数	支出額
全 部 支 給	160 件（うち、父子 27 件）	6,753,000 円
一 部 支 給	238 件（うち、父子 13 件）	7,415,970 円
加 第 2 子 加 算	151 件（うち、父子 24 件）	962,290 円
算 第 3 子以降加算	9 件（うち、父子 0 件）	42,800 円
合 計	—	15,174,060 円

#### (2) 母子自立支援員設置事業（決算書 P. 76）

##### ① 事業の目的内容

母子家庭並びに父子家庭や寡婦の福祉に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行うことを目的として専門員を設置し事業を実施する。

##### ② 事業の成果と課題

全体的に相談件数が減少している。これは、他法・他施策への円滑な移行、且つ速やかな指導等により相談ごとが解決しているためである。

今後もひとり親家庭の増加が見込まれることから、母子父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

母子自立支援員設置事業の状況（平成 28 年度）

区 分	前年度からの 繰越及び新規	解決件数	翌年度への 繰越	相談回数
母子家庭・寡婦	96 件	70 件	26 件	449 件
生活一般	52 件	36 件	16 件	215 件
児 童	27 件	21 件	6 件	141 件
経済的支援	17 件	13 件	4 件	93 件
父子家庭	14 件	8 件	6 件	43 件
生活一般	8 件	4 件	4 件	27 件
児 童	2 件	1 件	1 件	3 件
経済的支援	4 件	3 件	1 件	13 件
合 計	110 件	78 件	32 件	492 件

#### 4 生活保護費

##### (1) 生活保護費給付事業（決算書 P. 78）

###### ① 事業の目的内容

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として事業を実施する。

###### ② 事業の成果と課題

生活保護業務においては、年度当初に「生活保護実施計画書」を策定し、世帯訪問等、実施上の基本方針を中心に保護の適正化を図った。

被保護世帯の現状は、高齢、傷病・障がい、精神疾患等による退院見込みのない長期入院、慢性疾患による長期的通院を要する被保護者が大半である。

事業の執行にあたっては、経済的な給付に加え、被保護者の抱える多様な課題や対応が困難な事例に対応できるよう、査察指導員（現業員への指導助言者）並びに現業員（ケースワーカー）の資質向上をはじめ、他法他施策の利活用等福祉事務所としての組織的な対応が必要であるが、専門性の高い事務のため、有資格者（社会福祉主事）の計画的な育成が引き続きの課題である。

保護の適正化においては、法第 63 条費用返還や第 78 条費用徴収を適用する場合がある。平成 28 年度に発生した返還金等は 6 件（76,778 円）であった。

また、被保護者全世帯に対しては、法第 61 条（届出の義務）に基づき、収入申告及び資産申告の徹底と実態調査の強化を図った。

今後、単身世帯の被保護者の高齢化が進む中、居宅での生活が営めなくなった場合の居住地（施設等）の確保が懸念される。

ア 相談件数及び開始・廃止

内 容		件 数	備 考
相 談 (うち申請)		11 件 4 件	
結 果 申 請 の	保 護 開 始	4 件	4 世帯 (5 人)
	申 請 却 下	0 件	
	申 請 辞 退	0 件	
保 護 廃 止		1 件	1 世帯 (1 人)

イ 実施動向

平成 27 年度においては 3 世帯 (4 人) の廃止であったが、平成 28 年度は 1 世帯 (1 人) が廃止となった。廃止理由は、世帯の手持金の増加 (その他の収入) による廃止である。また、死亡により 1 人が世帯員減員となった。

(‰ (パーミル) = 1,000 人当たりの被保護者数)

年 月	世帯数	人 数	保護率
平成 25 年 3 月	31 世帯	47 人	6.50‰
平成 26 年 3 月	25 世帯	30 人	4.28‰
平成 27 年 3 月	23 世帯	26 人	3.77‰
平成 28 年 3 月	23 世帯	25 人	3.69‰
平成 29 年 3 月	26 世帯	28 人	4.24‰

ウ 給付費

平成 28 年度の全扶助費額は、前年度 (平成 27 年度) より 29.0% 増となった。要因としては、介護扶助費が前年比で 16.7% 増、医療扶助費が前年比で 38.5% 増となり、施設事務費等 (前年度実績なし) を支出したことが要因である。

今後においては、被保護者の高齢化に伴い、医療扶助及び介護扶助の増加が見込まれる。

区 分	延件数	金 額
生活扶助	322 件	8,853,949 円
住宅扶助	140 件	2,126,514 円
教育扶助	0 件	0 円
介護扶助	69 件	485,910 円
医療扶助	709 件	33,708,577 円
出産扶助	0 件	0 円
生業扶助	0 件	0 円
葬祭扶助	2 件	179,040 円
保護施設事務費及び委託事務費	7 件	1,367,937 円
合 計	1,249 件	46,721,927 円

エ 費用返還

※ 法第 63 条... 資力があることを認識しながら扶助費を支給する場合の事後調整

※ 法第 78 条... 被保護者の作為又は不作為による不当な扶助費が支給された場合

区 分	件 数	金額 (円)
介護扶助費償還分	0 件	0 円
法第 63 条費用返還	6 件	76,778 円
法第 78 条費用徴収	0 件	0 円
法第 78 条費用徴収 (過年度)	0 件	0 円
その他	0 件	0 円
合 計	6 件	76,778 円

## ○ 議会事務局

### 1 議会費

#### (1) 議会運営事業（決算書 P. 48）

##### ① 事業の目的内容

議会活動の推進

##### ② 事業の成果と課題

請願、陳情の対応は、該当の委員会に付託を行う等、実態を踏まえた審査を実施し、採択、継続審査等の整理がなされると共に採択意見書の提出を行った。

「議会広報委員会」では、年4回の「議会だより」発行・全世帯配布・町ホームページ・携帯アプリでの公開により広く情報提供に努めた。

「議会改革調査特別委員会」では、過去29項目の議員間討議を重ねてきており、議員報酬・政務活動費等のあり方についてもその方向性を協議した。

「学校適正配置調査特別委員会」では、委員会付託案件の詳細調査等を実施するとともに中学校統合への動向、課題等の把握に努め、審議を行った。

「適正な行政事務確保調査特別委員会」では最終報告書のとりまとめを行っていたが、3月に入り新たな職員不祥事の発生により、調査事件の追加を行い継続調査の実施となった。

議員視察研修は、県内3回、県外1回を実施し、議会活性化に資した。

以下、本会議開催は、定例会4回、臨時会5回の招集がなされ、会議日数21日間の審議、101議案が議決された。

上程された案件数

条例案件（制定、一部改正）	24件	専決処分の承認（条例一部改正3件含む）	5件
予算案件（当初予算、補正予算）	32件	報告案件（繰越明許費等）	5件
決算認定（平成27年度会計決算）	2件	その他 （契約、指定管理者指定等）	24件
人事案件の同意（教育委員ほか）	5件		
意見書の提出	3件	請願・陳情の採択（継続審査3件含む）	6件

会期中及び会期外における各委員会の開催状況は次のとおりである。

委員会名	回数	委員会名	回数等
議会運営委員会	9回	総務常任委員会	4回
産業建設常任委員会	4回	議会広報広聴調査特別委員会	14回
議会改革調査特別委員会	2回	決算審査特別委員会	4日間
学校適正配置計画調査特別委員会	2回	予算審査特別委員会	6日間
適正な行政事務確保調査特別委員会	4回		

平成29年3月26日議会議員選挙が行われ現職5名、新人7名の構成となり、平成29年4月11日より新たな議会運営が始まることとなる。

##### ③ 歳出決算額

議会運営事業	55,024,093円
（内訳）報酬、手当、共済費	51,136,080円
その他	3,888,013円

## ○ 監査委員

### 1 監査委員費

#### (1) 監査委員事務局運営事業（決算書 P. 64）

##### ① 事業の目的内容

公正で合理的かつ効率的な町行政の運営を確保するため、不正、非違の指摘に留まることなく、助言、指導にも重きを置いて監査業務を実施した（代表監査委員1名・議会選出監査委員1名）。

##### ② 事業の成果と課題

役場及び病院事業の「例月出納検査」を実施し、現金、預金と諸帳簿の確認を行うとともに、執行された事務事業について聞き取りを行い、不備が認められた事項については適正な処理とするよう是正を求めた。以下、下記一覧の監査業務を計画実施した。

指定管理施設選定状況において、経営状況の把握、精査を実施し指摘を行った。

両支所、地域包括センター、商工観光課、教育委員会等の現地訪問を行い、窓口現場における実情把握及び決算審査を行った。

職員不祥事（建設課関連）について、「随時の監査」を実施するとともに2回目となる「適正な行政事務確保に伴う調査報告書（上殿定住住宅用地造成事業関連）」を議会特別委員会で報告し行政事務改善への意見を述べた。

先進地視察として、特色ある病院事業の視察（県外）を行い、監査業務の参考とした。

一般会計及び各特別会計の例月出納検査	12 回
病院事業会計の例月出納検査	12 回
決算審査	11 日
決算審査特別委員会（議会）	1 日
基金運用状況審査	1 日
財政健全化法による監査	1 日
定期監査	1 日
随時監査（建設課関係）	2 日

##### ③ 歳出決算額

監査委員運営事業 670,658 円 （報酬、旅費、その他）

## ○ 教育委員会 学校教育課

### 1 教育総務費（決算書 P. 104）

#### （1） 学校の概要及び教育施策

小学校は、加計中学校区 4 小学校が統合し、児童数 197 名で平成 27 年度と比べて 11 名減、学級数は 13 減（通常の学級 11、特別支援学級 2）であった。

中学校は、生徒数 116 名で 12 名の減、学級数は 1 減（特別支援学級 1 減）であった。

平成 27 年度から 3 年間、広島県教育委員会『学びの変革』パイロット校事業の委託を受け、児童生徒が主体的・協動的に学ぶ力を育成するため、加計中学校（パイロット校）、戸河内中学校、加計小学校（ともに実践指定校）を中心にして町内全小中学校へ協調学習を柱とした取り組みを展開している。平成 28 年度から加計小学校、戸河内中学校が同事業の実践指定校となった。

次世代科学者育成プログラムとしては 4 年目となり、本町独自で日本技術士会の中国本部及び広島工業大学と提携し、将来の科学の発展に寄与する人材育成につながるものとして「安芸太田町科学アカデミー」を夏休みに開催した。

小学校 5 年と中学校 2 年を対象とした「広島県基礎・基本学力定着状況調査」では、小学校、中学校とも実施教科すべてで県平均と同程度あるいは上回っており、全体としては基礎的学力の定着は図られている。しかし、個別には定着が不十分な分野もあった。各校では改善計画を策定し、管理・指導主事も出向いて実施方法も検討しながら学力向上に取り組んでいる。

外国語活動については、外国語指導助手（ALT）は 2 年目となる 2 名体制で活動し、学校や児童生徒にもなじみ、小学校や幼稚園では外国語活動、中学校では外国語科（英語）の指導をさらに充実させた。

学校施設においては、平成 27 年度から繰越継続していた加計小学校校舎の改築、筒賀小学校及び筒賀中学校校舎の大規模改修に係る工事が完了したほか、戸河内小学校校舎新築及び外構工事（平成 29 年度繰越継続）と体育館耐震改修工事及び必要な備品等の整備を行った。

学校規模適正配置推進については、修道小、加計小、津浪小及び殿賀小の統合に伴い、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、地域とともにある学校づくりを進めている。

中学校においては、筒賀中と戸河内中の統合に係る準備委員会を立ち上げ、統合に係る詳細事項を協議し、平成 29 年 4 月 1 日に安芸太田中学校として旧筒賀中に新校を設置した。

## (2) 学校別児童・生徒数及び教職員数（平成28年5月1日現在）

## 小学校

(単位：人)

	加計	筒賀	上殿	戸河内	合計
学級数	8(2)	4	4	4(1)	20(3)
1年生	13	8	7	5	33
2年生	20	5	3	3	31
3年生	18	5	3	7	33
4年生	16	4	4	7	31
5年生	22	4	1	6	33
6年生	23	5	2	6	36
計	112	31	20	34	197
学校長	1	1	1	1	4
教頭	1	1	1	1	4
教諭	10	4	4	4	22
養護教諭	1	1	1	1	4
事務職員	1	1	0	1	3
栄養士(教諭)	1	1	0	0	2
給食調理員	6(4)	4	0	0	10(4)
計	21(4)	13	7	8	49(4)

※学級数の( )は、うち特別支援学級数。 ※給食調理員の( )は、うち臨時職員数。

## 中学校

(単位：人)

区分	加計	筒賀	戸河内	合計
学級数	3	3(1)	3	9(1)
1年生	21	6	17	44
2年生	16	3	18	37
3年生	20	1	14	35
計	57	10	49	116
学校長	1	1	1	3
教頭	1	1	1	3
教諭	11	8	10	29
養護教諭	1	1	1	3
事務職員	1	0	1	2
栄養士(教諭)	0	0	0	0
給食調理員	0	0	0	0
計	15	11	14	40

※学級数の( )は、特別支援学級数。

2 教育委員会費（決算書 P. 104）

(1) 教育委員会運営事業（決算書 P. 104）

① 安芸太田町教育委員

教育長：二見吉康 教育委員：清胤祐子・正山幸夫・河野義文・池野博文

② 教育委員会議の開催状況

15 回

日 時	協議事項	出席委員
4月1日	教育長報告 学校適正配置について 「府中町における自殺事案に関するタスクフォース」中間とりまとめについて	5
4月12日	教育長報告 広島県教育委員会からの指定校事業について	5
5月17日	教育長報告 安芸太田町社会教育委員の委嘱について 安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について 5・6月行事予定について 学校適正配置について 広島県西部事務所芸北支所の取り組みについて 協調学習の推進について 平成28年度人事異動の概要について 平成29年度広島県・広島市立学校教員採用候補者選考試験について 服務規律の厳正確保について 安芸太田町教育委員学校訪問について コミュニティ・スクールについて	5
6月15日	教育長報告 安芸太田町立学校長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について 安芸太田町教育21・もみじプランについて 6月・7月行事予定について 管理職選考について 服務規律の厳正確保について	5
7月13日	教育長報告 7月・8月の行事予定について 安芸太田町科学アカデミーについて 協調学習の推進（評価）について 服務規律の厳正確保について 学校教員採用候補者選考試験志願状況について 町議会第7回臨時会に提案する議案について	5
8月2日	教育長報告 障害を理由とする差別の解消の推進に関する安芸太田町教育関係職員対応要領の策定について 幼稚園授業料の算定の誤りについて 芸北支所定期訪問のまとめについて	4

日 時	協議事項	出席 委員
8月22日	教育長報告 著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について 9月の行事予定について 協調学習の推進について 道徳科の学習評価について 町内交通安全研修会について 広島県公立学校教職員人事異動方針について 安芸太田町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について 9月定例議会での補正予算について	3
9月20日	教育長報告 安芸太田町立幼稚園授業料徴収条例施行規則の一部改正について 10月の行事予定について 「ひろしま教育の日」関連事業について 平成27年度広島県生徒指導上の諸問題の状況について 服務規律の厳正確保について 山県郡小学校陸上記録会について	5
10月17日	教育長報告 10・11月行事予定について(生涯学習課) 学力調査の結果について 新しい学びプロジェクト授業研究会について	4
11月17日	教育長報告 安芸太田町社会教育委員の委嘱について 安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について 安芸太田町立図書館協議会委員の任命について 安芸太田町文化財保護審議会委員の任命について 安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱について 11・12月行事予定について(生涯学習課) 新しい学びプロジェクト授業研究会について 教育長ミーティングについて 服務規律の厳正確保について	3
11月28日	教育長報告 12月定例議会での補正予算について 学校適正配置について	4
12月19日	教育長報告 1月の行事予定について(生涯学習課) キャリア教育文部科学大臣表彰について 「学びの変革」公開研究会について 道徳教育研究会について 通学区域弾力化について	4

日 時	協議事項	出席委員
1月17日	教育長報告 1・2月の行事予定について（生涯学習課） 平成28年度安芸太田町一般会計補正予算について 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価報告書について 広島県教育奨励費受賞について 教職員の服務規律の厳正確保について	4
2月13日	教育長報告 安芸太田町立学校設置条例の一部改正について 安芸太田町立戸河内中学校寄宿舎居住費徴収条例の一部改正について 安芸太田町行政財産使用料条例の一部改正について 3月の行事予定について（生涯学習課） 筒賀中学校・戸河内中学校の統合について 戸河内小学校の校舎新築等に係る状況について 平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算について 新しい学びプロジェクト平成28年度報告会について 平成28年度文部科学大臣優秀教職員表彰について 平成28年度卒業式及び平成29年度入学式について	5
3月16日	教育長報告 安芸太田町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正ほか統合に関する議案10件 3月の行事予定について（生涯学習課） 学校給食異物混入対応マニュアル策定について 安芸太田町立戸河内中学校・筒賀中学校統合準備委員会の結果について 平成29年3月卒業者進路先について 服務規律の厳正確保について	4

③ 学校訪問・研究公開訪問

平成28年6月15日 戸河内幼稚園・戸河内小学校・筒賀小学校

平成28年6月20日 筒賀中学校・戸河内中学校

平成28年6月27日 上殿小学校・加計小学校・加計中学校

(2) 教育委員会事務局運営事業（決算書P.106）

- ・ A L T（外国語指導助手）活用事業

① 事業の目的内容

児童・生徒の英語による実践的コミュニケーション能力の育成と国際理解を深め、英語能力の向上を目指す。

J E TプログラムによるA L T 2名体制を維持し、平成28年度は小学校では外国語活動、中学校では外国語科（英語）の指導をさらに充実させた。

全小中学校へ毎週（小学校週1回、中学校週2回）訪問し、指導を継続的に実施した。また、幼稚園は小学校訪問時に合わせて訪問しており、平成28年度から保育所への訪問を再開し、幼いころから英語に親しむ機会を設け、就学前教育の充実を図ることができた。

② 事業の成果と課題

A L Tの継続的雇用により、児童・生徒にコミュニケーション能力や国際感覚が高まるなどの成果が表れた。特に2名のA L Tがアイルランドとイギリス出身であり、折に触れ授業の中で自国の文化や生活について紹介することで、児童・生徒に他国の文化への興味を持たせることができた。

小学校における「外国語活動」の充実と、英語科におけるコミュニケーション力の育成が図られた。中学校においては、英語科の授業のほか、休憩時間や他の活動時にも声をかけ、生徒の意欲や力を伸ばすことができた。また、英語暗唱大会に出場する生徒のサポートを行い、平成28年度も芸北地区の英語暗唱大会では入賞し、町内の2つの学年が県大会に出場することができた。

A L T 2名は学校や児童生徒にも馴染み、更に意欲的に活動し、今後小学校に導入される英語科に向けて、低年齢期から英会話能力の向上を図ることに努めた。

しかし、29年8月には両名共に帰国する予定であり、新規に2名のA L Tを迎える予定であるが、現在のA L T 2人の取り組みを今後も継続して引き継いでいけるよう、新A L Tの新生活や業務のサポートが必要である。

③ 歳出決算額（A L T報酬・費用弁償等） 7,345,835円

(3) 奨学金貸付事業（決算書P.106）

① 事業の目的内容

高等学校、専門学校及び大学に進学を希望するが、経済的な理由から修学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける。

平成28年度の新規貸付者は、大学2人のみであった。

返還人数は、高校4人、大学・専門学校37人の計41人であった。

ア 収支の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

収入の部		支出の部	
費目	金額(円)	費目	金額(円)
返還金	6,025,700	貸付金	6,672,000
前年度繰越金	42,178,627	次年度へ繰越金	41,776,549
寄附金	190,000		
利子	54,222		
計	48,448,549	計	48,448,549

イ 貸付状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

区分	貸付者数(人)			貸付額(円)
	大・専	高	計	
28年度新規貸付	2	0	2	960,000
在学貸付中の者	11	2	13	5,712,000
計	13	2	15	6,672,000

ウ 奨学基金会計の状況

区 分	金 額 (円)
貸 付 金	51,212,750
現 金	41,776,549
計	92,989,299

② 事業の成果と課題

経済的な支援ができ、進学を望む者の希望がかなえられた。貸付希望については年度によって人数のバラツキがあるものの、現在は収支バランスが保たれている。

今後希望者が急増すれば基金の不足が予測されるが、貸付審査と決定時期が入学後（5～6月）であることの申請時期や、返還事務のシステム導入についても今後の検討課題である。

(4) 連携教育推進事業（決算書 P. 106）

① 事業の目的内容

小学校又は中学校間及び中学校区ごとの小小連携や小中連携といった児童・生徒・教職員を含めた学校間の交流、教育振興を目的とする。

② 事業の成果と課題

本町で進める連携教育の目的達成のためにキャンプ、社会見学、合宿といった合同教育への講師謝礼や児童生徒の移動等に予算を充て、より効率的な推進を図った。

小学校間連携では、戸河内・筒賀中校区で集合学習を実施し、協調学習の実践を積極的に行い、10月には協調学習の研究会を開催し、全国で協調学習を推進する学校と授業研究及び交流を深めることができた。

今後は加計高校とも行ってきた連携教育から、一歩進んだ中高一貫教育にシフトする予定であり、中1ギャップのみならず、高1ギャップの解消にも努める。

③ 歳出決算額 2,067,555 円

(5) 加計高校を育てる会事業（決算書 P. 106）

① 事業の目的

本町唯一の高等学校である、県立加計高等学校の特色ある学校教育推進と、県立高等学校再編整備基本計画における統廃合対象校である加計高等学校の存続を目指し、それに要する経費に対し補助金を交付する。

② 事業の成果と課題

学校全体の学力向上による進学率アップのための進路対策や、魅力ある学校づくりとして地元の資源を生かした菌類の探究や森林講座など引き続き行っている。平成28年度はそれに加え、地元の中学校と連携して授業の乗り入れや部活動の共同実施を試み、中高連携を深めた。

また、今年度の入試から中高一貫教育に伴い連携枠として地元生の確保や、町

外・県外からの生徒確保に努めた。

進路対策講座の一環として行っている「公営塾」は、平成 28 年度から会場を川・森・文化・交流センターに移し、土日及び学校の振替休日を利用しての開催となり、加計高生はもとより中学生へも門戸を広げ、参加がしやすくなった。

広報活動として、平成 28 年度新規事業で『安芸太田町企業版ふるさと納税』「広島県立加計高校支援プロジェクト」の一環で年度途中で追加補助を行い、高校 P R のための消耗品（Tシャツ等）購入により広報活動ができた。

#### 加計高校を育てる会への補助金内訳

事業名	金額（円）	内容
教育支援事業	2,115,022	進路対策講座、総合的な学習支援、部活支援ほか
総合支援事業	1,968,507	ライフル射撃部支援、通信衛星授業支援（DVD リース料等）ほか
居住支援事業	2,549,024	1 年生 8 名、2 年生 4 名、合計 12 名（うち県外は 3 名）
広報等活動事業	2,993,548	加計高校の広報活動用消耗品（生徒 P R 用 T シャツの買い替えなど）
合計	9,626,101	

公営塾講師賃金 2,312,462 円

#### (6) 学びの変革アクションプラン事業（決算書 P. 106）

##### ① 事業の目的内容

27 年度より広島県は、広島版「学びの変革」パイロット校事業をスタートさせ、重点施策として取り組んでいる。本町では加計中学校がパイロット校に戸河内中学校、加計小学校が実践指定校に指定されている。これから社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動として、自ら課題を見つけ、それをよりよく解決していく「課題発見・解決学習」を推進するものである。

##### ② 事業の成果と課題

本町では、これまで取り組んできた「協調学習」を核として取り組んでいる。本事業の推進により、指定校 3 校では協調学習の授業実践及び研究が進んできた。教職員の指導力向上も見られる。次年度は全県展開に向けて、指定校での成果を他の小・中学校へも普及することを主眼に取り組む必要がある。

##### ③ 歳出決算額 624,000 円（県委託金 624,000 円）

#### 3 小学校費・中学校費（決算書 P. 105～110）

##### (1) 小学校管理・運営事業、中学校管理・運営事業（決算書 P. 106・108）

##### ・ 保健衛生

##### ① 事業の目的内容

学校保健安全法に基づき、児童生徒等及び教職員の健康保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、毎年各学校で健康診断を実施する。

② 事業の成果と課題

ア 学校医等の委嘱（学校医 3 人、学校歯科医 4 人、学校薬剤師 1 人）

イ 健康診断等実施状況（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）

区 分	実 施 校	実 施 日	受診人数(人)
定期健康診断	尿（全員）	4/12～4/22	313
	ぎょう虫（幼のみ）	4/14	7
	心電図（小1・中1）	4/21	77
	眼科検診（全員）	5/23・5/30	321
	耳鼻科検診（全員）	6/2・9・16	321
	内科検診（全員）	各校6月中に実施	321
	歯科検診（全員）	2回実施（春・秋）	324
修学旅行前健診	小学校6年生	修学旅行前に実施	36
	中学校2年生		37
新庄駅伝前健診	加計中・筒賀中	駅伝前に参加者実施	50
就学前児童健康診断（内科・歯科）	4こども園・保育所 1幼稚園	10～11月実施	32

ウ 災害共済事務

災害共済給付制度は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づく国の公的制度で、学校の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、障害又は死亡に関して必要な給付を行うことにより、学校教育の円滑な実施に資することを目的としている。

町では、この独立行政法人「日本スポーツ振興センター」に児童・生徒等全員が加入している。

日本スポーツ振興センターに係る被害取扱状況（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度	
	延べ給付数(件)	給付額(円)	延べ給付数(件)	給付額(円)
幼稚園	0	0	0	0
小学校	24	72,387	22	42,038
中学校	29	79,010	27	54,031

小学校では休憩時間中の捻挫・挫傷・打撲が多いが 2 件の減、中学校では部活動中の骨折捻挫・挫傷・打撲が多いが、2 件減少した。

その他、各学校行事中の怪我也数件発生しており、引き続き学校での指導について注意を喚起したい。

- 施設管理

- ① 事業の目的内容

児童生徒が安心・安全な教育活動を行うために、施設の保守・整備・修繕を行う。

- ア 管理、点検等業務委託

小学校 714,797 円

自家用電気工作物保安管理業務・消防設備点検・樹木剪定委託等

中学校 2,236,567 円

自家用電気工作物保安管理業務・消防設備点検・樹木剪定委託等  
加計中エレベーター・空調設備メンテナンス委託 等

- イ 施設の修繕状況（学校管理費）

- <修繕関係>

小学校 3,702,475 円

教育備品・学校設備・スクールバス車検等修繕

上殿小校舎修繕 2 件

中学校 365,967 円

教育備品・学校設備等修繕

- スクールバス運行（使用料及び賃借料）

小学校は、平成 28 年 4 月 1 日に修道・津浪・加計・殿賀小学校が合併し、新たにスクールバスが 2 路線加わり（小・中学生混乗）6 路線となった。中学校については、昨年度 3 学期からの戸河内中生徒が筒賀へのスクールバス及びタクシー通学便と、加計中スクールバスを合わせて 7 路線となった。

- 小学校費

学校名	運行地域	金額（円）	備考
加計小・加計中	猪山	5,783,332	小・中学生が一 緒に登校
	修道・安野	8,854,202	
	坪野・津浪	7,225,218	
	殿賀	6,436,314	
戸河内小	松原・小板	6,087,074	
	寺領	4,655,178	
合計		39,041,318	

（統合に伴う通学経費の国・県補助金 国庫補助 4,615,000 円・県費補助 923,000 円）

- 中学校費

学校名	運行地域	金額（円）	備考
加計中	猪山	780,840	下校及び週末部 活便
	修道・安野	2,209,461	
	坪野・津浪	1,661,180	
	殿賀	1,378,720	

学校名	運行地域	金額（円）	備考
戸河内中	寺領・下本郷・土居・上殿	8,006,552	松原・小板便は、 スクールタクシー
	田吹・遊谷・上本郷	7,726,817	
	松原・小板	4,255,760	
合計		26,019,330	

(2) 小学校施設整備事業・中学校施設整備事業（決算書 P.108・110）

文部科学省所管学校施設環境改善交付金事業を受け、昨年度より着手している筒賀小学校校舎改修工事は8月末、筒賀中学校校舎改修工事5月末をもって工事を完了した。

学校教育施設の耐震化については、戸河内小学校校舎及び体育館を残すだけとなっていたが、28年3月より着工していた戸河内小学校解体除却工事が6月末に完了し、7月より校舎建築に着手し平成29年2月末に完成した。

戸河内小学校校舎は、内黒山より切り出しをした木材を製材加工し、構造材として使用した。木の香り漂う校舎が建てられ、平成29年3月1日より運用開始した。

また、体育館も耐震性が低かったことから梁の補強を行って耐震性を確保し、室内外ともにリニューアルをした。また、遊具や屋外倉庫等の外構工事は2月に着工したが、年度内に完了しないため、平成29年度に繰越した。

戸河内小学校新校舎完成に伴い、1年間使用した仮設校舎の解体除却工事を行い、その他新校舎に必要な備品の購入や、インターネット環境を整備、また引越しについて専門の業者へ委託して行った。

このたびの整備により、安芸太田町の耐震化率は90.0%となり、前年度より15.0ポイント増加している。

ア 小学校施設整備の内訳

繰越明許分 委託費

単位：円

事業内容	28年度執行額	備考
安芸太田町立筒賀小学校改修工事監理業務委託	4,644,000	契約繰越分
戸河内小学校PC設置作業（旧校舎⇒仮設校舎）	1,641,600	
安芸太田町立戸河内小学校校舎光ケーブル整備業務委託（仮設校舎）	810,000	
安芸太田町立加計小学校体育館樋整備業務委託	163,080	
戸河内小学校備品移設（旧校舎⇒倉庫）	291,600	
安芸太田町立戸河内小学校周辺測量調査業務委託	464,400	
安芸太田町立戸河内小学校建設工事監理業務委託	12,273,120	

安芸太田町立戸河内小学校体育館耐震改修工事監理業務委託	4,471,200	
安芸太田町立戸河内小学校複合機移設業務委託（仮設校舎⇒新校舎）	32,400	
安芸太田町立戸河内小学校P C設置業務委託	1,144,800	
安芸太田町立筒賀中学校他ピアノ移設業務委託	159,840	
安芸太田町立戸河内小学校校舎物品運搬業務委託	1,944,000	
安芸太田町立戸河内小学校光ケーブル整備業務委託	1,065,960	
安芸太田町立戸河内小学校グラウンド整備業務委託（仮設校舎）	291,600	
合 計	29,587,680	

繰越明許分 工事請負費

単位：円

事業内容	28年度執行額	備 考
安芸太田町立加計小学校建設工事（Ⅱ期工事）	18,206,000	契約繰越分
安芸太田町立加計小学校体育館照明整備工事	118,800	
安芸太田町立加計小学校施設整備工事	237,600	
安芸太田町立筒賀小学校校舎改修工事【繰越】	68,579,000	契約繰越分
安芸太田町立筒賀小学校校舎改修工事に係る付帯工事	10,584,000	
安芸太田町立筒賀小学校理科室照明整備工事	594,000	
安芸太田町立筒賀小学校体育館換気設備工事	899,640	
安芸太田町立筒賀小学校外部屋根整備工事	663,120	
安芸太田町立戸河内小学校仮設校舎遊具設置工事	999,000	
安芸太田町立戸河内小学校仮設校舎建設工事【繰越】	12,710,000	契約繰越分
安芸太田町立戸河内小学校仮設校舎周辺整備工事	918,000	
安芸太田町立戸河内小学校仮設校舎スロープ整備工事	302,400	
安芸太田町立戸河内小学校校舎解体除却工事	29,192,000	契約繰越分
安芸太田町立戸河内小学校校舎解体除却工事に係る付帯工事	3,240,000	
安芸太田町立戸河内小学校建設工事	915,840,000	
安芸太田町立戸河内小学校体育館耐震改修工事	91,536,480	
安芸太田町立戸河内小学校グラウンド整備工事	4,158,000	
安芸太田町立戸河内小学校付帯工事	1,944,000	
安芸太田町立戸河内小学校整備に係る外部給水整備工事	183,600	
合 計	1,160,905,640	

繰越明許分 備品購入費

単位：円

事業内容	28年度執行額	備考
安芸太田町立戸河内小学校移動式室内遊具購入	2,052,000	
会議用ワイヤレス購入	74,304	
合計	2,126,304	

現年分 工事請負費

単位：円

事業内容	28年度執行額	備考
安芸太田町立戸河内小学校建設工事（2期工事）	18,057,000	27,087,000 円 翌年度へ繰越
合計	18,057,000	

現年分 備品購入費

単位：円

事業内容	28年度執行額	備考
安芸太田町立戸河内小学校新築校舎備品購入【1F-①】	3,948,804	
安芸太田町立戸河内小学校新築校舎備品購入【1F-②】	3,121,934	
安芸太田町立戸河内小学校新築校舎備品購入【1F-③】	159,300	
安芸太田町立戸河内小学校新築校舎備品購入【2F】	5,543,244	
安芸太田町立戸河内小学校新築校舎備品購入【カーテン】	1,256,444	
安芸太田町立戸河内小学校新築校舎配膳室・職員室用備品購入	432,000	
安芸太田町立戸河内小学校体育器具備品購入	354,999	
安芸太田町立戸河内小学校体育器具備品購入②	162,086	
安芸太田町立戸河内小学校体育器具備品購入	48,168	
合計	15,026,979	

イ 中学校施設整備の内訳

繰越明許分 委託費

単位：円

事業内容	28年度執行額	備考
安芸太田町立筒賀中学校校舎改修工事監理業務委託	3,672,000	契約繰越分
安芸太田町立加計中学校樋整備業務委託	264,600	
安芸太田町立加計中学校倉庫整備業務	777,600	
安芸太田町立戸河内中学校安全施設整備業務委託	896,400	
合計	5,610,600	

繰越明許分 工事請負費

単位：円

事業内容	28年度執行額	備考
安芸太田町立筒賀中学校校舎改修工事	33,667,320	契約繰越分
安芸太田町立筒賀中学校校舎改修工事に係る付帯工事	6,491,880	
安芸太田町立筒賀中学校敷地整備工事	518,400	
安芸太田町立筒賀中学校施設整備工事	430,920	
安芸太田町立筒賀中学校体育館建具整備工事	611,280	
安芸太田町立筒賀中学校照明整備工事	532,440	
安芸太田町立筒賀中学校駐車場拡幅工事	810,000	
安芸太田町立筒賀中学校体育館防球ネット整備工事	954,720	
安芸太田町立加計中学校フェンス整備工事	907,200	
安芸太田町立加計中学校弱電施設整備工事	302,400	
安芸太田町立加計中学校舗装工事	984,960	
合計	46,211,520	

(3) 小学校教育振興事業・中学校教育振興事業 (決算書 P. 108・110)

・ 遠距離通学費補助

(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

区分	学校名	対象者数(人)	補助額(円)
中学校	加計中学校	2	128,920
	筒賀中学校	1	8,400
合計(a)		2	137,320

※自転車通学者も含む

・ 特色ある学校づくり推進事業補助金

① 事業の目的内容

各学校が独自性のある学校づくり推進事業の展開が実施できるように活動費補助を行い、もみじプラン 21 を基本とした特色のある活動を推進した。

【小学校】

(単位：円)

学校名	金額	事業テーマ
加計小学校	545,150	自己有用感が高まる加計小教育の創造 (マーチング指導講師招聘、バンドフェス参加、 楽器購入等、協調学習に係る推進担当教諭旅費)
筒賀小学校	123,000	「郷土」を大切に、「知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性」と「社会性」を身につけた児童の育成 (平和学習・物づくり・合唱指導講師招聘、緑化活動)
上殿小学校	130,200	魅力ある上殿小学校づくり(表現力の向上、心豊かな児童の育成)(和紙・もち米づくり講師招聘、やまゆり活動)

学 校 名	金 額	事業テーマ
戸河内小学校	185,000	自信と安心を育み、意欲を持った子どもを育てる教育活動の創造（羊毛の糸紡ぎ、ライフ体験、スキー等講師謝礼、校外学習貸切バス代等）
合 計(b)	983,350	

【中学校】

(単位：円)

学 校 名	金 額	事業テーマ
加計中学校	208,000	広い視野を持ち、地域に貢献し、主体的に生きる生徒の育成 (キャリア教育・歌唱指導・和楽器体験講師招聘)
筒賀中学校	197,200	自立した生徒を育てる (キャリア教育・歌唱指導・文化祭作品指導講師招聘)
戸河内中学校	294,143	自ら伸びる (キャリア教育・文化祭学校発表指導講師招聘) 協調学習に係る推進担当教諭旅費
合 計(c)	699,343	

② 事業の成果と課題

特色ある学校づくり補助金による外部講師の招聘や地域の方の協力により、各学校とも学校長の経営方針に基づいた特色ある学校経営及び教育研究推進に大いに成果があがるとともに、新しい学びプロジェクト事業（市町と東京大学による協調学習研究連携）に町内小中学校の推進教職員が参加をし、協調学習を主にした授業力向上に努めることができた。

・ その他負担金及び補助金

町内全小中学校は、合同修学旅行をそれぞれ実施し、学校間の児童生徒の交流を深めることができ、団体行動による社会性の育成と同世代同士のコミュニケーション育成につながった。

名 称		金 額 (単位：円)	備 考
小 学 校	小学校修学旅行補助金（関西方面）	451,932	@12,000×36人 他
小学校計(d)		451,932	
中 学 校	中学校修学旅行補助金（関西方面）	707,495	@18,000×37人 他
中学校計(e)		707,495	
小学校費補助金合計(b)+(d)		1,435,282	
中学校費補助金合計(a)+(c)+(e)		1,544,158	

(4) 小学校就学援助事業・中学校就学援助事業（決算書P.108・110）

① 事業の目的内容

経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、国の制度に則り、学用品や給食費など必要な援助を行った。

② 事業の成果

援助が必要な児童生徒に対して、経済的負担を軽減することができた。

③ 歳出決算額

ア 準要保護児童生徒就学援助費に係る支給状況（平成28年4月～平成29年3月）

区分	対象者数			支給額(円)			備考
	小	中	計	小学校	中学校	計	
学用品費等	49	25	74	604,802	581,405	1,186,207	
修学旅行費	11	8	19	143,220	240,528	383,748	
校外活動費	0	2	2	0	7,900	7,900	
新入学学用品費	7	9	16	143,290	211,950	355,240	
給食費	50	26	76	2,251,062	1,440,018	3,691,080	
医療費	12	4	16	17,830	3,500	21,330	
P T A 会費	30	22	52	79,700	79,800	159,500	
計(a)				3,239,904	2,565,101	5,805,005	

イ 特別支援就学奨励費補助金に係る支給状況（平成28年4月～平成29年3月）

区分	対象者数			支給額(円)			備考
	小	中	計	小学校	中学校	計	
学用品費等	3	0	3	40,950	0	40,950	
校外活動費等	0	2	2	0	0	0	国庫補助額
新入学学用品費	0	0	0	0	0	0	小学校
給食費	3	2	5	144,990	0	144,990	44,000円
計(b)				185,940	0	185,940	
扶助費合計(a)+(b)				3,425,844	2,565,101	5,990,945	

(5) 「山・海・島」体験活動推進事業“ひろしま全県展開プロジェクト”（決算書P.108）

① 事業の目的内容

日常とは異なる環境での生活を体験し、児童の自立心や主体性などを育てるとともに体験先の地域の方々や学校との交流を通して、コミュニケーション能力など人間関係を形成する力を育てることにより、児童の豊かな心を育成すること目的とする。

推進校として町内4小学校すべてが県の指定を受け、加計小は単独で、他の3校は合同で3泊4日の宿泊体験を実施した。

加計小は、ファンファーレバンドの練習を中心にしながら仲間と協力する体験、比治山大学の学生たちと交流する体験、自然に親しむ体験を共有することで参加児童が共通の関心・課題を持ち、仲間意識と共に自己有用感を高めることを目指して実施した。

合同3校は国立江田島青少年交流の家で、海辺の生物観察やカッター研修などを行い、家を離れて集団生活をするを通して「規範意識と協調性」をさらに高めることを目指して実施した。

② 事業の成果と課題

ア 成果

体験活動に関わる児童アンケートの結果、「自己有用感」「他者理解」について向上が見られた。

また、自分たちでやりきることにより「自立心」「主体性」が、そして集団生活により「仲間との連帯感」「コミュニケーション能力」や「社会性」が向上した。これらは、多くの児童にとって4日間の集団活動を通して、互いに自分の考えや思いを伝え、交流することや暑い中でも自らを律し集団として高まること、そして感謝や思いやりの気持ちの大切さを体感できた結果の表れだと考えられる。

イ 課題

体験活動で体験し学習したことを、日常生活で継続・発展させ活かしていけるような工夫・手立てを継続していくことが必要である。

平成26年度から町内全ての学校が3泊4日で実施している。今後は経費の問題、宿泊場所の問題など、長期的な見通しを持って取り組みを進めていきたい。

③ 歳出決算額 644,990 円（県委託金 216,000 円）

(6) 道徳教育改善充実総合対策事業（決算書 P.110）

① 事業の目的内容

県教育委員会が、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を受託し、本事業を実施する。小・中学校段階・各学年段階において、より効果的な指導が行われるよう、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、異校種や同校種間等との連携による創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行うことを目的としている。平成28年度は、筒賀小・中学校区が「小・中学校推進地域」として指定された。

② 事業の成果と課題

ア 成果

小・中学校で共同研究を行い、道徳の教科化を視野に、地域を生かした体験活動と道徳の時間を関連させた道徳教育について、実践的な研究を行った。1月には、公開研究会を行い、町・郡内を中心に研究の一端を発表し、普及することができた。

イ 課題

筒賀中学校は平成29年度安芸太田中学校となったため、2年目の指定を受けることはしなかった。筒賀小・中で研究したことを継続、進化させ、町内の道徳教育の充実を図ることにつなげていく。

③ 歳出決算額 366,000 円（県委託金 366,000 円）

#### 4 幼稚園費

##### (1) 幼稚園管理事業（決算書 P.110）

###### ① 事業の目的内容

幼稚園教育は、幼稚園指導要領に沿って適切な教育課程を計画し実施してきた。

###### ② 事業の成果と課題

幼稚園が一園となったことに伴う町内保育所との連携強化による、年齢別交流実施による幼児教育の充実に向けた取り組みを行った。

豊かな創造力や、小学校入学時における学校生活がスムーズに行える力をつけることができた。

なお平成 28 年度は戸河内小学校校舎改築・体育館耐震改修工事のため、園児の通園や園生活の安全、防音等を考慮すると共に、併任である戸河内小校長・園長の管理指導のため、戸河内小学校仮設校舎内に戸河内幼稚園を組み入れて運用し、2月28日から園生活を元の幼稚園舎に戻した。

##### ア 利用状況

園別園児数及び教職員数（平成 28 年 5 月 1 日現在、単位：人）

区 分	戸河内
赤組(3歳児)	3
黄組(4歳児)	1
青組(5歳児)	3
園児数計	7
前年度園児数	7
前年度比較	0
園 長	1
教 諭	2 (1)
職員数計	3

※ 園長は、小学校長が兼務 ( ) はうち臨時教諭

###### ③ 歳入歳出決算額

平成 23 年度から、若者定住施策の一環と少子化対策に資するための政策として、町内未就学児の保育料及び幼稚園授業料の減免政策により、満 18 歳未満の子を扶養する世帯の第 2 子は半額、第 3 子以降は無料としていた。

平成 25 年度から第 2 子以降無料となり、幼稚園授業料徴収は以下ようになった。

##### 歳入

区 分	金 額 (円)	備 考
幼稚園授業料	92,000 円	第 1 子 4 人、第 2 子 3 人

歳出（負担金及び補助金）

区 分	金額（円）	備考
研修会負担金	2,000	
広島県国公立幼稚園連盟会費	8,550	
幼稚園就園奨励費補助事業（広島市私立幼稚園通園分）	240,000	国庫補助 73,000円
合 計	250,550	

・幼稚園授業料違算について

平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」に伴う、幼稚園授業料算定事務に疎漏が生じたことにより、該当保護者に対し平成 27 年度分幼稚園授業料の過払い分の返還と追徴事務を行った。

区 分	金額（円）	備考
平成 27 年度追加徴収分	25,200	3,600円×7ヶ月
平成 27 年度過払分返還金	68,400	3,600円×12ヶ月 3,600円×7ヶ月

5 保健体育費

(1) 加計共同調理場運営事業・筒賀共同調理場運営事業（決算書 P.116）

① 事業の目的内容

戸河内小学校解体による戸河内学校給食共同調理場の休場により、加計学校給食共同調理場と筒賀学校給食共同調理場の2カ所の調理場から、安心・安全な完全給食を提供している。

加計小学校と戸河内小学校、加計中学校が加計共同調理場から、筒賀小学校、上殿小学校、戸河内、筒賀中学校が筒賀共同調理場からの配送となっている。加計小学校は修道、津浪、殿賀の小学校と統合された。戸河内幼稚園・戸河内小学校が校舎を解体し、仮校舎から本校舎へと変わる間は、加計調理場から配達をしており、引き続き配送する。戸河内中学校が筒賀中学校と共に校舎を使用することとなり、両校の給食は筒賀調理場からの配達となっている。

大学やメーカーとの産官学連携献立の実施に取り組み、地域食材や町への関心を持つ機会を設けるとともに、地産地消につなげている。

加計学校給食共同調理場

職 員	場長 1人、栄養士 1人、調理員 正職2人、臨時5人（1人2時間勤務）、運転手（臨時）4人 計13人		
学 校 給 食（職員数は臨時・非常勤含む）			
幼稚園	児童数	職員数	合 計
戸河内	5	2	7
小学校	児童数	職員数	合 計
戸河内	34	8	42
加 計	112	16	128
中学校	生徒数	職員数	合 計
加 計	57	16	73
保育所・認定こども園（職員数は臨時・非常勤含む）			
保育所	3歳児未満	3歳児以上	職員数
修 道	6	10	8
認定こども園	3歳児未満	3歳児以上	職員数
あさひ	17	33	16

筒賀学校給食共同調理場

職 員	場長（兼任）1人、栄養士 1人（兼任筒賀小学校栄養教諭） 調理員 正職4人、運転手（臨時）2人 計8人		
学 校 給 食（職員は臨時・非常勤含む）			
小学校	児童数	職員数	合 計
筒 賀	31	10	41
上 殿	20	8	28
中学校	生徒数	職員数	合 計
筒 賀	10	10	20
戸河内	49	14	63

※ 平成22年度より筒賀小学校に栄養教諭が配置され、筒賀学校給食共同調理場栄養士兼務となった。

② 事業の成果と課題

給食ソフトウェアの導入により、将来的に栄養教諭、栄養士間での献立の共有等が可能とするために、段階的にこれまでのシステムから切り替えを行っているところである。筒賀小学校の改築に伴い、調理場の外に簡易的ではあるが泥付き野菜専用の洗い場を付けたことにより、衛生的に下処理が行えるようになった。給食費については単価の見直しを行い、以前より献立が充実したものになっているが、野菜の高騰、地産地消、アレルギー食の対応等、食材の費用については継

続して見直していくべきと思われる。給食費の徴収については、現年度分、過年度分ともに計画的に、引き続き徴収の強化を行っていく。

学校給食費徴収状況 (円)

	年度	調定額	収入額	収入未済額	未納数(件)
現年度分	28年度	26,723,644	26,666,869	56,775	23
過年度分	21年度	50,080	0	50,080	11
	26年度	18,914	18,914	0	0
	27年度	368,881	359,081	9,800	2
	計	437,875	377,995	59,880	13
合計		27,161,519	27,044,864	116,655	36

収納率 現年度分 99.78% (対前年比 1.1%増)

過年度分 86.3% (対前年比 18.7%増)

## 6 学校適正配置について

「安芸太田町学校適正配置基本方針」における学校統合については、合併協議において懸案とされたものの、統合協議は難航し先送りされていた。その中、平成27年度には、西部地区における統合対象校区の一部の保護者と地域住民の方が原告団を結成され、広島地方裁判所に安芸太田町を被告とする差し止め請求の訴訟を提訴される事態へととなった。

平成28年度においては、戸河内中学校理科室の天井剥落事故により、筒賀中学校の校舎で戸河内中学校生徒と筒賀小学校生徒が学習を行う中、多数の保護者から統合が進まない現状に対してPTAによるアンケート調査の実施結果や要望などを受けた。そのため、両中学校の統合についてこれ以上の時間を費やすことができないと判断し、統合準備を推し進めた。

両校の統合については、保護者や地域代表者、学校関係者の協力と議会の理解を得て、時間が限られた状況で統合に係る準備委員会を開催し、平成29年4月1日の新設統合校「安芸太田中学校」の開設に至ったものである。

## (1) 戸河内中学校・筒賀中学校統合準備委員会等の開催状況

平成 29 年 1 月～平成 29 年 3 月

日 時	準備委員会・部会等	人数	備 考
1 月 25 日	第 1 回統合準備委員会	21	要綱・役員選出・今後の部会活動等について
1 月 25 日	第 1 回校名・校章・校旗部会	12	校名・校章・校旗・記念誌・記念事業等について
1 月 25 日	第 1 回校歌部会	5	校歌制作（作詞者、作曲者依頼）について
1 月 25 日	第 1 回制服・P T A 部会	10	制服・体操服・屋内シューズの選定について
1 月 26 日	第 1 回学校教育部会	4	教育推進基本構想・学校運営等について
2 月 1 日	第 2 回学校教育部会	10	教育推進基本構想・年間活動計画・教員説明について
2 月 2 日	第 3 回学校教育部会	10	教育推進基本構想・年間活動計画等について
2 月 6 日	第 4 回学校教育部会	10	業務内容整理・教育課程・生徒指導規定等について
2 月 9 日	第 2 回校歌部会	6	校歌（作詞）の決定について
2 月 9 日	第 2 回制服・P T A 部会	10	新 P T A 規約・制服リボン・ネクタイの選考方法について
2 月 13 日	第 5 回学校教育部会	6	教育推進基本構想・年間活動計画・入学準備等について
2 月 14 日	第 6 回学校教育部会	10	教育推進基本構想・年度当初行事・入学説明等について
2 月 16 日	第 3 回制服・P T A 部会	10	新 P T A 規約・リボン・ネクタイの投票結果確認について
3 月 1 日	第 7 回学校教育部会	4	生徒情報整理・重要行事・分掌整理・入学式等について
3 月 2 日	第 2 回校名・校章・校旗部会	13	校章・校旗・閉校式・開校式について
3 月 2 日	第 4 回制服・P T A 部会	9	新 P T A 規約・通学手段確認・閉校式交流会等について
3 月 3 日	第 8 回学校教育部会	6	生徒会指導・体育祭への取り組み等について
3 月 15 日	第 9 回学校教育部会	6	生徒情報確認・教育活動の確認・開校式・入学式について
3 月 15 日	第 2 回統合準備委員会	20	各部会報告・覚書確認・閉校式・開校式等について

(2) 行政訴訟 平成 27 年（行ウ）第 32 号 小・中学校廃止処分差し止め請求事件  
平成 27 年 10 月～平成 29 年 1 月

日 時	広島地方裁判所	備 考
10 月 9 日	原告団による提訴	広島地方裁判所に原告団 13 名による提訴
10 月 20 日	呼出状・催告状通知	広島地方裁判所から町に呼出状・催告状の通知
12 月 1 日	第 1 回口頭弁論	原告からの訴状・被告からの答弁を確認
1 月 26 日	第 2 回口頭弁論	準備書面（1）の提出原告代表の口答表明
4 月 12 日	第 3 回口頭弁論	準備書面（2）原告の請求趣旨(期日)変更
5 月 31 日	第 4 回口頭弁論	準備書面（3）の提出
7 月 12 日	第 5 回口頭弁論	原告から新たな追加書面提示の意思表示
9 月 27 日	第 6 回口頭弁論・結審	原告から証拠説明書の追加提出
1 月 17 日	判決の言い渡し	1 訴えのいずれも却下する。 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

(3) 戸河内中学校・筒賀中学校統合に係る準備経費  
中学校管理事業のうち統合に係る準備経費（決算書 P. 108）

支出項目	費目	金額
安芸太田中校歌作曲謝礼	報償費	50,000
安芸太田中校歌作詞謝礼		200,000
安芸太田中校章デザイン賞品		50,000
安芸太田中校印	需用費	69,660
安芸太田中校旗（略旗）		89,100
統合に係る制服		1,445,910
統合に係る体操服		765,600
統合に係る部活ユニフォーム		543,330
閉校式関係		117,048
安芸太田中校名看板制作	委託料	156,600
合計		3,487,248

○ 教育委員会 生涯学習課

1 社会教育費

(1) 社会教育総務管理事業（決算書 P. 112）

① 事業の目的内容

社会教育の推進を図るため、各種団体への負担金・補助金の支払を行う。

社会教育関係負担金

名 称	金額（円）	備 考
広島県社会教育委員連絡協議会会費	25,000	
けんみん文化祭ひろしま'16 開催負担金	99,856	
広島県公民館連合会負担金	76,900	
筒賀東区分館テレビ共同受信施設組合会費	2,400	
広島県公民館大会参加負担金	2,000	
合 計	206,156	

社会教育関係補助金

名 称	金額（円）	備 考
安芸太田町女性連合会事業補助金	1,300,000	
安芸太田町子ども会連合会事業補助金	256,000	
安芸太田町 P T A 連合会事業補助金	431,000	
青少年育成安芸太田町民会議事業補助金	728,000	
安芸太田町文化団体連合会事業補助金	384,000	
合 計	3,099,000	

② 事業の成果と課題

各種団体への活動を支援することで、団体の活発な事業展開が図られた。

③ 歳出決算額 12,709,424 円

・ 町村史管理事業（決算書 P. 112）

① 事業の目的内容

町村史の郵送等による販売を行っている。

② 事業の成果と課題

販売に関して、一括購入者への割引制度の導入等の販売促進を行っている。平成 24 年度から町ホームページ・バナーで広告宣伝を実施したところ、一時的に販売冊数が増加したが、近年はバナー宣伝をしていないこともあり、販売冊数も低下している。今後は町ホームページのほか、SNS 等を利用するといった新たな販売促進を図る。

町村史販売等の状況

加計町史

発行部数 (冊)	27 年度末 在庫数 (冊)	28 年度出庫状況 (冊)			28 年度末 在庫数 (冊)
		販売	寄贈	交換	
6,600	2,953	3	0	0	2,950

筒賀村史

発行部数 (冊)	27年度末在 庫数(冊)	28年度出庫状況(冊)		28年度末 在庫数(冊)
		販売	寄贈	
3,600	1,094	0	0	1,094

戸河内町史

発行部数 (冊)	27年度末 在庫数(冊)	28年度出庫状況(冊)		28年度末 在庫数(冊)
		販売	寄贈	
4,500	1,362	5	0	1,357

(2) 社会教育施設管理事業 (決算書 P. 112)

① 事業の目的内容

社会教育施設の運営維持のため保守・整備・修繕を行う。

施設名	金額(円)	備考
戸河内ふれあいセンター	14,784,849	賃金・需用費・通信運搬費・委託料 他
筒賀公民館	495,176	光熱水費・通信運搬費 他
筒賀公民館東区分館	176,764	消耗品・電話料・施設管理委託料 他
温井文化センター	230,398	施設管理・浄化槽管理委託 他
戸河内分室	2,224	コピー機保守管理委託料(1ヶ月分)
香南文化センター	6,830,115	指定管理・建物共済・屋根修繕工事等

② 事業の成果と課題

施設の管理について、各施設とも老朽化による修繕の増加が今後とも予想される。また、指定管理制度導入についても検討する。

③ 歳出決算額 22,559,957 円

(3) 文化財保護管理事業 (決算書 P. 112)

① 事業の目的内容

指定文化財を含め貴重な財産である文化財の保存維持を図る。

② 事業の成果と課題

ア 「広島県名勝吉水園保存整備事業」補助金 4,924,500 円

吉水亭の茅葺屋根部分の老朽化が著しく、特に近年は、屋根の一部が落下するなど、最近では想定できないものが起因となり損傷が激しくなっていた。

全面茅葺屋根の維持補修は、傷みが激しくならない状況での実施が最も効果的であり、時期を失すれば、以前のように他部材の腐食等も進むなど文化財の保護保存上、時期を逃すことのできないものであり全面的な改修を実施した。また、防災設備も同じく経年劣化により感知器の性能が低下していることから、文化財の保護・保存上、感知器の交換も行なった。

イ 「広島県天然記念物 筒賀のイチョウ再生事業」補助金 525,000 円

筒賀のイチョウについて、樹木医から「踏圧と肥料不足による衰弱」という診断結果が出された(H27.1.12提出)。

その概要は、「枯れ枝や幹の腐朽が進んでおり、葉が小さくなっている。早急に周辺の土壌改良、周辺の環境改善と施肥が必要」というものであった。また、このまま放置すれば、主幹を維持することができず、外周の枝や小さい枝は残っても、主幹は折れ、折れによって樹形を大きく損なう可能性もあり、場合によっては全体が枯れることもあるとも診断されたため、早急に土壌改良を含め樹勢の衰退による倒壊を未然に防ぐため、天然記念物再生事業とし実施した。

③ 歳出決算額 5,962,905 円

(4) 生涯学習推進事業（決算書 P.112）

・ 地域生涯学習センター（小学校廃校地域対象）

① 事業の目的内容

廃校となった小学校区を対象に地域生涯学習センターを開設した。

各地域の団体と連携し、講座や教室、スポーツ大会の開催、地域情報の提供等を実施し地域の活性化を促す。

② 事業の課題と課題

講座や教室、スポーツ大会の開催等で地域の活性化が図られた。

センター名	金額（円）	備考
松原地域生涯学習センター	66,329	報償費及び消耗品
二郷地域生涯学習センター	255,600	〃
合計	321,929	

・ 子ども会活動

① 事業の目的内容

連合会の事務局を教育委員会内に置き、町子ども会連合会としての主催活動を展開し、情報の交換・共有を図る。

② 事業の成果と課題

様々な事業を行う中で地域の子ども会活動を支援し、子どもたちに楽しむ場を提供できた。

子どもの減少により、子ども会を組織できなくなる地域が増えているが、町子ども会連合会を受け皿にして、町子ども会連合会の主催活動には全ての子どもが参加できる体制をとっている。

ア 安芸太田町子ども会連合会活動の促進・支援

総会 年1回開催（5月11日）

役員会 年6回開催

イ 山村交流会

趣旨 海沿いに面する地域に住む町外の子どもたち（山口県熊毛郡上関町）との交流を図るとともに、お互いの子ども会活動の情報を交換しあう中で、更なる活動の活性化を進める。

主催 安芸太田町子ども会連合会  
上関町子ども会育成連絡協議会（山口県熊毛郡上関町）  
日時 平成 29 年 2 月 5 日（日）  
場所 安芸太田町猪山集会所周辺

ウ 親子クリーンハイキング

趣旨 親子でハイキングをすることにより親子の絆を深めるとともに、ハイキングの際、ゴミを拾うなど美化活動を行なうことにより環境保全の意識、ボランティア精神の向上を高める。

主催 安芸太田町子ども会連合会  
日時 平成 28 年 7 月 16 日（土）  
場所 筒賀小学校～龍頭峡  
参加 約 60 人

エ SOUND FESTAあきおおた（第6回）

趣旨 安芸太田町内で活動している子ども主体の団体が集い、日ごろの活動成果を発揮し合う場をつくる。  
地域の方々に見ていただくことで、更なる地域活性化を目指す。  
子どもから大人まで、世代を超えた交流の場を目指す。

主催 安芸太田町子ども会連合会  
日時 平成 28 年 11 月 26 日（土）  
場所 戸河内ふれあいセンター  
参加 延べ約 150 人（5 団体）

・ P T A活動

① 事業の目的内容

安芸太田町 P T A 連合会（以下町 P 連とする）の事務局を教育委員会内に置き、町 P 連としての主催活動を促進し情報交換・共有を図るとともに、各学校単位 P T A（以下「単 P」とする。）の活動を支援する。

② 事業の成果と課題

単 P の支援及び町 P 連会議を行うことにより、単 P 間の情報の共有ができ P T A 全体としての意向の方向付けができた。

ア 安芸太田町 P T A 連合会活動の促進・支援

総会 年 1 回開催（4 月 26 日）

会長会議 年 2 回開催

県 P T A 全小・中学校 P T A 会長研修会参加

日本 P T A 全国研究大会参加

県 P T A 研究大会参加

日本 P T A 中国ブロック研究大会参加

全小・中学校母親代表研修会

・ 青少年育成町民会議活動

① 事業の目的内容

町民会議の事務局を教育委員会内に置き、町民会議として主催活動を促進するとともに、情報交換・共有を図る。

② 事業の成果と課題

各種事業を行うことにより関係団体間の連携・情報交換ができ、地域全体で青少年を育てて行くという大きなつながりができた。

ア 青少年育成安芸太田町民会議活動の促進・支援

総会 年1回開催（6月30日）

常任理事会 年3回開催

イ 立志式の開催

趣旨 成長過程にある安芸太田町内中学校2年生を激励するとともに、生徒自らが自立心をもって生きることを促し、心豊かでたくましく生きる生徒の育成を図る。

日時 平成29年1月28日（土）

場所 川・森・文化・交流センター やまびこホール

講師 株式会社TDS 佐々木 智章さん

対象者 町内中学2年生37人

ウ 第11回あきおたゲームハイキングの開催

趣旨 町内の自然・文化・歴史を訪ね、地域の方から話を聴き、地域を知るとともに、郷土に誇りを持ち郷土を愛する心を育む。  
また、多くの仲間との交流を通じて、協力することの大切さを学ぶとともに、友情の和を広げ世代の枠を超えた交流の中で、お互いを理解しあう。

主催 青少年育成安芸太田町民会議

日時 平成29年3月27日（月）

場所 筒賀地域、つつがライフル射撃場

参加 47人

エ 県民会議等の主催する行事等への参加

事業名	開催日	参加
青少年育成広島県民会議第26回総会（広島市）	6月25日	1人
市町民会議ネットワーク研究会	平成28年度は実施なし	
青少年育成県民運動推進大会設立50周年記念大会	10月29日	3人

・ 安芸太田町成人式

① 事業の目的内容

新成人の門出を祝福するとともに、大人の仲間入りをしたことによる義務と責任を再確認してもらうための事業である。

開催日時 平成 29 年 1 月 8 日（日） 13:30～  
 開催場所 川・森・文化・交流センター（やまびこホール）  
 対象者 平成 8 年 4 月 2 日～平成 9 年 4 月 1 日生まれ  
 対象人数 男性 33 人 女性 37 人 計 70 人  
 出席者数 男性 31 人 女性 25 人 計 56 人  
 記念行事 記念式典、記念講演  
 演題 「我が選んだ道に悔いはなし」  
 講師 大野 豊さん  
 記念品 「茶碗・湯呑・箸置き」 山田屋

② 事業の成果と課題

出席率が 80%と高く、また講演により新成人としての自覚と責任について意識喚起が十分できたと思われる。

・ 公民館講座（そろばん教室）

① 事業の目的内容

そろばん教室を通して、現代の子どもたちに低下しがちな集中力、忍耐力、積極性を養う。

② 事業の成果と課題

受講者数は 21 人であった。

毎月検定を行うことにより、よりレベルを上げて行くというチャレンジ精神が養われている。

③ 金額

287,000 円 @7,000 円×41 回

・ カルチャー教室

① 事業の目的内容

都市部ではカルチャー講座は、様々なものが実施されていて意欲のある人が申し込んで受講しているが、安芸太田町ではたとえ意欲がある人がいても、交通手段等の事情により受講することが難しい。

そこで町が講師を招へいし、町民に対し安価で受講できるカルチャー講座を開講することにより、町民の文化に対する意識向上や生きがいをづくり、日常の充実を図る。

太極拳を、3ヶ月を1つの期間として、2期（第1期：6月～8月、第2期：9月～12月）実施した。また、トールペイント、細密画は全1期実施した。

また、学校のパソコンを活用した教室を開催し、インターネットの利用促進とインターネットの活用による生きがいをづくり等を目指した。

名 称	開催日	開催場所
実用パソコン講座	8 月 22 日～24 日	加計中学校
パソコンで作る年賀状講座	11 月 28 日～30 日	川・森・文化・交流センター

② 事業の成果と課題

受講者数 61 人と昨年と比べ受講者数が減少したが、町民の生きがづくり、日常の充実、町民の交流が図られた。

対象者を中級～上級者向けとしたパソコン教室中心に、加計中学校はエクセル講座、川・森・文化・交流センターは年賀状講座を実施するなどパソコンの利用促進、パソコンの実用的な活用による生きがづくりが図られた。

平成 28 年度は学校の工事等のため、会場が加計会場のみとなってしまった。今後は各地域で開催し、更なるインターネットの利用促進とインターネットの活用による生きがづくりを目指す。

③ 金額

講師料、講師交通費 780,020 円

・ 芸術文化推進事業

① 事業の目的内容

質の高い芸術文化に触れてもらうことにより、町民の芸術文化感覚を養う。

また、文化団体連合会の事務局を教育委員会に置き、町民の芸術文化活動を発表する場を設けることにより、町民の日々の生きがづくりを支援する。

② 事業の成果と課題

質の高い芸術文化は町民に感動を与え、また、町民の発表の場では素晴らしい演舞等の中に笑顔を生み出すことができた。

高齢化等による観客数の減少や、文化団体の出演団体数が減少している。加盟団体数も微減しており、支部での活動が困難になりつつあるため、今年度から支部を無くし、連合会一本とする。

ア 安芸太田町文化団体連合会活動の促進・支援

総会 年 1 回開催（7 月 19 日）

臨時総会 年 1 回開催（1 月 11 日）

幹事会 年 5 回開催

イ 文化団体連合会の主な主催事業

第 1 回安芸太田町文化芸能フェスティバル

日 時：10 月 22 日（土）～23 日（日）

場 所：戸河内ふれあいセンター

ウ 平成 28 年度 NHK ラジオ公開録音「民謡をたずねて」

戸河内ふれあいセンター開館 20 周年記念

日 時：平成 28 年 7 月 2 日（土）13 時～15 時 30 分

場 所：戸河内ふれあいセンター

応募数：366 通

エ 平成 28 年度宝くじ文化講演会「東京名人会」

日 時：平成 28 年 12 月 15 日（木）19 時～21 時 10 分

場 所：戸河内ふれあいセンター

入場数：415 人

・ 人権関係

① 事業の目的内容

ア 地域人権教育支援事業

実施内容

回	日 時	対 象	内 容	参加者
1	12月9日 (金)	津浪振興会	テーマ「人権と豊かな心」 講師：児玉 宣明 さん	40人

イ 人権フェスタの開催

平成28年度は町・教育委員会の主催で開催した。各団体・機関が実施している人権イベントの連携と交流のネットワークを図り、お互いの活動を紹介し合い、情報を共有し、人的な交流を深め合うことを大切にするため、平成20年度から実施している。

日時 平成28年12月10日(土) 13:30～15:30

場所 川・森・文化・交流センター(1階やまびこホール)

・オープニング コーラスおたまじゃくし

・人権講演会 落語家 桂 七福 さん

・人権展：町内小学6年生の人権標語展示

(人権標語は町内小・中・高等学校、町内企業等所で展示)

② 事業の成果と課題

地域の自治振興会を対象とした「地域人権教育支援」は、地域の自主的・主体的な取り組みとして、1地区で実施した。

開催時期や時間帯などの要望は様々であり、今後はなるべく参加しやすいよう、意向に添うものにしていく必要がある。

人権週間・障害者週間と合わせ、平成28年度で9回目となる「人権フェスタ」を開催した。

落語家 桂 七福 さんによる「～まずは身近な会話～ 気づけば高まる人権意識」の講演や、オープニングで「コーラス おたまじゃくし」等を実施した。町内外から約145人の参加があり、多くの方との交流を深めるなかで人権の大切さを改めて確認できるイベントとなった。

③ 歳出決算額 1,937,354円

(5) 図書館運営事業(決算書P.114)

① 事業の目的内容

・図書館協議会開催

日時 平成29年2月22日(水)

議題 平成28年事業報告及び平成29年度事業計画について

・ 図書購入状況

	区分	28年購入	金額	備考
本館	蔵書	763冊	1,140,979円	総冊数 46,160冊
	雑誌	19種類	155,093円	総冊数 646冊
筒賀分室	蔵書	178冊	264,925円	総冊数 9,345冊
	雑誌	4種類	28,094円	総冊数 200冊
戸河内分室	蔵書	272冊	598,074円	総冊数 13,430冊
	雑誌	9種類	76,091円	総冊数 435冊
大型絵本・紙芝居		9点	48,500円	蔵書へ含む
視聴覚		17点	141,696円	総数 864点

・ 図書館利用状況

ア 開館日数	[本館]	280日
	[筒賀分室]	268日
	[戸河内分室]	292日

イ 貸出し冊数

	区分	本館	筒賀分室	戸河内分室	移動図書館
貸出し冊数	一般書	6,504冊	1,681冊	2,386冊	541冊
	児童書	5,974冊	1,155冊	1,581冊	115冊
	雑誌	945冊	48冊	483冊	1冊
	視聴覚	1,904点	25点	152点	0点
	その他	53冊	0冊	0冊	0冊
	計	15,380冊	2,909冊	4,602冊	657冊

ウ 移動図書館やまびこ号

- ・ 毎月第3火・木・金曜日に町内19箇所を巡回
- ・ 利用状況 利用者数 657人

エ 昨年に引き続き司書2名体制で巡回活動を行った。

- ・ 小学校4校、中学校3校 絵本の読み聞かせ、図書室整理など
- ・ 幼稚園・保育園・児童センター7か所 絵本の読み聞かせ

② 事業の成果と課題

図書館での読書環境改善や、図書館利用の促進と子どもの読書を推進する取り組みとして、図書館外へ本を送り出す「移動図書館やまびこ号運行」や「司書による巡回活動」、「県立図書互助・教弘文庫」、「おひさま文庫（旧学校図書）」活動を定例行事等と合わせて展開し、多くの本に出会う機会と情報提供を行うことで利用増加を図った。成果として、貸出し冊数は対前年比を上回った。

③ 歳出決算額 12,227,266円

(6) 放課後子ども教室推進事業（決算書 P.114）

① 事業の目的内容

放課後や長期休業日に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設けるもの。

地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	加計小学校放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	加計小学校区	
3	実施場所	安芸太田町立加計小学校	
4	実施日数	年間： 254 日	平 日 197 日
			土曜日及び長期休 57 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 42 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	修道放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	旧修道小学校区	
3	実施場所	旧修道小学校・修道活性化センター	
4	実施日数	年間： 37 日	平 日 0 日
			長期休業日 37 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 10 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	戸河内小学校放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	戸河内小学校区	
3	実施場所	安芸太田町立戸河内小学校	
4	実施日数	年間： 237 日	平 日 196 日
			土曜日及び長期休業日 41 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 17 人

区 分		事 業 の 実 績 内 容	
1	子ども教室名	津浪放課後子ども教室	
2	当該小学校区名	旧津浪小学校区	
3	実施場所	旧津浪小学校	
4	実施日数	年間： 26 日	平 日 0 日
			長期休業日 26 日
5	参加対象者(1日当たり)	対象：小学1年生～小学6年生	人数： 6 人

② 事業の成果と課題

平成 28 年度も町内 4 箇所で開催した。加計小・戸河内小放課後子ども教室については土曜日にも開校している。

勉強やスポーツ・文化活動や長期休業日期間には地域住民との交流活動を行い、子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりが図られた。

課題として、一部の教室ではスタッフが不足している状況があり、スタッフの確保に苦慮している。

補助事業	補助事業対象経費総額	補助金額 (2 / 3)
放課後子ども教室推進事業	4,425,606 円	2,950,000 円

③ 歳出決算額 5,307,765 円

2 保健体育総務費

(1) 保健体育総務管理事業 (決算書 P.114)

① 事業の目的内容

ア スポーツ推進委員報酬 (前期) 14 人, (後期) 13 人 459,000 円

イ 平成 28 年度 広島県スポーツ推進委員研究大会

日時 平成 28 年 7 月 9 日 (土)

場所 三次市 (三次市民ホールきりり)

参加 2 人

内容 講演

ウ 平成 28 年度 広島県女性スポーツ推進委員研修会  
兼広島地区スポーツ推進委員研修会

日時 平成 28 年 9 月 25 日 (日)

場所 大竹市 (大竹市総合市民会館)

参加 2 人

内容 講演・実技研修

エ 安芸太田町体育協会総会

日時 平成 28 年 5 月 30 日 (月)

議題 ・平成 27 年度事業報告及び収支決算報告について

・平成 28 年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) の承認について

補助金 1,606,200 円

オ 第 54 回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会

日時 平成 28 年 7 月 28 日 (木) ~ 31 日 (日)

場所 つつがライフル射撃場

参加 45 都道府県 120 校 参加選手 537 人

宿泊者数 延 1,689 人 (うち町内 延 1,590 人) 事務局把握分

② 事業の成果と課題

スポーツ推進委員の研修参加によりスキルアップが図られた。

また、ライフル射撃大会を実施することで町内の宿泊業者、弁当業者、印刷、記念品業者、バス事業者等に経済波及効果が生まれた。

③ 歳出決算額 4,454,000 円

ア 全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会安芸太田町実行委員会

収 入

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
スポーツ団体負担金	400,000	全国高等学校ライフル射撃部 400,000
町補助金	2,300,000	地域活性化センター基金 800,000 町補助金 1,500,000
参加料	2,629,000	団体 594,000 個人 992,000
雑 入	375,500	出店料 20,000 広告料 60,000 記念Tシャツ販売 295,500 円
預金利息	16	
繰越金	52,299	平成 27 年度より繰越
計	5,756,815	

支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
報償費	488,000	参加者記念品他
旅 費	43,200	ライフル技術員派遣旅費
需用費	973,242	射撃競技用品消耗品・パンフ印刷他
役務費	698,501	競技用具郵送他
使用料及び賃借料	2,652,822	送迎バス・テント他
食料費	39,892	役員用
雑 費	420,308	保険・交通警備員他
計	5,315,965	

収入 5,756,815 円 - 支出 5,315,965 円 = 440,850 円 次年度へ繰越し

(2) 体育施設管理事業 (決算書 P.114)

① 事業の目的内容

町内の体育施設の維持管理、修繕等を行う。

(単位：円)

施設	設置場所	支出額	備考
体育施設	加計体育館	6,793,200	指定管理委託料
	修道活性化センター	346,000	管理委託料
		3,770,798	保守点検・維持管理等
	坂根スポーツ広場	360,000	管理委託料
		395,502	保守点検・維持管理等
スポーツ広場	見入ヶ崎・温井・松原・杉の泊・修道・津浪・殿賀	317,500	管理委託料
学校体育施設	加計小	30,000	管理委託料
町内プール	加計・温井・戸河内・筒賀・坂原・井仁・松原・猪山・上殿・寺領・平見谷・修道・津浪	3,709,216	賃金・管理委託料等
		3,620,127	保守点検・維持管理等・水質検査、AEDレンタル等
		1,167,102	プール薬剤等
合 計		20,509,445	

施設	設置場所	支出額	備考
体育施設	修道活性化センター	710,466	電気、上下水道、燃料
	坂根スポーツ広場	99,074	
スポーツ広場	見入ヶ崎・温井・黒峠・松原・至誠・筒賀ふれあい・筒賀多目的・修道・津浪・殿賀	712,061	
学校体育施設 夜間照明	加計中・戸河内中・筒賀中・加計小・筒賀小・戸河内小・上殿小	578,757	電気
町内プール	加計・温井・戸河内・筒賀・松原・猪山・上殿・寺領・平見谷・井仁・坂原・修道・津浪	2,364,077	電気、上下水道、燃料
光熱水費合計		4,464,435	

## ② 事業の成果と課題

近年すべての体育施設は老朽化しており、年々修繕費等の経費が増大している。

## ③ 歳出決算額 27,793,661円

ア 加計体育館利用状況

年間利用状況

利用日数（日）	利用件数（件）	利用者のべ人数（人）
297	757	15,944

種目別利用状況

種 目	利用団体 （団体）	利用件数 （件）	利用者のべ人数 （人）	利用料金 （円）
バレーボール	14	277	5,246	184,140
ビーチボールバレー	1	66	826	54,120
バドミントン	10	108	884	100,008
卓球	4	77	872	32,500
テニス	2	23	231	5,550
フットサル	4	95	2,107	301,480
チェアエクササイズ	1	24	240	14,760
バスケットボール	1	2	7	1,640
その他	25	83	5,531	667,553
合 計	62	755	15,944	1,361,751

イ 戸河内ふれあいセンター利用状況

年間利用状況

	メイプルホール			アリーナ		
	利用日数 （日）	利用件数 （件）	利用者のべ人数 （人）	利用日数 （日）	利用件数 （件）	利用者のべ人数 （人）
計	125	168	8,740	262	514	9,571

・種目別利用状況

種 目	利用団体 （団体）	利用件数 （件）	利用者のべ人数 （人）	利用料金 （円）
バレーボール	10	46	331	11,700
ビーチボールバレー	1	30	186	3,100
ソフトバレーボール	1	45	350	4,500
バドミントン	3	24	800	40,520
卓 球	6	145	1,325	14,100
剣 道	5	87	1,186	5,870
その他	26	137	5,393	285,224
小 計	52	514	9,571	365,014
メイプルホール	41	168	8,740	493,616
ロビー	0	0	0	0
小 計	41	168	8,740	493,616
合 計	93	682	18,311	858,630

(3) 社会体育振興事業（決算書P.114）

① 事業の目的内容

ア 近郡ゲートボール大会

日時 平成28年9月3日（土）

場所 坂根スポーツ広場

参加 6チーム

イ 安芸太田町民グラウンドゴルフ大会

日時 平成28年9月25日（日）

場所 深入山グラウンドゴルフ場

参加者 110人（23自治会）

ウ 安芸太田町総合型地域スポーツクラブ

日時 1年間（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

場所 加計体育館、川・森・文化・交流センターなど

延べ参加者 310人

② 事業の成果と課題

安芸太田町総合型地域スポーツクラブでは、「安芸太田ファン×Funクラブ」を設立し、toto（スポーツ振興くじ）の補助金を活用し、生涯スポーツの振興を目的として7種目／年間を実施し、住民が気軽にスポーツをする機会を提供した。

これにより、住民が主体となって、生涯スポーツの振興に寄与するための組織が整った。当該組織は、会員を増加させ経営の安定化を図ることが課題となっている。

また、住民のニーズを把握しながら、地域の交流や健康づくりに貢献することが望まれる。これらの取り組みについて、行政は今後も側面支援を行う必要がある。

③ 歳出決算額 4,069,233円

## ○ 農業委員会

### 1 農業委員会費

#### (1) 農業委員会運営事業（決算書 P. 84）

##### ① 事業の目的内容

農地の権利移動許認可や農地転用等の法令業務に取り組んでいる。

農地パトロールによる農地の利用状況調査を行い、利用状況の把握確認と農地の違反転用の発生を未然に防ぐことに努めている。

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の効率的な利活用に努め、経営育成を図るため農地の利用権設定を推進し、遊休農地の解消に努めている。

また、「人・農地プラン」事業について、農業委員会として関与し、地域における担い手の確保と農地の利用集積を加速化していく。

農業者年金業務については、農業者年金受給権者から提出された届出書等について所定の手続きを行い農業者年金基金に提出している。

加えて、農業者年金の加入対象者に対して年金加入促進活動を実施している。

##### ② 事業の成果と課題

成果については、町内全域の農地パトロール及び町広報誌の活用による違反転用等防止の周知などにより、違反転用等の早期発見や事前の農地法許可申請につながった。

課題としては、農業従事者の高齢化及び不在地主の増加と、米価の低迷や有害鳥獣の被害等による生産意欲の低下により、農地の遊休化が進んでいる中で、新規農業参入者や経営規模を拡大している農業生産法人等へ農地の集積等を促進し、効率的な利用を図ることが必要である。

##### ア 会議の開催

・農業委員会総会 12回

##### イ 許可申請等処理関係

・農地法第3条関係 21件 29,300㎡

・農地法第4条関係 12件 4,183㎡

・農地法第5条関係 10件 13,917㎡

・利用権設定 20件 42,847㎡

・相続届出 14件

・農業者年金業務関係 5件

##### ウ 農地パトロール

・調査実施時期 8月～9月

##### エ 建議

農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、平成29年度に向けて農業施策に対する事業の推進と予算確保の申出を行った。

##### オ 先進地視察研修

・日程 平成28年7月5日～6日

・視察先 奈良県 山口農園

山口農園が取り組んでいる有機栽培農法について、視察及び研修を行った。

##### ③ 歳出決算額 4,393,701円

## ○ 選挙管理委員会

### 1 選挙費

#### (1) 選挙管理委員会運営事業（決算書 P.62）

##### ① 事業の目的内容

##### ア 安芸太田町選挙管理委員会委員

平成 28 年 11 月 10 日に任期満了による委員改選。

	委員長	職務代理者	委員	委員
改選前	本田 照子	岩本 實夫	道教 雅仁	河野 桂以子
改選後	岩本 實夫	道教 雅仁	前田 ゆかり	土橋 瑞江

##### イ 選挙管理委員会の開催状況

	開催日	提出議案	議決議案	出席委員	備考
1	平成 28 年 6 月 2 日	19	19	4	定時登録関係 参議院議員通常選挙関係
2	平成 28 年 6 月 21 日	7	7	4	参議院議員通常選挙関係
3	平成 28 年 9 月 2 日	24	24	4	裁判員、検察審査会候補者予定者関係 定時登録関係 安芸太田町長選挙関係
4	平成 28 年 10 月 10 日	10	10	4	安芸太田町長選挙関係
5	平成 28 年 10 月 16 日	1	1	4	安芸太田町長選挙関係
6	平成 28 年 12 月 2 日	5	5	4	委員長選挙関係 定時登録関係
7	平成 29 年 2 月 1 日	17	17	3	安芸太田町議会議員一般選挙関係
8	平成 29 年 3 月 2 日	5	5	4	定時登録関係 安芸太田町議会議員一般選挙関係
9	平成 29 年 3 月 20 日	8	8	4	安芸太田町議会議員一般選挙関係
10	平成 29 年 3 月 26 日	1	1	4	安芸太田町議会議員一般選挙関係

##### ② 事業の成果

##### ア 啓発等

広報安芸太田、安芸太田町ホームページ、懸垂幕、防災行政無線などを利用して選挙に関する啓発を行った。

(2) 参議院議員選挙費 (決算書 P. 62)

① 事業の内容及び成果

平成 28 年 7 月 10 日執行 第 24 回参議院議員通常選挙

区 分	男	女	計	摘 要
有権者数	2,793 人	3,254 人	6,047 人	選挙区
投票率	66.81%	65.49%	66.10%	選挙区
歳出決算額	14,359,763 円			

(3) 町長選挙費 (決算書 P. 62)

① 事業の内容及び成果

平成 28 年 10 月 16 日執行 安芸太田町長選挙

区 分	男	女	計	摘 要
有権者数	2,753 人	3,196 人	5,949 人	
投票率	75.15%	75.47%	75.32%	
歳出決算額	8,162,624 円			

(4) 町議会議員費 (決算書 P. 62)

① 事業の内容及び成果

平成 29 年 3 月 26 日執行 安芸太田町議会議員一般選挙

区 分	男	女	計	摘 要
有権者数	2,735 人	3,162 人	5,897 人	
投票率	77.15%	76.34%	76.72%	
歳出決算額	10,214,112 円			

② 異議申出

平成 29 年 3 月 26 日執行安芸太田町議会議員一般選挙の当選の効力に関する異議の申出があった (公職選挙法第 206 条第 1 項)。

【異議申出の趣旨】

最下位当選人の大江厚子候補と次点者の斉藤マユミ候補の得票差は 1 票 (0.895) であった。大江候補の有効投票の中に 1 票以上の無効票が混入している可能性があるとともに、無効票の中に斉藤マユミ候補に有効と思われる票が存在した可能性があり、この場合においては、大江候補の当選は無効である。

【異議申出から決定までの経過】

平成 29 年 3 月 26 日 選挙会開催、当選人決定

3 月 27 日 当選人の告示

3 月 30 日 斉藤氏が町選挙管理委員会に異議申出書の提出

4 月 10 日 異議申出に対する補正命令

4月17日 補正書の提出  
4月17日 補正書に対する再補正命令  
4月20日 再補正書の提出  
4月25日 選挙管理委員会の開催（異議申出の容認及び審査の着手）  
5月16日 開披再点検の実施  
5月18日 選挙管理委員会の開催（開披再点検結果の審査）  
5月22日 選挙管理委員会の開催（異議申出に対する決定）  
同 日 決定書の送付並びに告示

**【決定の内容】**

異議申出を棄却。

**【決定の理由】**

申出人が主張する票は確認できなかった。また、申出人が主張する按分票の効力について、選挙会が確定した得票数に異動が生じるとは認められない。

よって、選挙会で確定した最下位当選人と次点候補者の得票数の異動は生じないことから、選挙会が確定した大江候補の当選は有効である。

□ 国民健康保険事業特別会計

○ 住民生活課

(1) 概要

① 事業の目的内容

被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び住民保健の向上に寄与することを目的とする。

② 事業の成果と課題及び経費

被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行うとともに、法令等で定める他制度への拠出を行った。

また、被保険者の健康の保持増進を図る保健事業を実施した。

本町の国民健康保険被保険者の年齢構成は、60歳以上の被保険者が68%を占める。そのため、生活習慣病の発症率が高くなる壮年、高齢者が多いことや、被保険者数に対して長期入院者の割合が高い事等が影響し、県内でも一人あたりの医療費が高い状況が続いている。

一方で、被保険者数の減少と高齢化に伴い、国民健康保険税収入は減少しており、給付に見合う財源の確保が厳しい状況となっている。

国民健康保険事業を健全に運営していくためには、安定的な保険税収入と基金の確保、また医療費の抑制・健全化に努めることが重要である。そのため、保険税については高収納率を確保する取り組みを実施するとともに、被保険者の健康の保持増進を図る保健事業や医療費適正化事業等に取り組んでおり、今後もこれらの事業の効果を検証しながら、安定的な事業運営に取り組んでいく必要がある。

なお、国民健康保険法の改正により、平成30年度から国民健康保険制度は都道府県単位化され、都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担うこととなる。

歳入(円)(決算書P.128~137)		歳出(円)(決算書P.138~151)	
保険税	131,759,857	総務費	19,254,049
国庫支出金	259,203,965	保険給付費	601,480,028
県支出金	64,871,079	介護納付金	29,348,352
療養給付費交付金	31,815,025	後期高齢者支援金	90,698,257
共同事業交付金	203,725,912	共同事業拠出金	203,565,997
前期高齢者交付金	302,646,718	前期高齢者納付金	65,462
繰入金	89,883,747	保健事業費	47,446,317
繰越金	45,347,241	基金積立金	33,112,000
その他収入	4,154,486	その他支出	32,103,587
合計	1,133,408,030	合計	1,057,074,049

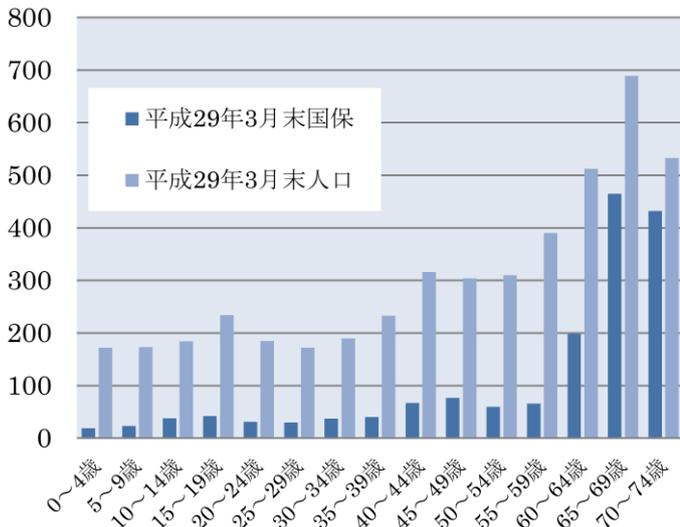
ア 被保険者の状況

平成28年度の平均被保険者数は1,677人で、安芸太田町の全住民の25.09%となった。平均加入世帯数は1,093世帯、全世帯の33.89%となり、昨年度より

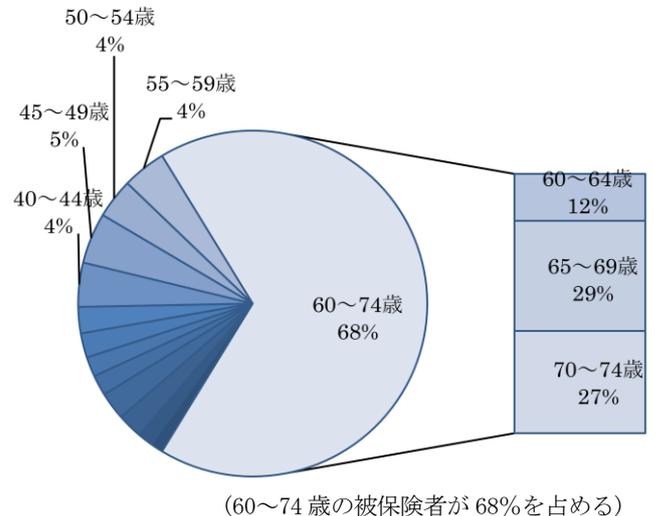
1.11 ポイントの減少であり、加入率はやや減少傾向にある。

異動事由別でみると、取得事由では社会保険離脱によるものが最も多く、次いで転入となっており、喪失事由では社会保険加入によるものが最も多く、次いで後期高齢者医療制度への加入によるものが多くなっている。

年齢別人口と国保被保険者数の推移



国保被保険者の年齢構成割合 (平成29年3月末)



国保加入状況 (年度平均数)

	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)		
		一般被保険者数	退職被保険者数	
平成27年度	1,139	1,764	1,675	89
平成28年度	1,093	1,677	1,633	44

被保険者増減内訳

増	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計
		53	182	1	3	0	8
減	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	計
		43	145	3	16	112	6

(2) 保険税 (決算書P.129)

国民健康保険税については、口座振替の推進や、滞納者へのきめ細やかな納税相談等に取り組んだが、現年度分収納率は96.56%となり、前年を0.26ポイント下回った。引き続き収納率の確保向上に努めていく必要がある。

(国保税率)

種別	所得割	資産割	均等割	平等割
税率 医療分	6.0%	30.0%	21,500円	16,000円
税率 介護分	1.4%	10.0%	7,800円	4,000円
税率 後期支援分	2.1%	10.0%	7,500円	7,000円

(3) 療養給付事業 (決算書 P. 139)

(一般被保険者)

	平成 27 年度(円)	平成 28 年度(円)	増減額 (円)	伸 率
療 養 の 給 付	596,352,146	503,903,679	△92,448,467	△15.5%
療 養 費	3,496,311	3,062,526	△433,785	△12.4%
1人当たり医療費	356,031	308,575	△47,456	△13.3%

(退職被保険者)

	平成 27 年度(円)	平成 28 年度(円)	増減額 (円)	伸 率
療 養 の 給 付	29,199,799	19,366,357	△9,833,442	△33.7%
療 養 費	271,867	186,997	△84,870	△31.2%
1人当たり医療費	328,088	440,144	112,056	34.2%

一人当たり医療費は、一般被保険者は減少し、退職被保険者は増加した。一般被保険者については、高額な医療費の対象者の減少や薬剤診療報酬の改訂等が影響し減少したものと考えられる。退職被保険者については、被保険者数の大幅な減少により、全体医療費は減少していることから、数件の高額な医療費が一人当たりの医療費を押し上げる要因になっているものと考えられる。

なお、平成 26 年度医療費の地域差指数が基準値を超えたため、平成 27 年度に引き続き平成 28 年度も指定市町村の指定を受け、国民健康保険事業運営安定化計画を策定し、安定化に取り組んだ。

※地域差指数… 医療費の実績給付費を基準給付費 (全国平均) で除したもの。

1.14 を超えると指定市町村に指定され、事業運営の安定化に取り組むよう計画書の策定を義務付けられる

(4) その他給付事業 (決算書 P. 141)

種 別	平成 27 年度		平成 28 年度	
	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)
高 額 療 養 費	1,330	82,692,602	1,266	72,428,887
出 産 育 児 一 時 金	7	2,924,000	2	840,000
葬 祭 費	15	450,000	15	450,000

(5) 保健衛生普及事業 (決算書 P. 145)

【レセプト点検の実施】

医療費の適正化を図るため、レセプト点検員を配置し、請求内容についての点検等を実施した。財政効果率は県平均を 0.07 ポイント下回った。

【医療費通知の実施】

医療費に対する理解と認識を図り、健康に対する意識を高める取り組みとして、医療費通知を年 6 回実施した。

【ジェネリック医薬品 (後発医薬品) の使用促進】

ジェネリック医薬品（後発医薬品）については、被保険者の薬代の負担軽減や国保財政の改善に資することから、使用促進の広報誌での周知や、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布するとともに、先発医薬品から切り替えた場合の自己負担額差額通知を実施した。

(6) 特定健康診査事業・特定保健指導事業（決算書 P.147・149）

人口の高齢化による医療費の増加が社会的な課題となる中、生活習慣病予防を目的として内臓脂肪症候群（いわゆるメタボリック・シンドローム）の早期発見及び生活習慣の改善による発症と重度化の抑止を図り、医療費の削減に結びつけるため、平成 20 年度から医療保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられている。

対象者は、年齢が 40 歳～74 歳までの被保険者で、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率ともに 60% を目標とした計画を立てている。

受診率向上の取り組みとして、未受診者への個別受診勧奨や、治療中の方の検査結果等の情報提供事業を町内医療機関の協力を得て実施したが、平成 28 年度の受診率は、42.8% となる見込みで昨年を 0.9 ポイント下回っている。

特定保健指導については、平成 28 年度の実施率が 68.8% となる見込みで、前年度から 1.6 ポイント上昇し、目標を上回る見込みである。

今後も集団健診によるがん検診との同時実施や、個別健診への電話・訪問による受診勧奨など、関係課等と連携し、制度の周知と受診率の向上に努める必要がある。

(特定健康診査)

4/1 現在 対象者数	実 施 形 態	受診者数 <sup>※1</sup>	年度末有資格受診者	受診率
			年度末対象者数	
1,440 人	集団健診（山ゆり健診）	423 人	529 人 1,237 人	42.8%
	人間ドック・原爆健診	92 人		
	個別医療機関健診	45 人		
	医療機関情報提供	18 人		
	合 計	578 人		

※1 年度途中で資格喪失した者を含む数値。よって、年度末有資格受診者と差が生じている。

(特定保健指導)

対 象 者 数		利用者数	終了者数	終了率	合計終了率
動機付け支援	62 人	61 人	45 人	72.6%	
積極的支援	15 人	14 人	8 人	53.3%	
合 計	77 人	75 人	53 人	68.8%	

## ○ 健康づくり課

### 1 保健事業費

#### (1) 歯科保健センター運営事業（決算書 P.147）

##### ① 事業の目的内容

ライフステージに応じた口腔ケア事業を実施することにより、むし歯や歯周病の予防、早期発見・早期治療につなげ、口腔機能に対する意識の向上を図る。

また、生涯自分の口で食べられるよう、8020（80歳で20本の歯を維持すること）を目的に、歯科検診、フッ素塗布、ブラッシング指導、高齢者の口腔機能向上リハビリ、要介護者の口腔ケア等幅広い指導を行っている。

区分	事業名	内容	対象者	参加延人数
訪問	訪問口腔ケア	口腔ケア指導	要介護者	454人
健康 診査	妊婦歯科検診	妊婦歯科検診	妊婦	10人
	乳幼児健康診査	歯科検診・指導	9か月・1歳半・2歳半・3歳	182人
	乳幼児フッ素塗布	フッ素塗布	乳幼児	130人
	中高年歯科検診	歯科検診・指導	30歳以上	162人
健康 教育	幼児ブラッシング教室	ブラッシング 指導	幼児	49人
	児童・生徒健康教室		小中学生・高校生	319人
	妊婦交流会		妊婦	6人
	口腔ケア講演会	講演会	医療・保健・福祉関係者	83人
	啓発活動	歯周病予防教室	住民組織・施設職員	66人
健康 相談	育児相談	個別相談・指導	乳幼児及び保護者	210人
連携 会議	子育て支援連携会議	連携会議	保育士等（12回）	140人
	歯科保健連携会議		歯科医師等（1回）	13人
	養護部会		小中学校養護教諭（1回）	12人
	歯科衛生連絡協議会		山県郡歯科医師会（6回）	72人
表彰	8020達成者表彰	表彰	80歳代	37人
	はつらつ家族表彰		3歳児親子	9組

##### ② 事業の成果と課題

今後も、町内の各関係機関と連携のもと、乳幼児期から高齢者まで検診・相談・教室等をきめ細かく実施し、歯科に対しての意識向上に繋げていく。

また、各ライフステージに応じた歯科保健指導の実施体制はできているものの、壮年層への歯周病予防の取り組みが困難な状況であり課題となっている。

##### ③ 歳出決算額 3,047,737円

## 2 特別総合保健事業

### (1) 国保総合保健施設運営事業（決算書 P. 147）

#### ① 事業の目的内容

安芸太田町加計保健福祉総合施設あんしんにおいて、保健・医療・福祉関係機関及び住民自主組織等と連携し、健康教育、健康相談、家庭訪問等を実施している。運動とあわせて食生活にも課題がみられていることから、食育に関する研修会を実施し、減塩運動の推進や野菜摂取量を増やす等の普及啓発に努めている。

また、集いや訪問等を通して、障がいのある方との人間関係を築くとともに、社会や地域と交流するきっかけづくりを通して、孤立を防ぎ自立を支援するため様々な事業を展開する。

#### ② 事業の成果と課題

「第2次健康安芸太田21」に基づき、健康寿命の延伸や減塩、禁煙等に対する取り組みを実施した。

引き続き、生活習慣病に起因した医療費の増加に対する取り組みや青壮年期の運動推進、心の健康づくり等、すべての住民が健康で暮らしていくための施策を展開していく。

また、取り組みの検証・改善をしていくための仕組みづくりが必要である。

#### ア 健康づくり事業

区 分	内 容	参加延人数
生活習慣病予防対策	糖尿病予防教室（運動・栄養）	331人
	健康相談（電話・来庁等含む）	313人
	家庭訪問	222人
	ヘルスマイスターの再教育と活動支援	111人
	月例ウォーキングの支援	242人
	糖尿病性腎症重症化予防	40人
食生活改善事業	減塩普及活動	54人
	サロン活動支援	72人
	地域伝達活動	91人
	健康増進のための地域活動	194人
	献血事業における食生活指導	201人
	ウォーキング大会支援	16人
	男性料理教室	145人
医療費適正化事業	医療機関多受診・重複受診者訪問指導	2人

イ 健康安芸太田 21 推進事業

区 分	内 容	参加延人数
健康安芸太田 21 推進事業	減塩講習会の開催	127 人
	第 10 回安芸太田ウォーキング大会	790 人

ウ 精神保健・障がい保健事業

区 分	内 容	参加延人数
精神保健・障がい保健事業	精神障がい者交流会（プチソーシャル）	96 人
	精神障がい者家族会・難病交流会等	3 人
	断酒の集い	402 人
	アルコールに関する教室（小中学生）	98 人
	個別訪問支援	75 人
	お陽さま相談（療育相談）※2 ヶ月に 1 回開催	66 人

③ 歳出決算額 9,730,488 円

3 特定健康診査特定保健指導費

(1) 特定保健指導事業（決算書 P.147）

① 事業の目的内容

山ゆり健診等の特定健康診査の結果から特定保健指導該当者を把握し、生活習慣病予防と疾病の重症化予防を目的として継続的に指導を行っている。

② 事業の成果と課題

特定保健指導の集団による指導では、以前から健康づくりとして本町が進めているウォーキングを中心とした有酸素運動の事業を取り入れ、生活習慣の改善と継続した運動習慣の定着を図っている。

また、教室終了後も、定期的にフォローアップを行うことで、生活習慣病の予防及び健康の維持、医療費の増加を防ぐ必要がある。

③ 歳出決算額 1,009,663 円

□ 後期高齢者医療事業特別会計

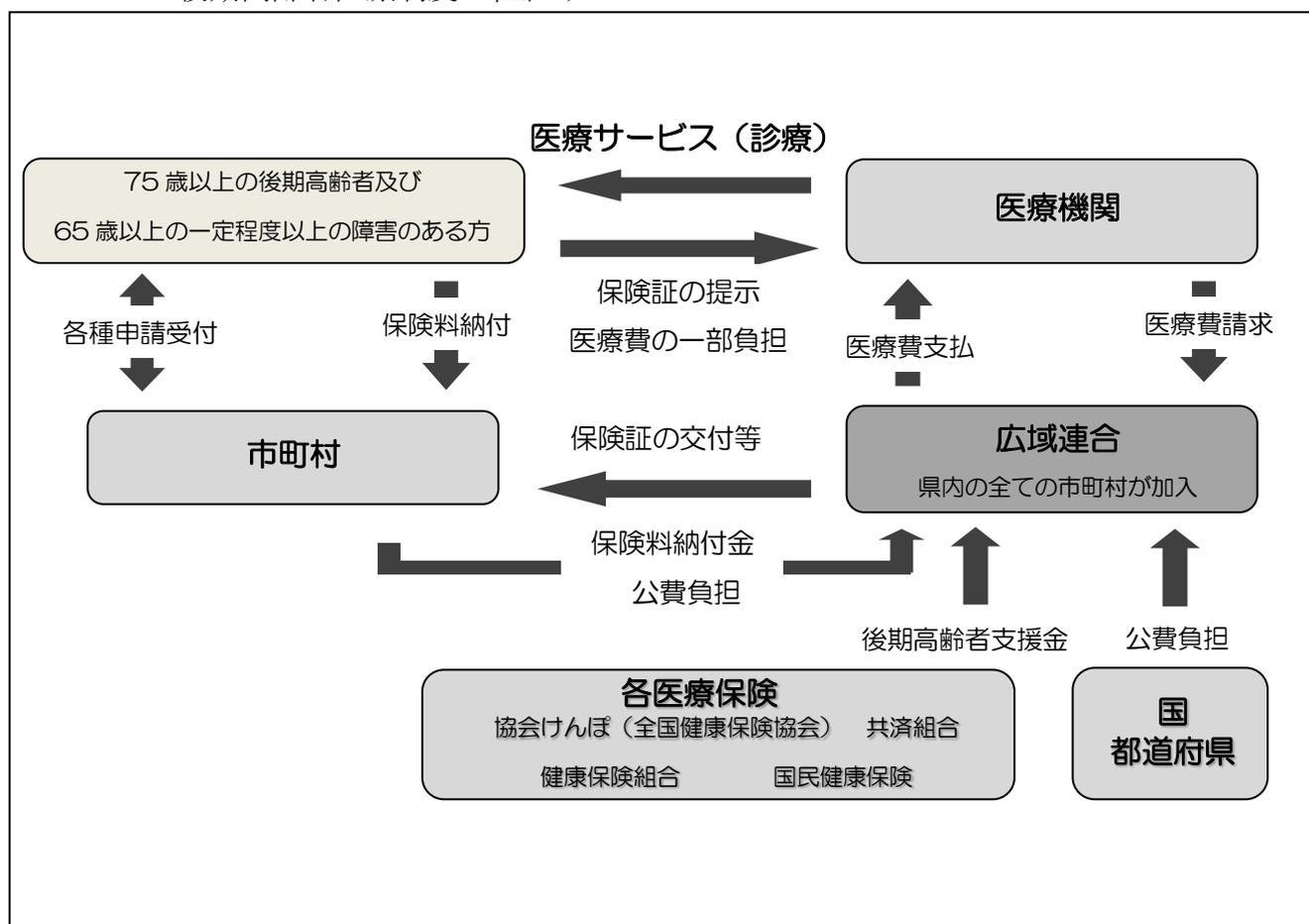
○ 住民生活課

① 事業の目的内容

高齢者にかかる医療費を社会全体で支えあうため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするとともに、高齢者が安心して医療を受けることができるよう、平成 20 年 4 月からそれまでの老人保健制度にかわり、新たな高齢者医療制度『後期高齢者医療制度』が開始された。

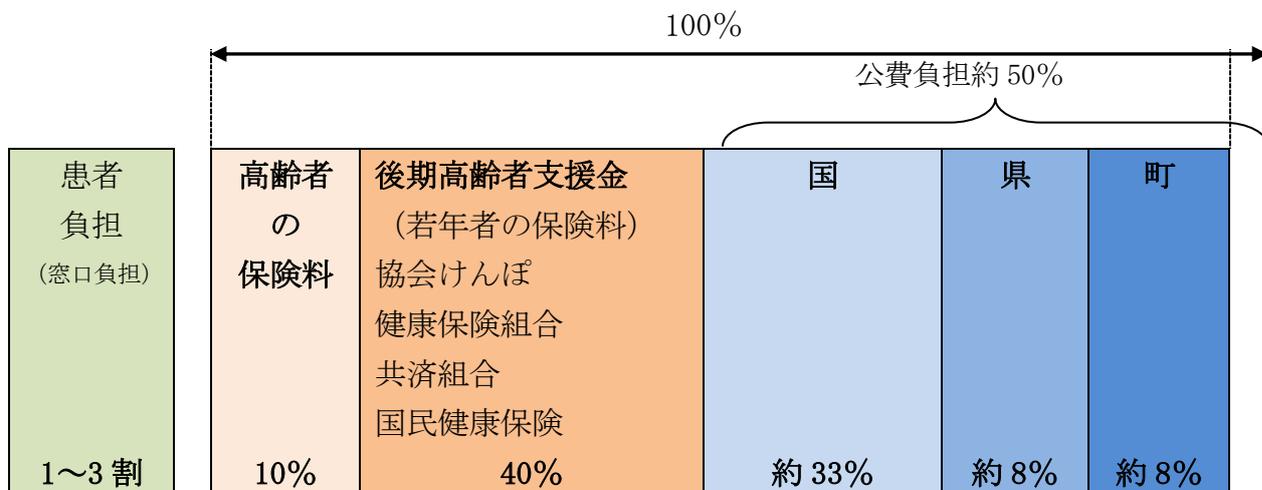
本事業の運営については、各種申請書の受付や、保険料徴収に関する事務は各市町が行い、財政運営は県内全 23 市町が加入する「広島県後期高齢者医療広域連合」（以下、「広域連合」）が行なっている。

ア 後期高齢者医療制度の仕組み



イ 制度の財源構成

財源構成は、患者負担を除き、公費（約 50%）、現役世代からの支援（約 40%）のほか、高齢者から広く薄く保険料（10%）を徴収する。



ウ 被保険者

- ・ 65歳から74歳で一定の障がいがある方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方）
- ・ 75歳以上の方

		平成29年3月末現在		
		一般	現役並み所得者	
被保険者数(人)	~74歳	60	60	0
	75歳~	1,987	1,957	30
	計	2,047	2,017	30

エ 医療費の負担

原則として1割（現役世代並みの所得のある方は3割）

オ 療養の給付状況

	保険者負担額(円)		
	安芸太田町分	一般	現役並み所得者
療養給付費	1,948,218,939	1,930,462,839	17,756,100
療養費等	5,677,549	5,608,203	69,346
高額療養費	62,481,453	59,712,149	2,769,304
高額介護合算療養費	1,031,253	1,023,639	7,614
合計	2,017,409,194	1,996,806,830	20,602,364

② 事業の成果と課題

制度開始からある程度の年数が経過し、制度も定着しつつあることから安定的に事業を行うことができた。

今後も運営主体である広域連合と連携をとりながら、制度の適正な実施に取り組んでいく。

ア 一般管理事業

・資格・給付に係る申請書を受付け、広域連合に進達した。

申請書等の名前	件数	申請書等の名前	件数
資格異動届出書	2 件	療養費支給申請書	98 件
障害認定申請書	13 件	高額療養費支給申請書	107 件
被保険者証再交付申請書	78 件	葬祭費支給申請書	153 件
負担区分等証明申請書	1 件	申立・誓約書（相続手続）	54 件
限度額適用・標準負担額認定申請書	74 件	振込口座変更依頼書	3 件
特定疾病認定申請書	2 件	食事（生活）療養差額支給申請書	2 件
基準収入額適用申請書	2 件	高額介護合算療養費支給申請書 兼自己負担額証明書交付申請書	129 件

・歳出決算額 9,020 円

イ 徴収事業

・歳出決算額 405,479 円

ウ 後期高齢者医療広域連合納付事業

・事務費納付金

後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合へ、事業実施に係る事務費負担金を納付した。事務費負担金の算出方法は、均等割 10%、後期高齢者人口割 50%、人口割 40%である。

・保険料等納付金

被保険者から徴収した保険料及び保険料に係る延滞金を、運営主体である広域連合へ納付した。保険料の現年度分収納率は、特別徴収 100%、普通徴収 99.93%となった。

なお、納付金額は、平成 29 年 3 月末時点での収納額であり、4 月以降に収納したものについては、翌年度において納付する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第 99 条第 3 項の規定に基づく後期高齢者医療保険基盤安定負担金を、広域連合へ納付した。

軽減被保険者数 1,681 人（7 割軽減 1,107 人、5 割軽減 301 人、2 割軽減 177 人、5 割軽減（被扶養者）96 人）

③ 歳出決算額 132,378,059 円

□ 介護保険事業特別会計

○ 福祉課 福祉事務所

1 賦課徴収費

(1) 賦課徴収事業 (決算書 P. 179)

① 事業の目的内容

介護保険事業の費用を賄うため、介護給付費等から公費負担分や交付金、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)保険料等を差し引いた額を、第1号被保険者(65歳以上)から介護保険料として徴収する。

② 事業の成果と課題

介護保険料の収納率の向上を目指し、普通徴収対象者に対する口座振替への勧奨や未納者に対する催告に加え、警告書や差押予告書等を送付する等、介護保険料徴収の取り組みの強化を図った。

特別徴収と普通徴収を合わせた介護保険料の現年度分の収納率は、昨年度実績と比較すると0.01%減少し、99.72%であった。

また、現年度分の普通徴収分だけをみると、昨年度の実績より1.95%減少した。滞納繰越分については、収納率が5.56%減少した。

高額滞納者が増えているため、今後も個別徴収体制を強化し、訪問等による方法により収納率の向上及び滞納保険料の減額に努めていく。

③ 歳出決算額 456,906円

ア 第1号被保険者数 3,213人(平成29年3月31日現在)

イ 介護保険料基準月額 5,900円

ウ 徴収状況 (単位:円)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未納額	収納率	※
特別徴収	202,962,050	203,202,720	0	0	100.12%	1)
普通徴収	11,930,700	11,088,870	0	854,280	92.84%	2)
滞納繰越分	3,065,870	183,730	0	2,882,140	5.99%	3)

※1) 還付未済額 240,670円

※2) 還付未済額 12,540円

※3) 滞納繰越額(H29.6月末現在) 3,540,370円

2 介護認定審査会費・認定調査費

(1) 認定調査事業 (決算書 P. 179)

① 事業の目的内容

介護保険サービスを利用するために、その人に必要な介護量を認定するための要介護認定に伴う調査及び審査会の運営を行う。

② 事業の成果と課題

高齢化率は年々上昇しているものの、要介護認定率は24%台を推移し、ここ数年ほぼ横ばいを維持している。また、要支援認定者数が減少し、要介護認定者の割合が増加するなど、要介護認定状況の内訳にも変化が見られた。

平成 24 年度から認定調査員を雇用し、専門性が必要となる介護認定の調査に対応することにより、適正な要介護認定の推進を図っている。今後も更なる要介護認定の適正化に努め、併せて介護給付費の適正化へとつなげていく。

- ③ 歳出決算額 介護認定審査会費 1,778,381 円  
認定調査費 6,597,727 円

ア 認定審査会実施状況（平成 28 年度）

内 容	人数及び回数等
審査委員数	22 人
介護認定審査会開催数	47 回
審査件数	754 件

イ 要介護（要支援）認定申請状況

新規申請	更新申請	区分変更申請	合 計
176 件	500 件	99 件	775 件

ウ 要介護（要支援）認定状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）（単位：人）

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	104	80	144	135	104	108	98	773
(65 歳以上 75 歳未満)	8	3	9	9	3	4	3	39
(75 歳以上)	96	77	135	126	101	104	95	734
第 2 号被保険者	0	0	0	2	1	1	0	4
総 数	104	80	144	137	105	109	98	777

3 介護保険事業計画策定委員会費

(1) 介護保険事業計画策定委員会運営事業（決算書 P.181）

① 事業の目的内容

平成 28 年度は、第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度から平成 29 年度まで）の中間年度にあたり、本計画の進捗状況の確認、各事業の内容の見直しを行うため、安芸太田町介護保険事業計画策定委員会を開催する。

② 事業の成果と課題

介護保険事業計画策定委員会を開催し、第 6 期介護保険事業計画における当初の計画事項と現況とを比較・検討し、地域支援事業の拡充や新たなサービスの創出他早急に取り組むべき事項について再確認した。

次年度は、当該年度の検証のみならず、平成 30 年度から平成 32 年度を期間とする「第 7 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定する年にあたる。これまで以上に現状分析や事業検討に取り組むほか、引き続き「高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの実現」をめざした委員会運営が必要である。

- ③ 歳出決算額 35,360 円

#### 4 介護サービス等諸費

##### (1) 居宅介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業（決算書P.181）

###### ① 事業の目的内容

介護（支援）サービス利用に係る費用（サービスの種類ごとに決められた基準額）の9割分（一定以上の所得のある人については8割分）を、介護給付費として給付する。また、本年度からは、要支援1・2の認定者に対する介護予防サービス（訪問介護・通所介護）について、順次「地域支援事業」へと移行する。

###### ② 事業の成果と課題

昨年度の介護保険法の改正に伴い、本年度から予防給付（要支援1・2認定者に対する訪問介護、通所介護）を地域支援事業の中の「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行したことで、全体的なサービス利用者数は減少した。

介護給付費をみると、居宅介護（支援）サービスについては、昨年度と比較して各種サービスともに利用件数・給付額が減額している。特に予防給付（訪問介護・通所介護）サービスが地域支援事業へ移行したことによる訪問介護・通所介護の減少、また施設を一定期間利用しながら在宅で生活を送る短期入所サービスの利用が減少した。

地域密着型サービスでは、小規模多機能型居宅介護の利用登録数が変更されたことで、利用者数・給付費ともに昨年度より増加した。

また、施設サービスについては、昨年と比較してサービス全体の給付費は減額しているものの、介護老人福祉施設サービスのみ給付費が増額している。

本町は、県内でも一人あたりにかかる給付費が常に高い状態にある。人口減少に伴う給付費総額の減少が結果として現れるも、後期高齢者の増加、在宅での高齢者世帯の増による老老介護、家庭での介護力の低下など、施設重視に伴う介護給付費の増額は今後においても予測されており、社会資源、内的資源を活用した介護予防事業の充実、要介護認定の平準化の取り組み他、更なる介護給付の適正化に努めていく必要がある。

③ 歳出決算額	470,427,958 円	（居宅介護サービス給付事業）
	612,432,320 円	（施設介護サービス給付事業）
	702,500 円	（審査支払手数料事業）
	26,561,935 円	（高額介護サービス事業）
	81,933,880 円	（特定入所者介護サービス事業）

##### ア 居宅介護（介護予防）サービス受給者数

（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	30	44	97	90	37	27	12	337
第2号被保険者	0	0	0	2	1	0	0	3
総 数	30	44	97	92	38	27	12	340

イ 地域密着型（介護予防）サービス受給者数 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	0	0	11	18	18	12	3	62
第2号被保険者	0	0	0	0	1	0	0	1
総 数	0	0	11	18	19	12	3	63

ウ 施設介護サービス受給者数 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
介護老人福祉施設	0	0	0	3	23	51	63	140
介護老人保健施設	0	0	3	13	8	23	5	52
介護療養型医療施設	0	0	0	1	3	1	3	8
総 数	0	0	3	17	34	75	71	200

エ 介護給付費

平成28年度介護給付費支払総額	1,192,058,593円
(内、施設等分)	698,876,184円
(内、居宅分)	493,182,409円

オ 主なサービスごとの給付費 (単位：円)

内 訳		平成27年度実績	平成28年度実績
居宅介護 (支援)	訪問サービス（訪問介護・訪問看護 他）	41,848,427	37,014,775
	通所サービス（通所介護・通所リハビリ）	160,048,121	130,072,722
	短期入所サービス（生活介護・療養介護）	94,997,862	77,449,237
	福祉用具・住宅改修サービス	32,228,123	28,709,925
	特定施設入所者生活介護	15,840,636	12,057,604
	介護予防支援・居宅介護支援	43,317,459	38,195,057
地域密着型サービス（小規模、G.H他）		143,244,962	146,928,638
施設	介護老人福祉施設	405,627,520	419,162,915
	介護老人保健施設	174,344,629	165,191,208
	介護療養型医療施設	30,364,887	28,078,197
特定入所者介護（予防）サービス費		85,894,950	81,933,880
高額介護（合算）サービス費		25,020,501	26,561,935
審査支払手数料		796,050	702,500
合 計		1,253,574,127	1,192,058,593

(2) 介護給付適正化事業等の実施

① 事業の目的内容

年々増額している介護給付費の適正な運用のため、適切な介護サービスの確保

と結果として費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的として、ケアプランの点検と意識啓発及び介護事業者への実施指導を行う。

② 事業の成果と課題

平成 27 年度から継続している広島県国民健康保険団体連合会と連携した町内居宅介護支援事業所へのケアプラン点検支援事業を、安芸太田町介護予防支援事業所 1 か所（介護支援専門員 5 人）において実施し、ケアプランの内容を介護支援専門員とともに検証・確認した。また、新たに県と連携してケアプラン点検支援事業を実施し、ケアマネマイスターからの講義及びワークショップの開催を通して、自立支援型ケアプランの必要性など、介護支援専門員の事業に対する意識啓発及びケアプランの質の向上へとつなげていった。

各介護サービス事業所等の適正運営や介護給付費の適正な支出を促すための介護事業所に対する実施指導を 4 事業所で実施し、人員等の基準や報酬算定、事業実施内容等について確認した。

平成 30 年度から、居宅介護支援事業所の指定・指導業務が県から町へと事務移管されることを踏まえ、今後も保険者としての更なるスキルアップに努めるとともに、町内介護保険事業者との連携を深め、介護給付の適正化を進めていく。

5 地域支援事業費

高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じた多様かつ必要な支援を行う。

(1) 包括的支援事業（決算書 P. 183）

① 事業の目的内容

権利擁護事業は、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持できるよう、権利侵害行為の対象になりやすい高齢者、自ら権利行使や権利主張できない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

② 事業の成果と課題

高齢者の権利擁護等に対する研修会を行い、高齢者の権利擁護の重要性を学んだ。高齢者の虐待に関する相談も増加傾向にあるため、「相談窓口」としての地域包括支援センターの周知が必要である。

包括的支援事業の状況（平成 28 年度）

内 容	人数または件数
権利擁護研修会 テーマ：「みんなで築こう明るく豊かな長寿社会」 講 師：社会福祉法人東城有栖会 風の街みやびら 施設長 高原 淳尚	27 人
成年後見制度の町長申立	1 件

③ 歳出決算額 173,905 円

(2) 認知症総合支援事業（決算書 P. 183）

① 事業の目的内容

年々増加傾向にある認知症への理解を深めるための普及啓発、また認知症の人や家族を温かく見守る、認知症にやさしい地域づくりを目指した啓発事業を行った。

② 事業の成果と課題

認知症総合支援事業の状況（平成 28 年度）

事業	内容	参加人数
パンフレット作成	普及啓発として「認知症サポートガイド」を 500 部作成 町内各医療機関、施設、介護保険事業者等へ配布した。	—
認知症講演会	認知症講演会 テーマ「穏やかに暮らすための認知症ケア」 講師：下山記念クリニック 院長 下山 直登	59 人
介護者の集い	認知症の家族等の介護者の集い 4 回	20 人

今後は、平成 28 年度中は未開催であった認知症初期集中支援チーム会議の定期的開催をめざす。

③ 歳出決算額 178,855 円

(3) 生活支援体制整備事業（決算書 P. 185）

① 事業の目的内容

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた生活支援コーディネーターを 1 名配置し、各地域の高齢者の状況、課題の調査を行った。

② 事業の成果と課題

生活支援コーディネーターを中心として、次年度末までには第 1 協議体の設置を行い、町内各地域の実情にあわせた生活支援体制を整備することが必要である。

③ 歳出決算額 544,725 円

(4) 介護予防・生活支援サービス事業（決算書 P. 185）

① 事業の目的内容

事業の対象者は要支援認定者または基本チェックリスト該当者とする。予防給付のうち訪問介護・通所介護について、平成 28 年度より地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行した。既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度は、既存の介護事業所の既存サービス（現行相当サービス）の訪問介護・通所介護サービスについて、要支援認定者の事業移行を進めた。ただ、移行により、以前のサービスが利用できなくなった対象者もあり、早期に町の実情にあったサービスの整備をおこなうことが必要である。

介護予防・生活支援サービス事業の状況（平成 28 年度）

内 容	回 数	金 額
訪問介護（現行相当）	35 回	126,630 円
通所介護（現行相当）	2,061 回	13,687,320 円

③ 歳出決算額 15,457,850 円

(5) 一般介護予防事業（決算書 P.185）

① 事業の目的内容

第一号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を事業対象者とし、要介護認定の有無や年齢等によって分け隔てることなく、地域の互助、民間のサービスなどと連携を図り、住民運営の通いの場や専門職等を活かした自立支援の取り組みを行う。

要支援状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現をめざす。

② 事業の成果と課題

ア 介護予防普及啓発事業（通所型）

	回 数	参加対象者数	参加実人数	参加延人数
運動器の機能向上 （転倒予防教室）	16 回	39 人	38 人	220 人
栄養改善・口腔機能向上 （おいしい教室）	8 回	26 人	20 人	87 人
認知症予防 （脳が目覚めるアート塾）	6 回	19 人	17 人	75 人

高齢化が進む本町において機能低下の高齢者は増加傾向にあり、今後はより一層運動機能の維持や認知症への理解・取り組みが必要である。

また、栄養改善・口腔機能向上がもたらす健康維持に注目し、舌圧トレーニングを行うことで、舌圧の大切さを伝えるとともに口腔機能の維持・改善に繋げていく。

イ 地域介護予防活動支援事業

シニア健康大学	実施回数	10 回
	参加人数	336 人

ウ いきいきふれあいサロン講師派遣事業（社会福祉協議会と連携実施）

転倒予防	認知症予防	その他	介護制度	計
7回	5回	23回	2回	37回
115人	46人	342人	19人	522人

住民の自主組織と連携した介護予防、高齢者の元気づくりが大切となる。

高齢者のみの世帯や一人暮らしが多くなっているため、高齢者同士の支え合い、地域の声かけによる安心・安全のネットワーク構築に向け取り組む必要がある。

また、関係機関と連携して住民自主組織を支援し、認知症への理解を深めていく。

エ 一般介護予防事業評価事業

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、高齢者の生活状況や不安に感じていること・要望などを捉えることができた。本調査の結果をさらに分析し、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に活かしていく。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成28年度）

対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援1、2の高齢者
圏域名	全体（加計・筒賀・戸河内）
配布数	2,627人
有効回答数	1,894人
有効回答率	72.1%

③ 歳出決算額	介護予防普及啓発事業	5,964,433円
	地域介護予防活動支援事業	300,000円
	一般介護予防事業評価事業	2,100,725円

□ 介護サービス事業特別会計

○ 福祉課

1 介護予防支援事業費

(1) 介護予防支援事業 (決算書 P. 196)

① 事業の目的内容

要介護認定者のうち要支援 1、2 の認定者に対し、地域包括支援センター及び委託した居宅介護支援事業所において訪問等での面接、アセスメント、介護予防サービス支援計画の作成を行うことを通して、自立した生活の確立と自己実現の支援を図るとともに、介護予防を推進する。特に、平成 28 年度は地域支援事業への移行の時期にあたり、対象者の生活が著しく混乱することなく、スムーズに新事業へ移行できるよう支援していく。

また、居宅において利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むため、要介護状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防支援を提供することを目的に実施する。

介護予防支援の状況 (平成 28 年度)

地域包括支援センター	居宅介護支援事業所委託	合 計
1,450 人 (月平均サービス利用 120 人)	99 人 (月平均サービス利用 8 人)	1,549 人 (月平均サービス利用 128 人)

認定者数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	H27 年度	H28 年度	増 減
要介護認定者数	606 人	593 人	△13 人
要支援認定者数	229 人	184 人	△45 人
合 計	835 人	777 人	△58 人
要支援認定者割合	27.4%	23.6%	

② 事業の成果と課題

引き続き総人口は減少傾向にあり、一段と高齢化率は上昇し、要支援認定者の約 90% は後期高齢者であるが、平成 28 年度の要介護・要支援認定者に占める要支援認定者の割合は減少した。その背景として、死亡や転出等による自然減、社会減の他に、介護保険制度の改正により、平成 28 年度は要支援 1、2 の認定者が地域支援事業の事業該当者へと移行 (→要介護認定を受けなくても、基本チェックリストの項目により予防事業の該当者となる) したことが考えられる。

現在、後期高齢者の一人暮らしが多く、遠方にいる家族が一人暮らしを心配して介護保険を申請するケースが多くなっており、今後は、要介護状態への移行を防ぐための地域支援事業該当者を対象とした予防事業の展開、地域における安心・安全のセーフティネットを住民組織とともに作っていくことが重要となる。

③ 歳出決算額 5,317,126 円

□ 簡易水道事業特別会計

○ 建設課

1 施設維持管理費

(1) 簡易水道総務・施設管理事業（決算書 P. 207）

① 事業の目的内容

地区住民に安全で安定した水を供給するために、適正な施設の維持管理及び水質の管理を行う。

今年度は、安芸太田町簡易水道統合認可申請業務を行い、旧町村ごとに存在していた3簡易水道と2飲料水供給施設を安芸太田町簡易水道事業として一つに統合した。

② 事業の成果と課題

安芸太田町の水道施設はすでに更新時期に入りつつある。アセットマネジメントによる管理運営を行い、財源が限られた中でも計画的に更新を進める必要がある。現在は老朽化対策の補助事業はなく、単独事業費であるため、十分に計画を立てながら、水道事業の維持管理を行い経営の効率化を進め、経営基盤を強化していく必要がある。

また、現在は地方公営企業法非適用で事業を行っているが、今後において法適用での事業経営をすべきか検討の必要性がある。

安心・安全な水道水を供給するため、原水の水質・水量の状況に対応できる専門技術者の育成と、水道事業における技術の継承も重要な課題となっている。

・加入世帯及び人口の状況

平成29年3月31日（現在）

簡易水道	計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口	加入率
加 計	3,790	2,292	2,063	90.0%
戸河内	2,980	1,802	1,713	95.1%
筒 賀	1,970	954	941	98.6%
計	8,740	5,048	4,717	93.4%

飲料水供給施設	計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口	加入率
計	130	12	12	100%

・分担金の状況

（単位：円）

簡易水道	地区	工事種別	量水器径種	加入者分担金
加 計	木坂	新設	13 mm	54,000
加 計	本町	新設	20 mm	118,800
加 計	西旭町	新設	13 mm	702,000
加 計	下殿河内	新設	13 mm	54,000
加 計	下殿河内	臨時	20 mm	59,400

簡易水道	地区	工事種別	量水器径種	加入者分担金
加 計	香草	新設	13 mm	54,000
筒 賀	井仁	新設	13 mm	108,000
戸河内	土居	新設	13 mm	54,000
戸河内	上殿	新設	13 mm	54,000
戸河内	上殿	新設	20 mm	118,800
戸河内	上殿	増径	13→20	64,800
計				1,441,800

### ③ 使用料の収納状況

徴収業務において、督促、電話訪問催告を行っている。どうしても支払わない者に対し年2回の給水停止を行った。現在の給水停止件数は昨年度から引続き分の2件となっている。

町全体の収納率は98.12%であり、今後も適正な徴収業務、滞納整理に努める。

#### ・使用料徴収状況

(単位:円)

簡易水道	調定額	不納欠損額	収入額	未収額	収納率
合 計	91,096,381	0	89,384,466	1,711,915	98.12%

### ④ 事業の執行状況

#### ・修繕料

(単位:円)

簡易水道	加計		筒賀		戸河内	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
給水管	4	923,272	12	397,036	18	530,365
配水管	4	807,840	13	2,091,748	9	4,737,960
原水浄水施設	8	2,070,360	12	3,162,259	4	2,772,360
計	16	3,801,472	29	5,651,043	31	8,040,685
量水器交換	40	338,040	72	462,957	3	16,200
合 計	計	4,139,512	計	6,114,000	計	8,056,885

#### 主な修繕

箇所	修繕名
加 計	中央監視装置用無停電電源装置修繕
	遅越加圧ポンプ所・船来取水場・坪野取水場ルーター取替修繕
	南部地区 町道高下3号線中国縦貫道高架内漏水修繕
筒 賀	坂原地区 奥の原橋水道添架管保温修繕
	中央地区 大井配水池水位計修繕
戸河内	土居地区 仕切弁・空気弁周囲舗装修繕
	松原地区 給水ユニット修繕

・ 工事請負

① 事業の目的内容

従来の戸河内簡易水道遠隔監視システムが故障し、修繕も不能と診断されたことを受け更新工事を行った。

② 事業の成果

従来のシステムでは不可能であった携帯端末での状態監視や警報通知が行えるようになった。

また、汎用品でシステムを構築したことでトラブル発生時の修繕が容易となった。

③ 事業の執行状況

(単位:円)

工 事 名	概 要	事 業 費
戸河内簡易水道遠隔監視システム更新工事	建設課室内及び各浄水場の遠隔監視システムの更新	15,648,120

主な業務委託

(単位:円)

業 務 名	金 額
水質管理業務 (水質基準、水質管理目標設定、クリプトスポリジウム・ジアルジア・嫌気性芽胞菌)	17,944,200

④ 公債費の状況

ア 町債償還金(元金) 92,543,426円

イ 〃 (利息) 18,220,156円

(2) 簡易水道事業統合

当町は町村合併後、3簡易水道と2飲料水供給施設の経営を行っていたが、平成29年度より1自治体につき1水道事業が国庫補助の案件となることを受け、事業の統合認可変更を行なった。

(単位:円)

業 務 名	金 額
安芸太田町簡易水道統合認可申請業務	10,800,000

□ 農業集落排水事業特別会計

○ 建設課

1 施設維持管理費

(1) 施設維持管理事業（決算書 P. 220）

① 事業の目的内容

本事業は、農業集落において、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境の向上を実現するとともに、公共水域である水路・河川・海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全することを目的とした農林水産省管轄の汚水処理事業である

加計地区では平成8年度より殿賀処理区、筒賀地区では平成9年度から坂原・井仁・田ノ尻の3処理区、戸河内地区では平成12年度から本郷処理区が供用を開始した。

② 事業の成果と課題

平成28年度末の下水道への加入状況は次表のとおりである。

殿賀、坂原、井仁、田ノ尻の4処理区においては、ほとんどの家庭及び事業所が下水道へ接続しているが、本郷処理区は水洗化率が約8割に留まっている。

加入促進に努めているが、未接続の家庭は高齢者の独り暮らし世帯が多く、なかなか加入率が上がらないのが現状である。そのような状況の中で、今年度は7件の加入があった。

供用開始からいずれの施設も一定程度の年月が経過しており、管渠や処理施設の長寿命化が重要案件となる中で、適正な維持管理と並行して計画的な修繕・更新を行い、今後のライフサイクルコスト低減を図っていく。

・水洗化の状況

処理区名	平成27年度			平成28年度		
	計画区域内 人口	水洗化 人口	水洗化率 (%)	計画区域内 人口	水洗化 人口	水洗化率 (%)
殿 賀	290	287	98.9	292	290	99.3
坂 原	33	33	100.0	31	31	100.0
井 仁	54	54	100.0	54	54	100.0
田ノ尻	43	40	93.0	41	38	92.7
戸河内本郷	871	731	83.9	846	710	83.9
計	1,291	1,145	88.6	1,264	1,123	88.8

・加入者分担金収納状況

(単位：円)

処理区名	件数	収入額
殿 賀	2件	400,000
筒 賀	2件	400,000
戸河内本郷	3件	600,000
計	7件	1,400,000

今後も引き続き処理区域内の未加入者に対し接続加入を呼びかけ、水洗化率向上に努める。

③ 使用料収納状況

料金収入は前年度と比べ、ほぼ横ばいである。電話催告、納付誓約等により収納率の向上に努める。

町全体の収納率は99.51%となっており、引き続き収納率向上に取り組む。

・使用料徴収状況 (単位：円)

調定額	収入済額	未納額	収納率
28,901,458	28,759,878	141,580	99.51%

④ 施設の修繕状況

町内5処理区のうち、一部設備においては耐用年数を超えている。

施設の適正な維持修繕や最適な管理によりライフサイクルコストの低減、経費の平準化を図りながら計画的な修繕を行う。

・修繕料 (単位：円)

	加計		筒賀		戸河内	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
処理場	2	4,283,280	1	469,800	2	255,960
管渠	1	278,640	6	2,588,760	4	1,836,000
個別排水	0	0	5	118,800	0	0
計	3	4,561,920	12	3,177,360	6	2,091,960

・主な修繕内容

地区名	修繕名
加計	殿賀浄化センターUV計更新修繕
筒賀	筒賀処理区S-2 8MHP場水中ポンプ取替修繕
戸河内	本郷処理区水中汚水ポンプオーバーホール

⑤ 維持管理委託状況

町内5処理区の施設の維持管理は、町内業者に委託して管理運営を行っている。

・委託状況 (単位：円)

委託業務	殿賀	坂原	井仁	田ノ尻	本郷
終末処理場	3,097,440	518,400	544,320	907,200	7,594,560
計測機器保守点検	0	0	0	0	3,525,120
マンホールポンプ	466,560	246,240	51,840	194,400	907,200
合計	3,564,000	764,640	596,160	1,101,600	12,026,880

⑥ 公債費の状況

ア 町債償還費 (元金) 50,925,434 円

イ 〃 (利息) 13,166,348 円

□ 特定環境保全公共下水道事業特別会計

○ 建設課

1 施設維持管理費

(1) 施設維持管理事業 (決算書 P231)

① 事業の目的内容

本事業は、自然保護や生活環境の改善が必要な地域にあって、一般家庭及び各種事業所等から排出される生活雑排水を速やかに処理することで、清潔・快適・安全な生活環境を実現するとともに、公共水域である水路、河川、海洋の水質汚濁を防止し、環境を保全することを目的とした公共下水道事業である。

加計地区では平成 19 年度から加計処理区、筒賀地区では、平成 13 年度から筒賀処理区、戸河内地区では、平成 13 年度から横川処理区、平成 18 年度から上殿処理区、平成 21 年度から柴木処理区が供用開始した。

現在は、これら処理区の管渠及び処理施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質保全を図っている。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度末の下水道への加入状況は次表のとおりである。

今年度は下水道未接続者に対し、書面にて早期接続の依頼を行った結果、水洗化率の低い上殿、加計地区において一定の成果を得ることができた。

・ 処理区毎の水洗化状況

処理区名	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画区域 内人口	水洗化 人口	水洗化率 (%)	計画区域 内人口	水洗化 人口	水洗化率 (%)
筒 賀	759	755	99.5	743	740	99.6
横 川	8	7	87.5	7	7	100.0
上 殿	644	491	76.2	632	505	79.9
加 計	1,262	847	67.1	1,239	854	68.9
柴 木	83	70	84.3	84	71	84.5
計	2,756	2,170	78.7	2,705	2,177	80.5

・ 加入者分担金収納状況

(単位：円)

処理区名	件数	収入額
加 計	10 件	2,000,000
上 殿	7 件	1,400,000
横 川	1 件	200,000
計	18 件	3,600,000

③ 使用料収納状況

督促、電話・訪問催告により徴収業務を行っているが収納率の向上につながら

ない。その理由として、納付誓約の不履行を繰り返す悪質滞納者の存在がある。町全体の収納率は98.59%となっており、今後も適正な徴収事務、滞納整理に努める。

使用料徴収状況

(単位：円)

調定額	収入済額	未納額	収納率
70,363,145	69,372,209	990,936	98.59%

④ 施設の修繕状況

施設の老朽化に伴い、年々修繕費の額が増加傾向にある。今後は、長寿命化計画を策定し、経費の平準化を図る必要がある。

修繕料

(単位：円)

	加計		筒賀		戸河内	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
処理場	2	1,360,800	4	1,263,600	4	3,484,728
管渠	2	479,520	4	271,080	1	388,800
計	4	1,840,320	8	1,534,680	5	3,873,528

主な修繕内容

地区名	修繕名
加計	加計浄化センター活性炭吸着塔活性炭交換修繕
筒賀	筒賀水質管理センター濃縮汚泥ポンプ室床排水ポンプ交換修繕
戸河内	上殿浄化センター負荷量演算器修繕

⑤ 維持管理委託状況

町内5処理区の施設の維持管理は、町内業者に委託して管理運営を行っている。

・委託状況

(単位：円)

委託業務	上殿	横川	筒賀	加計	柴木
終末処理場	8,190,720	9,927,360	11,962,080	8,566,560	7,140,960
計測機器保守点検	3,123,360	2,566,080	3,097,440	2,553,120	2,786,400
マンホールポンプ	855,360	311,040	1,360,800	855,360	168,480
産廃処分(脱水)	6,123,600	226,800	5,443,200	6,123,600	907,200
産廃処分(運搬)	1,122,660	41,580	997,920	1,122,660	166,320
産廃処分(コンポスト)	914,427	33,264	799,833	992,764	148,690
合計	20,330,127	13,106,124	23,661,273	20,214,064	11,318,050

⑥ 公債費の状況

ア 町債償還費(元金)	184,738,114円
イ 〃(利息)	34,988,022円

□ 筒賀財産区特別会計

○ 筒賀支所 住民生活課

1 総務管理費

(1) 財産区管理会運営事業 (決算書 P. 244)

① 事業の目的内容

旧筒賀村の村有林を、合併に伴い筒賀財産区として管理している。  
管理会を設置して管理運営を行い、計画に沿った施業を実施している。

② 事業の成果と課題

財産区管理会の運営に必要な経費を支出している。  
平成 29 年 2 月 5 日筒賀財産区管理委員選挙会実施。

委員会開催状況

回数	開催月日	議案処理件数	出席委員数
1	6 月 15 日	報告 1、同意 3、27 年度事業報告、決算	6
2	9 月 21 日	報告 1、同意 3、環境貢献林、被害木処理	6
3	12 月 26 日	報告 1、同意 1、29 年度事業計画	7
4	2 月 10 日	同意 3、29 年度予算、ライフル射撃場使用	5
5	2 月 22 日	会長・副会長選挙、報告 1、同意 1	6

③ 金額

報酬 (委員報酬)	401,993 円
旅費 (費用弁償)	8,900 円
需用費	7,720 円

(2) 一般管理事業 (決算書 P. 244)

① 事業の目的内容

財産区の運営に必要な事務経費を一般会計に繰り出している。

② 事業の成果と課題

財産区の事務経費を一般会計に繰り出し、林業総務管理事業等に充当している。

③ 金額

ア 歳出

一般会計繰出金	120,000 円
---------	-----------

イ 歳入

2. 1. 1. 1 林野貸付収入

項目	人数	面積	筆数	金額 (円)
わさび田用地	5 人	2,468 m <sup>2</sup>	11 筆	29,675
項目		面積	単価	金額 (円)
中国電力(株)打梨鉄塔用地		318 坪	220 円/坪	69,960
ソフトバンク携帯無線基地局用地		113 m <sup>2</sup>	84 円/m <sup>2</sup>	9,492

(3) 企画保護事業 (決算書 P. 244)

① 事業の目的内容

分収育林契約者 (253 名) に対し、立木所有権の買取りを行った。  
分収育林の立木所有権を安芸太田町へ譲渡した。

② 事業の成果と課題

第1次分収育林契約費用負担者持口数 110 口の内 2 口 600,000 円買取った。  
第2次分収育林契約費用負担者持口数 67 口の内 1 口 300,000 円買取った。  
第3次分収育林契約費用負担者持口数 100 口の内 1 口 200,000 円買取った。  
残りの費用負担者持口については平成 29 年度に買取りを継続する。  
分収育林契約費用負担者より買取りした 4 口の内、30%を安芸太田町へ  
330,000 円で譲渡し、筒賀財産区管理基金へ積み立てた。  
第2次分収育林契約の 15 年延長に伴い森林保険の更新。

③ 金額

ア 歳出

役務費 1,058,144 円

投資及び出資金 1,100,000 円

イ 歳入

3.1.3.1 分収権譲渡収入

項目	金額(円)
分収権譲渡収入	330,000

2 財産造成費

(1) 財産造成施業事業 (決算書 P. 244)

① 事業の目的内容

財産区内の立木の保育関係を施業している。

② 事業の成果と課題

平成 28 年度の施業については、TPP 事業 (合板・製材生産性強化対策事業) で  
収入間伐を、また、環境貢献林整備事業により切捨て間伐を施業した。

各施業地の林齢・現地の状況等により、補助事業を選択して施業を行っている。

造成施業状況

TPP 事業 (合板・製材生産性強化対策事業)

作業種	事業量 (ha)	筆数	委託金額 (円)
間伐 (搬出)	6.52ha		
素材生産・販売	360.033 m <sup>3</sup>		1,982,924
合計			1,982,924

環境貢献林整備事業

事業箇所	事業量 (ha)	筆数	負担金額 (円)
白土山 外	20.00	4	200,000

③ 金額

ア 歳出

委託料 1,982,924 円

負担金 200,000 円

イ 歳入

1.1.1.1 立木売払収入

事業個所	事業量	売払金額(円)	備考
上筒賀仕形ヶ山 外	360.033 m <sup>3</sup>	3,729,622	搬出間伐

3 基金積立金

(1) 筒賀財産区管理基金管理事業 (決算書 P. 246)

① 事業の目的内容

筒賀財産区管理基金管理

② 事業の成果と課題

筒賀財産区管理基金利子相当分 79,626 円、広島県造林地分収配当金 403,019 円及び、分収権譲渡収入 330,000 円を筒賀財産区管理基金へ積み立てた。

筒賀財産区管理基金から 1,040,932 円取崩し、筒賀財産区特別会計へ繰り入れた。

③ 金額

ア 歳出

積立金 812,645 円

イ 歳入

3.1.2.1 利子及び配当

項目	金額(円)
筒賀財産区管理基金利子	79,626
広島県造林地分収配当金	403,019

4.1.1.1 財産区管理基金繰入金

項目	金額(円)
財産区管理基金繰入金	1,040,932

□ 定額運用基金の概要

1 定額運用基金の運用状況について

この調書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、平成28年度における定額運用基金の状況を説明する。

(単位：円)

奨学金貸付基金	貸付金	平成27年度末	平成28年度中の収支		平成28年度末
		現 在 高	貸付高	返還高	現 在 高
		50,566,450	6,672,000	6,025,700	51,212,750
現 金	平成27年度末	平成28年度中の収支		平成28年度末	
	現 在 高	収 入	支 出	現 在 高	
	42,178,627	返還金 寄附金 利 子	6,025,700 190,000 54,222	6,672,000	41,776,549
計	92,745,077	12,941,922	12,697,700	92,989,299	

# 平成29年度 安芸太田町組織図

平成29年4月1日現在

